

9822

金
含
靈
妙
法

序

大正十二年九月一日、突如として大地震起り、地上の物體悉く倒壊して、其の響百雷の落つるに同じ。尋て火災起り勢燎原の如く、砂塵飛び黒煙冲し、凄絶慘絶、平和の街衢は俄然阿鼻叫喚の修羅場と變ず。而して其の震動の範圍廣汎に亘り、一朝にして帝都を始め一府五縣の都市村邑を焦土と化し、幾萬の生靈と巨億の富とを鳥有に歸し、以て經濟上安定の基礎を覆せり。

我が至仁至慈なる

今上陛下には畏くも深く軫念あらせられ、乃内帑の鉅資を下し賜りて、惠撫賑卹の天恩を垂れさせられ、更に大詔を渙發し、期するに民心の安定

を以てし給へり。我等恐懼感激措く所を知らず、不肖乏しきを斯の任に承け、謹て聖旨を奉戴し、苟も善後施設の敢て愆るながらむことを期せり。幸にして公私内外の應援と協力とに藉り、處理其の當を失することなく、大體に於て復興の事を竣りたるは、窮に欣快とする所なり。

且つ夫れ我が鎌倉は、位置震源に近き爲、激震と猛火に加ふるに海嘯を伴ひたれば、被害一層激甚を極めたり。此の空前の慘害に遭遇せし體驗者たる我等は、之を記録して後人に傳へむと欲し、曩に編纂委員を擧げ之に囑して關係資料を蒐集せしめ、主事小坂藤若をして之が編纂の事に従はしめたり。今や稿成るを告ぐ。叙事尙増補改訂を要すべきものなきに非ずと雖も、編者は多端なる公務の傍之に當り、已に多くの歲月を費したれば、一先づ之を印刷に付し、關係方面に頒つことゝせり。然も行文の間力めて

潤色誇張を避け、實況叙述に思を致したり。庶幾くは異日の考覈に資する
に足らむ歟

昭和五年十二月

鎌倉町長 清川來吉

鎌倉震災誌序

大正十二年九月一日の大震災は、思ひ出すだに慄然とする大惨事にて、若し其物語を書き残して、後代に裨補するものがないならば、寧ろ一時も早く忘れ去らんこそ、我等の希望である。然るに我國の位地は、不幸にも世界の大地震帶の一部に當り、過去に於て屢々大震災に見舞はれたるのみならず、將來に於ても亦同様の殃に會するの悉無を期し難い。然れば則ち大正十二年のかの不幸なる経験を、今日尙ほ記憶の新たなる間に精細に叙述し置きて、一は後世の油斷を警め、一は斯種の災厄に當りて如何に處置すべきかの指針を示すは、正に我等の義務でなければならぬ。

大正十二年の大震災は、世人が全く震災なるものを忘れたる際に突如として襲來した。従つて豫め其災害を防ぐの施設の存せざりしは云ふまでも

なく、災後の處理に就ても亦甚だ混雜を極めた。震災の損害が、此事前事後の不用意に依り加重せられた事は疑ひない。之は後世子孫の深く警るべき教訓である。併しながら又大正十二年の大震災が、其直後に於て人心より私利の念を去り、隣保相助け、一致協力災後の復興に精進する氣魄を醸成したる顛末に於ては、後代に傳へて範となすに足るもののが少くない。

本書は以上の如き趣旨に依り、鎌倉町を中心とする大正十二年の大震災前後の事實を正確に記録することを目的とせるものである。編纂は鎌倉町の任命せる委員若干名の協議に依り、主として委員小坂藤若君が之に當つた。後代本書を繙く者此記録に依つて除災の福を享けんこと我等の切なる祈願である。

昭和五年十二月

鎌倉震災誌編纂委員

詔書

朕神聖ナル祖宗ノ洪範ヲ紹キ光輝アル國史ノ成跡ニ鑑ミ皇考中興ノ宏謨ヲ繼承シテ肯チ懲ラサラムコトヲ庶幾シ夙夜兢業トシテ治ヲ圖リ幸ニ祖宗ノ神祐ト國民ノ協力トニ賴リ世界空前ノ大戰ニ處シ尙克ク小康ヲ保ツヲ得タリ

奚ソ圖ラム九月一日ノ激震ハ事咄嗟ニ起リ其ノ震動極メテ峻烈ニシテ家屋ノ潰倒男女ノ慘死幾萬ナルヲ知ラス剩ヘ火災四方ニ起リテ炎篭天ニ冲リ京濱其ノ他ノ市邑一夜ニシテ焦土ト化ス此ノ間交通機關杜絶シ爲ニ流言蜚語盛ニ傳ハリ人心恠々トシテ倍々其ノ慘害ヲ大ナラシム之ヲ安政當時ノ震災ニ較フレハ寧ロ凄愴ナルヲ想知セシム

朕深ク自ラ戒慎シテ已マサルモ惟フニ天災地變ハ人力ヲ以テ豫防シ難ク只速ニ人事ヲ盡シテ民心ヲ安定スルノ一途アルノミ凡ソ非常ノ秋ニ際シテハ非常ノ果斷ナカルヘカラス若シ夫レ平時ノ條規ニ膠柱シテ活用スルコトヲ悟ラス緩急其ノ宜ヲ失シテ前後ヲ誤リ或ハ個人若ハ一會社ノ利益保障ノ爲ニ多衆災民ノ安固ヲ脅スカ如キアラハ人心動搖シテ底止スル所ヲ知ラス朕深ク之ヲ憂惕シ既ニ在朝有司ニ命シ臨機救濟ノ道ヲ講セシメ先ツ焦眉ノ急ヲ拯フヲ以テ惠撫慈養ノ實ヲ舉ケムト

欲
ス

抑モ東京ハ帝國ノ首都ニシテ政治經濟ノ樞軸トナリ國民文化ノ源泉トナリテ民衆一般ノ瞻仰スル所ナリ一朝不慮ノ災害ニ罹リテ今ヤ其ノ舊形ヲ留メスト雖依然トシテ我國都タルノ地位ヲ失ハス是ヲ以テ其ノ善後策ハ獨リ舊態ヲ回復スルニ止マラス進ンテ將來ノ發展ヲ圖リ以テ菴衢ノ面目ヲ新ニセサルヘカラス

惟フニ我忠良ナル國民ハ義勇奉公朕ト共ニ其ノ慶ニ賴ラムコトヲ切望スヘシ之ヲ慮リテ朕ハ宰臣ニ命シ速ニ特殊ノ機關ヲ設定シテ帝都復興ノ事ヲ審議調査セシメ其ノ成案ハ或ハ之ヲ至高顧問ノ府ニ諸ヒ或ハ之ヲ立法ノ府ニ謀リ籌畫經營萬遺算ナキヲ期セムトス

在朝有司能ク朕カ心ヲ心トシ迅ニ災民ノ救護ニ從事シ嚴ニ流言ヲ禁遏シ民心ヲ安定シ一般國民亦能ク政府ノ施設ヲ翼ケテ奉公ノ誠悃ヲ致シ以テ興國ノ基ヲ固ムヘシ朕前古無比ノ天殃ニ際會シテ郵民ノ心愈々切ニ寢食爲ニ安カラス爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ體セヨ

御名御璽

攝政名

大正十二年九月十二日

詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道徳ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ効果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ

輓近學術益々開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ

是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序

ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ產ヲ治メ出テハ一己ノ利害ニ偏セシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌々國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

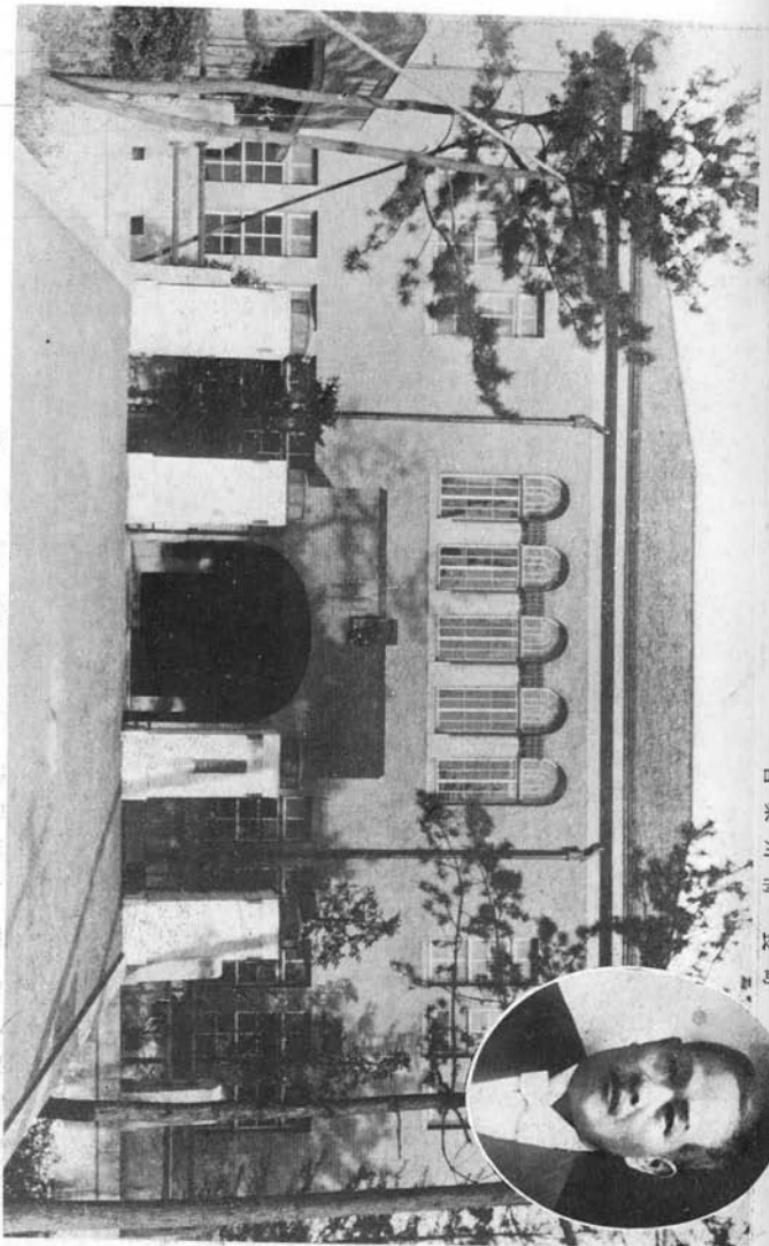
攝政宮御沙汰

今回稀有ノ大地震東京及近縣ヲ襲ヒ之ニ加フルニ大火ヲ以テシテ其ノ慘害甚タ大ナルハ實ニ國家
生民ノ不幸ナリ予ハ其ノ實況ヲ見聞シテ日夜憂戚シ殊ニ罹災者ノ境遇ニ對シテハ心深ク之ヲ傷ム
茲ニ内帑ヲ頒チテ其ノ苦痛ノ情ヲ慰メムト欲ス官民其レ協力シテ適宜應急ノ處置ヲ爲シ以テ遺憾
ナキヲ期セヨ

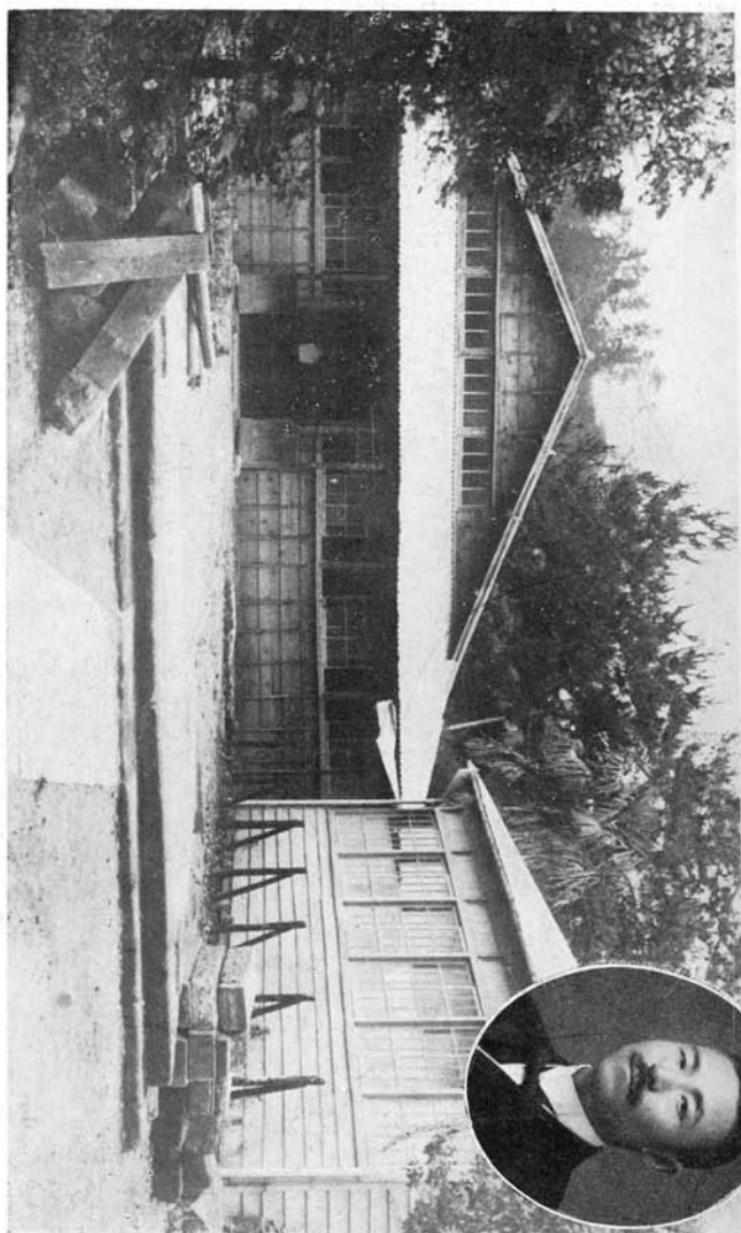
大正十二年九月三日

吉来川浦長町

復興した倉庫町役場



雄義川早長町前



舍廳假場役

元 告 の ひ 罰 判 書 謄

町内臨時救護所左側

小川市内十日市各方面

上野 喜

清川 岸

吉澤 各處待機

大町 丸瀬布支度

青島 慶田 小倉

宮之子毛洋保

長谷 大二

吉田七郎

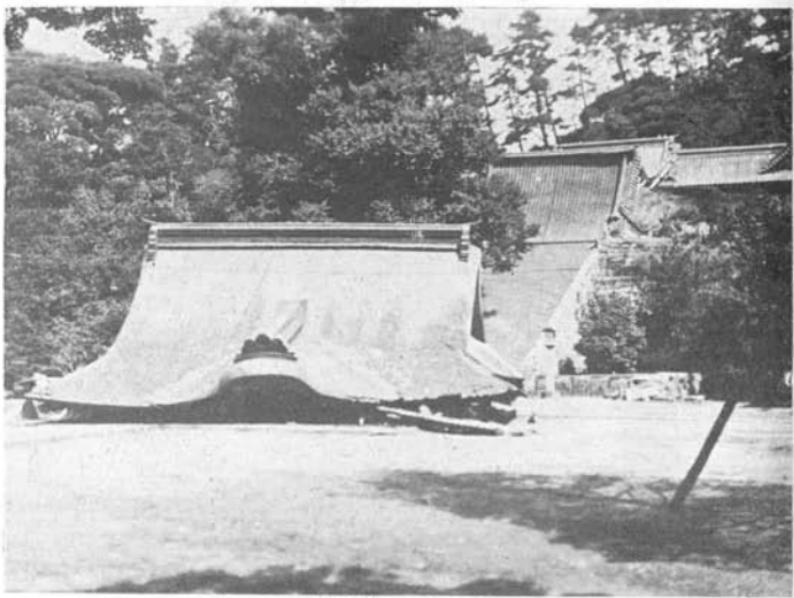
竹内

公示
倉津 二院 日本一軍艦ハアドリ
人米國 駆逐艦ニシテ錄食送入
東山十三在住スル外國人保護ノ為ニ
手続セシモニ

文五十二年九月廿日

錦倉町役場

(一) 跡 の 嘘 惨

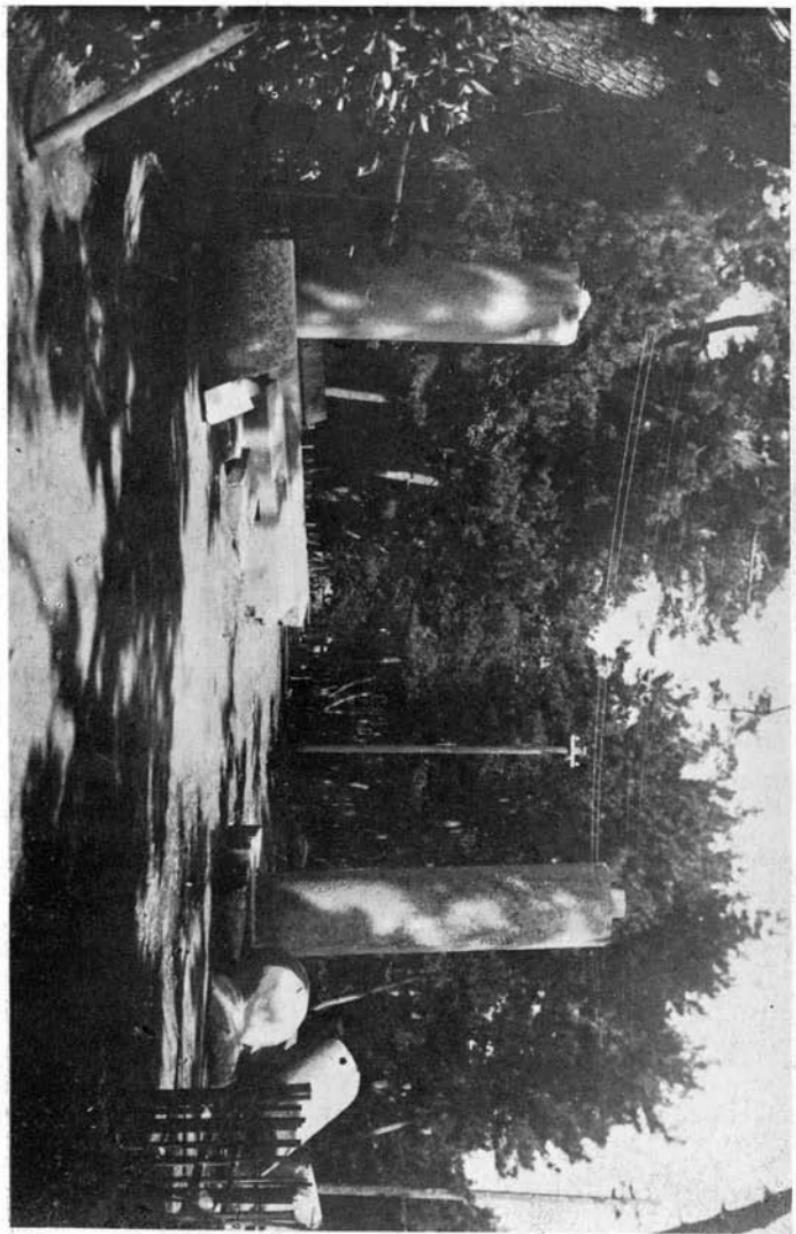


景全宮 鶴岡八幡宮

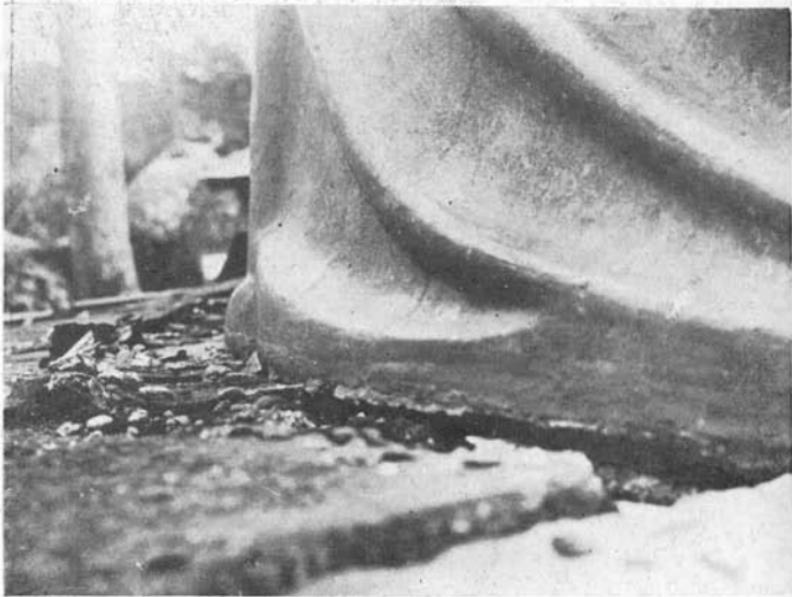


同宮 樓門

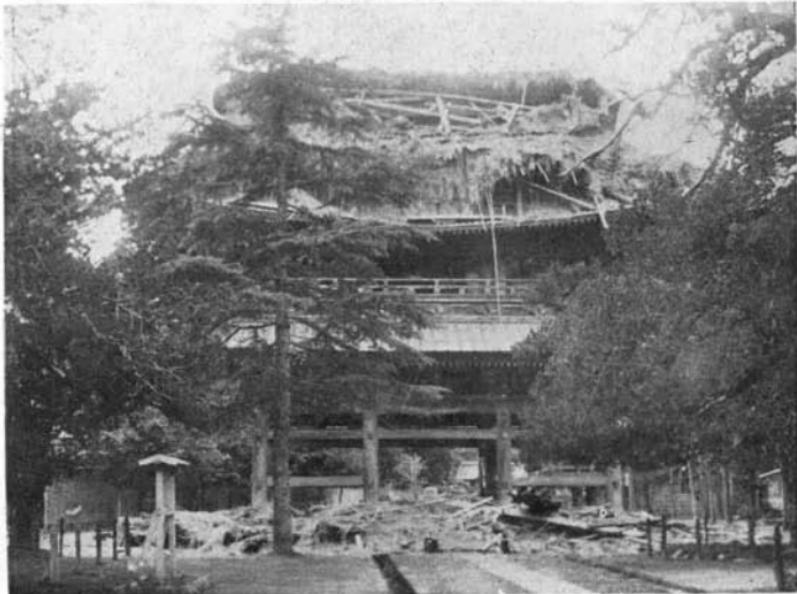
(二) 路の警慄



(三) 慘害の跡



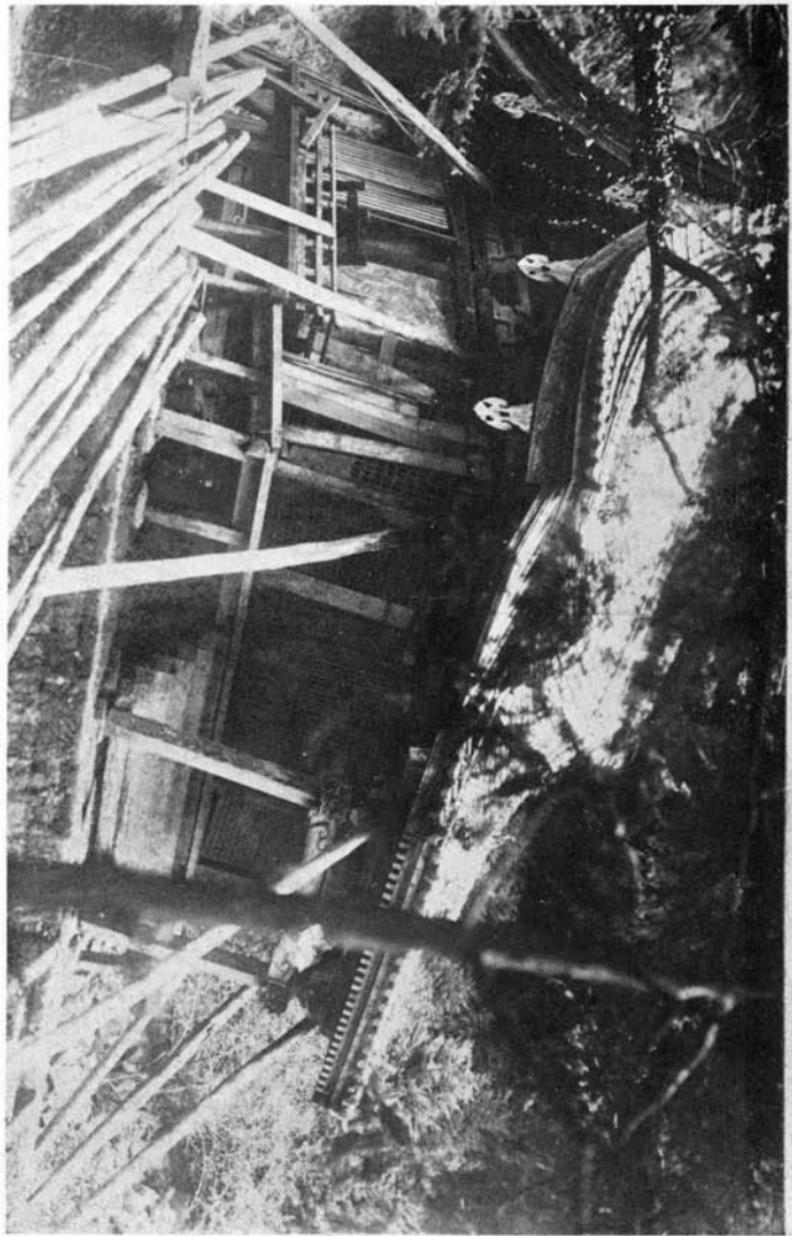
大佛の前進の跡



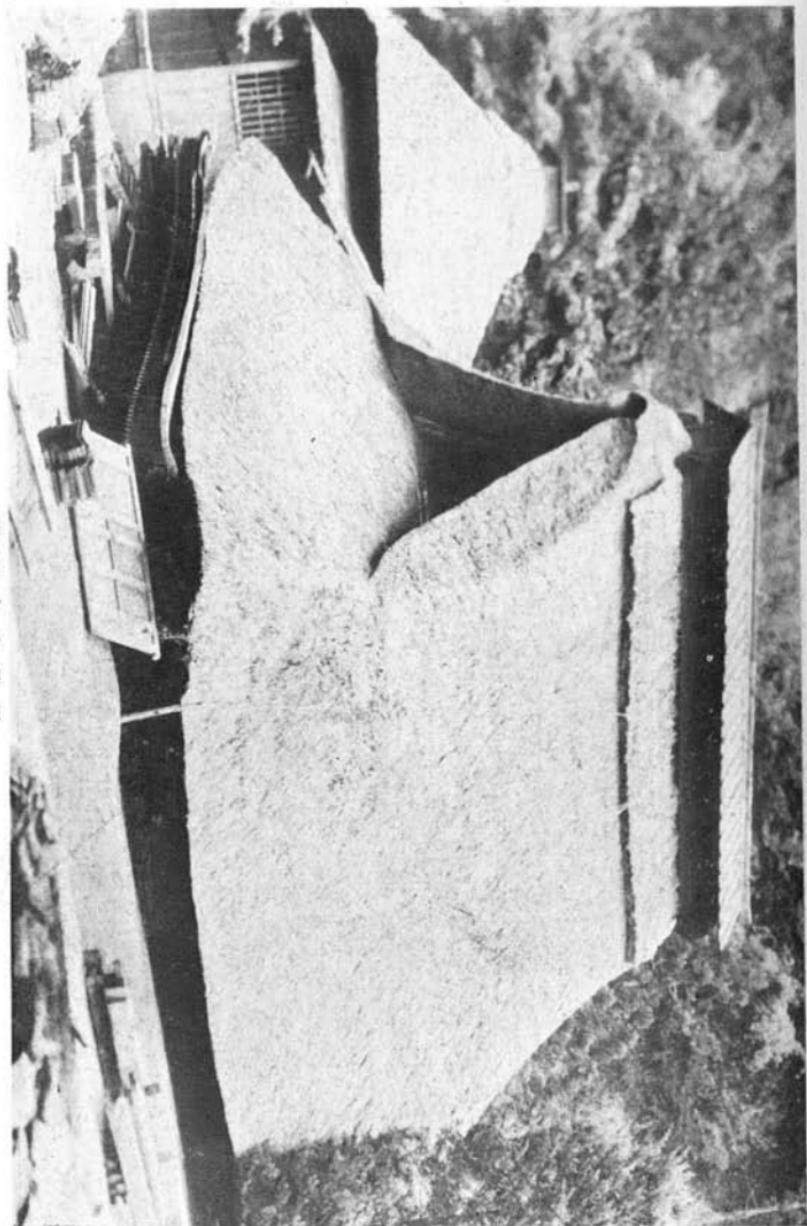
建長山門

(四) 跡 の 告 慘

般社神天柄桂たへ支く漸



(71) 跡 の 喜 慮



殿利舍寺覺圓

(六) 跡 の 壊 慘



寺 福 本 堂

(七) 跡 の 害 慘



堂 本 寺 榮 繁



丈 方 寺 勝 長

(八) 跡 の 告 慘

校 穂 小 倉 錠



(九) 跡 の 害 慘



(座下材) 物 通 風 洋



通 岸 海 濱 ケ 比 由

(○一) 惨害の跡



長谷町通り



坂下通り

(一一) 跡 の 害 慘

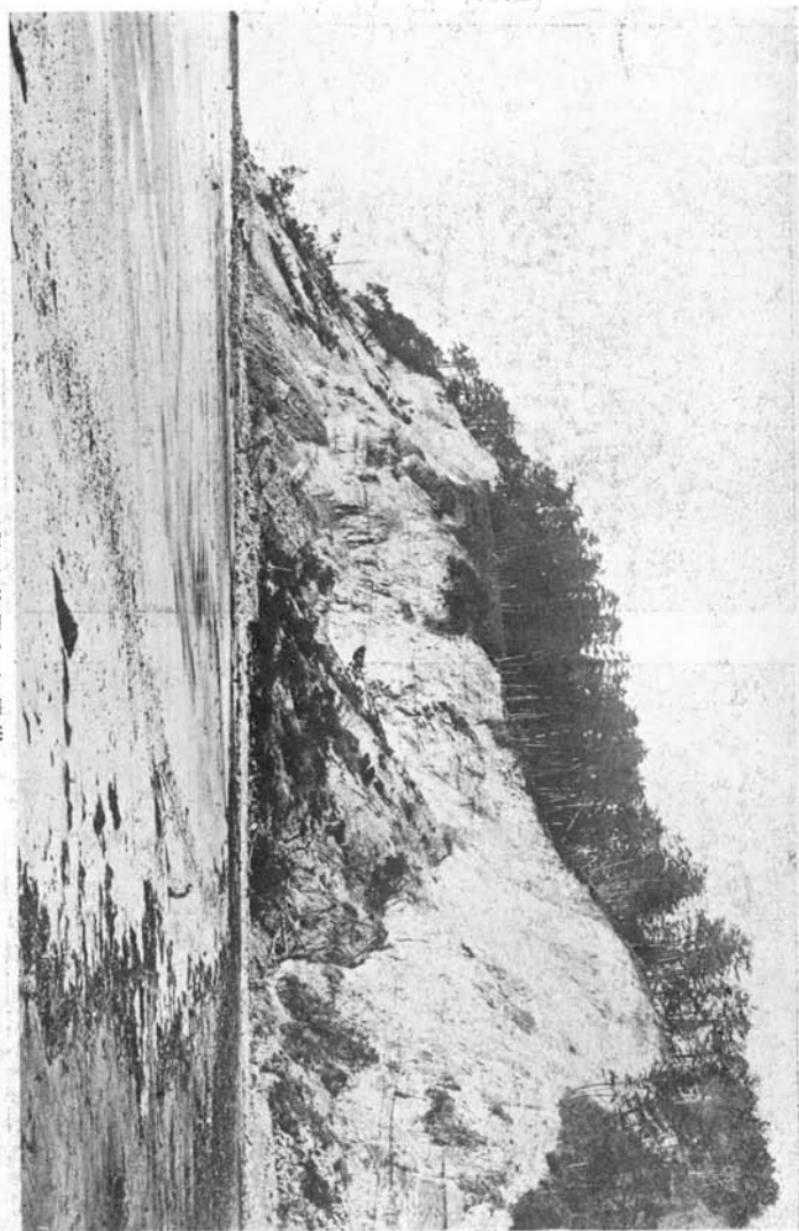


(ルテホ濱海) 物 建 風 洋



業作の兵工と坂袋小

(二一) 跡 の 墓 標



面影崎仙靈たし標崩

(三一) 櫻の害跡



跡焼の前場車停



跡焼の近附地六

(四一) 跡 の 害 慘



跡焼の通前佛大谷長



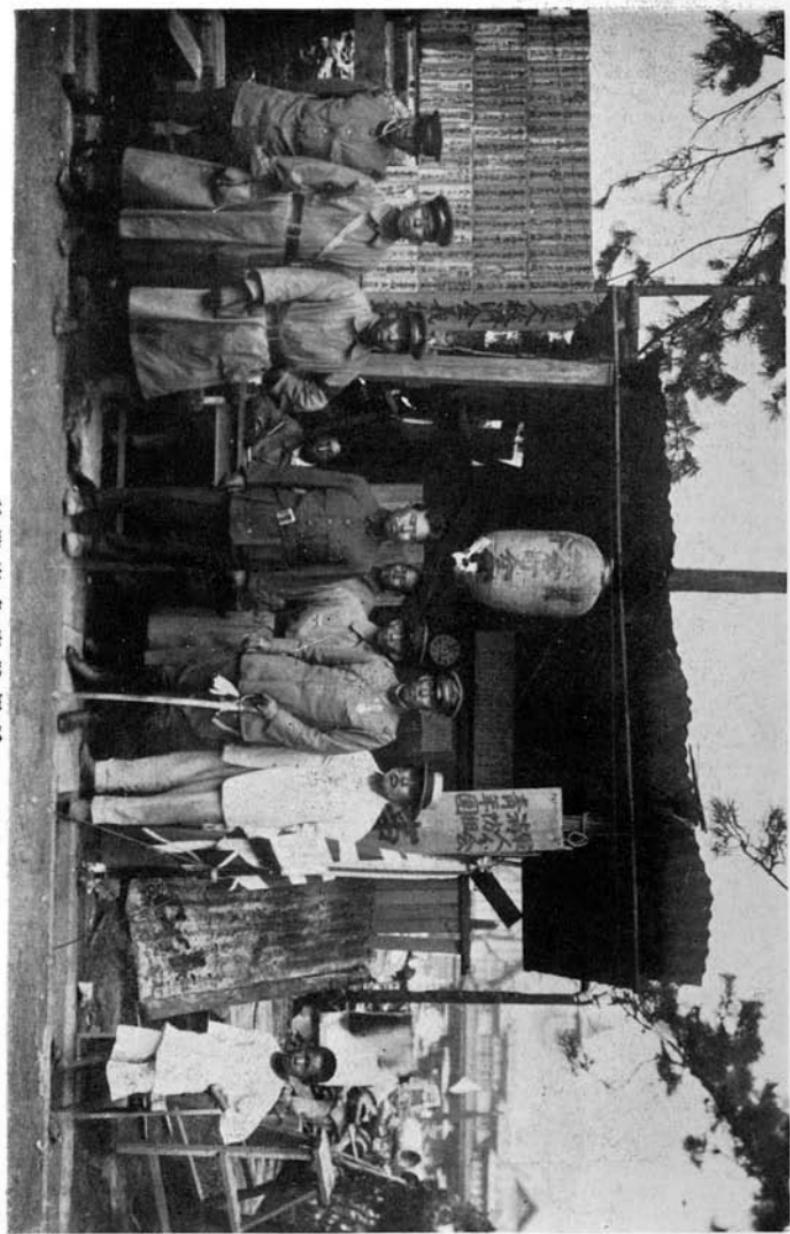
跡 燒 海 下 の 坂

(一) 置處急應



所為事急應

(二) 置處急燃

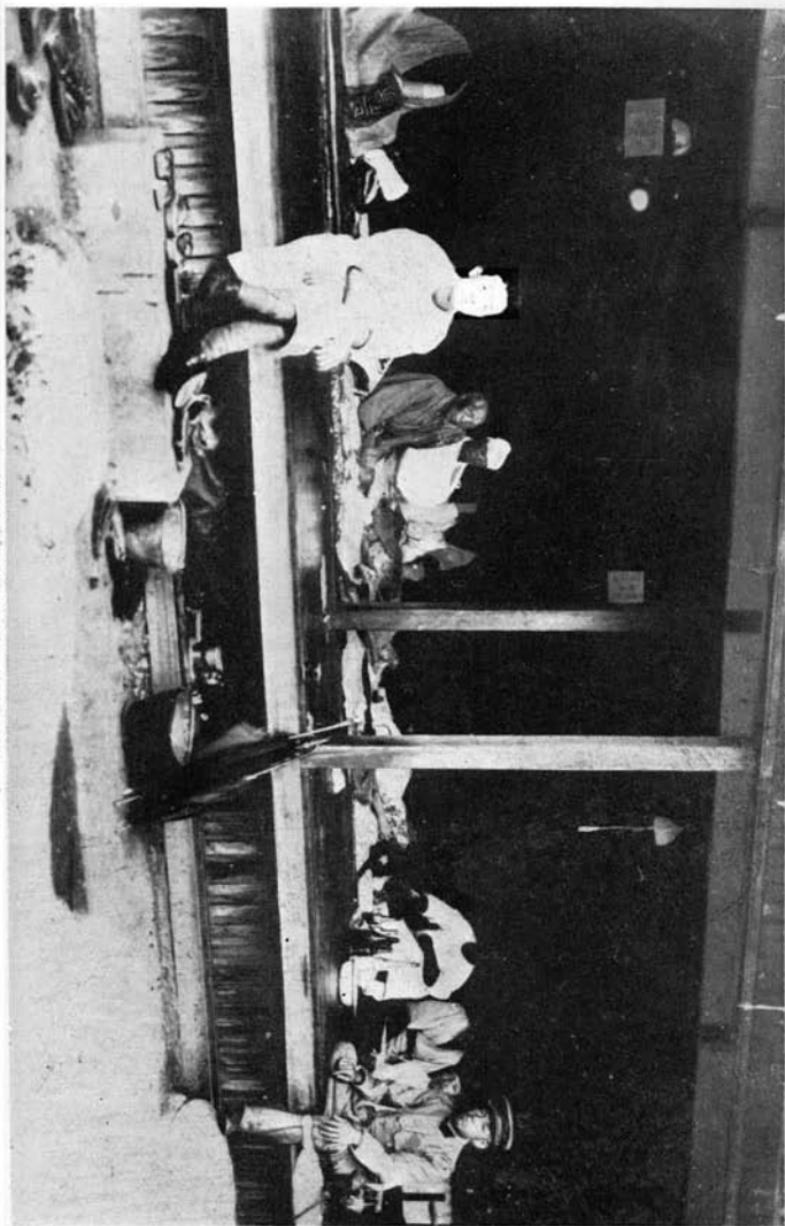


(三) - 三 處 忽 閃

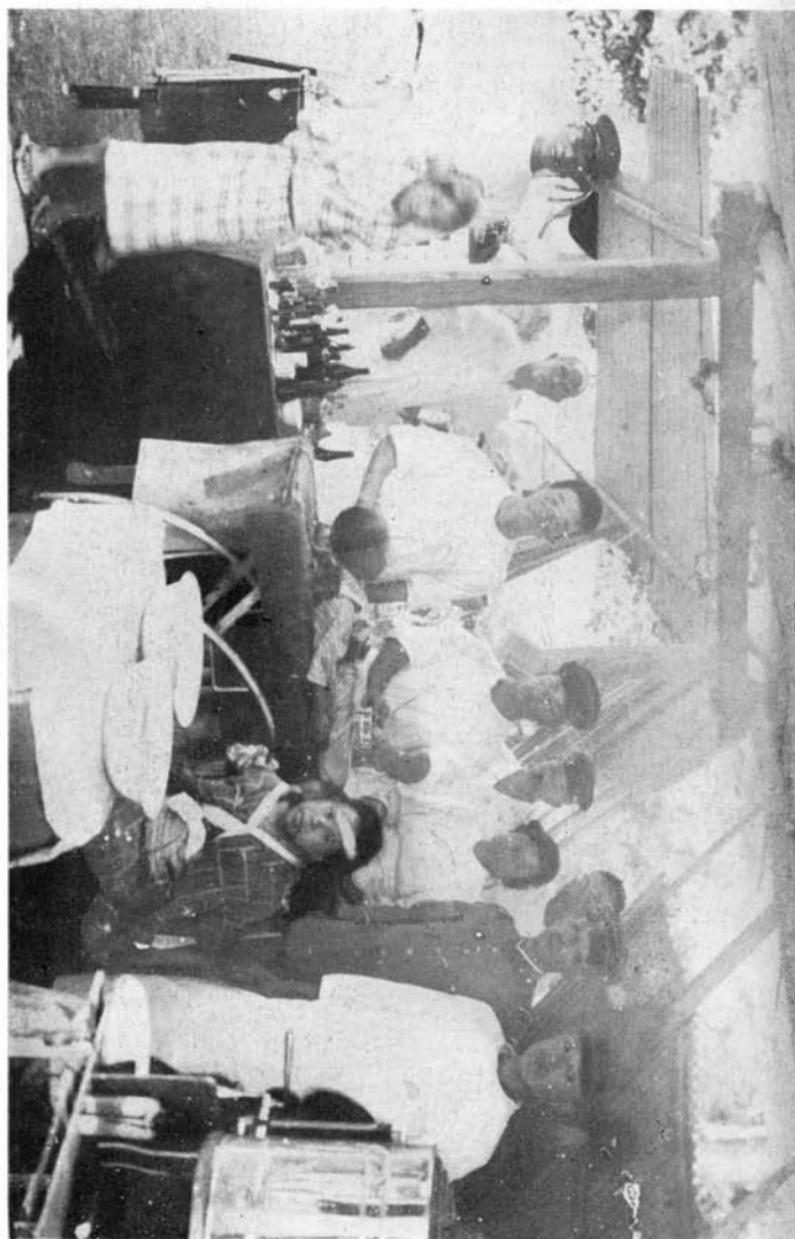


舍 構 建 ク ツ ラ パ

(四) 急處處



(五) 置處急燃



(六) 置處急應

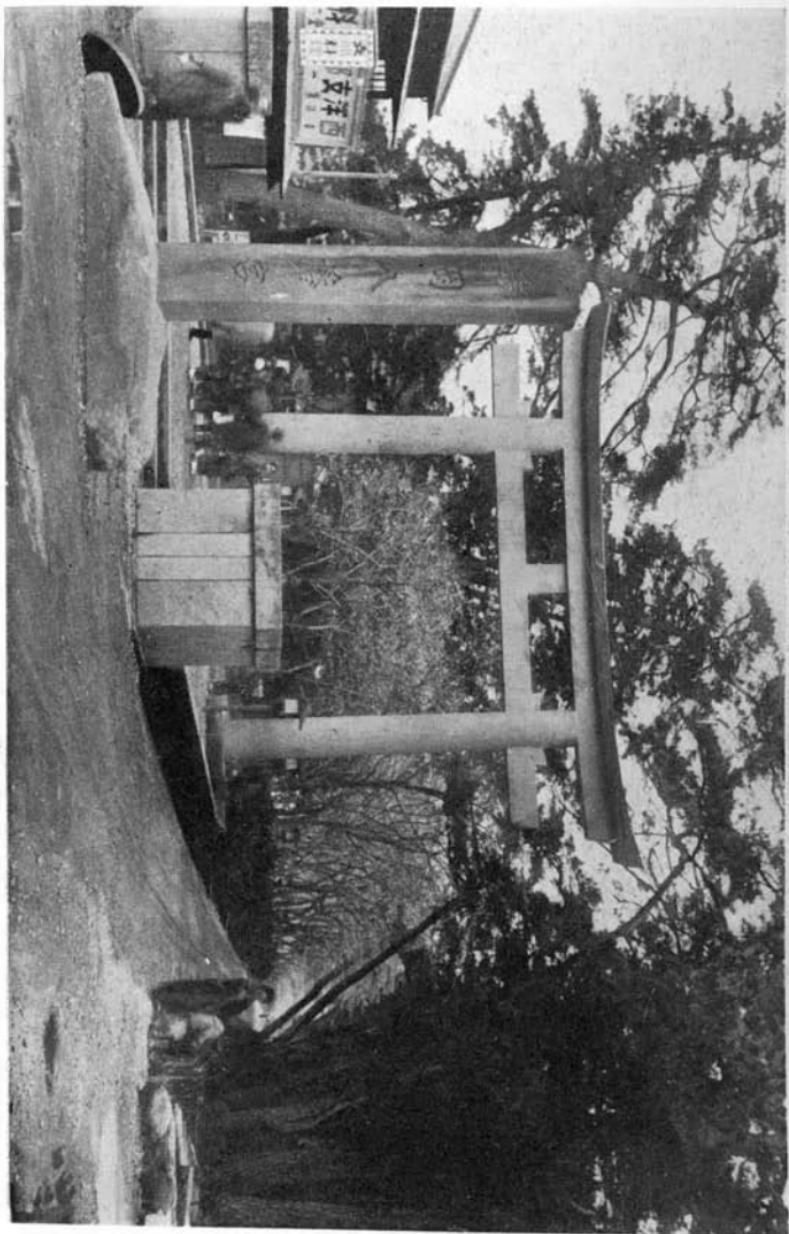


(一) 情 狀 興 復

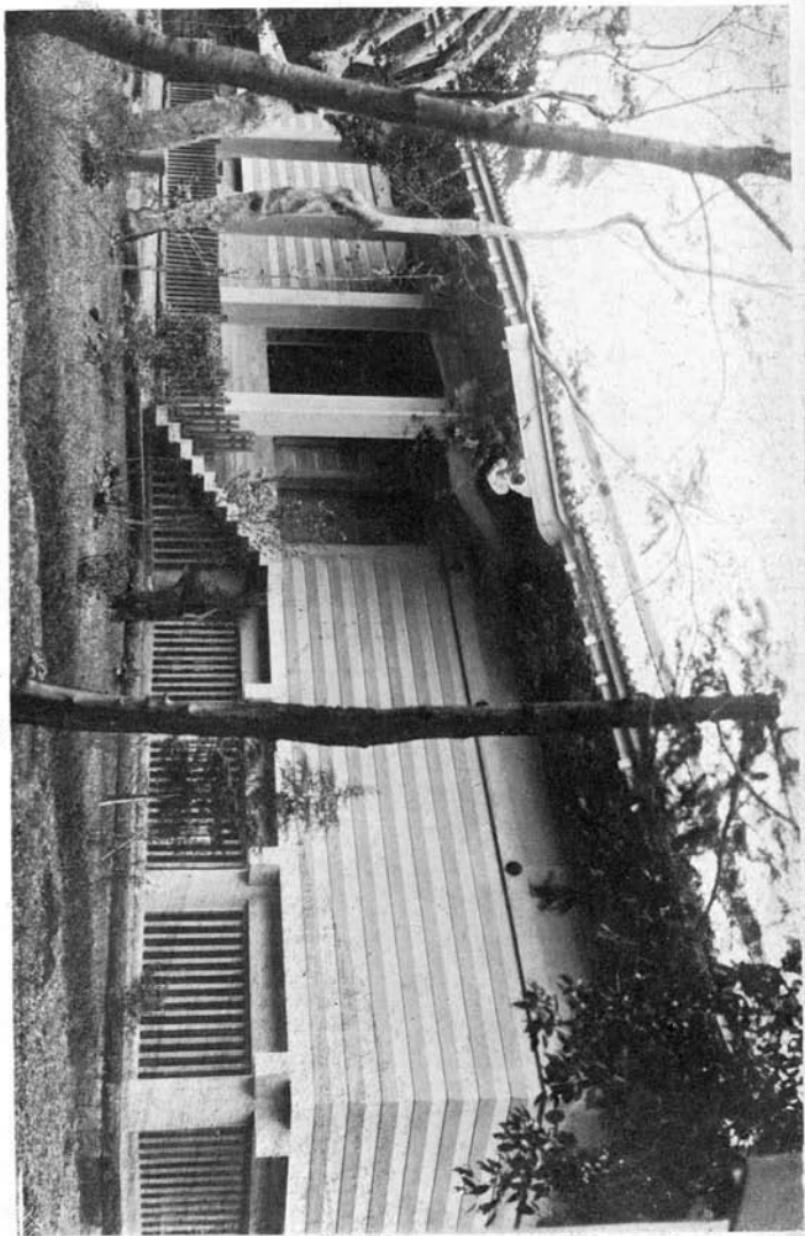


宮 帰 八 同 鶴

(二) 情 狀 興 復



(三) 情 狀 興 復

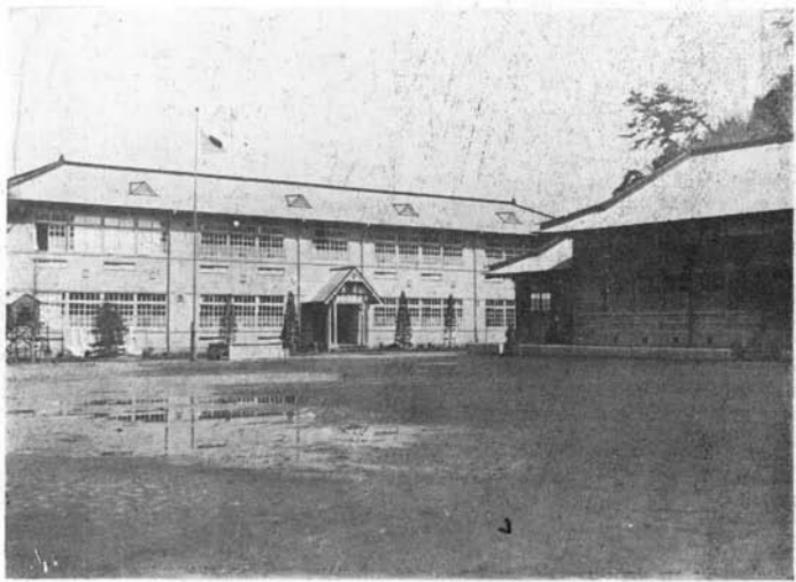


館 賽 國 會 湖

(四) 情 狀 興 復



校學小一第倉鍊



校學小二第倉鍊

(五) 情 狀 興 復

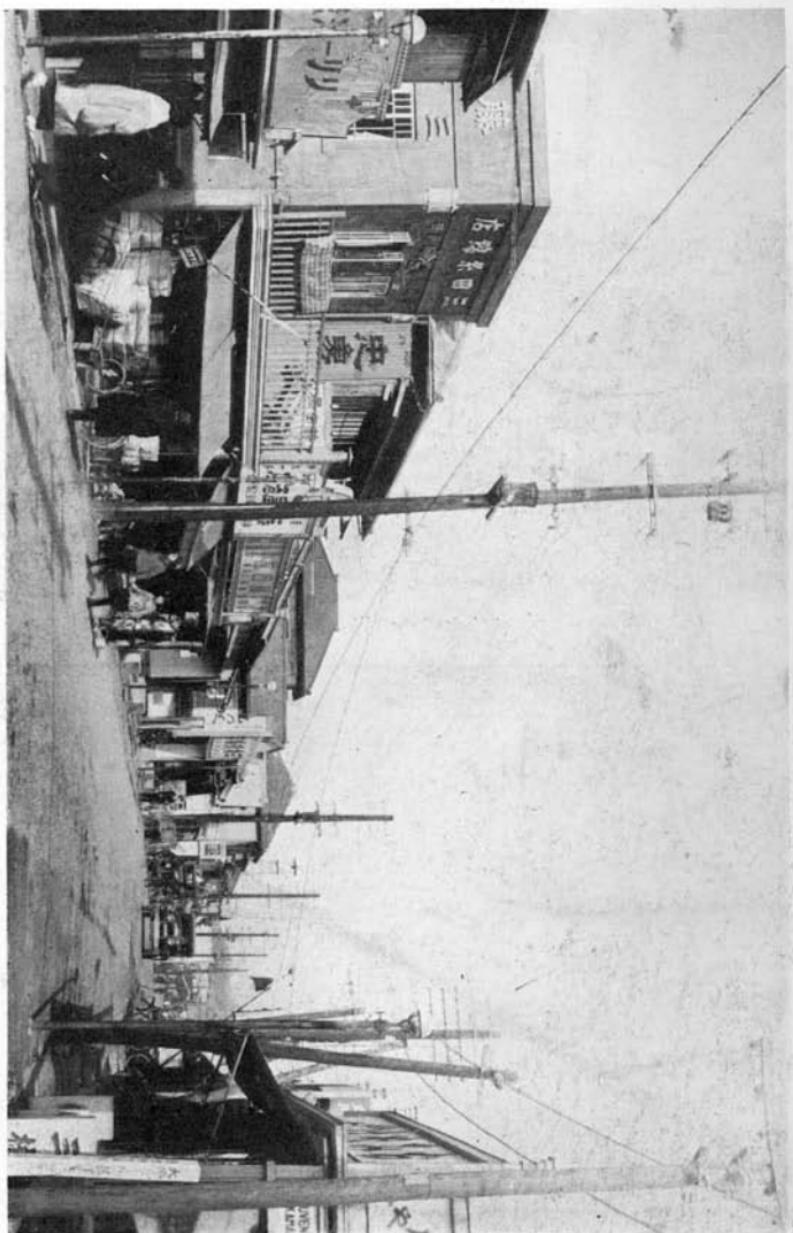


立町實科高科等女學校



神奈川縣師範學院

(六) 情 狀 興 復



(むきを東りよ前音観) 通 谷 長

(七) 情 狀 興 復



通 藏 地 六



通 川 瀬 稲

(八) 情 狀 興 復



街市のたゞ残すりよ山城

目 次

序 文

詔 書

御 沙 汰 書

客 編

第一章 皇室に關する事項

第一節 御動靜

第二節 御仁慈

第二章 政府の應急施政の概要

第三章 東京市及神奈川縣下の被害概況

第一節 東京市の慘害	一三
第二節 横濱市その他縣下の被害	一五
一 横濱市	一五
二 横須賀市	一七
三 郡 部	一八

主 編

その一 總 説	一六
---------	----

第一章 震災前の町勢概要	一六
第二章 大地震襲來	三
第三章 震災と財政の狀況	三
第一節 概 況	三
第二節 町稅收入の狀況	三
第三節 基本財產の處分	四三

第四節 町債……………四

第五節 不動産土地の拂下……………五

第四章 復興経過……………五

第一節 戸口の状況……………六

第二節 道路橋梁及下水道の復舊……………七

第三節 役場廳舎の復舊……………七

第四節 鎌倉小學校の復舊……………八

第五節 第二小學校の建設……………九

第六節 鎌倉國寶館の建設……………十

その二 被害状況……………三

第一章 地震火災及海嘯の状況……………三

第一節 地震……………三

第二節 火災……………三

第三節 海嘯	七一
第二章 各區の被害狀況	七九
第三章 社寺並に名勝舊蹟の被害	九九
第四章 官公衙の被害と應急處置	一三
第一節 鎌倉町役場	一三
第二節 鎌倉警察署	二七
第三節 鎌倉驛	二七
第四節 鎌倉郵便局	二八
第五章 教育機關の被害と應急處置	一三
第一節 町立鎌倉小學校	一三
第二節 師範學校及附屬小學校	一三
第三節 鎌倉高等女學校	一三
第四節 フロラハリス記念幼稚園	一三

第六章 避難の状況	四〇
第七章 残死者の處置	一四
第八章 震災罹災者並震災地人口調査	一五
その三 罹災者の救護	一毛
第一章 鎌倉町の應急處置	一毛
第一節 處務概況	一毛
第二節 炊出し	一毛
第三節 物資の調達	一毛
第四節 施米	一毛
第五節 配給	一毛
第六節 廉賣	一毛
第七節 建築材料の調達	一毛
第二章 各地の慰問救恤品	一毛

第三章 恩賜金の傳達	一一一
第四章 傷病者の救護	一一九
第一節 傷病者救護の概要	一一九
第二節 鎌倉町醫師團の活動	一二三
第三節 各地救護班の活動	一二六
第五章 物價及勞銀の狀況	一二一
その四 警備の狀況	二七
第一章 治安維持の概況	二七
第二章 軍隊の警備	二三
第一節 海軍の警備	二三
第二節 陸軍の警備	二三
第三章 自警の狀況	二〇

第四章 流言蜚語

参考編

一 罹災者救濟金品寄附者	二七
二 名士の罹災状況	二八
三 鎌倉同人會と鎌倉俱樂部の活躍	二九
四 御用邸内避難民團状況	三〇
五 日本メソヂスト鎌倉教會の被害とその復舊	三一
六 特別保護建造物及國寶の修造	三二
七 圓覺寺佛殿柱の記録	三三
八 元祿十六年の地震	三四
九 役場の犠牲者	三五
十 救護班補遺	三六
十一 拾遺五節	三七
十二 町名譽職其他芳名錄	三八

目
次
終

編後に

八

三三五

鎌倉震災誌

客編

第一章 皇室に關する事項

第一節 御動靜

天皇 皇后兩陛下には、震災當時日光田母澤御用邸に御滞在中で、何等の御障りもあらせられなかつた。當時交通機關が全く杜絶したため、一時は御安否の程を知る由もなく、御案じ申上げたのであるが、激震と共に時を移さず、陸軍飛行隊第五大隊の小池少尉は、陸軍大臣の命を受け、飛行機を操縦して日光に御安否を奉伺し、その報告によつて、兩陛下御安泰の事が明白となり、始めて安堵の思をなした。

攝政宮には、宮中御座所に於て、政務御親裁の最中であらせられたが、何等の御障りもなく、直に吹上御苑内の觀瀑亭に御避難あらせられ、午後三時三十分には赤坂御所に還啓遊ばされた。

秩父宮 澄宮兩殿下には日光御用邸に御滯在中、高松宮殿下には江田島海軍兵學校に御在學中で、何等の御障りもあらせられなかつた。

尙當時震災地域にあらせられた各宮殿下の内寛子女王殿下には小田原にて、山階宮妃殿下には鎌倉にて、師正王殿下には鵠沼にて御いたましくも薨去あらせられたが、その他の方々には何れも御無事であらせられた。

鎌倉御用邸に御避難あらせられた賀陽宮妃殿下並山階宮武彥王殿下には、九月十六日鎌倉驛發列車にて御歸京遊ばされ、山階宮佐紀子殿下の御遺骸も同時に東京に移しまるらせた。

第二節 御仁慈

一、御内帑金の御下賜

天皇陛下には、未曾有の慘禍をいたく御軫念あらせられ、罹災民賑恤の思召を以て、九月三日

御内帑金壹千萬圓を御下賜に相成つた。山本首相は、三日午後六時半赤坂離宮に參内拜受し、尙攝政宮殿下より優渥なる御沙汰を賜つた。

「恩賜金の鎌倉町配當額は金四萬五千參百六拾四圓である」

二、勅使御使の御差遣

天皇陛下には、九月三日以後震災地狀況視察及罹災民慰問の恩召を以て東京市内を始め各地に勅使、御使を御差遣に相成つた。

「鎌倉町へは九月二十日侍従武官桑田陸軍少將を御差遣になり、郡長町長その他團體の代表者に對し優渥なる聖旨を傳達せられ、尙出動中の軍隊に對しても慰問せられた。後箕田三團體指揮者及三團體代表者の先導にて、小袋坂の崩壊箇所、材木座海嘯跡、山階宮御別邸、鎌倉御用邸その他町内の被害狀況を巡視せられた」

皇后陛下には、市内及附近町村に於ける罹災傷病者收容救護の狀況を御視察併せて收容者の御慰問のため、諸所に御使を差遣あらせられた。

三、社會事業團體へ御下賜

天皇陛下には、優良な社會事業、司法保護事業、盲啞教育事業諸團體に對し、今回震災により、

倒潰燒失のため事業の頓挫を來すことを御遺憾に思召され、九月十六日、十月四日の二回に亘つて、金三萬九千二百圓を社會事業協會外五十三團體へ御下賜に相成つた。

「鎌倉町所在鎌倉保育園に對しては、九月十六日金壹千圓を御下賜に相成つた」

四、木材の御下賜

公共團體に於て施設する應急小屋掛及復舊用材として、天城外五ヶ所の御料地より松杉樅梅の立木約三十萬石を伐採の上罹災府縣へ下賜された。

五、皇后陛下御慰問

皇后陛下には、日光御滯在中各地被害の狀況を聞し召されて、痛く御軫念あらせられ、特に罹災傷病者に對して厚き思召を垂れ給ふたが、九月二十九日日光より還啓、同日及翌三十日並に十月二日の三日間に亘つて市内各所の病院收容所等を御巡視の上御慰問の御言葉を賜つた。

尙陛下には、横濱市の慘狀を聞し召され、十一月五日同市に行啓あらせられ、焦土の市内を鬪はせられた上、傷病者を收容したる各病院に臨ませられて、御慰問の御言葉を賜つた。又十一月九日には麻布高松宮御用地に設立せられた赤十字社臨時病院に行啓、三時間に亘つて御巡視御慰問あらせられた。

六、攝政宮御巡視

攝政宮には、親しく災害地御視察の恩召を以て、九月十五日及同十八日の兩日に亘り、東京市内を御巡視遊ばされ、特に四萬餘の慘死者を出した本所被服廠跡を御弔問あらせられ、「哀れなる殉難者の靈を十分に慰めよ」との有難き御言葉さへ賜つた。又十月十日には横濱市及横須賀市御巡視のため、午前八時四十分横濱御着、市内を御視察の上、軍艦「夕張」にて横須賀市に向はせられ、午後零時三十分横須賀御上陸、鎮守府其他御巡視あらせられ、再び「夕張」に御乗艦横濱に御上陸、横濱驛より御乗車、午後四時二十五分東京に御着、還啓あらせられた。

七、秩父宮殿下御精勵

秩父宮殿下には、九月三日朝御歸京あらせられ、直に歩兵第三聯隊に御成りになり、勤務に服せられ、五日には貨物自動車に召されて軍隊を御引率に相成り、本所深川方面の慘状を御視察になり、爾來連日連夜軍務に御精勵あらせられた。

第二章 政府の應急施政の概要

内閣總理大臣加藤友三郎の薨後、伯爵山本權兵衛は新内閣組織の大命を受けてゐたが、未だ組閣に至らず、外務大臣内田康哉臨時内閣總理大臣を兼攝してゐた。かかる國家重大時に對し、突如大地震襲來し、引續く大火災の爲に、帝都は遂に其の過半を焦土と化した。是に於て内田臨時首相は水野内相を始め各閣僚と謀り、此の大變災の應急善後策を樹立して直に活動に着手することとなつた。

一方山本伯は災害の豫想外に甚大なるを看取して、急速組閣を決心し、二日午後赤坂離宮に參内して、攝政殿下に決定せる閣員のみの名簿を捧呈し、同七時四十分親任式を行せられた。而して六日至り、始めて閣員總ての顔觸れが揃ひ、かくして山本内閣は成立を見たのであつたが、此の未曾有の變災に當面して、山本内閣は期せずして地震善後内閣の觀を呈し、罹災者の救護、安寧秩序の維持、諸機關の恢復、復興計畫の樹立等、懸命の努力を傾注するに至つたのである。以下内田臨時首相の緊急處置並に山本内閣の應急善後施政中の重要なものに付、其の概要を記録する。

一、非常徵發令

大震火災勃發するや、帝都二百萬市民の多くは、何れも其の居を失ひ、貯藏の食糧は焼かれ、加ふるに運輸機關の停止に依り、之が補給の途絶えたるを以て、食糧は極度の缺乏を告ぐるに至つた。茲に於て内田臨時首相は最初の緊急處置として、二日勅令第三百九十六號を以て非常徵發令を公布した。本令は罹災者の救濟に必要な食糧品、飲料、薪炭油其の他の燃料、家屋、建築材料、薬品其の他の衛生材料、船車其の他の運搬具、電線及機械、勞務等を必要に應じ内務大臣に於て其の非常徵發を命じ得るものとなすのである。

政府は本令の公布と共に、取りあへず東京市山ノ手及郡部から在米六千五百餘石を徵發若くは購入して、罹災者焦眉の急に應じ、尙海軍無線電信によつて、各府縣及朝鮮より在米を買取り納付せしめ又農商務省食糧局大阪倉庫に於ける五十萬石の政府米を至急取寄せたが、陸海軍もそれゝ食糧及救護材料の調達に努力するところがあつた。其の結果、三日四日五日と、或は軍艦、或は商船、或は鐵道と陸續救護品が到着し、六日からは東京市内十箇所の公設市場にて、又七日からは市内の主要白米店で、白米及玄米を賣出す様になつた。

二、臨時震災救護事務局官制

本官制は、二日勅令第三百九十七號を以て公布された。本局は内閣總理大臣の管理に屬し、震災被

害救護に關する事務を掌るもので、總裁、副總裁、參與、委員、事務官、書記等の職員を置き、局内總務部、警務部、食糧部、交通運輸部、衛生及衣糧部、飲料水部、情報部の各部を設置した。始め内田臨時首相總裁となり、水野内相副總裁となり、關係各省の次官局長等を參與若くは代表委員に任じ、二日午後三時第一回會合を開き、次で各部の協議となり、直に救援救護に從事するに至つた。

三、戒嚴令

本令は、軍隊の力を以て社會の安寧秩序を保持せんとするもので、二日勅令第三百九十八號を以て公布された。始め適用範圍を、東京及荏原、豊多摩、北豊島、南足立、南葛飾の一市五郡に限られたが（勅令第三九九號）三日（勅令第四〇一號）並に四日（勅令第四〇二號）更に東京府下の全部並に神奈川、埼玉、千葉の各縣に擴張された。本令の公布と共に、東京衛戍司令官陸軍大將福田雅太郎戒嚴司令官の職務を掌つたが、三日勅令第四百號を以て、關東戒嚴司令官部條例の公布さるゝに及び、關東戒嚴司令官に任せられた。當時帝都を中心に動員した兵力は實に四萬に達し、極力安寧秩序の保持に努めた。

四、治安維持令

本令は、七日勅令第四百〇三號を以て公布された。本令は、出版通信其の他何等の方法を以てする

を問はず、暴行騒擾其の他生命身體若くは財産に危害を及ぼすべき犯罪を煽動し、安寧秩序を紊乱する目的を以て、治安を害する事項を流布し、又は人心を惑亂する目的を以て、流言浮説を爲す者を取締り以て治安を維持せんとするものである。

帝都は、戒厳令の公布と共に、武装した軍隊が多數各所に配置され、全力を盡して秩序の恢復に努めたが、一時は大地震の再來とか、不逞鮮人の跳梁とか、不平團體の蜂起とか、種々の流言蜚語が喧傳され、人心怯々として更に安心はなかつた。故に一般民衆は自警團を組織し、當局と相俟つて日夜警戒に努め、福田司令官は告諭や警告を發して、民心の安定に努むるところがあつたが、軍隊警備の完全と餘震の次第に鎮靜に赴き、且つ治安維持令が公布され、流言浮説の徹底的取締りを見るに至り漸次治安は維持され、民心は安定に歸するに至つた。

五、支拂延期令

本令は七日勅令第四百〇四號を以て公布された。本令は、九月一日前即ち震災前に發生し、九月三十日迄の間に支拂を爲すべき私法上の金錢債務の中、勅令指定の罹災地關係のものは三十日間支拂を延期して、銀行及罹災者自身の經濟的破綻から救濟せんとするものである。之がために罹災者側は多大の恩惠に浴したのであるが、一方罹災地以外の經濟界は非常な打撃を蒙つた。尤もかかる不自然な

モラトリアム制は、素より長期に亘るを得ぬ性質のものであるから、政府は慎重審議の結果、九月三十日限りで之を撤廃した。

六、暴利取締令

本令は、七日勅令第四百〇五號を以て公布された。本令は、震災に依て物資の缺乏せるに乘じ、買占或は賣惜をなして、暴利を貪る者を取締るもので、尙同日農商務省臨時第一號を以て、暴利取締令による生活必需品を、食料品以下文房具に至る十一種を指定した。尙政府は、内地の各地方から食糧集中を策するを以て足れりとせず、十二日勅令第四百〇七號を以て、米穀の輸入税を大正十三年三月三十一日迄免除して、外國からの輸入を容易ならしめ、續いて勅令第四百〇八號を以て、生牛内鳥卵の輸入税をも免除することとした。此外、臨時物資供給令や臨時物資供給特別會計令等を公布して、罹災者の救濟に付、遺憾なきを期するところがあつた。

七、其他の施設

政府は、罹災者中に國稅納稅者の頗る多きを看取し、十三日勅令第四百十號を以て、國民負擔の輕減を圖ることとした。即ち震災被害者の納付すべき大正十二年分の第三種所得稅及營業稅に付、各納稅者の被害の狀況に應じ、命令の定むるところに依り、之を免除又は輕減し得ること、し、尙震災地

に於て、大正十二年度に納付すべき地租所得稅營業稅相續稅に付、命令の定むるところに依り、其の徵收を猶豫し得ること、した。

當時既に近く改選期に迫つてゐた、東京、神奈川、埼玉、千葉及靜岡の各府縣會議員の選舉に付ては、十三日勅令第四百〇九號を以て延期され、任期満了するも、後任議員選舉の期日の前日迄在任することに定められた。續いて、省令又は告示を以て、登記所、區役所等の焼失に依て失はれた權利の回復及登記の手續其の他に關して規定するところがあつた。

一方殆んど全滅の状態に陥つた諸機關復舊のために、政府は九月二十七日勅令第四百三十四號を以て、臨時營繕局官制を公布して、臨時營繕局を創設し、減失又は破損した各省所管の廳舍其の他の建築物の假建築及修理に關する事務に當らしめた。

通信交通機關の被害は殊に慘状を極め、ために震災地の状況を速急に他に傳へ、又他より之を聞くことを得ず、延いては一層人心を不安ならしめ、又物資運輸についても、多大の不便を感じたが、當時速早く急を海外並に關西方面に報じた無線電信の功は、實に没すべからざるものがあつた。併し政府の活動と軍隊及各府縣の應援作業に依て、九月中には電信電話鐵道等殆んど舊態に復するを得た。

衛生施設に付ては、傷病者の救護と共に、罹災後惡疫の猖獗するを恐れて、臨時救護事務局醫療部

赤十字社、濟生會等は、豫防消毒を勵行し且つ救護班、救護所、臨時病院、臨時傳染病院、臨時產院臨時乳兒院、天幕病院等を設けて、不眠不休の活動をなしたので、一般の衛生狀態は災害の甚大なりしに比し、比較的良好であつた。

以上の如く、政府は大震災に當面して、臨時救護事務局を通じ、罹災者の救援救護に専心努力したのであつたが、政府が救恤費として支出した金額を見るに、第一回（三日）九百六十萬圓、第二回（十八日）一千六百六十萬圓、合計貳千六百萬圓で、之を總て豫備金より支出した。其費途を見るに、大體食糧費四百五十萬圓、材料費九百萬圓、小屋掛費五百萬圓、運送費二百萬圓、警備費百八十萬圓、生活必需品供給資金貸付百萬圓、救療費百六十五萬圓、其の他百二拾五萬圓である。尙臨時救護事務局では、九月中見積價格五千百萬圓の義捐品、約四千八十八萬圓の義捐金を取扱つたが、其の使途に就いては、食糧費、被服費、簡易浴場、簡易食堂、細民住宅、公設市場等に決定された。

かくて皇室の御仁慈は今更ながら官民俱によく協力して、此の未曾有の大變災に直面して、救援救護に日夜奮闘し、諸般の事項に亘つて、漸次復舊復興の機運に達し得たのであつた。殊に世界列國が人種も國境も超越して、或は義捐品、或は義捐金を以て、熱烈なる救援、深厚なる同情を寄せられたことは、國民の均しく永遠に感謝して止まざるところである。

第二章 東京市及神奈川縣下の被害概況

第一節 東京市の慘害

震災直後、焦土の日本橋方面より、焼け残つた淺草寺の蔓を望み、淺草方面より、九段の大鳥居を眺むることが出来たと云はれてゐるが、此の一事例によつても、帝都震火災の如何に慘憺たるものであつたかを想像することが出来る。

けに殷賑を極めたその市街も、廢墟に均しき焦土と化し、さすが宏壯を誇つたその建物も、僅に殘骸を停むるに過ぎず、徳川三百年間に築きあげた繁華も、明治大正六十年間に改善された文化も、夢が幻の如く唯一瞬に消滅して、一時は帝都復興も危ぶまれ、巷間遷都説さへも流布されたのであつた。

斯く帝都の災禍を大ならしめたものは、地震に次ぐ大火災であつた。震動の刹那は、恰も正午に近く各家庭商店工場の別なく、何れも火氣を用ひつゝあつたので、激震と共に市内を到るところに火を發したのである。出火の個所は、後日の調査に依つて、百數十個所の多きを傳へられた。中には飛火や失火もあるが、概ね震災に直接原因するものである。風位は始め稍強い南であつたが、後西に轉じ、更

に北に變り、夜に入るに従つて速度を増した。之がために、火焔は火流となり火箭となつて、驚く程迅速に延長し、或は焰煙を捲いて旋風を起す等、縱横無盡にあらゆる狂暴を逞うして、遂に帝都の過半を灰燼に歸し、三日に至つて始めて熄んだ。その焼失面積は實に千四十八萬六千坪に達し、その戸數は二十八萬六千戸を算したが、更に焰煙の包囲を受け、又は火焰に追はれて逃げ場を失ひ、或は舟筏橋梁等に避難して、之が類焼墜落等のために、運命を共にして慘死を遂げた者實に五萬八千六百人行方不明者三萬六千三百人の多きに達した。殊に慘劇を極めたのは本所被服廠跡で、逃げ惑ふ罹災者は先を争ふて此處に殺倒し、中には家財道具を持ち運ぶ者もあつて、殆んど立錐の餘地もないまでに密集したのであつた。然るに午後三時半と思はる頃、突如大旋風起り渦巻き狂ふ焰煙を卷いて同所を脅やかしたのであつたが、何ぞはからむ、其の刹那こそは、慘憺たる大正震火災史上に、最も慘酷なる記録を残すこと、はなつたのである。即ち旋風一過の跡に、取残されたものは、實に四萬四千の慘死體であつた。

此の火災のために、大藏、内務、文部、鐵道、農商務、遞信各省、警視廳等は全焼し、帝國大學の一部、明治大學、新橋驛、上野驛、兩國驛、帝國劇場、歌舞伎座、淺草十二階、國技館、三越吳服店等の著名の建物も亦灰燼に歸した。

市内唯一の交通機關たる電車は一切用をなさず、汽車は停止し、橋梁は墜ち、電信電話亦不通となつて、寸前尺後の事情を知る便を失ひ、剩へ水道は斷水し、食糧は缺乏して、一握の飯、一滴の水も容易に求むること能はず、淺草上野日比谷各公園を始め、宮城廣前その他諸所の空地に、集團避難した數十萬の罹災者は、全く絶對絶命に陥つた。

かくて帝都全滅の兇報は、全世界を震撼せしめ、その損害は實に我が國富の半に達すると稱せられた。けに驚嘆すべき大自然の脅威よ！

第二節 横濱市その他縣下の被害

一、横濱市

震災直後平沼町の鐵道線路から眺めると一瞬何等遙るものもなき焦土の果に、青々とした横濱港の海面が、青空とまがふまでに展開されてゐた。此の一事實を以てしても、災害の如何に激甚にして慘憺たるものであつたかを想像することが出来る。

當時の同市世帯數は九萬九千八百四十世帯で、内全焼六萬二千六百八世帯を算し、全世帯の約六割三分にして、之に全潰半潰破損等を加ふれば、その被害世帯は實に全世帯の九割五分に達してゐる。

人口は四十四萬一千六百人で、内死者二萬一千三百八十四人、行方不明者一千九百五十一人を出した。焼失區域は、宅地面積四百九十萬坪の内三百九十九萬坪で、總面積の約八割を占め、東西約一里南北約一里半の廣さに及んでゐる。

市内所在官公署の内、横濱地方裁判所、横濱刑務所、横濱税關、神奈川縣廳、神奈川縣港務部、横濱郵便局、横濱稅務署、生糸検査所、横濱驛、櫻木町驛、横濱市役所、加賀町、伊勢佐木町、山手本町、横濱水上、壽、戸部各警察署等の重要建物、並に横濱正金銀行、神奈川縣農工銀行、高等工業學校、女子師範學校、横濱商業會議所、開港記念會館、横濱貿易新報社、十全醫院等の著名なる建物も悉く灰燼に歸した。就中横濱地方裁判所は、第一震と同時に倒潰し續て焼失、末永所長、福鎌檢事正代理其の他判檢事以下の所員訴訟關係者等百八名の死者を出すの慘状を呈した。

市街は舊居留地即ち山下町一帯が特に慘禍を蒙つた。其の建築物の多くは石造又は煉瓦造であつたため、第一震と同時に概ね倒潰粉碎し、屋内に在る者は殆んど避難の遑なくして壓せられ、街上の通行者も亦兩側建物の破壊に伴ひて死傷相接ぐに至つた。同所所在の英米を始め十七ヶ國の領事館は、全部倒潰後焼失し、和蘭支那兩國領事及米國領事代理は壓死を遂げた。最も多く慘死者を出したのは南仲通正金銀行附近、日の出町崖下、黃金町末吉橋、吉田橋、南太田町天神坂附近等で各々二百餘名

を算し、眞金町遊廓では娼妓百四十四名慘死を遂げ、梅ヶ枝町東本願寺別院前では三百五十餘名の死者を出したが、其の中には端坐合掌した儘焼死したものもあつたと云ふことである。

二、横須賀市

同市戸數一萬七千戸の内、焼失二千〇九十四戸、全潰一千七百六十一戸、半潰四千三百七十戸で、完全を保つた家屋は殆んどなく、全市潰滅に歸し、死者七百四十二人、行方不明者二十六人を出した。

火災は、地震直後稻岡、山王の二ヶ町より先づ發し、折柄の烈風に煽られて忽ち延焼し、水道消火栓の破壊して用をなさざるに乘じ、遂に若松、大瀧、山王、楠ヶ浦、稻岡等、同市目抜きの場所の大部 分と、佐野、中里の一部とを燒いて、二日午前五時漸く鎮火した。鎮守府よりは震後約一時間にして所屬兵員を出動せしめ、極力破壊消防に活動し、多大の效果を挙げた。

軍港岱崎重油槽は地震のため破壊するや忽ち火の移るところとなり、貯藏中の重油八萬噸は一時に火炎を揚げつゝ、猛然第二區港外に浮流し、海上忽ち火の海と化したので、碇泊中の各艦船は急遽港外に脱出避難した。火の海は約四時間に亘つて延焼を續け、タンク内重油は十數日間盛に黒煙を吐き一時は數里を離れた遠方より之を望むも、宛然噴火山の如き疑惑を抱かしむる程で、實に凄愴を極めた。

同市市街は、概ね丘と丘との間に開かれてあるので、地震と同時に到るところの丘陵山崖崩壊し、従つて家屋を倒し、道路を埋没し、一層慘状を深刻ならしめた。就中悲惨を極めたのは港町通山崖の崩壊で、停車場より市内に通ずる唯一の幹線道路全長約七丁餘を閉塞し、通行中の約七十名は全部埋没壓死を遂げた。

三、郡部

△久良岐郡

日下村役場が自火で焼失した外、郡内に火災はなかつた。

金澤町は被害甚大で、全潰三百二十八戸、半潰及大破損四百七十三戸、其の被害率は全戸數の八割七分強を示し、死者四十三人を出した。

△櫛樹郡

川崎町其の他合計十四ヶ所に出火があつたが、何れも大事に至らず消しとめた。

保土ヶ谷町は全潰千四百二十九戸、半潰千九百七十九戸、死者六百二十七人、行方不明者十六人を出した。殊に富士瓦斯紡績會社保土ヶ谷工場は全潰と共に、従業者中四百五十人の壓死者を出し酸鼻を極めた。

現川崎市の内舊川崎町は、全潰九百七十二戸、半潰一千三百四十四戸、死者二百七十八人、行方不明者十二人を出し、舊大師町は全潰五百三十四戸、半潰六百〇九戸、死者十六人を出したが、被害率は比較的輕少であつた。

△都筑郡

津久井郡と共に最も被害輕微の郡であつた。郡の中心都田村の如きも、全潰七十九戸、半潰八十八戸で、その倒潰率は全戸數の約二割にすぎなかつた。

△三浦郡

浦賀町は郡内に於て最も被害甚しく、焼失百三十一戸、全潰一千百六十九戸、埋沒三十三戸、半潰一千百四十四戸を出した。

田浦町は全潰四百六十八戸、埋沒十五戸、半潰一千三百十五戸。

逗子町は四ヶ所に火災を起したが、大事に至らず、全焼四戸、全潰九百八十八戸、半潰八百八十七戸。

三崎町は全潰三百三十四戸、半潰四百〇八戸、城ヶ島燈臺は倒潰し、港は海底四尺乃至五尺隆起して、船舶の出入に大支障を來し、築港改修の必要に迫らるゝに至つた。

郡内沿岸には海嘯襲來し、その高さ秋谷海岸約二十尺、長井約十尺、諸磯約十五尺、剣ヶ崎約二十尺に達したが、幸にして被害は輕微であつた。

鐵道横須賀線は、隧道の破壊、山崖の崩落等のため、全線不通となり、殊に田浦横須賀間被害甚だしく、此の區間は遂に大正十二年中には、開通するに至らなかつた。

△鎌倉郡

戸塚町は全潰五百二十七戸、半潰二百〇四戸、其倒潰率は全戸數の八割七分に當り、死者三十一人を出した。同驛を離るゝこと西に三町、岡山行下り列車は、震動のために脱線したが傾斜したのみで顛覆を免れ、乗客約七百名中一名の輕傷者を出したにすぎなかつたのは幸であつた。

腰越津村は全戸數の約三割七分に當る二百七十八戸を焼失し、全潰四百十五戸、半潰百六十二戸、死者五十八名を出し、全村殆んど潰滅した。同村七里ヶ濱の鈴木病院は全潰して、死者十一名を出したのは悲慘であつた。

小坂村は全潰四百五十戸、半潰百四十二戸で、その倒潰率は實に全戸數の九割四分に當るの大惨害を蒙つた。同村所在の建長寺、圓覺寺、淨智寺は何れも倒潰した。

川口村江の島は、當時陥没説さへ傳へられたが不思議な位安全で、江島神社も無事、棧橋は流失した。

△高座郡

藤澤町その他郡内に合計十五ヶ所の發火を見たが、何れも大事に至らず消し止めた。

藤澤町は全潰千五百〇五戸、半潰千百七十七戸、死者百二十八人を出した。當時鵠沼海岸吉村別莊に御避暑御瀬在中の東久邇宮妃殿下並に盛厚王師正王兩殿下御一行は、時恰も二階にあらせられた妃殿下の外、二王子殿下と隨員三名は、建物の倒潰と共に御いたましくもその下敷とならせられ、師正王殿下には薨去、盛厚王殿下には御負傷遊ばされた。妃殿下には幸に御別狀あらせられず、隨員三名は不幸壓死を遂げた。

茅ヶ崎町は全潰二千百十二戸、半潰千二百〇七戸、死者百五十五名を出した。

鐵道馬入鐵橋竝に國道馬入橋は破壊墜落し、人馬は當分渡船連絡を以て上下した。

△中郡

秦野町その他十一ヶ町村に火災を起したが、秦野町以外は一戸乃至六戸合計二十七戸を焼失したにすぎなかつた。

秦野町は水道の破壊斷水のため、用水意の如くならず、遂に乳牛、上宿、中宿、下宿、片町、下曾屋の各町三百三十七戸を焼失した。此の外全潰は三百五十一戸、半潰は一千四百五十七戸で、死者二

十一人を出し、頗る慘状を呈した。

平塚町は町内四ヶ所に發火したが僅か六戸を焼いて鎮火し、海軍火薬廠も火を失して二十二棟を焼失した。その他全潰千三百八十七戸、半潰九百十一戸、死者二百七十五人を出した。相模紡績會社平塚工場は、全潰と共に従業者及寄宿舎に就寝中の者百六十名壓死を遂げ酸鼻を極めた。

大山町は被害比較的輕微であつたが、その後九月十五日に多量の降雨あるに及び、御料地内に崩壊一時に起り、山津浪を起し、ために百四十余戸を流出或は埋没して、般脹なりし登山沿道の市街は一朝にして潰滅に歸した。

△足柄上郡

松田町は全潰三百〇二戸、半潰三百五十五戸、死者十三人。

曾我村は全潰三百八十三戸、半潰四十六戸、死者四十三人。

右兩町村の倒潰率は實に全戸數の九割に當り、全滅に等しき慘状を呈した。

中井村字境と中郡南秦野村今泉との境界に於て、約三町歩の陥落を生じた。其の深さ約五十尺。又境地内にも尙一ヶ所約一町歩、深さ四五十尺の陥落があつた。

△足柄下郡

小田原町は横濱横須賀兩市に次いで、被害激甚を極めた。火災は、十字新玉の兩町に先づ發し、幸町又火を失して綠町萬年町に移り、翌二日午前二時頃迄延焼を續け、遂に同町の最も目貫の大通たる幸町一丁目より四丁目迄の殆んど全部と、綠町萬年町新玉町及十字町の一部を烏有に歸せしめ、全町の三分の二を焦土と化した。その焼失戸數は二千二百六十八戸で、焼死者二百十九名を出した。同町は防火施設として、早川の下流大窪村板橋より源水を配入して、町の主幹通路に水道を設け、之を引用してゐたが、地震と同時に水道破壊斷水して消防の用に供すること能はず、ために御用邸前の御濠及井水を使用したが、用水意の如くならず、加ふるに罹災者は何れも狼狽と恐怖とのため、消防に協力するの用意を缺き、火勢の自然鎮滅を待つの外、施すべき策がなかつたので、かくは延焼を大ならしむるに至つたのである。尙同町の全潰は一千七百四十戸、半潰は一千三百〇四戸、壓死者百七十九名、行方不明者九名である。

真鶴村は全戸數六百五十三戸にすぎない小漁村であるが、震災に次ぐ火災のため、その過半三百六十戸を焼失した。海岸には高さ約二十尺の海嘯襲來し、十九戸を流失、その他埋没三戸、全潰九十五戸、半潰百七十一戸、死者行方不明者共百十六人で、全村潰滅した。

片浦村は根府川の上流約一里半の箇所に於て山岳崩壊し、山津浪を起し、海岸に向つて凄じい勢で

倒木土石を押出した。之によつて川岸の樹木は悉く押倒され埋没して其の跡を停めず、僅か五分間位で下流の根府川部落を埋没若くは海中に壓出し、慘死者八十名を出した。此の時根府川驛に停車中の客車一列車は乗客諸共海中に墜落埋没するの悲惨事を現出した。又同村米神部落も山津浪の爲め、部落の約半數三十戸を埋没し、死者五十余名を出した。而して同村の被害件數は、焼失三戸、埋没五十九戸、全潰百〇二戸、半潰百七十七戸で、一村殆んど潰滅し、死者は實に三百五十六人の多きを算した。

國府津町は、全潰二百七十九戸、半潰三百九十八戸、死者三十九人。

足柄村は、全焼三戸、全潰九百十一戸、半潰九百〇九戸、死者八十二人、行方不明者十七人。

酒匂村は、全焼二戸、全潰六百十一戸、半潰二百九十一戸、死者五十七人。

温泉村の内宮の下は、火を發して三十戸を焼き、早川村も亦三十一戸を焼失した。

岩村は海嘯に襲はれ、全戸數二百四十五戸の内五十九戸を流失した。

吉濱村鍛冶屋の幕山は、三ヶ所約二十町歩崩壊し、之がため鍛冶屋川を堰止め、是處に約三反歩の大池を生じた。地元部落は、之を大震池と稱してゐる。堰水は堆積した土石の間隙を流れてゐるが、一朝土石の破壊せらるゝことあらば、下方部落は忽ち埋没若くは流失の慘禍に遭ふべく、村民常に戰

々競々として安堵せずと謂ふ。

早川流域の箱根山は、到る所崩壊し、森林を埋没し、樹木を挫折し、流を堰く等、山容水態悉く風致を奪はれ、登山電車は破壊し、道路は閉塞し、全く昔日の面影を停むるものなきまでの大惨状を呈した。

鐵道熱海線は線路恰も飴の如くに屈曲し、隧道は毀れ、橋梁は落ちて、復舊至難の聲さへ傳へられた。

△愛甲郡

厚木町は、激震後四五分にして火を發し、大手町、天王町、本町、仲町、旭町等二百四十戸を焼き同町所在の縣立實科高等女學校は、地震直後、厚木繭糸取引所は、二日午前二時半頃、共に自火を以て焼失した。

△津久井郡

本郡は都筑郡と共に、被害最も輕微であつた。即ち郡内を通じて三十三名の慘死者と二名の行方不明者を出し、三百二十戸の家屋を全潰若しくは半潰ならしめたにすぎず。町村としては、鳥屋村全潰九戸、埋没七戸、青野原村全潰十戸、青根村全潰十二戸、牧野村全潰九戸等が、比較的被害の多かつたものである。

主編

その一 總說

第一章 震災前の町勢概要

大正九年十月一日現在第一回國勢調査に依れば、本町の戸數は三千七百十六戸、人口は一萬八千二百五十二人であるが、天然の勝景と氣候の溫和と地の利とに恵まれたありがたさには、來住する者年を追ふて増加し、震災直前に於ては、將に人口二萬を越ゆるに至つた。されば住宅の建築は、大正九年以降財界の不況なるにも拘はらず、歐州大戰當時の好況時代にもまして増加し、一ヶ年實に三四戸を突破するの趨勢を示した。當時最も開發しつゝあつた住宅地は、由比ヶ濱、大町、亂橋材木座等で、新築貸家の如きは、未だ竣工せざるに早くも「約束済」の張札が掲げられ、海水浴を目的として夏期のみの借家生活を營まんとする者は、四月下旬乃至五月上旬に於て、既に之を約束するが如き盛

況を呈した。然も尙住宅は拂底を告ぐる有様で、爲に市中の商況も大に殷賑を加へた。

名所舊蹟の遊覧客も年々多きを加へ、八幡宮鎌倉宮大佛江の島等の賽客も従つて激増した。鐵道の乗降客も累年莫大の増率を示し、殊に夏期海水浴客の往來は逐年頻繁を極め、又京濱兩市の通勤者も非常に多きを加へた。茲に於て、鐵道當局は、多年の懸案たる東海道線及横須賀線の電化工事に着手せられたのであるが、之が完成の暁には、直接本町の受くる利便は、蓋し莫大であらうこと豫想し前途を祝福されたのである。

以上は本町の一般的状況の概要であるが、翻て諸般の施設上にあらはれた趨勢は如何であつたか。まづ順序として町の經濟をあぐれば左の如くである。

大正八年度	金四萬八千四百〇五圓
同 九 年 度	金八萬四千百七拾八圓
同 十 年 度	金拾萬壹千百〇四圓
同 十一年度	金拾貳萬八千〇四拾圓
同 十二年度	金拾參萬九千五百六拾七圓

右は何れも當初豫算にあらはれた數字であるが、戰時好況時代の後を承け、諸物價奔騰し財界混亂

して、生活の不安其の極に達した所の大正九年度は、前年に比し一躍倍加し、續いて逐年鈍なからざる膨脹を餘儀なくされたが、震災當年度の町經濟は、五年以前に比し將に三倍の大膨脹を來してゐるのである。

町經濟の増大に伴ひ、役場事務も亦大に繁劇を加へ、大正八年度に於ける取扱文書の件數は三千七百十二件であつたが、大正十二年度には一萬一千八百二十一件を數へ、實に四倍に剩んとする狀態であつた。從つて廳舎は狹隘を告げ、吏員は不足を告ぐるに至つたので、大正十一年初冬の頃より、廳舎の增築に着手し、翌年二月之を完成した。吏員も大正十一年度に於て若干増員をなし、尙特殊事務に充つるため臨時吏員を雇傭し、その待遇も漸次改善するところがあつた。

次に町の施設中主要なるものを擧ぐれば、まづ大正十一年度に於て、名越坂に塵芥焼却所を新設し常に批難の多い塵芥問題の解決に資し、前年同所に設置された縣營消毒所と相俟つて、健康地たるべき一要素を具備せしめたことは、聊か慶するに足るものであつた。次で同年には、ガソリンポンプ一臺を購入し、時代の趨勢に順應し兼て消防手心理の趨向に鑑みるところがあつたが、翌年更に一臺を購入して、機關の充實と勞力の經濟とに資するところがあつた。又道路政策を以つて未開地の啓發と住民の福利を増進せんがため、亂橋材木座海岸通より大町字西町の縣道に貫通すべき新道開設と、大

町八百八十九番地先より一本橋を経て、女學校脇に出で、琵琶小路に聯絡すべき道路改修の二大事業を起し、震災前既に大部分の敷地の買収を了したが、震災のため一時頓挫するの止むなきに至り、災後開通して交通の利便、住宅の建設上に、多大の貢獻をなしつゝあるのである。又町勢擴張に資する根本策にして、本町永遠の生命たるべき上水道敷設の大計畫が樹てられ、大正八年以降若干の調査費をあけて、石黒技師に囑し、調査の歩を進めつゝあつたが、大正十一年度に於て調査完了し、大體の成案を得たが、收支均衡の點に關し考慮中、大震災の襲ふところとなつて、之が實現は猶前途遼遠たるものあるに至つた。

次に小學校の施設については、逐年児童の増加に依り、學級の増置、諸設備の改善等のため、經費膨脹し、大正八年度以降五ヶ年間の豫算は左の如くである。

大正八年度	金壹萬八千四百四拾壹圓
同 九 年 度	金參萬六千貳百拾壹圓
同 十 年 度	金四萬貳千九百八拾六圓
同 十一年度	金四萬八千五百四拾參圓
同 十二年度	金四萬九千壹百〇參圓

尙兒童數及學級數は左の如くである。

年 別	尋常		高等		合計	
	兒童數	學級數	生徒數	學級數	兒童及生徒數	學級數
大正八年度	一、五三人	三	一、五八人	四	一、九三人	三
大正九年度	一、八四人	三	一、五九人	四	二、四八人	三
大正十年度	六、〇九人	五	一、五五人	四	七、五四人	四
大正十一年度	六、一二人	五	一、五九人	四	八、一零三人	四
大正十二年度	六、二七人	五	一、五五人	四	九、一零二人	四

當時歐洲大戰終熄の後を受け、戦時の経験に鑑み、各國競ふて教育の振興を策し、他日の活躍に備ふべき國民教育の根底に一大改革を圖る等、諸般の施設に汲々たるものがあつた。此の時に當り、顧みて本町に於ける是等諸施設の現状を觀るに、尙改善釐革を要すべきもの多く、就中校舎及運動場の整理の如きは、最も喫緊事に屬するに依り、大正十一年度以降に於て、是等の施設に關し、全力を傾注して解決の方途を講じ、以つて社會の進運に順應せんことを期するところがあつた。次で多年の懸

案であつた第二小學校の建設も兒童の増加、校舎の狹隘を告ぐるに至つて、愈々實現の機運熟し、校地の選定、資金の捻出等に付考慮を致すところがあつた。

以上述べたるが如く、震災前の本町は、其の施設に於て、亦一般的景況に於て、益々改善進展の趨勢を示し、大いに慶るべきものがあつたのである。然るに、大正十二年九月一日、俄然として襲來した大地震のため、總て根底より大破壊の災厄に遭遇し、一時は戸口激減して前途如何になりゆくや、憂慮に堪えざるものがあつたのである。而し自然の惠澤豊富なる地の利と、住民の郷土愛乃至鎌倉愛着者の不斷の努力とに依つて、復興の營みは勃然として起り、今や其の戸口に於て、亦其の一般景況に於て、優に災前を凌駕するの趨勢にあるは眞に慶賀の至りである。

第二章 大地震襲來

大正十二年九月一日、此の日鎌倉に於ては、前夜來驟雨性の雨あり、稍強き南風を伴ひ、氣溫高く恰も盛夏に均しい暑さを感じる程であつた。然しそれを別としては、何等異變を豫想せらるべき兆候はなく、雨も九時頃には小止みとなり、雲切れがして風もやはらぐかと思はる、空模様となつた。

然るに、午前十一時五十八分、突如として、大地も覆へらんとする大地震襲來し、次いで午後零時四十分強度の餘震が襲來した。震源については、學者の觀測區々であるが、相模灘の海底とする説が有力でその震幅は正に四寸に達したと稱せられた。

此の激烈なる震動により、鎌倉町四千戸の民屋は殆んど倒潰し、土藏石造煉瓦造の如き建物は、見る影もなく裂壊粉碎した。

殊に災禍を大ならしめたものは、震災に次ぐ火災と海嘯とであつた。

火災は震動の刹那が、恰も正午に近く、各家庭各飲食店等それゝ火氣を用ひつゝあつたので、人々は激震に怯えて、周章のあまり屋外に飛出し、亦家を顧るの遑なく、家屋倒潰器物顛倒等のため、

諸所に火を發したのである。當時井戸は破損又は埋没して用をなさざるもの多く、假令水あるも、屋舍の倒潰により消防機關の活動を阻止され、人々は刻々に襲來する餘震に怯えて、消防に從事するの沈着と方便とを缺きたるが故に、火を發すれば隨つて燃え、燃ゆれば隨つて風加はり、遂に長谷、由比ヶ濱、小町、雪の下等、町内屈指の場所を灰燼に歸した。

海嘯は所謂第二震の直後、前後二回に亘つて襲來し、其の第二回目のものは、第一回のそれよりも遙に大きく、高さ實に三丈に達したといふ。これによつて、亂橋材木座、長谷新宿、坂の下各海岸に於ては、地震により危く倒潰を免れた人家を壓倒し、人命を損じ、船舶家財を流失した。

而して、電信電話は全く不通となり、汽車電車は停止して動かず、町内を走る處倒潰家屋その他の障害、路面の龜裂缺潰等により、車馬の往來杜絶し、隧道切通等は崩壊埋没によつて、隣村との連絡を遮断され、本町は一時全く孤立無援の窮地に陥つた。即ち何れの地が災變の中心にして、何れの地が安全の地帶であるか、寸前尺後の事情を知るの便を失ひ、混亂と狼狽と焦慮とに、人心は極度の不安に満された。

その夜、人々は鐵道線路、木立、竹籬、空地等比較的安全の地帶を求めて、板を延べ筵を敷いて、近隣相助けつ、集團露營したが、一睡を貪る勇氣もなく、飢渴と困憊と憔悴とによつて、唯生命の安

全を希ふのみであつた。空にはまばらに星もあらはれて、何事の異變もなきものゝ如くであるが、地上の電燈は點火せず、暗黒の道途に人跡は絶へ、焦土の餘燼のみ僅に明滅して、並木の松吹く風の音と共に、鬼哭啾々として、將に人間社會の終焉を思はしむるものがあつた。

加ふるに、逸早く來着した横濱市の避難者によつて、同市全滅の兎報がもたらされた。此の驚くべき報導は忽ちそれからそれへと傳播されて、全町民の耳目を聳動せしめた。翌朝には東京方面の避難者も到來して、更に驚愕すべき帝都全滅の報導がもたらされた。望めば東北の空遙に、濛々漠々たる密雲が漲り閉してゐるが、これこそ横濱東京大火の炎煙であるのだ。

「萬事休す」とはかかる場合のことであらうか。吾人が一縷の望を托した京濱兩市の救援も、今は全く絶望に歸した。見よ、肉親を失ひて悲嘆するもの、身一つに焼け出されて絶望するもの、たよりなげに彷徨を續け、術なげに横はり憇へるもの、老幼をいたはり、妻子を慰むるもの、憔悴そのものゝ容、飢饉そのものゝ姿を。恐しき食糧缺乏の脅威にまつはる、終焉的人間悲劇の幕は愈々深刻ならんとしつゝあるのである。慘の極、凄の至、あゝ何たる修羅場であらう。

第三章 震災と財政の状況

第一節 概況

震災前に於ける町税は年々鈍ながらざる自然增收を得てゐた。之は畢竟自然に恵まれた地の利に依つて、比較的擔稅力に富む人々を吸收したると、不動産の異動に伴ふ取得稅の增收等を主たる理由とするものである。然るに突如震災の勃發するや、多年築きあげた別荘住宅は根底より破壊され、爲に戸口は激減して、本町財政の前途は全く暗憺たる状態に陥つた。かゝる非常時に於ては、もとより町稅の如き些々たる收入に執着することを許されぬので、町當局は銳意政府の援助を求め町債を起して焦眉の急に應じ、且つ速に復興の緒に就かんことを計畫した。蓋し小學校應急建築費債其の他七拾餘萬圓の町債を起すに至つた所以である。

然しながら此の起債資金は各々其の目的の爲に使用し、目的外の流用は斷じて許されなかつたので茲に經常部に屬する諸費捻出の爲、町税の收入を考慮せねばならなくなつた。即ち政府又は縣當局の方針に従ひ、翌十三年二月以降適宜之が徵收を開始した。而し課稅標準の廢滅又は納稅義務者の轉出

等に依つて、當然多大の歳入缺陷を生ずべきことが憂慮されたので、之が善後策として歳入缺陷補充費債を起し、大正十三年度に於て二萬五千圓の融通を受けた。果して大正十二年度に於ては、町稅收入一萬八千餘圓を減じ、尙次年度以降引續き減收を豫想される状況にあつた。

之に先立つて本町は諸種の目的の爲に蓄積した基本財産を一般會計に繰入れ、町財政の逼迫を緩和することに努めた。

かくて震災善後施設の遂行に伴ひ臨時部に屬する経費は異常の膨脹を告げたが、之と共に経常部に屬する役場小學校等の組織運用其の他事務の改善等に依つて餘儀なき経費の増大を見るに至つた。其の各年度決算に現はれた收支の状況は左の如くである。(参考の爲震災前二ヶ年分を併記す)

年 度	歳 入	歳 出		差 引 残
		經 常 部	臨 時 部	
大 正 十 年 度	一六、四〇〇	九、七九二	九、六五六	一〇九、四八三
大 正 十 一 年 度	一〇一、七五三	三六、四三二	三四、二六〇三九	一五〇、九二三
大 正 十 二 年 度	三四、八〇〇	二二、〇六七	三三、五四〇六	五〇、九三五
				一三一、一八九三九

大正十三年度	五六、七〇五	一二三、四一六	二二、五四六	三四、九四七	三四四、九三六八
大正十四年度	五六、七八四	一二七、五五二	二六〇、七五五	四六〇、七三六	三五、九二三八
大正十五年度	四五三、七三三	一六、六二七	一五五、八四五	三四、四三四	二三九、〇九三九

備考。大正十一年度町税自然增收一萬八千六百七十六圓八十四錢、同十一年度一萬三千二百五十八圓六十四錢、其の他の剩余金は経費節減の結果に依る。大正十二年度以降の剩余金は主として起債に依る復舊事業の當該年度末了分に對する資金の剩余なりとす。

諸種の復興事業は略當初の計畫通途行完成を見たのであるが、未だ改善を要すべき事項は尠くない。殊に小學校の施設は、累年兒童の激増に依つて脹脹を來し、先年既に第二小學校を開設して兒童の收容難を解決したが、幾何ならずして今や亦第三校建設の聲を聞くに至つた。役場事務に於ても町村制の改正、郡役所の廢止等に依つて、益々繁劇を加へ、尚青年訓練所の新設、實科高等女學校の開設、その他社會的施設、衛生的設備等に於ても、皆均しく經費の増大を招くの實狀にあるのである。幸にして町稅收入の狀況は、町勢の恢復が比較的速かであつた爲、豫期に反し大正十三年度以降尠なからざる增收を見、喜ぶべき現象を呈した。然しながら徵稅にはおのづから制限がある。況して本町は何等豊富なる財源を有しないのである。然るに今後の諸施設は直に町稅其の他一般歲入の增收に俟ち、

加ふるに町債償還開始の年期も近きに迫り、町費益々多端である。即ち本町將來の財政は一層窮迫を告げ、之が解決については極めて多大の困難を伴ふものであると觀測される。

第二節 町稅收入の狀況

一、大正十二年度

地震の襲來が恰も年度の前半期末で、後半期に屬する諸稅の賦課期も既に切迫してゐた。而し未曾有の混亂に際し、罹災者の困窮を控えて、收稅事務を顧みるが如き餘裕は更になかつた。即ち當時既に第一期分の徵收期に入つてゐた第三種所得稅は之を翌年度徵收に變更され、縣稅後半期分は翌年二月に、國稅營業稅は三月に延期された。

諸稅の内、本町の主要財源にして、町稅收入の過半を占むる家屋稅附加稅は家屋の廢滅に依つて大打撃を蒙り、其の前半期賦課戶數三千百五十六戸に對し後半期は實に五百九十四戸に激減した。之に依つて前半期收入二萬五千七百二十二圓に對し、後半期收入は四千四百五十四圓に過ぎず、豫算に比し實に一萬六千八百餘圓の大減收を示した。

國稅營業稅は震災の被害程度に依り減免の特點を與へられ、本町納稅者の多くは其の後半期分を免

稅された。之に依つて其の附加稅は前半期分三千七百五十一圓に對し、後半期分は僅に三百九十六圓を收納したに過ぎず、豫算に比し二千九百餘圓の減收となつた。

所得稅附加稅は本稅が翌年度徵收に變更された爲、本年度分の町收入は皆無となつたが、前年度分繰越の隨時收入又は第二種に屬する收入に依つて、二千四百二十六圓を得たが、豫算に比し猶三千四百餘圓を減じた。

縣稅營業稅附加稅も若干の減收となつたが、ひとり縣稅雜種稅附加稅のみは四千七百餘圓の增收となつた。本稅は例年尠からざる增收を見るので、家屋稅附加稅に次ぐ重要財源となつてゐる。之が本年度の增收は主として不動產取得稅の増額に依るもので、諸車等の物件稅又は日稅月稅等に屬するものは、均しく多少の減少を見てゐるのである。

而して町稅總額に於ては實に一萬八千六百五十四圓の大減收で、尙次年度の町稅收入についても當然減少を免れぬ狀況にあつたので、町は縣當局に對し歲入の缺陷補充の爲、資金の融通方を申請した即ち大正十三年度に於て、歲入缺陷補充費として三萬五千圓の融通を受くることとなつたのである。

二、大正十三年度

本年度に於ける町稅收入豫算は之を最少限度に停めた。

家屋税附加税は前年の半額を豫定し、なるべく罹災者の負擔を輕減することに努めた。其賦課戸數は二千〇七十八戸で、前年度後半期に比し千四百八十四戸を増加してゐるが、かく増加の原因は、縣稅負擔の關係上課稅の公平を期する爲に、災後の應急バラツク住宅の如きについても、之を賦課せざるを得なかつたに依るものである。尤もバラツク住宅に對しては、負擔個數輕減の必要を認め、特に賦課方法を改正して之を半減したのである。然るにその實收は豫算に比し實に三萬六百餘圓の大增收となり數字上直に負擔の過重を豫想される結果を得たのであるが、之は必ずしも重稅と見做すべきでなく、寧ろ本町町勢復舊の進捗を證するものと稱してよからう。

國稅及縣稅兩營業稅に對しても多少の減少を豫想したが、返て兩者共千餘圓の增收を示した。

所得稅附加稅は前年度分の納期變更に依り當然本年度の增收を豫想されたので、其の附加稅のみは前年の三割増を見込んだが、實收に於ては更に六千八百餘圓の增收となつた。

而して本年度町稅總額は豫算に比し四萬五拾八圓、前年度實收に比し三萬一千二百六拾八圓の大增收となり、實に驚嘆に値するの現象を呈した。

三、大正十四年度

復興事業の進捗と共に町費益々膨脹を告ぐるに至つたので、本年度に於ては前年度豫算に比し、家

屋稅附加稅の一萬九千餘圓の增收を筆頭に、各稅共多少の增收を見込み、其の見込總額二萬八千四百餘圓に達した。然るに其の實收に於ては、地租附加稅の千六百圓減收を見たるのみ、他の諸稅は何れも增收を示し、殊に縣稅雜種稅附加稅の如き一萬四千八百餘圓の大增收で、其の總額は見込額より尙二萬一千餘圓を超過した。雜種稅附加稅の增收は主として不動產取得稅の増徵に依るものであるが、他の各稅については一に町勢の恢復を意味し、町稅收入の狀況が漸次常態に復しつゝある證左とも謂ふべく、眞に慶賀に堪えぬ次第である。

四、大正十五年度

本年度に於ても町稅收入は多少の增收を示し、其の實收總額は前年度實收額に比し、實に一萬七千五百餘圓を增加した。かくの如きは一に町勢の恢復と町民の擔稅力の增大を意味するものであるが、又一面に於ては罹災町民の自己復興に汲々たる折柄、眞に同情に堪えざるものがあるものであるが、之皆土木教育其他諸種の復興事業の進捗に伴ふ必然的 requirement に外ならないので、公共の福利增進の爲に多少の犠牲的奉公を致すは、之れ亦餘儀なきことであると謂ねばならぬ。

次に如上四ヶ年の町稅收納額の比較を示せば左の如くである。

稅 目	年 度	大正十二年度	大正十三年度	大正十四年度	大正十五年度
地 祖 附 加 稅		四、四七四六	四、五八二五九	四、四至七三五	四、四六三八八
特 別 地 稅 附 加 稅		—	—	—	新設 三五三二
國 稅 營 業 稅 附 加 稅		四、四七九七	五、七七三七	七、二八九五五	六、五七三五五
所 得 稅 附 加 稅		三、四三三〇	六、六六六六	五、〇六六九	一、九一四一四
賣 藥 營 業 稅 附 加 稅		二〇〇 (廢止)	—	—	—
家 屋 稅 附 加 稅		三、〇六〇三	五、一〇八九	四、一六四六九	六、四、五〇七七四
縣 稅 營 業 稅 附 加 稅		二、九三一四	三、二八三七	四、一五七〇五	五、〇七八〇四
縣 稅 雜 種 稅 附 加 稅		一九、七三三九	一五、五九三七	三、七七〇五八	三、一二七三三七
合 計		五、七四九九	九、〇三〇九	一〇六、五五八三六	二四、一〇五八八

第三節 基本財産の處分

町稅其の他一般歳入の減收と、應急乃至復舊施設に對する資金起債等の關係上、從來蓄積し來つた諸種の basic 財產は、之を一般會計に繰入れ、幾分なりとも、町財政の逼迫を緩和することとなつた。

即ち大正十三年一月二十八日、それ等基本財産の蓄積規程を改正すると同時に、一般會計に繰入れの議決をなした。之に依つて繰入れた金額は、大正十二年度に於て一萬五千三百圓、同十三年度に於て七千九百三十三圓六十三錢、同十四年度に於て三百六十七圓二十六錢、合計二萬三千六百圓八十九錢で、其の内訳は左の如くである。

種類	大正十二年度 繰入額	大正十三年度 繰入額		大正十四年度 繰入額		計
		町基本財産	小學校基本財產	土木基本財產	海水浴場費基本財產	
災害救濟基金	四〇〇〇〇	一、二〇〇〇〇	一、五〇〇〇〇	一、二〇〇〇〇	六〇〇〇〇	一、三五〇〇〇
小學校兒童體育獎勵基金	四、一〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇	三、三〇〇〇〇
慈惠救濟基金	六、一〇〇〇〇	六、一〇〇〇〇	六、一〇〇〇〇	六、一〇〇〇〇	六、一〇〇〇〇	二、七〇〇〇〇
小學校改築資金積立金	一、一〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇
舊積保存基金	一、一〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇

合計	一五,三〇〇,〇〇	七,三三三	五百三	三,六〇〇,九九
----	-----------	-------	-----	----------

第四節 町 債

震災復舊施設の内最も緊急にして重大なる問題は云ふまでもなく小學校の復舊であつた。即ち本町は先づ小學校應急建築費に充つる爲、大正十二年度に於て五萬五千圓を起債し、翌十三年度には復舊施設費として二十萬圓を借入れ、以て其の復舊を完了した。然るに逐年兒童は激増し、到底一小學校に收容し能はざる状況に陥つたので、茲に第二小學校建設の計畫を進め、大正十四年度に於て五萬圓を借入れ直に起工して、災前よりの重大なる懸案を解決した。

小學校以外の應急乃至復舊施設費としては、大正十二年度に無利子債一萬圓、同十三年度に低利債四口合計三十六萬二千圓、通計三十七萬二千圓を借入れ、道路橋梁及下水道の改修及新設並に役場廳舎の新築等、幾多の大事業を完成した。

其の他震災に依る歲入缺陷補充の爲、大正十三年度に於て低利債二萬五千圓を、又住宅難緩和の爲小住宅建築費として、大正十二年度に低利債一萬四千五百圓、大正十五年度に同五萬五千五百圓を借

入れ、住宅三十九棟四十四戸を建設した。

以上町債の總額は七拾七萬二千圓で、小學校以外の應急施設費一萬圓の無利子債を除くの外、利率最低年二分四厘最高年六分五厘の低利である。償還財源は住宅建築費債は事業收益金、其の他は町稅及一般歲入で、町財政の都合に依り繰上償還をなし、償還年限を短縮し、又は低利債若くは無利子債に借替をなすことが出来ることになつてゐる。次に各資金の起債要項に付略述しやう。

一、小學校應急建築費

金額五萬五千圓、利率年四分八厘、八ヶ年無利子据置、昭和六年度より二十三ヶ年賦を以て償還す
二、小學校以外應急施設費

金額壹萬圓、無利子、五ヶ年据置、昭和三年度に一時償還をなす。

三、小學校以外應急施設費

金額三萬一千圓、利率は年五分、五ヶ年無利子据置、昭和四年度より三十ヶ年賦を以て償還する。

四、町營住宅建築費

金額壹萬四千五百圓、利率は年二分四厘、元金は五ヶ年据置、昭和四年度より十ヶ年賦を以て償還し、据置中と雖も利子は支拂ふ。

五、道路下水改良費

金額二十萬圓、利率年五分、元金は五ヶ年据置、昭和四年度より三十ヶ年賦を以て償還し、据置中と雖も利子は支拂ふ。

六、小學校復舊施設費

金額二十萬圓、利率年五分、元金は五ヶ年据置、昭和四年度より三十ヶ年賦を以て償還し、据置中と雖も利子は支拂ふ。本資金に依る事業は五ヶ年繼續で、其の年度別支出割當額は、大正十三年度四萬二千百圓、同十四年度四萬二千圓、同十五年度三萬一千八百圓、昭和二年度四萬圓、同三年度四萬四千百圓と云ふことになつてゐる。而し事業は急速完成を要するので、其の繼續年期及支出方法を變更し、實施年度を繰上げて、大正十五年度を以て之を完了した。

七、小學校以外復舊施設費

金額九萬六千圓、利率は年五分、四ヶ年無利子据置、昭和四年度より三十ヶ年賦を以て償還する。

本資金に依る事業は二ヶ年繼續で、内三萬五千圓は役場廳舍の復舊費、六萬一千圓は道路橋梁修繕費で、その支出年度割は大正十四年度四萬五千圓、同十五年度一萬六千圓である。

八、小學校以外復舊施設費

金額三萬五千圓、利率年五分、五ヶ年無利子据置、昭和四年度より三十ヶ年賦を以て償還する。本資金は稻瀬川尻改修費に充てたのである。

九、歳入缺陥補充費

金額二萬五千圓、利率年五分、五ヶ年無利子据置、昭和四年度より三十ヶ年賦を以て償還する。

十、第二小學校建築費

金額五萬圓、利率年六分五厘、簡易保険局の特別融通資金である。借入當年度は元金据置、利子のみ支拂ひ、大正十五年より九ヶ年賦を以て償還する。

十一、町營住宅建築費

金額五萬五千五百圓、利率年四分八厘、借入當年度は元金据置、利子のみ支拂ひ、昭和二年度より十五ヶ年賦を以て償還する。

第五節 不動産土地の拂下

事業収益を以て償還財源に充つる住宅建築費債を除く震災應急並に復舊費債七拾萬二千圓は、其の一部を昭和三年度に、大部分を昭和四年度より償還を開始することになつてゐる。此の負債に付ては

震災地各町村長會に於て償還延期の白熱的運動をなしつゝあるが、本町は此の運動の成否に拘はらず豫め償還準備をなすの必要を認め、大正十五年九月二十五日町債償還資金蓄積規程を設定した。本規程は從來無番官有地と稱せられた土手敷水路敷道路敷等の町有土地を其の環境の事情に依り公用を廢止して、關係者に拂下け其の收得金を蓄積して償還財源たらしめ、要すれば其の一部を一般町費に充用して、刻下の財政難を緩和せんとするものである。之によつて大正十五年度中拂下けたる土地は二千二百五十坪二合で其の價格は四萬一千九百五十三圓六十錢である。尙該規程設定以前に拂下けの決定をなしたもの二百三十三坪七合〇三才價格四千六百七十五圓九十錢あり、同年度中拂下手續を完了したもの、實收額は三萬六千八百十九圓四十八錢で、内一萬五千八百五十圓五十八錢を蓄積したのである。

次に該規程の全文は左の如くである。(但し本町財政逼迫の結果之が蓄積をなすの餘裕なきに至つたので、昭和四年三月三十一日限本規程を廢止し從て其の蓄積をも停止した。)

鎌倉町町債償還資金蓄積規程

第一條 本町ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ本町町債償還資金ニ充ツル爲町有土地拂下ニ依ル收得金ヲ

蓄積スルモノトス

第二條 本資金ハ郵便貯金又ハ確實ナル銀行ニ利付預ト爲スモノトス、但シ銀行ニ預入ノ場合ハ相當擔保ヲ徵スルモノトス

第三條 本資金ハ其ノ全部又ハ一部ヲ以テ毎年度豫算ニ於ケル町債償還額ノ全部又ハ一部ニ充ツルモノトス、但シ町財政ノ都合ニ依リ町會ノ議決ヲ以テ其ノ一部ヲ一般町費ニ充用スルコトヲ得

第四條 本資金ノ管理ハ本規程ニ定ムルモノ、外總テ本町財産管理規程ニ依ルモノトス
附 則

第五條 本規程ハ公布ノ日ヨリ施行ス

第四章 復興経過

第一節 戸口の状況

大正九年第一回國勢調査の結果に依れば、本町の戸數は三千七百十六戸、人口は壹萬八千二百五十二人であつたが、震災直前に於ては、戸數四千、人口二萬を越ゆる状況であつた。然るに震災の被害頗る激甚にして、復舊至難の說さへ流布されたため、罹災者の中には本町の前途を極度に悲觀して、災害地外に移住し又は避難する者等夥しく、一時は人口一萬四五千位に激減し、其の年十一月十五日現在を以て施行したる震災地人口調査の結果は、管外罹災者にして本町に避難せるものも尠くなかつたので、戸數三千四百九十二戸、人口一萬七千七百六十八人を算した。之を災前に比較すれば、實に明治末年に於ける町勢に戻つたかの觀があつたのである。

而し廣く世に知られた鎌倉の、其の名に於て優先的に一般社會乃至政府の同情を獲得しその物資蒐集についても、亦その復興資金調達についても、極めて好結果を得るに至つた。從つて疲弊困憊そのもの、姿を以て、日夜前途の不安に對する解決に懊惱呻吟しつゝあつた町當局並に一般町民は大に力

強きを得、爲に復舊乃至復興の營みも比較的順調に進捗することとなつた。又天然の恵澤豊かなる地の利に於て、之が愛着の人士逐日多きを加へ、未開地の開拓も着々行はれて、戸口は愈々膨脹した。而して大正十四年臨時國勢調査の結果は、戸數四千二百七十三戸、人口二萬一千〇十三人となり、その戸口大正九年には縣下第七位であつた本町は茲に第六位となり、剩へ本町より優位にあつた田浦、浦賀、茅ヶ崎の三ヶ町を凌駕するの勢を示したことは、眞に欣快の至である。

第二節 道路橋梁及下水道の復舊

道路は到るところ缺潰龜裂陥没等を生じ、橋梁は破壞墜落し、下水道は埋没し、剩へ管外に通する切通及隧道は、概ね崩壊閉塞して交通上の障害は極めて激甚であつた。而し混亂を極めた變災直後に於て、罹災者の救濟に専心奔走するの外、又他を顧みるの餘裕がなかつたため、之に對する應急處置も暫し放擱するの止むなき状況であつた。

當時速早く來着した工兵第十六大隊及工兵第一大隊は、道路橋梁の應急作業並に役場郵便局及罹災者收容バラツクの建築等に從事されたが、之によつて本町の蒙つた利便は蓋し莫大のものであつた而して町は大正十三年度以降、利用状況の緩急に従つて、災害の復舊に努力し、要すれば新事業を併

せ施行して、町勢復興の營みを怠るところがなかつた。之が事業費は一部は國庫補助を仰ぎ、他は低利資金の融通を受けたが、その町債全額は三十二萬七千圓に達した。次に工事の概略を述ぶれば左の如くである。

(1) 工兵隊の來援

九月十一日、藤澤方面警備部隊に屬する工兵第十六大隊の内、大内中尉の指揮に係る第三中隊員約百二十名來着、直に小袋坂の開鑿作業に從事した。同所は數丈の懸崖崩潰して全く交通を遮断し、極樂寺坂と共に最も難工事と稱せられたが、遂に人馬の交通を可能ならしめ、大船——横濱方面的聯絡上多大の利便を與へた。

同隊は九月二十一日撤退したが、同日工兵第一大隊船橋中佐指揮の兵員約三百八十名來着、前部隊に代つて諸種の作業に從事された。之に依て海岸橋の架設を始め、歌の橋、延命寺橋、裁許橋、音無橋その他の四橋補修、並に當時最も難工事を稱せられた極樂寺切通の應急開鑿作業及小坪隧道の補修を完了した。同隊は十月七日本町を撤退した。

(2) 國庫補助工事

災害復舊工事の内主要なるものに付ては、大正十三年九月内務省土木局長の通牒に依て、特別補助

金を交付さるゝこと、なり、本町に於ても大町地内中心下水道復舊工事外九件、此の工費豫算一萬七千九百二十七圓に對し九割五分即ち一萬七千〇二十七圓の補助金を下附された。之に依て町は大正十三年度及同十五年度の二ヶ年繼續を以て本工事を完了した。

(八) 一般復舊工事

道路橋梁等一般災害復舊工事は、大正十三年度以降其の利用の緩急に従つて順次着手した。之に依て、町内を走るところの路面の龜裂陥没竝に土留の缺損等は修復され、破壊墜落した橋梁は改築又は修繕を加へられて略舊態に復した。

下水道の修繕も前者と同じく施工し、水路は滑川本流は延命寺橋より下流、支流は佐助ヶ谷、雪ノ下置石、扇ヶ谷等に對して、大正十五年度及昭和二年度に於て之が浚渫を完了した。

(二) 改修及新道の開設

△ 稲瀬川尻の改修

稻瀬川尻は本町主要の海水浴場として外觀を尊ぶにもかゝらず、海嘯のため洗ひ去られて見るに忍びざる慘状を呈した。依て本町は速に同所の改修を計畫し、特に町債を起して大正十四年十月起工翌十五年二月末を以て竣工した。本路線は東は由比ヶ濱海岸通、西は長谷新宿通に聯絡し、幅員五間

延長百九間三分で、堅牢なる鉄筋コンクリート壁を以て波浪に備へ、中間にコンクリート造の稻瀬川橋及美奈能勢河橋の二橋あり、町の一偉觀をなしてゐる。

△大町亂橋材木座間新道の開設

本路線は亂橋材木座海岸通より、大町字西町縣道に貫通するもので、尙一本橋附近より女學校脇に出で琵琶小路に聯絡する一路線を附帶工事とし、震災前計畫して既に大部分の敷地買収を了してゐたが、起工に至らずして震災に遭遇した。震災後一部設計の變更をなし、幹線は海岸通より西町鐵道橋西方に停め、同所より女學校脇に出づる附帶路線とを以て第一期工事とし、幹線の西町縣道に貫通せしむることは、之を第二期工事とすることになつた。第一期工事は幅員四間延長二百六間で、上河原橋及閻魔橋の二橋を含み、大正十四年四月下旬起工、同年九月中旬を以て完成した。第二期工事は幅員三間延長七十七間三分で、昭和二年四月下旬起工、同年八月中旬竣工した。本路線の完成に依て沿線は忽ち好適の住宅地と化し、日に日に殷賑を加へて、町勢復興上に一異彩を放つに至つた。

△極樂寺音無川沿新道の開設

同所は震災後好適の住宅地として開發の徵著しきものがあつたので、速に新道開設の必要を認め、大正十四年度に之が計畫を起したが機熟せず、昭和二年度に於て始めて實施さることになつた。即

ち同年四月下旬起工、十一月末日を以て竣工した。同路線は幅員三間延長四百二十五間六分で、之が開設によつて同所附近は急激なる發展をなし、前者と同じく災後の一異彩を呈するに至つた。

右の外復興計畫に屬する道路の改修工事として、尙佐助ヶ谷通、海藏寺谷通、瀬戸小路等を残してゐるが、之等も近き將來に於て實施せられ、町勢の進展に資すること妙ながらざるものあるに至るであらう。

第三節 役場廳舎の復舊

九月二十日工兵第一大隊到着し、翌二十一日より災害應急作業を開始したが、役場廳舎も同部隊第一中隊の兵員に依り、舊位置に建築さることとなつた。即ち九月二十三日を以て着手し、晝夜兼行の作業に依て十月四日之を竣工した。その建物は木造亞鉛葺平家で、坪坪は六十三坪である。之によつて未だ全く常態には復しないが、漸次秩序整ふに至つた諸般の事務執行上尠なからざる便宜を得たが、もとより設備の不完全を免れなかつたので、寒暑風雨等に際し、執務者の受くる苦痛は蓋し多大であつた。

翌大正十三年度に至り、廳舎の復舊建築費を含む小學校以外應急施設費債の借入を許可されたので

之に依り計畫の樹立に努めたが、當時既に將來の町勢擴張を考慮し、相當余裕ある事務室會議室等を有し、且つ堅牢にして美觀を失はざる程度のものを必要とするの聲が高かつたので、更に多くの工費を捻出するの必要あり、尙工事中移轉すべき適當の場所を求むることが困難であつたため、遂に之を翌年度に繰越すこととなつた。當時鎌倉警察署は新築工事中で、小町四番地の一に假廳舍を設けてゐたが、本町も之を利用するの便宜を得たので、同署の新築落成を待ち、大正十四年十月三日之に移轉した。而して直に本廳舍の建築に着手し、翌年四月末を以て完成五月八日之に復歸した。建物は本館は木骨コンクリート造スレート葺二階建、外壁タイル張で、階下八十八坪階上八十坪五合、附屬家は木骨セメントモルタル塗造スレート葺平家で、建坪六十四坪五合、倉庫は鐵筋コンクリート造二階建延十二坪、その他置正門板塀等の附屬工事あり、尙同年十二月には暖房裝置を完成し、かくて役場廳舍としては、比類少き大建築と指稱さるゝに至つた。

第四節 鎌倉小學校の復舊

九月二十四日以降、一の鳥居島津公爵別邸庭園外四ヶ所に於て林間教授を實施し、罹災兒童の教養を怠るところがなかつたが、時候の漸次寒冷を加ふるに及び、兒童の保健衛生上之が繼續を許さる

ものあるに至つたので、十一月二十日限り之を撤廢した。

之に先立ち九月二十日工兵第十一大隊に依て校庭に罹災者收容バラツク二棟(延六十四坪)が急造され、十月二十三日には國費を以て更に四棟(延三百四十八坪)の建築を了し、各々罹災者を收容したが林間教授撤廢と共に、先づ前者の二棟を假教室に充て、又メソヂスト教會より借受けた天幕を張り、辛うじて二部教授を開始した。

翌年三月に至り國費收容バラツクも閉鎖したので、直に之を假校舎に充て、兒童の收容上多大の便宜を得た。而しバラツクは何れも粗造極るもので、周圍と床は板張、天井はなく、屋根は裏板を用ひず直接亞鉛板を張りつめ、床には莫蘆を敷いて兒童は之に座し、腰掛を机に代用するといふ有様で、加ふるに極寒の時期に遭遇したため、授業能率及兒童の保健衛生上憂ふべきもの尠くなかつた。殊に夏期は太陽の直射に依り、屋根の亞鉛板が灼熱して室は湯の様に蒸され到底授業に堪えないでの、之が應急策として消防手を出動せしめ、屋上に筵を敷きポンプを利用して之に撒水し、熱氣の緩和に努めたなど、當時到底想像も出來ぬ様な悲慘にして奇抜な話題を残したのである。

一方町當局は罹災の當初より小學校の復舊に意を用ひ、政府亦極力之が善後處置を講ずるところがあつた。即ち本町は震災直後に於て應急建築費五萬五千圓の融通を受け、翌年三月校舎二棟の建築に

着手、同年七月之を竣工した。之によつて十一教室の復舊を見たが、更に同年度に於て復舊建築費債二十萬圓を起し、同年十二月一棟六教室、翌年五月以降に於て三棟十三教室と標本室唱歌室裁縫室、外に職員室一棟とを完成、十五年三月には二階建十二教室の一棟を、同七月には坪坪二百三十坪の大講堂を建設し、尙使丁室便所正門扉等の造築、校庭の整理等をなし、茲に全く復舊を了したのである。一時假教室に充てたバラックは、校舎の建設に従つて逐次之を撤去して居たが、十四年四月にはその全部を取拂つた。而して校舎は前述の如く繼續的に復舊しつゝあつたが、一方就學兒童は累年増加し、大正十四年末には既に前途の收容力考察上、一校分置の必要に迫られ、災前より重大なる懸案として注目された第二小學校建設の機運熟するに至つた。即ち同年十一月校舎の新築に着手、翌年二月工を竣へ、四月新學期より開校して、第一小學校の收容難を緩和し、併せて兒童分布の地理的關係を解決した。而して第一小學校は敷地の許す限りに於て、遺憾なく復舊を了したのであるが、今や町勢は更に第三小學校の建設を可能ならしむべく、日に日に膨脹進展しつゝあるのである。

第五節 第二小學校の建設

一校に夥多の兒童を收容するは、兒童の指導教養の上に、諸種の缺陷あることは、識者の均しく是

認するところである。又繁華の市街地に在つては、その敷地その校舎の、無制限なる膨脹を許さる事情の存することも、敢て議論の限ではない。

惟ふに本町小學校の位置は、略町の中央に當つてゐるが、既にその敷地は擴張の余地なく、加ふるに十二所淨明寺等山間の部落に對しては、猶多くの惠まれざる事情の存するものがある。茲に於て此の方面のために、疾くより第二小學校建設の必要が叫ばれ、災前町當局は既に暗黙の間に、具體的調査を進めつゝあつたのであるが、不幸震災のために之を放棄するの止むなきに至つた。而し災後幾何ならずして、第一小學校狹隘を告ぐるの勢を示したので、茲に之が實現の可能性を生じ、遂に校地を二階堂字向荏柄高燥の地にトすることとなつた。

而して大正十四年度に於て、簡易保險局低利資金五萬圓の融通を受け、同年十一月起工、翌年二月工を竣へた。校舎は二階建延六百四十六坪七合、教室は普通十四室、外に唱歌裁縫理科の三特別室と職員室とを有し、兒童は尋常科のみ五百十四人を收容して、大正十五年度新學期より開校した。同年十二月には更に講堂新築の工を起し、翌年二月之を完成した。

昭和二年度には新に高等科一年二學級を併置し、尙當年度就學兒童は豫定を超過したため、早くも教室の不足を告ぐるに至つたので、同年十二月、次年度の收容難に備ふるため、校舎の増築に着手し

昭和三年三月完成した。之に依て普通六教室、外に手工家事の二特別教室を増したが、昭和三年度に於ては、高等科二年二學級、尋常科一年一學級を増置し、今や既に擴張の余地なきに至つた。

第六節 鎌倉國寶館の建設

鎌倉國寶館の建設は、大正十三年六月二十二日當地各寺院及鎌倉同人會の協議に依て立案せられ、各寺院は本計畫の實現に關する一切の盡力方を同人會に委任され、同會は之を本町に具申せられたのを以て發端とする。もつとも本町の有識者乃至本町の史蹟愛着者の間には、古代王朝文化の中心たる京都奈良等に、その時代の面影を偲び得べき博物館の設あると同様に、中世武家文化の發生地たる本町にも、往時の精髓を把玩し得べき適當の施設の緊要であることが、久しい以前から稱せられてゐたのであるが、偶々大震災に遭ひ、却てその機運を促進することとなつたのである。

本館建設の目的は、云ふまでもなく各社寺の國寶その他貴重の什寶保存の安全を期するにあるが、亦一面に於て社寺復舊上の負擔を輕減し、訪古遊覽の便宜を與へ、併せて士道教化を資する上に、効果あらしめんとするにあるのである。

本町は同人會の具申に基き、熟慮の結果之に賛し、大正十四年八月五日文部大臣に對して、國寶館

建設費國庫補助の請願をなした。敷地は本館の維持經營並に目的貫徹の上に、最も重大の影響があるので、地の利を得べく、慎重考慮の結果之を國幣中社鶴岡八幡宮境内に選定した。次で大正十三年十一月七日敷地の地鎮祭を執行し、翌昭和二年二月二十五日工事請負入札をなし、三月三十日起工、昭和三年三月三十日附屬工事を併せて一切竣工した。建物その他の工事は總て岡田工學士の設計になり工事中は現場監督鈴木誠一郎高田錠之助の兩名を雇傭した。而して館長に荒川己次氏、主事に相澤善三氏、その他書記守衛等職員の任命をなし、四月三日神武天皇祭の佳節をトして開館式を挙げ、同日午後より一般に観覽せしむることとした。

本館の建設については、政府に於てもその趣旨を認められ、本町の請願を容れて、國庫より金貳萬圓の補助金を下附され、本縣又金五千圓の補助金を交付された。本町は町會の議を經て一般町費より金貳萬圓を支出し、尙昭和二年二月本計畫の趣旨を四方に傳へて有志者の義醸を請ふところがあつた然るに同年十二月末、畏くも本館建設の儀、上聞に達し特別の御恩召を以て金參千圓を御下賜あらせられたが、かくの如きは啻に本館のみならず本町全般にとつて無上の光榮とするところである。

かくて本町は國家的有意義の一大事業を完成し、本町復興史上に一偉觀を遺したが、本計畫の當初より、極力援助を與へられた鎌倉同人會の功勞は詢に沒すべからざるものがあるのである。

その一　被　害　状　況

第一章 地震火災及海嘯の状況

第一節 地　震

本町四圍の山々は主として水成岩凝灰質粘土岩砂岩等より成り、溪谷の多いことは、地盤に断層の多いことを證し、平地は概ね土砂で深く且つ地質は軟弱である。かく断層あり地質の軟弱であることは、直に地震の震度に大なる影響を及ぼすもので、之が爲に本町の被害が比較的激甚であつたことも首肯されるのである。

第一震は標準時刻として公表されたものに依れば、一日午前十一時五十八分四十四秒、次で零時四十分强度の余震が襲來した。此の餘震を世上に第二震と稱してゐる。

建物の倒壊橋梁の墜落山崖の崩解等被害の大部分は第一震に於けるもので、第二震に於ては破壊狀

態を一層深刻慘憺ならしめた。

地震の震波若くは地震の活動した方向及震度等は、勿論専門的學理を以て測定すべきであるが、建物の倒潰又は位置の移動竝地上の龜裂等に依つても、其の概念を因へることが出来る。此の概念的知識を以て、其の現状を觀察すれば、本町に於ける地震は概ね南北に強く活動したことと知ることが出来る。尙震度竝に地震の方向に就いて、理學博士今村明恒氏の公表した「大正十二年關東地方大地震について」と云ふ學說の中に、本町に關係ある記録があるので、参考の爲茲に引用する。

「鎌倉では震度はその場所の地質的構造如何によつて場所々々で違つてゐた。即ち最高度は海岸近くの砂地で重力の五分の二程の震度だつたらしいし、最低度は第三紀層の地であつた。大佛は南十五度東の側で四十五粩だけ沈下し且つ其の沈下した方へ三十粩程ずつてゐた。山門は反時針の方向に十度廻り且つ北五度西の方へ二十粩ずれてゐたが、光明寺のそれは北三十五度西の方へ五十粩程ずれてゐた。自分は二臺の地震計を据えつけた。即ち二臺の地震強度を比較するために、一臺は神奈川縣師範學校の運動場に「第三紀層の代表地」而してもう一臺は島津公爵の別荘「砂地の代表地」に据えつけて驚くべき結果を觀測して來た。即ち近距離地震の場合には、相互の距離が二、三粡に過ぎぬに拘はらず、後者は前者よりも五倍乃至六倍程震動することを」

當時の本町戸數は約四千二百戸で、内全潰千四百五十五戸、半潰千五百四十九戸、埋沒八戸、全焼四百四十三戸、半焼二戸、流失百十三戸で、被害の輕微なるものは僅か六百餘戸に過ぎなかつた。其の字別被害件數は左の如くである。

被害戶口表

亂橋材木座	一毫	一毛	三毛	一	一	一	一	一
長谷	五毫	一毫	二毫	一	一	二	三	四
坂下	三毫	六	二八	一	一	一	一	一
極樂寺	二毫	毛	三	一	一	一	一	一
合計	四、二毫	一、四毫	一、四毫九	八	四毫三	二	二三	四三

倒潰した建物の内主なるものは、御用邸、山階宮御別邸、伏見宮御別邸、鎌倉町役場、鎌倉小學校鎌倉高等女學校、師範學校及附屬小學校、鎌倉銀行、鶴岡八幡宮樓門及下拜殿、極樂寺、高德院、寶戒寺、松方公、島津公、前田公、池田侯、陸奥伯、芳川伯其の他多くの貴顯紳士の別邸がある。

被害狀況の最も慘憺たるものは、石造、土造、煉瓦造の建物で、木造瓦葺、石磐葺、草葺の建物之に次ぎ、亞鉛葺、板葺の類は最も輕微であつた。石造煉瓦造の如きは概ね微塵に破碎し、土藏は概ね土壁剥脱屋根瓦轉落して裸體の如き状態となつた。其の最も慘狀を呈した代表的建物は、煉瓦造の鎌倉銀行と、土藏造の駿河銀行で、前者は倒潰粉碎し、四名の壓死者と數名の負傷者を出し、後者は倒潰後焼失して二名の死者を出してゐる。草葺建物の比較的堅牢であつたことは、建設年代が比較的古

く、且つ粗雑であつたにも拘はらず、所謂日本風の外觀に囚はれない實用的構造であつたためであらう。瓦葺建物は、屋根の重かつた爲めか木造建物の中では最も被害が多かつた。亞鉛葺板葺建物の被害の尠なかつたのは、前者と反対に屋根が軽かつたため、震動のまゝに翻弄され抵抗することが尠なかつたためであらう。其他特殊の構造に係るもの、例へば鐵筋コンクリート造の如き耐震的建築は本町になかつたので、其の被害狀況は不明だが、東京横濱に於けるそれ等の大建築は、概ね倒潰を免れたが、火災のため崩壊したものが多かつた様で、中には構造の不完全及小建築のため震動に耐へず破碎したものもあつた。

建物の外土堤石垣等は悉く崩壊した。道路は至るところ路面に龜裂を生じ、橋梁は落ち溝渠は埋もれた。滑川も夷堂橋より下流は兩岸殆んど崩壊して流をせばめ、大に治水を不便ならしめた。極樂寺川、稻瀬川も同様であつた。

山崖も到るところ崩壊して山骨露出し、綠滴る鎌倉山の風致を害ふこと夥しいものがあつた。殊に往昔七切通を以て世に聞えた鎌倉の關門は、概ね崩壊して人馬を通せざるものあるに至り、爲に町外との聯絡上及救護品の輸送等に多大の不便を來したのであつた。

第二節 火災

火災は建物の倒潰に依つて直に起つたものと、倒潰後若干時間を経て發火したものとがある。

發火原因は云ふまでもなく震動の時刻が午餐の時刻に當つてゐたため、火氣を用ひつゝあつた家庭が多かつたので、家屋倒潰器物顛落等のため、遂に火を發するに至つたのである。中には薬物の爆發に因る發火もあると稱せられたが明瞭でない。

風の方向は、始め南で稍強く、専門家の測定に依れば、一秒間の風速は十米以上であつたと云ふことであるが、鎌倉では間もなく風ぐべき微候すら見えてゐた。然るに、地震の勃發、引續く火災の發生等に依つて、風速は忽ち加はり、夕刻には其の方向西へ轉じ、更に北に移り、風速實に二十米以上に達したと云ふことである。東京横濱に於ては、風向は至るところ局部的變化を生じ、或は陣風となり、或は旋風を起して、猛威を逞うしたため、遂にかくの如き前古未會有の慘状を呈するに至つたのである。

本町に於ける火災の火元及發火の原因は、警察署の調査に依れば左の如くである。

字	地番	火元の職業	發火の原因
小町	七五	菓子商	菓子製造中の焜爐の火
同	七七	飲食店	炊煮中の火
同	二八八	旅人宿兼料理業	火鉢の殘火
雪ノ下	二八八	旅人宿	火鉢の殘火
大町	一〇七	人宿	火鉢の殘火
長谷	八八四	歯科	火鉢の殘火
同	八八四	醫	火鉢の殘火
旅人宿兼料理業	菓子子商	石油焜爐の火	石油焜爐の火
長	旅人宿兼料理業	菓子製造中の焜爐の火	菓子製造中の焜爐の火
谷	火	火	火

火災區域は、長谷、由比ヶ濱、小町、雪ノ下で、町内最も繁華の地域ばかりである。此の外、亂橋材木座下河原、由比ヶ濱上向原及停車場裏等に獨立火災があり、又二日拂曉には、小町所在の料理旅人宿業小町園が、倒潰當時發見されなかつた僅少の火鉢の残り火に依つて發火二戸を焼失した。此外にも、亂橋材木座、大町、坂ノ下等に於て發火後直に消止め大事に至らしめなかつたものが二三あつたと云ふことである。

焼失戸數は、長谷百〇二戸、由比ヶ濱百〇五戸、亂橋材木座一戸、小町百五十八戸、扇ヶ谷一戸、雪ノ下七十六戸、合計四百四十三戸で、外に住宅附屬の建物が七十餘棟ある。

火勢は風速に乘じて甚だ猛烈であつた。又その延焼も極めて迅速であつたため、長谷及由比ヶ濱に於ては、其の一部を所謂「尻火」に依つて風上を焼いてゐる。火はものゝ二時間あまりで概ね鎮つたが、殘骸は終夜焰煙をあけてゐた。

火災に依る被害は最も甚大で且つ最も悲惨であつた。震動の刹那に於て、人々は周章の餘り屋外に飛び出し、また家を顧みる暇なく、火を發するに及んでも、家財搬出、消防その何れにも從事するの沈着と方便とを缺いた爲、家財道具は悉く皆之を焼失し、亦多くの人命を失ふに至つた。されば火災罹災者の多くは、着のみ着のまゝで、中にはシャツ一枚のものや裸體の者などもあつた。彼等はその日より食糧に窮し、雨露を凌ぐ方便を失ひ、全く途方に暮れたが、中には早く親戚故舊をたよつて避難した者さへあつた。而し概ね近隣知己に身を寄せ、又は松並木その他安全地帯に避難して、一時の困苦缺乏に堪えたが、數日後には各々焼跡や空地に假小屋を設け、粗末ながら生活の本據を營むに至つた。

一方無残の焼死を遂げたものゝ中には、火災がなれば當然救助されたであらう者が少くなかつた

様である。現に倒潰した建物の下敷となつた者の助けを呼ぶ聲を聞いたと云ふ事實、盛に救助に努めたが火のまはりが速かつた爲、遂に見殺しにしたと云ふ事實の傳へられたものが、一再に停らぬを見ても明かである。又その焼死體の所在について推量するも、壓死にあらずして生きながら焼かれたものであることを推定されるものもあつたと云ふことである。

次に地震勃發の直後、東北の空に渦巻き上つた怪雲の現象について聊か述べて置きたい。之については今村博士の學說中に、次の様な記事があるので、参考の爲抄錄しやう。

「火災の勃發後直に比較的危険の渺ない地域にゐた人々は、焼失しつゝある區域の空に當つて、怪雲の渦巻き上るものを見察したのであつた。此の怪雲は氣象學者が呼ぶ所の積雲の一種である。斯かる積雲は陣風を導き、或は旋風を惹起する原因になると言はれてゐる。事實旋風が各所の町々に於て觀察せられたのであつて、それが爲に火陥をして益々勢を増さしめ、さうして避難民の間に此處彼處悲しむべき光景を惹き起したのであつた。これが最も著るしい一例は、最初市の北隅、隅田川の右岸に於て現出したそれである。此の旋風は隅田川の西沿岸を一掃して、兩國橋附近で川を横ぎり、そこに世界が未だ嘗て經驗しなかつた慘憺たる光景を呈出したのである」

此の積雲の現象については、本町に於ても之を東京横濱及横須賀方面の空に望見したが、始めはそ

の何たるやを知ることが出来ず、不安を感じ危惧の念に驅られたが、やがて種々の謡説が流布されたそれによれば東京横濱大火の焰煙であるとし、淺間山系統火山脈の大爆發による噴煙であるとし、横須賀軍港重油タンク爆發の煙であるとした。その内火山の噴煙なりとする説は、全く根據のないものであることが判明したが、京濱兩市の大火及重油タンクの爆發は事實で、又その焰煙の天に冲してゐたことも事實であつたから、本町より望見した積雲の現象は、或はその焰煙の影響を受けて、より以上凄惺奇怪な變化を來したものではなかつたかと想像される。とにかくその奇現象は、一時本町罹災者を戰慄せしめ且つ驚異せしめたのであつた。

第三節 海 嘘

海嘯は之を目撃した者の談によれば、所謂第二震の後に於て、前後二回に亘つて襲來し、第一回のそれよりも第二回の方が遙かに大きく、被害は此の第二回のものによつてなされたのである。即ち所謂第一震の直後、海水は非常な急速力で沖合に引去つてしまつたが、やがて伊豆大島と江の島との中間にと思はれる遙か沖合から、物凄い黒褐色を帶びた大波を起して押寄せて來たと云ふことでその海岸に達した時が恰かも第二震の直後であつたものゝ如くである。其の時刻及速力並に高さを、確實に測定

することは出来なかつたが、左の事實に徴して概略の推定を下すことが出来ると思ふ。

(イ)坂の下三橋卯之助氏談

當日和田塚附近で地震に遭遇し、急ぎ歸宅せんと電車線路を稻瀬川口へと出て行つた。その時にはまだ津波の襲來を見なかつたので、その後海嘯のため流失した家屋も、未だ半潰や全潰のまゝであつた。海は引潮で海底の藻屑があらはれて見へた。自宅附近に驅けつけた時、多くの人々が「津波だ津波だ」と叫び、狼狽して御靈社境内の方へ逃げて行つた。

和田塚から自宅までの所要時間は十五分乃至二十分位であつた。

(ロ)坂の下安齊定七氏談

第二震の後凡そ二十分程たつたと思ふ頃、海邊の護岸上に出て見た所、稻瀬川附近に引揚げてをいた自分所有の漁船が波打ち際に流れ出てゐたので、二三の人を語らひ、せめて漁具だけでも取出さんと砂濱に下りてふと沖を眺めた。その時海水は遠く引去つてをり、遙か沖合に黒光りして山の如き大浪が立ち、遠雷の如き音響を立て、ゐた。さては津波の襲來かと恐れ慄いた。その時砂濱には罹災者が五六十名位づ、數個所に集団避難してをり、陸上には破壊した家のまはりをうろつきながら家財でも取出さんとする者もあつたので、自分は我知らず「それ沖を見ろ津波だ津波だ」と聲限り

叫びまはつた。これに氣がついた人々はあはてふためき、倒れ家を乗り越え我先にと辛うじて逃げ去つた。此の時早くも海嘯が押し寄せ來り、百雷の一時に落つるが如きすさまじき音響を立て、家屋や護岸を破壊した。

津波の襲來については、故老から「津波は暴風の如く急速に來るものでなく、じはじはと來るものだ」ときいてゐたが全くその通りであつた。

(ハ) 極樂寺に於ける實見者の談

第二震の後二十分位を經たと思ふ頃、海岸の高處から見てゐたが、江の島の東端より三浦半島に向つて一直線を引いたと思はれるあたりまで海水が引去つてゐた。ところが見る見るうちに十數尺の大浪が黒褐色をなして襲來し、由比ヶ濱方面に向つたが、その餘波は極樂寺川にも浸入した。そしてまもなく海水は再び引去つたが、夕方に至るも猶四五町位沖まで引いてゐた。翌朝は潮が満ちてゐたが、砂濱は十間餘廣くなつてゐた。極樂寺の人家は何れも高所にあり、且つ海嘯の高さが低かつたため、殆んど被害はなかつた。

(ニ) 亂橋材木座に於ける實見者の談

第二震の直後大浪起り、砂濱を没し岸壁に衝突し尙豆腐川に浸入したが害を及ぼすに至らず、急速

に七八町位と思はる、沖合まで引去つてしまつた。此の時飯島の亂礁……春大潮の時のみ一部分を現はすにすぎなかつた玉石築の防波堤の遺蹟……が長く半島の如く露出して異常の壯觀を呈し、人々奇異の思をなしたが、約二十分ばかりの後、黒煙の如きしぶきをあけつゝ、海嘯襲來して、忽ち砂濱を没し、豆腐川を中心として附近一帶の人家を浸し岸壁を破壊する等、暴威を逞うした。海水は實に補陀落寺の附近まで浸入し、その高さは電燈用電柱を没する位であつた。

右の實見談の外、参考となるべき二三の事實を摘記すれば左の如くである。

(ホ) 海水の引去つた距離

坂の下の沖に漁夫が「釜が淵」と稱する難所があるが、その岩礁が露出して尙遙かな沖合まで海藻があらはれ褐色をなしてゐた。その岩礁のあたりは岸から五六町の沖で常に地曳網を下す最遠距離の目標であると云へば、海水の引去つた距離は恐らく十町以上であらうと思はれる。

(ヘ) 海嘯襲來の方向

當日小坪より一里餘の沖を進行してゐた鰹漁發動機船乗組員の話に「急に船の進行が停止し推進機が空轉したかと思ふと、陸上より遠雷の如き音響聞え江の島の沖に黒褐色の大浪起りそれが由比ヶ濱方面を襲ふた」と云ふことである。陸上より音響の聞えたと云ふことは事實そう感じたのであら

うが、陸上の者は沖にその音響の發生したことを告げてゐる。

(ト) 海嘯の高さ

亂橋材木座光明寺前の或る農家に避暑中の某氏方の女中は倒潰家屋の下敷となつたが、海嘯の爲家屋が浮上り、同時に女中も浮上つて道路まで流されたが幸運にも電柱の横木に引っかかり、奇蹟的に一命を助つたとのことであるが、之に依れば海嘯の高さは二十尺以上であつたと云へる。

(チ) 海嘯浸入の區域

滑川に浸入した海嘯は、海岸橋を破壊流失せしめ、橋の上方低地より東方一帯の田畠に浸入したがその先端は勝田邸境迄及んだ。

當時海岸橋南の別邸に避暑中であつた文學博士厨川白村氏は、夫人と共に一の鳥居方面に避難する爲、橋を渡らんとした時、海嘩の襲來に遭ひ、夫人は辛うじて無事なるを得たが、博士は浪にさらはれ勝田邸附近まで流された。而して救助され手當を受けたが翌日遂に死去された。

亂橋材木座光明寺前附近に於ける浸入區域は前記の通補陀落寺境内に達したが、長谷に於ては稻瀬川より由比ヶ濱電車停留場を越え縣道附近まで浸入、坂の下に於ては縣道北側の人家を浸した。

(チ) 海嘩襲來の回数

海嘯は前後二回に亘つて襲來したことは、前に述べたが尙左記事實に依つて一層明かに之を物語るであらう。

坂の下三橋庄太郎娘カネは第一回の海嘯にさらはれ、靈山ヶ崎下まで流されたが續いて襲來した第二回の海嘯に依つて稻瀬川附近に打ちあけられ人事不省に陥つてゐるところを發見され、九死に一生を得た。之に類似の事實が他にも尙一件ある。

(ヌ) 海嘯の破壊力

坂の下海岸のコンクリート岸壁を破壊し、方五六尺重さ二百貫以上もあらうと思はれるコンクリート塊を、五六間も陸上に打上げた事實によつてもその破壊力を想像することが出来る。

海嘯に關する學說として、理學博士中村左衛門太郎氏の發表されたものを見ると、前述の記錄に多少の矛盾あることを發見するが、それは學理的に權威ある博士の所説に依つて、是正されるところがあると思ふので、次に之を抄錄してみやう。

中村博士發表の一部

「この地震の現象が主として相模洋底に現はれた結果として、津浪がそれに伴うて起りました。先づ海底の北東部が上つた爲め、三崎から房州方面の水は遠く引去りました。その反對に伊豆方面

では、外洋から陥没區域に注入する水と、房州沿岸から引いた水とが、一時に襲來して、先づ僅かに津浪となりました。この津浪は大島の西岸元村沖で相衝突したとの事であります。

この波は熱海伊東以南の沿岸を浸して北上し、小田原附近にて東へ折れ、鎌倉附近に襲來しました小田原大磯邊では、單に砂濱を浸したに過ぎなかつた津浪も、鎌倉附近では著しく浸水して被害が起りました。伊豆方面でも鎌倉方面でも、第一に襲來した津浪は餘り高くなかつたが、それが引いた後第二に来たものは遙かに大きく、被害はこの第二のものに因つて起されたのであります。

古來津浪の来る時には必ず先づ水が引くと云ひ傳へられて居りますが、さうとは限らない事であつて、現に大磯や伊東では明らかに第一に小津浪が来てその次に水が引いたのです。云々」

尙同博士の發表された津浪の高さは左の如くであるが、小坪よりも被害の激甚であつたことによつて、本町に於けるその高さは、小坪に於けるものより少くとも一メートルを超過してゐたであらうと思はれる。

房州洲の濱

葉

山

小

八メートル一

五メートル四

七メートル一

吉

濱

八メートル

六メートル五

熱

海

海嘯による被害は、坂の下五十三戸、長谷三十戸、亂橋材木座三十戸、計百十三戸の流失戸數を數ふるに過ぎず、統計上からみれば甚だ僅少であるが、その現場は實に慘憺たるものであつた。又倒潰家屋の下敷となつて溺死した者も尠くなかつたが、彼等の中には「海嘯なかりせば」當然救助された者もある。而し一方に於ては海嘯に幸ひされて、倒潰家屋の浮游流失によりその下敷となつた者で九死に一生を得た幸運者もあり、火災を未然に防止して大事に至らしめた事実も坂の下亂橋材木座等にある。

尙當日由比ヶ濱で海水浴中の者百餘名が津浪にさらはれ行方不明になつたと、或る震災誌に記されてあるが、此の日天候不良のため海水浴をする者殆んどなく、又海岸に居た者も地震に脅え引續く海嘯の襲來を豫知することが出來たので、何れも速かに避難し、行方不明になつた者は全くなかつたのである。

第二章 各區の被害狀況

十二所

戸數四十戸、内全潰三戸埋沒一戸半潰十一戸で、死亡者は二名であつた。

被害の比較的多かつたのは宇佐小路であるが、人家は概ね在來の日本風木造茅葺であつたため、人命に及ぼした被害は極めて少なかつた。死亡者は一名は小町駿河銀行支店執務中焼死し、一名は小町三百三十六番地に於て壓死したもので、區内に於ては一名の死者もなかつたのである。十七番地大木トメ方は、激震と共に裏山崩壊し、十疊敷もあらうと思はる、大岩石落下して、家屋の大半を埋沒破壊したが家族は一人も死傷なく全く不幸中の幸であつた。

村社十二所神社は石鳥居、石燈籠等破壊したが、社殿は無事であつた。明王院は殆んど被害なく、光觸寺は書院全潰し庫裡は破損、本堂は辛うじて倒潰を免れた。同寺所藏の國寶本尊阿彌陀如來は住職小熊廣道及門前居住の金井市太郎兩氏の努力に依つて、震動猶止まざる間を堂外の安全地帶に遷され無事なるを得た。

縣道朝比奈切通は山崖崩壊して交通杜絶し、泉水橋際大龜裂を生じ同橋は墜落、明石橋以東の川岸三十間餘缺潰し同橋も亦墜落した。明王院橋森戸橋も墜落、光觸寺橋御坊橋泉橋は危くも破壊を免れた。

淨明寺

戸數四十戸、内全潰十戸、半潰十五戸で、死亡者は五名である。

死亡者の内石工職皮田某は同僚長谷川某と兩名にて、報國寺奥宅間ケ谷の岩窟内で石を切つてゐたが、長谷川の妻女某が晝の辨當を持つて來たので窟内で之を食べようとした。折しも俄然激震が襲來したので、皮田と長谷川の妻女とは逸早く窟外に逃げ出しが、此の時山崖崩潰して岩窟の入口を閉塞し、尙大岩石轉落して遂に兩人を壓しつぶしてしまつた。窟内に残つた長谷川某は重傷を負ふたが幸に一命を助かり、翌二日辛うじて窟外に脱出した。

村社熊野神社は被害輕微、淨妙寺は庫裡全潰、客殿荒神堂半潰したが本堂は幸に無事であつた。報國寺本堂は裏山崩潰し五間四方もあらうかと思はる、大岩石數個落下したため、之に壓しつぶされ、庫裡も半潰した。

縣道淨明寺橋は破壊し、宅間橋西方十畠石垣缺潰、宅間橋、犬懸橋、泉水橋は墜落した。

絹張山は大崩潰をなし、岩石落下して山腹の杉林約一町歩を埋め、樹齢二十五年に達する杉數千本を失つた。その他山林の崩潰十數ヶ所約四町歩に及び、土石落下して耕作不能に陥つた田畠も渺くなかつた。

二階堂

戸數百〇六戸、内全潰十一戸、半潰十九戸で、死亡者は二名である。

人家の被害程度は全區略平均してゐるが、特に川沿の部分は甚大であつた。死亡者の一名は小町鎌倉銀行本店に於て執務中重傷を負ひまもなく絶命したもので、区内に於て死亡したものは一名にすぎなかつた。

官幣中社鎌倉宮は社殿、行在所、社務所等何れも被害渺く、僅に勅碑及手水舍が倒潰し、境内の山林三ヶ所崩潰したにすぎなかつたのは幸であつた。村社荏柄天神社は辛うじて倒潰を免れ、杉本寺は被害渺く、覺園寺は地藏堂全潰し、佛殿、不動堂、太師堂は半潰、國寶地藏菩薩木像は大破した。瑞泉寺は本堂、庫裡及總門全潰し、國寶夢窓國師木像は大破した。

道路は川沿各所缺潰し、歌の橋、荏柄橋、稻葉越橋等墜落した。

西御門

戸數四十三戸、内全潰八戸、半潰五戸で、死亡者は一名である。

人家の被害程度は比較的輕少で、道路も僅に水路沿缺潰したが交通上支障なく、山屋は各所崩潰したが、人家人命を損するものはなかつた。

村社八雲神社は被害渺く、來迎寺及高松寺は共に本堂庫裡全潰し、被害甚大であつた。

雪の下

當區三百七十四番地富田屋旅館に發した火は、忽ち四方に燃え擴がり、南の烈風に煽られて北進し、焰煙渦卷いて八幡宮境内を襲ふたが、消防手及附近住民の必死的防火活動によつて、社頭の角正旅館を類焼せしめず、境内の松數本を焦がしたのみで、此の方面は鎮火するを得た。同火元の尻火は、小町瀬戸耕地方面に延び、其の方面より延焼し來つた火と合して猛威を奮ひ、遂に置石通西側及千度小路の大部分を焦土と化した。一方二百三十二番地あたりに發した火は、岩谷堂より扇ヶ谷方面に延焼の勢を示したが、此の方面は人家散在し樹木の障害が多かつたため、百九十七番地を燒いてとゞまつた。

此の火災によつて長澤屋、松岡、鈴木屋、天松、山口等の料理屋旅館焼失し、二の鳥居脇の老松數本、段葛西側の櫻樹半面は枯死し、大に風致を害した。角正旅館は最も風上にあり、且つ火の早かる

べき茅葺であつたにも拘はらず、不思議に焼け残り、松並木沿の大谷嘉枝及吉岡佐吉兩氏の住宅も、三方火に圍まれながら奇蹟的に類焼を免れた。

置石通東側は軒並倒潰し、その倒潰率は恐らく本町の最高を示したであらうと思はれる。横町より大倉方面も被害亦甚大で、寶戒寺前、筋違橋附近は悉く破壊し、小袋坂、岩谷堂方面は比較的輕微であつた。全潰した建物の主なるものは、師範學校、及附屬小學校々舍、鶴岡八幡宮樓門及下拜殿、白旗宮拜殿、雪の下郵便局、養生院、角正旅館等で、八幡宮の大鼓橋（石橋）は墜落、三の鳥居、二の鳥居も倒潰破碎した。二の鳥居脇の二百八十二番地中村某は、震動と同時に戸外に飛び出したが、その剝那二の鳥居の笠石落下して、無慘極まる壓死を遂げた。

縣道小袋坂は懸崖大崩潰して全く埋没し、交通杜絶したため、大船、横濱方面との連絡上甚大の支障を來した。坂の上り口より鐵の井戸に至る間の水路沿土留缺潰し、路面には幾條もの龜裂を生じ、新宮入口附近には陥没を生じた。師範學校表門左右の石塀は倒潰粉碎し、西御門通に面した土手も缺潰した。筋違橋は辛うじて破壊を免れたが、大御堂橋は墜落した。

大臣山は白旗宮裏及師範學校脇等崩落し、鶯谷山及御谷小袋坂舊道沿の山々も諸所崩潰した。

當區の戸數は四百三十二戸、内全潰二百二十九戸半潰百二十七戸全焼七十六戸半焼二戸で、死亡者

は三十七名である。

扇ヶ谷

戸數百九十二戸、内全潰七十戸半潰七十三戸全焼一戸で、死亡者は十七名、重傷者は十九名である。被害の最も激甚であつたのは、南方千葉地より北方龜ヶ谷に至る道路の沿線で、其の他の山寄りは比較的輕微であつた。全焼一戸は小町境の六十三番地で、瀬戸耕地より延焼したのである。

村社八坂太神、異荒神、壽福寺山門及庫裡、英勝寺山門及庫裡、海藏寺本堂及庫裡、淨光明寺庫裡、岩船地藏堂全潰し、壽福寺本堂は辛うじて倒潰を免れたが、大破損して舊態を停めざるに至り、英勝寺本堂も大破損、淨光明寺及藥王寺本堂は稍輕微であつた。

岩船地藏堂前には大龜裂を生じ、清水を噴出したが、此の状態は約二ヶ年後まで繼續した。御用邸前通、海藏寺前等にも大龜裂を生じ、前者は幅三尺に達する箇所、後者は幅七、八寸深さ三尺に達するものがあつた。鶯谷通、龜ヶ谷通、海藏寺通、各水路沿は土留缺潰し、化粧坂、龜ヶ谷坂は山崖崩潰して交通を遮断した。泉ヶ谷二百二十九番地先山林崩潰して、同所河田氏方を破壊し、小兒一人埋没壓死を遂げた。

小袋坂龜ヶ谷坂不通のため、小坂村方面との連絡には、主として鐵道トンネルを利用されたので、

此の方面に對する交通のため、當區は一時非常なる雜踏を呈した。

小町

戸數四百三十五戸内全焼百五十八戸全潰百二十三戸半潰百〇九戸で、死亡者は四十三名の多きを出した。

火災は停車場前は八十一番地川越屋から發火したと稱せられたが、尙七十五番地附近からも發火したものゝ如くであつた。此の火は南の烈風に煽られて瞬く間に停車場前より瀬戸耕地一帶に延焼し、更に雪の下區に侵入して富田屋に發火した火と合したのである。一時は風位の關係で停車場も危險に瀕したが、幸にして廣場南隅の人力車自動車駐車場を燒いたのみで本屋は事なきを得た。此の焼失區域は、地震そのものゝ被害も極めて激甚であつたので、焼失直前の狀況は唯僅に百〇三番地旅館磯見の二階家が辛うじて倒潰を免れてゐたのみ、他は軒並悉く倒潰して居たのである。故に建物の下敷となつて續いて燒死した者が甚だ多く、幾多の悲慘事が演出されたのである。即ち七十七番地では三榮堂主高井眞哉夫妻及小兒一人、七十五番地では松風堂山崎方の妻女及親戚の少女一人並に雇人二人、七十番地では仲田屋事仲田宗三郎一家六人、六十七番地では駿河銀行支店執務中の行員二名等慘死を遂げたのである。「火災なかりせば」之等の人々の大部分は救助されたであらうと思はれるのである。

御用邸前の火災は、由比ヶ濱區の七百六十九番地七百八十三番地あたりから發火し、御成小路を越えて當區に侵入し、御用邸前一帶の別莊地を焦土と化した。停車場裏八百三番地鹿江方は自家石油コンロの火を以て燒失し、三人の無慘なる焼死者を出した。又翌二日未明小町園は倒潰當時發見されなかつた微細の残り火より發火し二戸を焼いた。

焼失建物の主なるものは、駿河銀行支店、煙草元賣捌關清藏商店、鎌倉運輸倉庫株式會社、旅館磯見及小町園等であるが、松並木の老松數十本を燒失したことは甚だ遺憾である。

建物の倒潰率の激甚であつたのは、並木敷沿の東側、妙隆寺及寶戒寺附近等で、小町通東側及千葉地は概して輕微であつた。並木敷東側には鎌倉警察署、役場、鎌倉銀行本店、鎌倉俱樂部等大建築あり、被害最も激甚にして、役場では一名、鎌倉銀行では四名の壓死者を出した。

倒潰建物の主なるものは、御用邸、役場、鎌倉銀行本店、鎌倉俱樂部、大巧寺、寶戒寺、妙隆寺各本堂、本覺寺分骨堂、庫裡、鐘樓及手水舍、明治幼稚園等で、村社蛭兒社は半潰、本覺寺本堂、鎌倉警察署は大破したが幸うじて倒潰を免れ、停車場は被害輕少であつた。

御用邸前通、小町通所々に龜裂を生じ、東勝寺橋は墜落して葛西ヶ谷の連絡を斷ち、夷堂橋は兩橋臺缺潰してへの字に折れ、一時は車馬の往來を遮断し、二の鳥居脇木橋は燒失した。

御用邸裏より千葉地隧道上に到る山林、及葛西ヶ谷の屏風山、小富士山等大崩潰をなし、殊に屏風山は一木の青きを残さず山骨露出して未だ舊に復せず大に風致を害してゐる。

大町

戸數五百二十七戸の内、全潰百九十六戸、半潰三百一戸、埋沒一戸、死亡二十一名である。

被害の最も激甚の箇所は、八雲神社前通以南縣道に至る間、大阪屋前四ツ角より安養院前に至る縣道沿、延命寺附近、名越横町通等で、山の根に散在する建物は比較的被害輕少のものが多かつた。

村社八雲神社は社殿全潰神輿庫大破したが神輿は無事であつた。妙本寺は釋迦堂鐘樓客殿庫裡總門蛇苦止堂及寺中大圓坊等全潰し、祖師堂經藏は少破損した。その他常榮寺、別願寺、安養院、本興寺、延命寺、教恩寺等何れも全潰し、上行寺山門及瘡守稻荷堂、妙法寺鐘樓及釋迦堂、長勝寺鐘樓寶庫山門及客殿等も倒潰したが、安國論寺、妙法寺、長勝寺、大寶寺、及上行寺各本堂は倒潰を免れた。大町公會堂は千百九十五番地にあつて全潰した。

縣道名越踏切より隧道まで約三丁の間龜裂を生じ、坂の兩側は缺潰し、隧道入口の崖崩落して、一時交通を遮断した。八雲神社より妙本寺總門に至る約三町の間及同門前十數間に亘り大龜裂を生じ、その南端は八雲神社、北端は妙本寺總門、更に中間に於ては常榮寺本堂及島岡邸が倒潰してゐる。釋

迦堂坂、西ヶ谷坂崩解、安國論寺前通の水路沿缺潰し、尙逆川沿は至る所缺潰した。延命寺橋は墜落して逆への字に折れ、夷堂橋は橋臺缺潰のため兩端墜落し、共に一時車馬の往來を阻止した。妙法寺橋、本興寺橋、中道橋、舊三枚橋、釋迦堂橋等何れも墜落し、逆川橋のみ辛うじて破壊を免れた。

山林は八雲神社裏山常榮守裏山に亘り大崩潰をなし、蛇苦止堂山、安養院裏山、絹張山、安國寺山門南の山等も崩潰して舊觀を失ひ、未だに風致を害するものがある。

亂橋材木座

戸數六百〇七戸内全潰二百五十戸半潰三百二十六戸、焼失一戸流失三十戸で、死亡者は五十九名の多きを出した。

建物の倒潰は海岸通が最も激甚で、光明寺門前は海嘯のため殆んど全滅した。海嘯は新場の築堤を越え、豆腐川に浸入し、民家を押し流し岸壁を破壊する等暴威を逞うし、その浸水區域は補陀落寺附近に及んだ。又滑川より浸入した津波は、海岸橋上の低地より東方の田畠に浸入し、その先端は百十四番地勝田邸附近に及び、一方川に従つて遡つたものは延命寺橋附近に達した。門前の海嘯の跡は、破壊した建物の残骸や家財道具等散亂し、土砂塵芥堆積して、足の踏み場もない有様で、飯島の干潟には流失建物がひつかり、岩間には數個の死體が遺棄されてあるなど、その慘状は言語に絶するも

のがあつた。就中最も慘害を蒙つたのは中島旅館で、海嘯は恰も同旅館を眼がけて襲來したかの如く、之を中心として暴れまはり、同館は跡方もなく破壊流失した。尙同館止宿中の某婦人は前日娘二人孫一人の來訪を受け樂しき一夜を明したが、翌日はかくの如き災變に接し、娘及孫は海嘩に奪ひ去られ自分のみ危き一命を助かつたと云ふが如き實に無慘の極みであつた。又海嘩は地震後直に襲來したのでなく若干時間があつたので、一度安全地帶に避難し、更に家財搬出のため自家に立戻り、忽ち海嘩の奪ふところとなつて溺死したと云ふ者もあつた。

海岸通は殆んど軒並倒潰し、路面には大龜裂を生じ、貯水池附近では一時水を噴出した。滑川尻の埋立地は、住宅地として新しく開拓され、多くの別荘が建ち並んだが、殆んど倒潰し、内一棟は自火で焼失した。此の區域から東方材木座通に至る藏屋敷……通稱芝原と稱する……一帶は、地質が軟弱な砂層であり、且つ砂丘の上に建てられたものが多かつたため、震度が強く建物は概ね倒潰した。之に次では亂橋通及光明寺通が激甚で、補陀落寺附近、能藏寺通、紅ヶ谷等は比較的輕微であつた。下河原九百五番地所在の伏見宮御別邸は倒潰し、伊達侯、三井男等の別邸も大破した。村社五所神社は裏山の崖大崩潰して埋没破壊し、光明寺は本堂、總門開山堂等の大建築は危くも倒潰を免れたが何れも損害莫大で、大方丈、二尊堂、經藏庫裡等は全潰するに至つた。その他九品寺、實相寺、千手

院、向福寺、妙長寺、補陀落寺等何れも全潰し、來迎寺及蓮乘院本堂のみ辛くも倒潰を免れた。

小坪トンネルは兩入口の山崖崩潰し、飯島道も懸崖大崩潰して、共に交通を遮断したが、飯島道は山脚の海干潟を生じて徒渉に適したため同所との連絡には之を利用された。當時同所には小坪の魚賣り一人埋没したと云ふことであつたが、其の死體は實に昭和二年六月に至つて始めて發掘された。

海岸橋は墜落し、橋袂の民家二棟倒潰流失した。彼の文學博士厨川白村氏は、夫人と共に一の鳥居方面に避難せんとして此の橋に差しかかるや、海嘯襲來し、勝田邸附近まで押し流され救ひあけられたが、翌日遂に不歸の客となられたのである。

由比ヶ濱

戸數六百六十二戸、内全潰百七十六戸半潰百九十二戸全焼百〇五戸で、死亡者は七十四名重傷者は百五十三名の多きに達した。

當區は本町の中でも比較的新しく發展した土地であるから、建物も従つて新しく、且つ近代的粗造の建築が多く、宏大にして華堵なる所謂別荘建築も渺くなかつた。加ふるに地質が砂層か或は埋立地であつたために、一層震動が強く感じたので、その被害も極めて激甚であつた。即ち六地藏以西長谷境までの縣道沿及篠目通の一部を除いては、悉く全潰全焼の慘状を呈したのである。

火災はまづ百七番地寺木歯科醫師方より發火し南の烈風に煽られて東及北に延び、此の方面は遂に大町電車停留所及停車場裏通まで焼失し、百十六番地所在鎌倉郵便局は全焼した。一方尻火は西南の方向に延び、百番地誠信堂藥舗を燒いて、向ひ側百八十四番地大木下駄店に飛火し、更に方向を轉じて北に進み、六地藏より御用邸前通裁許橋附近まで延焼するに至つた。又御成小路七百六十九番地七百八十三番地あたりに發した火は、小町區に侵入して御用邸前別荘地一帶を焦土と化し、下馬橋際松林堂菓子店より發した火は、林材木店より電車線路沿及並木敷沿の數戸を焼き、八百六十番地に飛火し更に御成小路沿の數戸を焼いて鎮火した。此の火元松林堂と同棟の角喜葬具店では、老婆と子供一人建物の下敷となり救助を求める聲明瞭にきゝとることが出來たが、如何せん火元に接してゐること故救ひ出すこと能はず、まのあたりに人生最後の悲鳴をきゝつゝ焼死の止むなきに至つたと云ふことであるが、實に悲惨極まる一場面であつた。

建物倒潰の最も多かつたのは下馬、佐助通及和田塚通以東の區域で、一の鳥居、海岸通附近は宏大なる別荘が多かつたが、其の殆んど全部が倒潰を免れなかつた。上向原千二百三十四番地所在山階宮御別邸は倒潰し、御滯在中の同妃殿下には恐れ多くも薨去遊ばされ、尙殿下拜診のため來邸中の醫學博士吾妻勝剛氏も壓死を遂げた。又松方公爵は一の鳥居別邸に滯在中であつたが、邸宅倒潰し重傷を

負はれた。其他島津公、中山侯、陸奥伯、芳川伯、辻男、淺野總一郎、安田善二郎、井坂孝、林健長、
鋒郎等の貴顯紳士の邸宅も悉く倒潰し、鎌倉小學校、鎌倉高等女學校々舍も倒潰粉碎の厄を免れなか
つた。特別保護建造物一の鳥居も倒潰破碎して、復舊困難を稱せらるゝに至つたのは甚だ遺憾である。

御成小路の共信銀行支店、下馬の日本メソヂスト教會及幼稚園、篠目の鎌倉產科婦人科病院、島津
侯、細川侯、松平子等の別荘、佐助ヶ谷の鎌倉保育園等何れも倒潰し、柳原二位局の御別邸は幸にし
て被害渺く、海濱ホテル、由比ヶ濱公會堂、鎌倉劇場等は辛うじて倒潰を免れた。

御用邸前通り、稻荷通、篠目通等何れも龜裂を生じ、下馬稻荷通の水踏土留及滑川岸は缺潰して治
水上障害多く、裁許橋、下馬橋、延命寺橋、海岸橋等墜落し、琵琶橋のみ僅に破壊を免れた。大門通
では倒潰した一の鳥居の巨材路上に横はつて一時車輛の運行を阻止し、下馬橋南側の數戸は縣道上に
倒潰したので人々は屋上を歩く有様であつた。

海嘯は海岸一帶を襲ふたが砂丘を越えず、僅に大門通の海岸口より浸入した海水が一の鳥居附近に
及び、海岸橋際四ツ角附近に漁船一艘を打揚げ、又滑川を遡つて延命寺橋附近に達したが、民家の被
害は更になかつた。

戸數五百五十三戸、内全潰百六十一戸半潰二百一戸全焼百二戸半焼二戸流失三十戸埋没二戸で、死亡者は九十二人、重傷者は六十三人の多きに及んだ。

倒潰建物の最も多かつたのは縣道沿原の臺より神明前に至る間及新宿で、就中電車長谷停留場以南の新宿一帯は殆んど剩すところなく倒潰し、原の臺附近は道路上に倒潰して人々は屋上を歩く有様であつた。被害の比較的尠なかつたのは見越岳長樂寺山等の山裾と大谷方面であつた。

火災は三橋旅館から發したのである。同旅館は建坪千坪に近い大建築であつたが、第一震と同時に倒潰し炊事場から發火した。火は火元が大きいだけに忽ち四方に燃え擴がり、東方は神明前二百七十四番地、二百七十二番地に至り、西方は觀音前より光則寺大門を経て北方大佛通五百七十一番地より川を越えて見越岳西麓に達し、同所より神明前に亘る一帯の區域を焦土と化し、一方尻火は二十番地及二十一番地を燒いた。

當日は恰も新調したガソリンポンプ到着し、放水試験のため、午前九時頃より各役員及消防手事務所に集合し、機械の手入中であつたが、地震の勃發と同時に夫々自家の安否を氣遣ひ四散した。やがて三橋旅館より發火し、警鐘は亂打されたが、人々は周章狼狽し避難に人命救助に唯右往左往するのみ、加ふるに海嘯襲來の報耳朶を劈くものあり、ために消防手の集合意の如くならず、僅少の人數を

以て用水井戸にポンプを仕かけ放水したが忽ち斷水した。次で諸戸邸の二つの池、大浦邸、皆川邸の池を利用し放水を繼續して、神明前の延焼を防ぐべく、必死の活動をなした。而して遂に夜に入つたが、烈風のため火勢猛烈なりしと、放水上倒潰建物の障害除去のため多くの時間を空費し、且つ水量充分なる貯水池の設備なかりしため、さすが新銳のガソリンポンプも充分その威力を發揮することが出来なかつたのは遺憾の極である。然しながら十時間の長きに亘る奮闘に依つて豫想外小區域の焼失にとゞむることを得たのは、全くポンプの威力であり、又之を利用して消防手の功勞であると稱するも敢て過言ではないであらう。尙在來の舊式手壓ポンプも操縦され、幾多の困難を排して消防に活動したこととは、前者と共に特筆に値する事績である。

海嘯は稻瀬川二筋の流域に従つて浸入し、電車軌道を越え、その東方は千三百四番地先、北方は由比ヶ濱電車乗降場より千三百四十六番地先縣道に達し、西方は二百三十四番地皆川邸より長谷電車停留場裏に及んだ。新宿方面は海岸の築堤を破壊して之を越え、又稻瀬川口より新宿通りに従つて浸入し、長谷電車停留場より數十間の北方まで襲ふた。之によつて由比ヶ濱電車乗降場以南の海岸住宅二十餘戸は跡方なきまで破壊流失し、新宿八十四番地に此の夏開業したばかりの旅館大正館は微塵に破壊し數名の殃死者を出し、材木座の中島旅館と共に最も慘状を呈した。又海水浴場の更衣場三十餘軒

及漁船十五艘流失した。

村社神明社は拜殿倒潰し本殿少破した。高徳院は庫裡全潰し、特別保護建造物大佛は全體一尺五寸南に（前面）辺り出し、臺座右後側三寸、前側一尺五寸地中にめり込んだ。（大正十三年一月十五日の強震にて更に全體一尺ばかり後退した）長谷寺本堂は傾斜し、巽方の側柱一尺ばかり沈下し、大觀音像は前に傾き御扉上虹梁に額部を支えられて倒潰を免れたが、庫裡大黒堂阿彌陀堂念佛堂書院講中控所等全潰した。光則寺本堂は三尺ばかり南方に傾斜し、庫裡は一尺五寸ばかり南方に辺り出し、共に倒潰は免れた。

大佛前鎌倉病院は全潰し、患者十人看護婦三人壓死を遂げ、その慘状は實に見るに忍びざるものがあつた。

倒潰建物の主なるものは、三條、近衛兩公爵、前田、佐々木兩侯爵、大浦、内藤兩子爵、内海、池田兩男爵、中村是公、前田藤藏、小林暢其他多くの貴顯紳士の別荘がある。

縣道三橋脇約三十間に亘り龜裂を生じ、見越橋より大佛脇東に至る水路沿道路は殆んど缺潰し、小谷口山林崩潰道路陥没し、交通を阻止した。三橋及見越橋墜落し、稻瀬川橋は流失した。縣道大佛坂は大佛門前の山崖崩落し、トンネルは深澤口缺潰して車馬の往來に支障を來したが、比較的輕微であ

つたため、町外の連絡は早くより通じてゐた。

御奥岳は諸戸邸に面する斜面約千五百坪、小谷口森村邸裏山は約千坪崩潰して大に風致を損じ、光則寺内約三百坪桑ヶ谷約五百坪崩潰して共に人家一戸宛を埋没し、尙大谷淺間祠裏その他諸所崩潰した。

坂の下

戸數三百六十一戸、内全潰百六十一戸、半潰百十八戸流失五十三戸埋没六戸で、死亡者五十二名、重傷者は百餘名の多きに達した。

海嘯は海岸の築堤を破壊し、之を越えて浸入し、その浸水區域は磯崎より東方長谷境に斜線を引きたる範圍である。その中心とも稱すべきは旅館海月樓のあたりで、附近に密集した人家は悉く破壊され、建物の残骸は浪と共に縣道北側の人家に押し寄せ、一部は此處に遺留されたが大部分は引く浪と共に流失した。縣道北側の人家は概ね流失を免れたが、之は海岸寄りの密集建物によつて浪の威力が幾分遮られたためであらう。

八十番地和田佐吉方では六人慘死を遂げたが、海嘯なかりせば、或は救助されたものもあつたであらう。三橋庄太郎の娘は第一回の海嘯にさらはれ、靈山ヶ崎下釜ヶ淵の邊まで流されたが、第二の海嘯によつて稻瀬川尻に打揚げられ、人事不省に陥つてゐる所を發見救助され、又海月樓の主婦は女中

と共に家屋の下敷となつたが、海嘯のため家屋浮き上り身體自由になりしも、忽ち沖に流され、次で襲來した第二回目の海嘯のため、稻瀬川尻に打ち揚げられ、通行人に救はれたと云ふ奇蹟的な事實もあつた。(女中だけは數日後死亡した)

海嘯の引去つた後の海濱には、處々に龜裂を生じ水を噴出したが數日にして止まつた。漁船は陸上の破壊された家屋の上に打揚げられたものもあつたが、船四十六艘漁具共殆んど全滅し、漁業者は全く糊口の途を失つた。

極樂寺坂寄の區域は、地盤が高いので海嘯に襲はれなかつたが殆んど軒並倒潰し、電車線路と縣道との間も被害激甚で、僅に電車線路以北の區域が半潰程度であつた。

村社御靈社は裏山の崩潰に依り、土石に壓され老松屋上に倒れかゝり、前面に大傾斜して破損尠くなかつたが、幸に倒潰を免れた。虛空藏堂は山と共に前方に押し出されて埋没破壊し、堂の境内に在つた坂の下公會堂も同じ運命に陥つた。

極樂寺坂は北側懸崖より虛空藏堂の山にかけて大崩潰をなし、縣道は八尺乃至十八尺の深さに埋没し、全く交通を遮断した。坂の東口木村善吉方では小兒一人埋没歿死を遂げた。

靈山より稻村ヶ崎突端に至る山崖も大崩潰をなし、土石山脚の海を埋めて岬角まで徒渉に適するこ

と、なり、山上に幅五六尺もある大龜裂を生じた。御靈社前の電車トンネル上も崩潰し軌道を埋めたが被害は尠なかつた。

極樂寺

戸數百八十五戸、内全潰五十七戸半潰五十二戸で、死亡者は七名であつた。

當區は極樂寺坂を距て、町の西端に一區割をなし、丘陵を以て圍繞せられ、稻村ヶ崎より七里ヶ濱に至る海岸一帶は、岩石露出して一見地盤の堅固なるを思はしむるものがある。故に地震の被害は他區に比して稍軽きを稱せられ、尙海岸一帶に地勢高きを以て海嘯も人家を脅かすに至らなかつたのは、不幸中の幸であつた。

建物の被害状況は全區略平均してゐるが、就中最も激甚であつたのは姥ヶ谷と極樂寺坂附近とであつた。極樂寺坂は大崩潰して人馬を通せず、罹災者救護上多大の困難を感じたが、成就院より靈山に通する小徑及電車専用トンネルを利用して辛くも連絡を保つた。村社熊野新宮、八雲神社、諏訪神社は全潰し、極樂寺は本堂、方丈、客殿、庫裡等全潰、成就院は本堂及倉庫半潰、庫裡全潰した。

道路は極樂寺坂の外、極樂寺門前及寺中千五十一番地先山林崩潰の爲、一時谷町の連絡を断ち、音無橋我入道橋墜落極樂寺橋は海嘯の爲流失した。

第三章 社寺並に名勝舊蹟の被害

震災直後世上には鶴岡八幡宮、大佛、長谷觀音、建長寺、圓覺寺等の全滅が傳へられ、尙盛に江の島陥没説が流布された。これによつて、世界的有名の本町名勝舊蹟も、致命的大損害を蒙り、復舊至難の嘆聲が發せらるゝに至つたのである。けに被害は激甚を極め、復舊の業たるや眞に容易ならざるものあるを悲しまざるを得なかつたが、唯火災區域には一小堂宇も存在しなかつたので、全く焼失の厄を免れたことのみは不幸中の幸であつた。殊に一時は本町罹災者すら信じきつた程まことしやかに流布された江の島の陥没説も全く事實無根で、陥没どころかかへつて被害最も輕微であることが判明し、管外所在ではあるが關係深き同島のため慶びに堪へなかつたのである。

被害の最も甚大であつたのは、八幡宮、建長寺、圓覺寺、高德院（大佛）、寶戒寺、極樂寺等で、名所舊蹟としては、稻村ヶ崎、衣張山の崩解、八幡宮大門、若宮大路の松並木の一部焼失等である。尙被害別件數を擧ぐれば、神社に於て社殿全潰十棟、半潰四棟、附屬建物の全潰十五棟、半潰十棟、寺院に於て堂宇の全潰二十八棟、半潰二十五棟、附屬建物の全潰八十二棟、半潰五十八棟で、その状況

は左の如くである。

一、神社

△國幣中社鶴岡八幡宮

樓門朱塗、文政十一年建立、下拜殿寛文八年建立、一ノ鳥居花崗石造、寛文八年建立、二ノ鳥居、三ノ鳥居、太鼓橋、白簇宮拜殿等全
潰し、石燈籠六對倒潰したが、就中一ノ鳥居は特別保護建造物で、高さ三丈一尺五寸、柱の周圍一
丈二尺五寸、兩柱の間三丈九尺あり、修理不可能と稱せらるゝは甚だ遺憾である。尙樓門及下拜殿
等古色掬すに足るもの不失つたことも、限りなく惜しまるゝのである。

其の他本殿、拜殿、若宮、白簇宮本殿及社務所等は大破し、源平池の堤防崩解し、大臣山も崩壊し
た。

△官幣中社鎌倉宮

社殿、社務所、行在所等被害少く、勅碑手水舍倒潰、境内山林三ヶ所崩壊した。

△村社八雲神社大町所在

社殿倒潰、神輿庫半潰、裏山崩潰した。

△村社五所神社亂橋材木座所在

山崩れのため社殿埋没破壊した。

△村社神明社（甘繩神明社）長谷所在

拜殿全潰、本殿半潰

△村社御靈社坂ノ下所在

社殿半潰、裏山崩壊

△村社八坂大神扇ヶ谷所在

社殿全潰

△其他極樂寺の熊野新宮、扇ヶ谷の異神社全潰し、二階堂の荏柄天神、小町の蛭子社半潰した。

二、寺院

△壽福寺（扇ヶ谷）

本堂_{元祿年間建立}庫裡_{明治三十一年建立}全潰、二王尊像破損

△英勝寺（同上）

山門_{寛永年間建立}總門、庫裡全潰、本堂鐘樓半潰

△淨光明寺（同上）

佛殿足利基氏建立客殿足利直義建立庫裡全潰、本堂は圓覺寺舍利殿に次ぐ古建築で貴重の建物であるが幸に倒潰を免れ、堂内に安置する國寶寶冠阿彌陀如來の坐像も無事なるを得た。

△覺園寺（二階堂）

地藏堂全潰、佛殿不動堂太師堂半潰、國寶地藏菩薩像其の他佛像二十八軀大破

△瑞泉寺（同上）

本堂^{寛政十一年}庫裡總門全潰、國寶夢窓國師木像外佛像二軀破損

△報國寺（淨明寺）

本堂^{元祿八年}建立、總門中門全潰、庫裡半潰、佛像二軀破損

△淨妙寺（淨明寺）

庫裡永正年間建立全潰、客殿荒神堂半潰

△光觸寺（十二所）

書院安政六年建立全潰、本堂庫裡半潰

△寶戒寺（小町）

本堂元祿十六年建立、客殿文政十三年建立太子堂總門全潰、國寶地藏菩薩像、同歡喜天像其他像五軀破損

△本覺寺（小町）

宗祖分骨堂
年建立 延應二
客殿書院庫裡鐘樓手水舍全潰、本堂大傾斜、釋迦三尊二天木像外佛像十八軀

破損

△妙本寺（大町）

本堂客殿庫裡釋迦堂蛇苦止堂鐘樓寶藏大圓坊總門全潰、祖師堂二天門經藏少破、境內山林二十ヶ所崩壞

△安養院（大町）

本堂
天保十六年建立、庫裡全潰、裏山崩壞

△妙法寺（大町）

釋迦堂
文化年間建立、鐘樓寶宮全潰、本堂山門庫裡法華堂二王門半潰、佛像數軀破損

△長勝寺（大町）

鐘樓總門寶藏客殿全潰、本堂庫裡半潰

△補陀落寺（亂橋材木座）

本堂庫裡全潰

△光明寺（亂橋材木座）

大方丈 文化八
年建立 庫裡二尊堂經藏全潰、本堂開山堂大破損、境内山林五ヶ所崩壞

△高德院（長谷）

特別保護建造物大佛（阿彌陀如來銅像）

全體一尺五寸前方（南）に移動し、臺座右後側三寸、前側一尺五寸地中にめり込みたるが、大正十三年一月十五日拂曉の強震にて更に全體一尺許後方に退いた。

庫裡 弘化年
間建立 全潰、二王門は礎石より外れ、全體二尺前方（南）に移動した。

△長谷寺（長谷）

觀音堂 足利義滿建立
徳川家康再建立 大破、觀音像は前方に傾き扉上虹梁に額を支えられ倒るゝに至らず少破、鐘樓阿彌陀堂、大黒堂、佛殿、念佛堂、書院、庫裡全潰、山林數個所崩壞

△極樂寺（極樂寺）

本堂 明暦二
年建立 客殿 寶曆七
年建立 方丈庫裡全潰、國寶釋迦如來像二軀不動明王像十大弟子像破損、開山忍性、二世忍公、開基北條重時墓等倒潰

△其他

全潰—海藏寺（扇ヶ谷）、高松寺、來迎寺（以上西御門）妙隆寺、大巧寺（以上小町）、常榮寺、延命寺、教恩寺、別願寺、本興寺（以上大町）啓運寺、妙長寺、向福寺、實相寺、九品寺、千手院（以上亂橋材木座）

半潰—藥王寺（扇ヶ谷）、上行寺、大寶寺（以上大町）蓮乘院（亂橋材木座）光則寺（長谷）
破損—明王院（十二所）、杉本寺（二階堂）安國論寺（大町）來迎寺（亂橋材木座）成就院（極樂寺）
此の外隣村小坂村所在の建長寺、圓覺寺その他の被害概況は左の如くである。

△建長寺

被害甚大にして全山の堂塔殆んど倒潰した。即ち特別保護建造物たる佛殿正保三年建立、唐門、同上昭堂、
長祿二年建立書院、客殿、庫裡、鐘樓、舍利殿、禪堂、法輪藏、寶藏、禪門、中門、西來庵、
半僧坊、本殿等全潰し、尙塔頭天源院、正統院、西來院、寶珠院、龍峯院、回春院、禪居院、同契
院、長壽寺等も倒潰した。國寶北條時頼木像、須彌壇及佛殿本尊丈六の地藏尊其の他佛像十數軀
破壞、境内山林處々崩壞

△圓應寺

本堂元間建立、庫裡全潰、國寶閻魔王、俱生神像、初江王像其の他佛像十二軀破壞

△淨智寺

佛殿文政年間建立書院、地藏堂、總門、山門、中門、庫裡、土藏全潰、國寶地藏菩薩木像其の他佛像數軀破壞

△東慶寺

本堂文政年間建立書院全潰、國寶聖觀世音木像其の他佛像數軀破壞

△圓覺寺

被害甚しく全山の堂塔殆んど倒潰した。即ち特別保護建造物にして宗式建築法を傳へ、鎌倉時代の代表的建築物たる舍利殿の倒潰を始めとして、佛殿寛永二年建立方丈、庫裡、書院、坐禪堂、南北下馬門、總門、勅使門、唐門等全潰、開山堂、北條時宗廟等半潰した。尚塔頭佛日庵、黃梅院、如意庵、壽德庵、松嶺院、龍六庵、歸源院、臥龍庵、濟陰庵、傳宗庵、富陽庵、白雲庵、雲頂庵全潰し、續燈庵は火災を起し、國寶足利尊氏筆法華經及經筒其の他什寶全部を焼失した。

三、名勝舊蹟の被害

震災後本町所在の名勝舊蹟中特長あるものに對して、史蹟名勝天然記念物保存法を適用される事になつたが、之が調査に當り世の識者は何れも該法適用の遅きを難じ、且つ個々別々に指定するの煩を

避け、寧ろ「史蹟名勝鎌倉」の總括的指定をなすことの妥當なるを稱せられた。かほどまでに重きを以て稱せらる、本町の名勝舊蹟も、前述社寺の被害と共に、尠ながらざる損害を蒙り、中には復舊の望なきものもあるに至つた。殊に屋敷跡や廢寺の跡の如き、榮枯盛衰の名残りをとゞむる遺跡は、地震によつて其の所在に格別の變化を見なかつたのであるが、災後の混亂に乘じ心なき者のためにその境域を侵害蹂躪され、之が保存上に支障を及ぼすものあるに至つたのは甚だ遺憾である。之等の被害状況の大要是左の如くである。

△松並木

若宮大路左右の松並木は、下馬より二の鳥居まで兩側は火災の爲に焼かれ枯死するもの數百本に達し、尙殘存するものも生育不良で年々枯死を免れない状態にある。故に古來鬱然として如何にも舊蹟らしい感じを與へた並木敷の風致も大に荒廃し、心ある者のため限りなく惜しまれつゝあるのである。

△段葛

段葛の櫻は火災の爲その西側半面の枝を焼かれ大に風致を害したが、此のあたりは道路が廣かつたため樹幹を焼くに至らず枯死を免れたのは不幸中の幸であつた。つゝじも避難者の蹂躪する

ところとなり、土手も崩れて一時は荒廢を極めた。

△風致保安林

三方を取り巻く山々の市中から見える山林は概ね風致保安林で保護が行き届いてゐた爲、樹木
鬱蒼として茂り如何にも静寂で清涼の氣溢れ、又平和の感じが豊かであつたが、到る所崩壊して
山骨露出し、殺伐として戰跡の如き觀を呈し、松並木の枯死と共に、心ある者をして哀惜痛嘆の
情を深からしめたのである。

被害の最も甚しかつたのは、御用邸の裏山、衣張山、靈山、御輿嶽、比企谷蛇苦止堂山、屏風
山、天照山等で、就中御用邸の裏山は落葉樹が多く、晚秋紅葉の眺めは甚だ好いのであるが概ね
崩落して、その風致を失つた。衣張山はその昔頼朝公が政子と共に炎暑を苦しみ、此の山に絹を
張つて雪景をつくり酒宴を開いたと傳へらるゝだけあつて、附近の山より秀で、高く、頂上には
老松繁り中腹の南側には岩窟も見えて風致がよかつたが、之も崩壊して特長ある山容を失ふに至
つた。屏風山から小富士山一帯は葛西ヶ谷の幽寂境を形成してゐるが、屏風山は殆んど崩壊して
一樹の青きも残さず、比企ヶ谷の閑寂境も北方蛇苦止堂山、南方常榮寺山の大崩壊によつてその
幽邃を穢してゐる。

△稻村ヶ崎

由比ヶ濱に面した靈山より稻村ヶ崎の突端に至るまで、断崖崩壊して殆んど舊態を停めず、土石は山脚の海を埋め、且つ海底の隆起に伴つて岩礁露出するに至つた。故に災前通行のできなかつた岬角附近も災後は徒涉して極樂寺に到ることができる様になつた。

△飯島

鎌倉時代築港の遺跡と稱せらるゝ飯島は、海底の隆起によつて海面に露出し、海が淺くなつて一時は漁船の碇泊に支障を來した。又海に迫つて危險の多かつた山鼻の絶壁は甚しく崩落して交通を遮断し、山脚は海水と縦縁して干潟となり、遂に雜草を生じて徒步が出來る様になつた。

△七切通

極樂寺坂は断崖崩落して交通を杜絶し、荷積馬車一台（馬もろ共）小兒一名旅人一名埋没慘死した。他の六切通も山崖の崩壊土石の墜落によつて何れも交通を遮断されたが、大佛坂、假糀坂、名越坂、龜ヶ谷坂は比較的被害輕微であつたため速に復舊し、巨福呂坂極樂寺坂次いで舊に復したが、朝比奈切通のみは閑却され最も遅く修理を加へられて僅に人跡を通ずるにすぎない。

△虚空藏堂

堂は坂の下星月・井の傍の山腹にあつたが、山の崩壊と共に埋没破壊して、跡を留めざるに至つた。堂は天平年中行基菩薩の建立した明鐘山圓滿院星月寺の遺跡なりと稱せられ、元祿年間再建されたものであると云ふが、その廢滅は惜しいものである。

△六地藏

鎌倉時代の刑場の跡で飢渴畠の稱がある。此處に建られた六體の石地藏は、無残にも倒壊破碎し、續いて火焔の焼くところとなつて修理不能に陥り、遂に一駄を残すのみとなつた。又俳聖芭蕉の「夏草やつはものどもが夢の跡」の一句を刻した碑石も崩壊したが修理を加へられて存置さるゝことゝなつた。

△日野俊基卿墳墓

所在は深澤村に屬するが本町とは離すべからざる關係があるので、本町有志によつて屢々其保存若くは改修が計畫された。その瑩域も震災のため墓石玉垣は倒潰し、葛原岡神社は社殿の倒潰を免れたが荒廢して見るもいたましい有様となつた。而し附近の有志青年團又は佛教慈德會の盡力によつて復舊され、昭和二年には史蹟として法の定むるところにより保存さることとなつた。

△和田義盛墓

雪の下大石氏の邸内にある和田義盛の墳墓は、地震の爲に倒潰し更に火焔の焼くところとなつて、塁域の樹木は枯れ、墓石玉垣は崩れ、いたましい有様となつた。今では僅かに焼け崩れた墓石を集め辛じて保存されてゐる。

△此の外賴朝公の墓その他あらゆる墓碑石塔の類は殆んど倒潰し損害を蒙らざるものはなかつた。

第四章 官公衙の被害と應急處置

第一節 鎌倉町役場

南の方にあたつて恰度遠雷を聽くやうな異様な地鳴りを覺えたと思ふ間もなく、突然四壁や窓ガラスにすさまじい衝動を感じたが、續いて強烈な上下動の大地震が起つた。此の刹那、役場廳舎は何の躊躇もなく、南方に向つて轟然倒潰し、土蔵も共に粉碎した。

此の時吏員の多くは宿直室及使丁室の一部で晝食中であつたが、震動の瞬間、使丁室にゐた書記小林保五郎同北郷資延及使丁三名給仕二名は窓又は戸口から、立關附近の廊下にゐた書記鎌田長太郎同大木信太郎は立關口から、事務室にゐた書記小坂藤若は窓から逸早く脱出して危難を免れたが、その他の吏員は何れも倒潰建物の下敷となつた。又町長室で執務中の町長早川義雄は椅子を離れ傍の金庫のかけで、町長室に居合せた助役林卓太郎は逃げ出したが間に合はず立關口の廊下で、會計室で執務中の收入役石井延太郎は金庫のかけで、何れも下敷となつた。

此の間一髮の危き際に辛くも脱出した吏員も、多くは自家の安否を氣づかひ極度の驚怖に周章狼狽

して何れともなく四散し、僅に居残つた一二の者も唯茫然自失するのみ、更に手の下し様もなかつた。打見れば停車場前は火災を起し、松並木を透して御用邸のあたりにも濛々たる白煙が渦巻き流れている。然るに人々は何れに避難したか、役場前松並木のあたり殆んど全く人影を見ず、火は燃ゆるにまかせ何れともなく救助を求むる聲のみきこえてゐる。此の状況を目撃した小坂書記は事態愈々重大なるを看取し、一刻も速に町長を救助して應急處置を講ずる必要を痛感し、單身倒潰廳舎の屋上に驅け上つて、盛に連呼し、下敷となつた町長以下の安否と其の居場所とを確むる爲め、最も勇敢に頗々たる余震の脅威と戦つた。折から來合せた構内代書人山口儀平氏の應援を得て、先づ廳舎南側の廊下のあたりで呻吟してゐた來廳中の某氏を救助したが、同氏は腰部に打撲傷を受け腰が立たなかつた。次で町長以下の居場所と其の安否とを確むることを得たが、障害物を除去すべき何一つの破壊器具もないもので、如何にして救助すべきか其の方便に迷ひ悩んだ。折しも大巧寺境内を鋸を持つて通りかゝつたものがあつたので、之を呼止め應援を求めた。之に力を得て、小坂書記を始め、この時自身障害物を排して出て來た書記丸野數嘉や修路工夫の永澤梅吉、山口代書人等協力して、玄關南脇の僅な空隙から破壊に着手し、辛うじて人の這ひ出る位の穴を穿ち、此處にかたまつてつぶされてゐた林助役、江川書記、角田運轉手（撒水自動車の）及來廳中の戸塚土木派出所員某等四名を救助した。此の四人の者

より數間奥でつぶされた巡視三橋喜佐太郎は、倒潰直後數回救助を求むるかすかな聲を發したと云ふことであるが、この時はすでに絶命したか、如何に呼べども更に應へがなかつた。けれども其の位置まで潜入することは出來なかつたので、遺憾ながら速に死體を收容することが出來なかつた。

四名の救助によつて一同はほつとしたが、此の時事務室の一隅から發火したものと見え白煙がしきりに立騰つたので、すは一大事と思はず狼狽したが、直に火元を發見し水を注入して消し止め大事に至らなかつた。

次で驅けつけた小林書記及近藤庄五郎等小坂書記と協力し、町長の救助に努めたが此の部分は二階が重なり倒れてゐるため、之を破壊することは極めて困難であつた。而し必死の努力は遂に之を破壊し、救助することを得たが、町長は幸にして金庫のかけになつてゐたため微傷だに負はなかつた。又書記關野虎之助は便所附近でつぶされ、片腕を木材にはさまれ出ることが出來なかつたが、その悲鳴をき、つけて駆けつけた永澤工夫のため、最も速に救助された。此の外石井收入役、村岡、吉原、北村、志村各書記は自力を以てのがれ出で、久保田書記は小町園前通行中、熊山、高橋、石黒の三書記は缺勤し自宅で罹災したが、何れも身體に別狀はなかつた。

かくて最後に町長の救助さる、まで、實に二時間有余の長きを要したのであつた。この間、停車場

前の火災は遂に鐵道陸橋附近より八幡宮社頭角正旅館の附近まで西側一帯の繁華な商業地區に延燒して慘憺たる焦土と化し、尙近隣の相馬邸、關邸、大巧寺、鎌倉銀行、島森商店等何れも倒潰破碎したことの慘状を目撃した町長、助役等は、顏色土の如く默然として腕を組み、困憊そのもの、如き姿をして佇立し、更に手の下し様もなかつた。而しかゝる非常の災變に際し、食糧問題その他罹災者の救援救護等、當然發生すべき應急處置に付き、最善の考慮をめぐらすところがあつたが、僅に殘れる吏員のみでは活動能力不充分のため、徒に懊惱焦慮するのみであつた。折から小町角屋商店の倉庫が倒潰を免れ比較的在米の豊富なることを告ぐる者があつたので、直に人を派し玄米二十俵の譲渡を受けたがその他に於ては夜に入るも辛じて停車場構内貨車に滯留の米及醤油若干を譲受け、師範學校に交渉して炊爨具を借受け、以て應急焚出しの準備に取りかゝつたにすぎなかつた。

翌二日早朝より町長は警察署長と共に町内罹災狀況を巡視し、尙立關前の大空地に堀立小屋を建て之を假事務所とし、罹災者の救護、避難者の指導等に活動すべき根本の部署に充てたが、當時約半數の吏員は、負傷又は事故等のため出勤不能に陥り、應援を求むべき各名譽職員も、自己の罹災により亦他を顧みるの余裕がなかつたので、町當局が如何に苦心し焦慮するも、指揮命令の徹底せざるもののが多かつた。故に倒潰廳舍の整理、埋沒書類の發掘、死體の收容等、全く放任するの余儀なき狀態であ

つた。

四日に至り小學校教員の總動員を行ひ、尙臨時吏員並に人夫を雇傭して、吏員以下各部署を定め、懸命の活動を開始するに至つたが、五日には汚物掃除人夫及臨時人夫を傭使し、尙海軍警備隊の應援を得て、倒潰廳舍の整理に着手した。然るに各書類諸帳簿は發火の刹那注入した水及三日の豪雨に浸されて、濕潤汚損甚だしく、中には土中に埋没混雜に紛れて散佚したものも少くなかつた。尙三橋巡視の死體は、すでに異臭を放つに至り見る者をして思はず面を掩はせたが、多數同僚の手によつて懇に收容せられ遺族に引渡された。

かくて役場假廳舍は工兵第一大隊によつて舊位置に急造せられ、十月四日之に移轉したが、其の年は殆んど常務を廢し、震災關係の用務に忙殺され、殊に戸籍簿は腐朽汚損甚しきため、司法省より再製の訓令に接するに至つたので、臨時吏員を増置し極力之が完成に努め、大正十五年末に至り漸く完成した。又寄留簿は一部焼失のため、印鑑簿は汚損並に一部滅失のため、家屋台帳は家屋の大部分が滅失のため、何れも改帳の余儀なきに至り、係員は日夜兼行其の復舊に努力したが之に要した勞力は實に莫大であつた。

第二節 鎌倉警察署

一、被害の概況

本廳舎は危く倒潰を免れたが、建物全體約二尺後退して南方に傾き、屋根瓦は殆んど剥落し、羽目板、壁、天井等も落ち、使用に堪えざる程度に破壊した。駐在所は亂橋材木座、山ノ内、腰越、深澤の四個所全潰し、其の他は何れも大破した。

署員は概ね無事であつたが、巡査戸祭俊徳の家族二名壓死を遂げた。

二、御機嫌奉伺

署長加藤助七は先づ部下數名を引連れて、由比ヶ濱の山階宮御用邸に馳けつけ、御滞在中の山階宮妃殿下並賀陽宮大妃殿下の御安否を奉伺した。此の時山階宮妃佐紀子女王殿下には、御痛ましくも薨去あらせられ、賀陽宮大妃殿下には御負傷遊ばされてゐた。署長は恐懼しつゝ、賀陽宮大妃殿下を安全の場所に移しまるらせ御守護申上けた。

尙由比ヶ濱の御用邸より田浦航空隊に御通勤中の山階宮武彦王殿下には、自動車にて御歸還の途中震災に遭遇せられたが、御異狀もあらせられなかつた。

三、狀況報告

署長は逸早く各署員のもたらした管内の情報を一括して、罹災狀況報告の爲、一日午後三時半頃署員二名を神奈川縣廳に特派し、且つ糧米の輸送方を懇請した。

四、署員の配置

餘震猶靜まらず、火災の焰煙漲る中にあつて、各署員は罹災者の避難及救助に奔走したが、其の活動に統制あらしむる爲、署長は各署員の管掌事務を左の如く定め、夫々部署に就かしめた。

(一)庶務係

傳令交通運輸人事並駐在所及派出所詰員との連絡交渉に關する事項、其の他他係に屬せざる一切の事項

(二)警務係

警備に關する一切の事項

(三)調査情報係

「警備救護檢死及青年團在鄉軍人分會消防組等の應援を得て一般罹災者の安定を圖る」

震災調査に關する一切の事項及通報文書に關する事項

(四)高等係

各種要視察人取締に關する事項

鮮人保護に關する事項

(五)刑事係

主として犯罪豫防警戒及檢舉に關する事項

(六)給與係

糧食配給に關する一切の事項

署員家族保護に關する事項

五、署長巡視

加藤署長は二日早朝より早川町長と共に町内の罹災狀況を詳細に巡視し、罹災者の救護並警備に關する打合せをなした。

六、保安の概況

三日諸所に左の如き掲示をなし、此の日までに知り得たる情報を衆知せしめ、人心の動搖防止に努めた。

- (一) 東京は倒潰家屋渺きも八方に火災ある趣なり
- (二) 横濱、横須賀も當地と同様の被害なりと云ふ
- (三) 震源地は大島沖五里の海中なりと云ふ
- (四) 冷氷入用の向は大船製氷會社に於て施與する趣なり
- (五) 町内は軍隊及警察並自警團に於て警護せられつゝあるを以て濫に夜中徘徊せざる様にせられたし
- (六) 赤の腕章は何等意味なきものに付撤去すべし
- (七) 流言蜚語に迷ふべからず
- (八) 當地居住の朝鮮人は不穩の行動なし
- (九) 電話電信汽車不通なり
- (十) 役場前に炊出しあり
- 二日及三日の兩日に亘つて、横須賀鎮守府所屬海軍部隊より百餘名の兵員を特派され、町内警備の任に當られたので、罹災者は大に力強さを感じた。然も猶流言蜚語は頻々として喧傳さるので、人心は動搖して息まず、爲に白晝武器を帶して横行し、宛然戰國時代殺伐の風を現出するに至つた。彼

等は警察及軍隊の警備に信頼して晏如たることを得ず、自ら自警團を組織して要所要所に屯し、不眠不休決死的防衛を敢行した。之に依て老幼婦女の如きは聊か安眠休息の機會を與へられ、人心漸時安定に赴くの傾向を招來するに至つた。然るに東京横濱等に於ては、自警團の横暴漸くつゝり、動ともすれば自衛の域を越えて、警察本來の權力を行使し、又は自治行政を紊るが如き弊害を生ずるの恐れあることを傳へられた。茲に於て署長は軍隊と協議を遂げ、事故防止のため九月二十七日左の如き戒告書を掲出し、尙各自警團に對しても其の趣旨を傳達した。

自警團組織規定

- 一、自警團員は之を希望者のみにて組織し加入を強要すべからず
- 二、自警團にして経費を要するものは所要経費の出納を明瞭にして警察官吏の請求あるときは之を提示すべし
- 三、團員の経費負擔の外猥に経費を徵收し又は寄附金を勧誘すべからず
- 四、自警團員にして兇器を携帶し又飲酒銘酌して警戒に從事し、又猥に通行人を誰何し暴行脅迫を行ふが如きことあるべからず、萬一舉動不審者を發見したる時は速に警察官吏又は憲兵に通報すべし

之に依て此の方面の取締は稍緩和されたが、尙比較的團體訓練ある在郷軍人分會、消防組、青年團等をして、警察補助の任に當らしめた。

此の間警察當局は絶えず密行張番其の他の方法を以て警戒に當り、事故の防止並検舉、又は火災の防止、避難者の指導等、警察本來の任務遂行に努めた。尙長谷及由比ヶ濱巡査派出所に臨時検問所を設けて舉動不審者の通過に備へ、又本署に人事相談所を設けて罹災者の人事相談に預つた。

五、朝鮮人の保護

流言蜚語の中で最も人心を刺戟し戰慄させたもの、一つに、不逞鮮人の暴行又は掠奪のことがあつた。其の多くは勿論根據なきものであつたが、之が爲に一時は人心極度に昂奮し、朝鮮人に對する復讐的觀念に燃えたのであつた。

當時本署管内には、大町名越に十餘名、大船に三十餘名の朝鮮人が雜居してゐたが、何れも労働者で不穩の態度はなく、寧ろ一般罹災者の警戒と其の復讐的觀念の激發とに脅え恐る、狀態であつた。然るに罹災者はそれら流言浮説の根據を洞察することなく、一途に彼等を忌避憎惡し、剩へ過酷なる制裁を加へんとする者もあるに至つた。依て署長は部下に對して特に朝鮮人の舉動監視と保護を命じ且つ雇傭者又は親方等に對しても、嚴重なる監視と懇切なる保護とを命じ、尙彼等の他出を禁じた。

而して諸所に

(一) 不逞鮮人襲來の噂は概ね虚報なり

(二) 一般人はかかる流言蜚語に惑ふべからず

(三) 不逞鮮人は當署管内に一名もなし

(四) 鮮人も均しく日本帝國の臣民なり即ち陛下の赤子なり宜しく保護せざるべからず

等の掲示をなして彼等に對する迫害の防止に努めた。然も猶對鮮人觀念は毫も緩和さるゝところがないので、遂に彼等を箱根以西の安全地帶に退去せしむることとなり、藤澤驛迄傳遞護送した。又歸鮮を希望する者に對しては證明書を交付し、横須賀鎮守府の手を経て乗船するの便を與へた。

六、衛生上の處置

警察醫石崎治郎は早くより傷病者の救療に奔走し、警務係は殃死者検死のため慘憺たる罹災現場を馳驅した。殃死者の處置については、逗子町小坪火葬場破壊のため、由比ヶ濱佐助ヶ谷の舊火葬場を臨時火葬場に指定して、露天火葬を許可し、身元不明又は引取人未着の者は假埋葬に附した。又當町に墓地を有せざる者に對しては佐助ヶ谷の共葬墓地に埋葬すること、井水溷濁せるため總て煮沸使用すべきこと、飯食物に注意すべき事等を戒告し、尙左の如きポスターを掲出して衛生上の注意を怠る

ところがなかつた。

(一) 災害後傳染病流行すること多きを以て各自衛生に注意し生水は決して飲むべからず

(二) 便所は一定の場所に之を設け、又各自下水を設備し汚物は之を掃除し保健衛生に注意すべし

(三) 野外生活は寢冷えすること多きを以て可成濕氣及夜露を防ぐ様避難場所を設備すべし

七日に至り傳染病流行の兆あるを以て、其發生並蔓延を豫防するに努め、殊に患家には「傳染病發生場所」の貼紙をなし、人をして近寄らしめぬ手段を講じた。一方隔離病舎は倒潰して患者の收容不能に陥つたので、町當局を督励し、急遽修繕を加へ九月十五日より患者を收容することとなつた。

七、警察事故の件數

盜難其の他警察事故の件數は左の如くである。

(鎌倉警察署管内)

漂流物横領罪	自大正十二年九月一日 至同年十一月十五日(戒嚴令施行中)	人員	處分
罪名	件數	件數	人員
六	六	六	六
致検事局二送	一	一	一
	一	一	一

第三節 鎌倉驛

放火	賭博	脅迫	詐欺	文書偽造行使罪	横領罪	失火罪	傷害罪	同傷害罪	過失致死罪	窃盜罪	強盜罪
一	二	一	二	一	七	二	七	五	三	五	二
一	三	一	二	一	四	二	七	五	三	九	二
夕	夕	夕	夕	夕	夕	夕	夕	夕	夕	夕	夕
一	一	一	一	一	三	二	一	一	一	三	一
一	一	一	一	一	二	二	一	一	一	五	一
					致檢事局二送					致檢事局二送	

九月一日午前十一時五十五分鎌倉着第五十二貨物列車は、貨車三十三輛を索引し上り待避線に到着した。例に依り各掛員は夫々部署に就き貨車の入換作業を開始し、屋内従事員は旅客第五一四列車の（本列車には華頂宮殿下御乗車あり）續行し来る爲、出札に改札に或は手小荷物の取扱に一人として寸暇なきの時、突如一陣の怪風と共に天地も覆滅せんかと思はる、大地震襲來した。

此の地動により驛本家は東南に約一尺傾斜し、壁は殆んど剥落窓硝子戸亦破壊した。時正に午前十時五十八分にして、時計の指針は同時刻一齊に停止した。

恰も避暑客引上げ期に際し、驛待合室には約百名の乗客あり、之等は乗車券を求むる者、手荷物を托送するもの等混雜を呈してゐたが、第一震と共に何れも屋外に遁れ出た。然し執務中の職員は遁るゝに暇なく、辛くも卓下に身を潜めて一時を避難し、後隙を見て屋外に走り出た。又屋外に在つて貨物列車の入換に作業中の職員は何れも無事なるを得たが、乗降場上家の倒潰により、執務中の助役及信号掛一名は上家の屋根下に壓せられ、僅に保安器の内側に身を入れ難を免る、を得た。乗降場には列車待合せ中の乗客二十餘名あり、内數名上家倒潰の際その先端に觸れ負傷したが、幸に重傷ならず夫々逃げ去つた。

一方驛前の民家は倒潰と同時に數ヶ所より火を發し、南強風に煽られて忽ち附近一面焰煙の海と化

し、驛舍亦流煙の包囲するところとなつた。此の中に在つて驛長大久保爲次郎氏は線路上に全員の非常點呼を行ひ、驛員の浮動を戒め、非常時に執るべき態度を指示し各自の部署を定め、一部は停車場内に於ける旅客及公衆の救助に當らしめ、他の一部は驛内重要書類及保管荷物の搬出保護に任する等餘震の間断なく襲ひ、焰煙の逆巻く恐怖の裡に活動を續けた。

此の間猛火は構内人力車及自動車の車庫を一舐めとして驛本家出口に迫り、南方運送店倉庫方面の火は貨物ホーム留置の電柱、米、角材、薪等に延焼し、續いて貨車二輛(内二輛は白米十噸積)を焼いた。驛長は驛員を指揮し消火に全力を注ぎ、貨物上家内留置の木炭及附屬便所の屋根等に再三飛火した際の如きは井水全く涸渴し又如何とも爲す能はず、止むなく尿池の尿水を撒布する等非常手段を講じ辛うじて驛舍類焼の厄を免れたのであつた。

午後六時頃に至り火災は鎮靜に歸したが、附近罹災者の多くは、餘震に脅え海嘯再來の風説を恐れて、悉く鐵道線路上に避難して來たので、驛舍を開放し避難者救護の處置に取掛ることとなつた。當時驛員始め罹災者の多くは晝食を攝らなかつた爲、飢餓に瀕し且つ疲勞の極に達してゐたので、應急策として貨物上家内留置の粳立米に糯白米を混じ、驛前廣場に驛用大釜を搬出し、數回に亘り炊出しをなして之を一般に給與した。その夜は驛員は一睡もせず警戒の任に當つた。

翌二日貨物列車に搭載してあつた白米五俵煮干魚三樽を構内避難者に與へ、白米五俵を驛員及其の家族に給し、更に町役場と協議して、貨物ホーム留置中の粳白米三俵糯白米三十二俵粳玄米五俵醤油七樽煮干魚三十二樽を救護品として提供した。

驛員中には他町村より通勤する者多く、彼等は家族の安否を氣遣ふの念切なるものがあつたので、此の日其の一部を解散歸宅せしめた。而して残れる驛員は貨車内に事務室を移し、地方連絡の道路概ね不通となり、鐵道線路のみ比較的安全のものとされ、之を往來するの状況にあつたので、避難者のその他旅人の案内、飲料水の給與等一般の便宜を圖ることとした。

鐵道線路の被害は、大船方面は扇ヶ谷隧道山の内側入口の山崖僅に崩潰せるのみであつたが、逗子方面は下馬架道橋の橋脚沈下し兩棲石崩潰、滑川鐵橋は兩棲傾斜し附近の盛土陥没、名越隧道は入口上砂約三百坪線路上に崩落、その他軌條の屈曲、盛土の陥没等隨所に生じ被害甚大であつた。當時東京を基點とする鐵道は何れも不通となり、縣内に於ける東海道線横須賀線熱海線横濱線等運輸交通の機關は全滅するに至つた。

第四節 鎌倉郵便局

突如として急激なる震動を感じたかと思ふまもなく、局舎は倒潰し從業員の大部分及公衆八名は倒潰家屋の下敷となり、全力を盡し救出に努め幸にして數名負傷者を出したに止り、一名も死者なきを得た。

引續き郵便物、現金、書類其の他の搬出に努めたが、局舎に近く出火し火勢猛烈に迫り、遂に普通郵便物及小包〆切行囊數箇其の他器具數點を搬出したるのみにして類焼、他は全部烏有に歸した。それより避難場所を鎌倉小學校々庭廣場に求め、一同露宿一夜を明した。翌日町長に交渉して、倒潰校舎一部分の使用許可を得、自由に其の材料を以て應急小屋掛をなし、十月八日迄執務多大の便宜を得た。而して九月十八日工兵第一大隊の手に依て假局舎を驛裏に建設の交渉成り、十月四日落成、同八日之内に移轉し、更に翌十三年二月驛前に假局舎の築造に着手し、三月末日を以て竣工翌四月四日に移轉し現在に及んだ。

震災地域は極めて廣汎に亘り、電信電話回線郵便線路の不通障礙は未曾有の激甚を極め、之が恢復に長期を要した爲、一時事業は全然休止の已むなきに立至つたが、從事員は餘震尙熾烈にして人心の不安極度に達せるの時、不眠不休、一意通信の聯絡事業の遂行に努めた。其の應急措置及復舊施設の概要は左の如くである。

郵便

一、九月二日東京及其の以北宛普通通常郵便物の引受を開き、同日午後零時陸送便を以て神奈川局迄遞送す

二、九月五日東京府及縣下に達するものを除く各府縣達有封書狀及第二種郵便の引受を開き、横須賀迄陸送、同所より軍艦により清水港へ遞送を開始

三、九月五日鎌倉驛前電車内一部を借受け臨時出張所を設置、郵便物の引受を開始
四、九月十日より郵便物の配達を開始

五、九月十一日より鐵道臨時受渡便上下各一便開始

六、九月十六日より罹災地宛有封書狀及第二種郵便物の取扱開始

七、九月二十五日より第一種及第二種の書留郵便物の取扱開始

八、十月五日普通小包郵便物配達開始

第三種郵便物取扱開始其の他漸次復舊

爲替、貯金

一、九月六日より貯金非常拂開始

一、九月八日より貯金預入取扱開始

三、十月一日より爲替振出及振替貯金受入事務取扱開始其の他漸次復舊
電話

一、九月十五日東京中央、逗子、葉山、一色、横須賀の各局に通話開始

二、十月二十日官公署新聞社に對する市内電話交換開始

三、十二月二十七日電話加入者中六十三名に對し通話復舊

以上の外加入者は十三年中、市外電話は十四年中全部復舊

電 信

一、九月十四日官報のみ取扱開始

二、九月十六日字數三十字を限度とし公衆電報の取扱開始

三、十二月二十一日より從前取扱上字數、受付時刻等各種の制限を設けたるを大體撤廢せり

四、十三年四月電信回線全部復舊

第五章 教育機關の被害と應急處置

九月一日、此の日小學校は概ね第二學期の授業始であつた。可憐の兒童等は、休暇中の様々な出來事を語り合ふ樂しさを胸に抱いて、何れも元氣よく嬉々として登校したのであつた。午前中に式も済み、各々先生や學友達と顔を合せ、種々話し合つたなつかしい印象をもたらして歸宅したのであつた。然るにまもなく大地震の襲ふところとなり、曩の樂しさ嬉しさに引きかへ、悲しさ怖しさに、氣も轉倒せんばかりに脅え慄き、純真なる子供心は無残にも搔き亂されてしまった。けれども此の日授業始の式を擧げたのみであつたことは不幸中の一大幸福で、若し平常の如く授業中であつたならば、人命に及ぼした慘害は幾何であつたか、はかり知られぬものがあつたであらう。何となれば、各地教育機關の被害を見るに、倒潰又は焼失の厄に遭へるもの極めて多く、寧ろ安全なるものは殆んどなかつたではないか。その如く本町の教育機關も全滅を免れなかつた。即ち町立鎌倉小學校を始め、師範學校及附屬小學校、鎌倉高等女學校等、校舎は悉く倒壊したのである。當日鎌倉小學校のみは第二學期の授業始の式を行ふたが、午前十時頃には兒童は全部歸宅してをり、師範學校附屬小學校高等女學校は

未だ休暇中であつたゝめ、何れも學校に於ては兒童の身命に被害はなかつた。

次に各學校の被害概況をあぐれば左の如くである。

第一節 町立鎌倉小學校

九月一日は第二學期の授業始であつた。三十餘日の暑中休暇を終つて、職員も兒童も元氣に満ちて登校した。午前九時始業式を挙げ、十時には全兒童歸途につき、學校には當直教員と使丁外に數名の教員が居残つた。

校地は砂地で且つ水田を埋立てた所もあるので、地盤は軟弱であり、建物も何等耐震保強の設備を施してなかつたゝめ、校舎、御眞影奉安所、圖書館書庫等、悉く第一震と同時に、百雷の一時に落つたが如き音響と、濛々たる砂煙とをあけて、倒潰粉碎した。講堂は僅かに風に對する保強支柱の設備が施してあつたゝめか、第一震では辛じて倒壊を免れたが、第二震によつて全潰するに至つた。石造の正門及通用門は倒潰、教員住宅は瓦葺のもの二棟全潰し、亞鉛葺のもの三棟大破損を生じ、校舍附屬の便所は辛くも倒潰を免れた。

校庭は所々に大龜裂を生じ、一時は水を噴出した所もあつた。

かくて明治三十九年五月、日露戰役戰捷記念事業として、長谷海岸通りより移轉し、年々擴張増築したる建物及多年蒐集設備したる標本器械器具書籍等、十八ヶ年の日子と數十萬圓の巨費とを投じて漸くに完成した貴重の教育機關も、唯一瞬の間に破壊滅失したことは、實に感慨無量で、此の慘状を目撃する者は、何人も悲愴の涙に暮れざるを得なかつたであらう。

此の日當直の羽太教員、矢澤、石井、杉山、鈴木の四使丁並に裁縫教室で用談中の池田處女會長及西川、上島の兩訓導は、倒潰校舎の下敷となつたが、屋根を破つて自ら脱出し又は驅けつけた教員の爲に助け出されて、何れも無事なるを得、校内に於ては一人の死傷者も出さなかつた。此の日若し「授業中であつたならば」如何なる慘劇が演じられたことか、想像するだに戰慄を禁じ得ぬものがあるが二千五百の兒童の其の一人だに在校しなかつたことは、實に不幸中の一大幸福であつた。

御眞影は歸宅の途中から逸早く引返した市川幸太郎當麻行浩の兩訓導の手によつて、倒潰した奉安所から掘り出され、次で馳けつけた校長相澤善三、山口勇三郎、徳山筆次郎、森兼四郎の諸訓導と共に、半潰の教員住宅の一部に奉遷した。續いて重要書類諸帳簿等も發掘され、尙發火の惧ある理科用藥品の如きは砂中に埋められた。

二日、職員は何れも校庭に集つたが、慘害に直面して唯茫然自失するのみ、更に手の下し様もなか

つた。校庭には、續々避難者が集合し、手まほしの早い者は、應急バラツクを建て始め、又焼け出された鎌倉郵便局も校庭に避難して、バラツク事務所の急造に取りかかると云ふ有様で、名狀すべからざる混雜を呈した。

學校は、暑中休暇中日本赤十字社神奈川縣支部の設置した、病弱兒童の夏期保養所の残して行つた風呂場を假事務所に充て、毎日二、三人宛交替にて詰め執務することとした。非番の男教員は役場に赴き、町當局の指揮に従つて、救護事務を應援した。六日罹災者の住居も稍々安定したので、教員は罹災兒童の家庭を訪問し、死傷者の調査をなしたが、其の結果左の如く判明した。

區 分	尋 常 科	高 等 科						計
		一 年	二 年	三 年	四 年	五 年	六 年	
殃死兒童數	一 人	四 人	七 人	六 人	四 人	五 人	一 人	二 年
負傷兒童數	二	二	一	三	一	四	五 人	〇
							〇 人	二 年
							二 八 人	二 四

訓導田村岩松は、震災當時横濱に赴いたが、遂に行方不明となつた。

九月二十日を過ぎ人心も漸く安定に歸したので、一刻も速に授業を開始し、罹災兒童の教養と慰安

とに努むるため、二十四日準備を整へ、二十五日より左記五ヶ所に於て、林間教授を開始した。

尋常二年 海岸通り芳川伯爵別邸内 松林

同三年 一ノ鳥居島津公爵別邸庭園

同四年 海岸通り山本男爵別邸内松林

同五年 大町妙本寺本堂及境内

高等二年 鶴岡八幡宮境内杉林

八月末在籍兒童二千五百三十五人中、此の日出席した兒童は千八百二十人で、實に七百十五人を減じてゐた。授業時數は一週間尋常一年は十三時間、同二年三年は十七時間、同四年は十八時間、同五年六年は十九時間、高等一年二年は二十時間とし、雨天は休み、總て午前中に歸宅せしめた。

十一月二十日林間教授を撤廃し、曩に校庭に工兵第一大隊によつて急造された罹災者收容バラツクを校舎に利用し、之に移つて二部教授を行ふこと、なつた。

第二節 師範學校及附屬小學校

本館寄宿舍及附屬小學校校舎は其の一小部分を除き、第一震と同時に全倒破壊し、辛じて倒潰を免

れた一小部分の建物も、傾斜破損實に甚しく、根本的大修繕を加ふるにあらざれば、到底使用に堪へざる狀態であつた。其の倒潰した建物の坪數は實に一千三百五十餘坪に及び、校具備品等を合せ、其の損害見積額は約二十五萬圓に及んだ。

當日在校した職員は、校長永瀬伊一郎を始め八名で、尙夏期體操練習のため、約七十名の生徒が在校したが、何れも無事であつた。

附屬小學校は未だ授業開始に至らなかつたため、兒童は一人も在校しなかつた。其の家庭に於ける被害者は、歸省中の二部生一名及兒童一名殃死を遂げたに過ぎなかつた。

震動鎮靜後、本校化學藥品室より發火したが、在校者協力して消し止め大事に至らなかつた。
御真影も無事に奉遷することを得た。

職員は毎日出校の上、備品の發掘、倒潰建物の整理、又は授業開始の準備等に努むるところがあつた。又校庭の樹木や倒潰校舎の古材等を利用して、職員室に充つべきバラツクや兒童を收容するに足るバラツク教室等の急造に從事したが、その大部分の活動は、職員の純然たる奉仕的勞働であつた。尙職員を交互に役場に派遣し、一般罹災者の救護事務を補助せしめ、又職員相互救援の方法に依り、職員各自の住宅の復舊に努めた。

而して急造バラツク或は倒潰を免れた建物に大修繕を加へ、授業を開始するに至つたが、その期日は左の如くである。

- 十一月一日 本科第三、四學年及第二部
同 五日 本科第一、二學年及豫備科
十月十五日 附屬小學校

第三節 鎌倉高等女學校

本校は道一つ隔てた鎌倉小學校と同様、第一震に於て全潰した。校舎は三百五十二坪、此の損害約七萬圓で、其他諸種の備品は大部分破損して用をなさず、此の損害約三萬圓に達した。當日は幸にして未だ授業開始に至らなかつた爲め、生徒は一人も在校しなかつたが、當直使丁一名は壓死を遂げた尙生徒の中家庭に於て殃死せるもの五名あつた。

十月中旬百五十坪の應急假校舎を建設し十一月五日より授業を開始するに至つた。

第四節 フロラハリス記念幼稚園

園舎及附屬建物は全潰し、樂器其他の設備も悉く破壊滅失して、教會々堂に均しき大損害を被つた而し未だ夏期休暇中であつた爲、園児等人命を損傷することのなかつたのは不幸中の幸であつた。

十月末假教會堂の建設さるゝや、之に幼稚園を併置し、無月謝を以つて授業を開始したが、復歸したる者及新に入園したる者合せて二十三名に及んだ。

大正十三年五月内務大臣より本園復興資金中へ金壹萬五千圓を交附せられたので、當事者一同は感激し、更に壹萬七千餘圓の寄附金を募集して、鐵骨鐵筋コンクリート造の園舎を完成し、大正十四年四月十九日落成式を擧げた。當時在園児五十名であつたが、爾來次第に増加し現在九十四名に及び、三名の保母と一名の助手、之が保育指導に當つてゐる。(昭和二年七月)

第六章 避難の状況

震動の刹那に於て戸外に逃れ出た者が、期せずして集まつたところは、木立竹籬空地鐵道線路等であつたが、それはやがてそのまゝ、罹災者の避難所となつた。即ちその家を失ひその居を追はれて途方に暮るゝ者にとつて、それは最も安全の地帶であつたからである。

之等の安全地帶には、少きも數世帶、多きは數十世帶の罹災者が集つた。その最も多數集団避難した場所は、扇ヶ谷大町間の鐵道線路上、若宮大路兩側の松並木、段葛、八幡宮境内、御用邸庭園、小學校々庭、光明寺、大佛、御靈社境内、長谷神明前の諸戸邸、同長樂寺谷の前田邸、同桑ヶ谷の山本邸、稻村ヶ崎等であつた。御用庭庭園は特に開放され、主として由比ヶ濱方面の罹災者が避難し、一時は約八十世帯四百餘人の多きに及び、九月十九日撤退に至るまで、統制ある集團生活を営んでゐた小學校々庭には類焼した郵便局が避難し、二日應急小屋掛をなし、十月八日迄此處に執務したが、一般罹災者にして小屋掛をなすものも少くなかつた。若宮大路兩側の松並木及段葛の避難者は、比較的長く居住し、中には翌年二三月頃まで、滯在したものもあつた。同所避難者の中には、場所がら小屋

掛けを利用して、飲食店や物品の販賣を開業するものなどあらはれ、さゝやかながら震災後の生業開始の魁をなした。

當時残暑猶きびしい折からであつたことは、罹災者の何人にとっても一大幸福であつた。何となれば、その木立、その竹籬、その空地は、筵をのべ板を敷き焼トタンを圍ひ古板を掩へば、それで雨露を凌ぎ、身に入るゝに足るべき應急の居となすことが出来たからである。

而して一日の夜は、罹災者は概ねそれ等避難所に露座し又は露臥して、肉親相抱き近隣相援け、頗々たる餘震の脅威に慄えつゝ、夜を徹した。彼等は飢餓と困憊と恐怖のため、未だかつて味つたことのない苦痛と懊惱の底に呻吟しつゝ、唯々我が身の安全を祈り近親の息災を希ふのみであつた。加ふるに、京濱兩市の慘害や、之に伴ふ種々の流言浮説が疾風の如く宣傳されたので、一層狼狽し、戰慄し、何れも生きた心地もなかつた。

一日二日はかくて済んだ。けれどもかくの如き状態は到底長きに堪ゆるものではないので、やがて住居復舊の要求がむらむらと擡頭してきた。而し、焼け出された者の中には、その居を失ふたばかりでなく、その財産も又殆んど之を失つてゐるので、社會公共の同情を求むるの外、到底自力復舊の途なきものが渺くなかつた。茲に於て、縣當局は避難民收容バラツクを急造し、本町又避難所の設備を

指定して、避難者の窮状緩和に努むるところがあつた。

かくて當局の救護並に警備施設の完全するに伴ひ、漸次人心安定し社會の秩序恢復するに至つたので、避難者も夫々自家の焼跡や倒潰跡に復歸し、又は別に空地を求めて應急バラツクを急造し、破壊した屋舎を修繕して、之に居を移す等、逐次復舊より復興への道程を踏むに至つた。

一、避難に關する應急施設

九月四日本町は各吏員の事務分擔を定め、小屋掛係をして避難所の調査、家屋及建築材料の徵發、避難民收容バラツクの急造等に當らしめた。係員は三日四日の兩日に亘り、町内を巡回して被害の状況及避難者の状態等を視察した。而して避難民を臨時に收容し得べき建物として、鎌倉劇場、附屬小學校の一部、妙本寺本堂、光明寺本堂等をあけ、避難民收容バラツク急造に適する場所として、八幡宮境内、師範學校々庭、小學校々庭、大佛境内、光明寺境内等をあけた。鎌倉劇場其他の建物に對しては、所有者又は管理者の承諾を得て、六日之を臨時避難民收容所に充て、一般の利用に供する旨を公表したが、頻々たる餘震に脅ゆる避難民は、今更破損建物に收容されることを欲しなかつたのか、之等の應急處置も利用者皆無のため效を奏しなかつた。

八日九日の兩日、町内材木商廣瀬利兵衛外四名より建築材料を徵發し、收容バラツク急造の準備を整へ、十五日工兵第十六大隊第三中隊によつて、之が建築に着手した。即ち先づ鎌倉小學校々庭に建坪三十二坪のもの二棟を起工し、二十日落成、同日避難所に差支ふるもの、調査を各區長に命じ、その報告を待つて、二十五日まづ八世帯を收容したが、二十七日には十七世帯に達した。

九月二十一日本町を撤退した工兵第十六大隊の後を承けて、工兵第十一大隊は直に作業に從事した。即ち同隊第一中隊は大佛谷戸に三十二坪のもの二棟、同第二中隊は光明寺境内に六十四坪のもの一棟、同第三中隊は八幡宮境内に三十二坪のもの二棟を起工した。九月三十日八幡宮境内の分まづ落成し、十月二日には大佛谷戸及光明寺境内の分も竣工、直に避難民の收容に充てたが、何れも希望者殺倒し不足を告ぐるの状況であつた。

之等の收容バラツクは何れも縣費所屬であるが、更に國費に屬する收容バラツク四棟延三百四十八坪、外に便所四棟十六坪が建築さるゝことなり、鎌倉小學校々庭を敷地に充て、十月二十三日起工、十二月中工を竣へた。

之によつて本町避難民收容上多大の利便を得たが、該設備はもとより應急的のもので、粗造且つ非衛生的であるため、其の使用の長期に亘るを得ざる事情あり、尙人心の安定と生業の勃興に伴ひ、長

く他力に頼つて自己復舊の途を遅怠せしむるは、かへつて後顧の憂あるべきを以て、翌年三月末日限り之を閉鎖した。

二、避難民の輸送

震災の勃發に依つて居を失ひ糊口を奪はれた罹災者、就中東京横濱等の民衆は、安全の地帯を求める又は郷國に向つて避難せんがため、晝夜を分たゞ陸續として地方に流出した。其の數何十萬なるを知らず、之がために何れの地方も名狀すべからざる混雜を呈した。然もすべての交通機關は停止して動かざるため、避難民は何れも徒步に依るの外途がなかつたので、老幼婦女傷病者の如きは、實に瀕死の慘苦を舐めたのであつた。

當時鐵道當局に於ては、晝夜兼行必死の作業を以つて、全滅に近き各線の復舊に努め、尙開通區間に對しては、罹災者の無賃乗車又は列車増發等あらゆる方法を以つて、避難民の輸送に全力を傾注した。而して九月八日、品川大船間まづ開通し、爾後逐次開通の運びに至り、各線とも離被害地者又は入震災地者の輸送に、未曾有の混亂を呈した。一方海軍當局に於ては、災後早く避難民の海上輸送を開始し、横須賀又は品川より殆んど毎日艦船を出動せしめた。これ等の概要は左の如くである。

(1) 鐵道輸送

九月五日海軍救護隊本部より「被難民（離被害地者）は汽車及郵便無賃」の簡単なる通報に接したが之によつて政府の方針の一端を窺ふことが出来た。翌六日鎌倉驛長の通告により、本町は「被難民にして被難地を離れんとするものは、當町役場より被難證明書を受け、それにて切符を求め乗車すべき旨」を、一般に布告した。當時東海道線及横須賀線は未だ開通せず、乗車に對する便法が設けられても、之を利用することが出來なかつた。八日に至り大船品川間始めて通じ、九日大船鎌倉間も開通したので、之を利用する者忽ち殺倒し來り、車内は立錐の餘地なきは勿論、甚しきは列車間の連結器に寄り、又は機關車の周圍に群る等、曾つて見るを得ざりし奇觀を呈した。本町は之等罹災者のため罹災證明書を交付して、離被害地者に對し、乗車並に目的地に於ける被救護施設利用上の便宜を與へた。又日々の列車運轉時間は之を告示し、同時に小印刷物を作製して町内に撒布し一般に周知せしめた。

車輛はその始に於てはすべて無蓋貨車であつたが、如何にも非常時にふさはしい處置として、何人も之を怪しまなかつた。乗車は云ふまでもなく無賃であつたが、九月二十一日より當分の間、震災地より歸國又は避難する罹災者に對しては、東京市内は各區長その他市町村長の交付せる證明書を持參する者に對してのみ無賃輸送のことと決定され、その他は有料となつた。又震災罹災者にして、一

且便宜の地まで無賃扱ひに依り避難したる者が、更に故郷又は親族知人の許へ歸行する場合に於ては、現避難地を所轄する府縣知事又は市町村長の證明を有する者に限り、該證明書引換に三等旅客運賃の五割を低減さる、こと、なつた。

九月二十六日震災關係に依る無賃又は割引の取扱は、

(一) 歸國又は避難する證明書所持者に對する無賃運輸の件は九月三十日限り

(二) 且便宜の地に避難したる者が更に歸行の爲證明書を所持する者に對する五割減取扱方の件は

十月十日限り

之を撤廢さることに決定された。

之に先立ち本町罹災者にして、京濱方面の避暑客其他同地方に家庭的關係を有するものゝ中、傷病者老幼婦女等は、流言浮説の喧しき折柄、危險を冒して本町を脱出し避難することを得ざる狀態にある者が多かつたので、鐵道當局は特に之等の罹災者輸送の目的を以つて、九月二十日に至り、客車の臨時列車を手配し、同二十三日午前十時三十分、客車九輛を以つて編成する鎌倉發東京驛行臨時列車を運轉した。同列車には、主として老幼婦女傷病者を優先的に乗車せしめ、續いて一般旅客を乗り込ましめたが、當時旅客列車に依る輸送は、實にわが鎌倉が嚆矢であつた。

かくて本町罹災者中、親戚知己を頼りて避難し、又は別荘居住者避暑客等にして自家に復歸し、或は糊口を求めて災害地外に脱出せんがため、本町を退去するもの、數は、頗る多きに達したが、管外罹災者にして本町に避難し来る者も亦少くなかつた。之等は何れも徒步によりて目的地に達し、若くは震災地外に脱出して始めて交通機關に頼るの外途がなかつたので、その困苦艱難は一通りではなかつた。而して鐵道開通するや、一般罹災者は、勿論、老幼婦女或は遠國に避難せんとする者等は、先を争ふて之を利用する、實に甦生の思をなしたのであつた。

(四) 艦船の出動

震災直後、未だ鐵道の開通せざる時に於て、海軍當局は速早く艦船を出動せしめ、避難民の海上輸送を開始した。即ち横須賀長浦又は水ヶ浦より靜岡縣清水港に至るもの、同所より横濱經由品川に至るもの、或は品川より横濱經由清水港に至るもの等、その始めに於ては殆んど毎日の如く出動した。清水港には海軍救護部出張所が設けられ、靜岡縣亦震災救濟會清水出張所を設けて、避難民の救護及前途の指導に當つた。當時鐵道は沼津以西は故障がなかつたので避難民は同所より乗車することを得た。此の艦船の出動については、出動の都度横須賀鎮守府より通報に接したので、本町は之を一般に告示し、便乗に關する指導に努めたが、之を利用する避難民も相當多かつたもの、如くである。

第七章 殃死者の處置

人心の歸趣未だ定まらざる異常の混亂裡に在つて、殃死者を收容し之を埋葬すると云ふことは、尠からざる困難を伴ひ且つ悲慘極まる情景を呈したのであつた。もつとも直接遺族のある者は逸早く收容されて、各々その菩提寺等に埋葬された。けれども遺族不在の者や家屋倒潰の状況によつて發掘至難の者などは、やむなく數日間放棄され、溫度に蒸されて異臭を放つに至つたものもあつた。又僅か二三にとまつた事實ではあつたが、旅の者や雇人らしき者で引取人がなく數日間路傍に曝されてるものもあつた。

死體の檢死には型の如く警察官や醫師が立會ひ、遺族や親戚近隣の人たちが互に助けあつて發掘收容したが、在郷軍人や消防組員や青年團員なども夫々盡力するところがあつた。當時もとより棺の如きものの用意はなかつたので、ビールの空箱や手製の箱等を以て辛くも死體を收容したが、中にはその用意を缺き直に土葬したものもあつた。遺族不明の者や一時の滯在者であつて假埋葬にしたものの中には、後日發掘してその郷里に持ちかへつたものもあつたが、某家の女中で遠く新潟あたりから遣

族が来て泣く／＼引取つて行つた様なあはれなものもあつた。

火葬については、小坪の火葬場が破壊して充分用をなさなかつたため、佐助ヶ谷の舊火葬場跡の何の設備もない露天を警察の指定に依つて利用したり、中には自家の焼跡や畠の隅などで手づから荼毘に附したものもあつたとのことである。

死體や遺骨の埋葬に當つても、勿論當時の如く告別式や會葬を行ふの餘裕がなかつたので、唯遺族や近隣二三の人々によつてこつそりと執行されるに過ぎなかつた。又一束の縁香一本の蠟燭を購ふことも殆んど不可能であつたため、死者を弔ひその冥福を祈る等佛事萬端極めて簡粗且つ寂寥々たるものであつた。

然し時日の経過に伴ひ人心安定し、社會の秩序整ふに至るや、此の前古未會有の大變災の犠牲者に對する追憶の情綿々として湧き出で、今更暗涙の新に催すものあり、各々之を追悼追慕して止まず、佛事亦その缺けたるを補ひ至極懇に故人に對する禮を施したのであつた。

第八章 震災罹災者並震災地人口調査

震火災に關する各般の善後施設及帝都その他災害地の復興に付、最も重要な基礎資料に供するため、大正十二年十一月十五日午前零時現在を標準として、震災罹災者並震災地人口調査を施行することとなつた。本調査は罹災者たると否とを問はず、震災地に在る人口に付、一人別に個人調査をなし、尙震災當時の世帯主又は之に準すべき者に限り世帯調査をなすものである。個人調査の要項は、（一）住居所氏名 （二）避難場所の種類 （三）體性年齢死傷別 （四）職業 （五）住宅罹災の種類 （六）今後の住所等で、世帯調査の要項は、（一）世帯主の住居所氏名 （二）世帯人員（無事の者、重輕傷の者、死者、行衛不明者失職者別）（三）住宅罹災の種類等である。

本町は十月十五日鎌倉郡長の通牒に基き、直に部署を定めて、諸般の救護事務繁劇の折柄にも拘はらず、本調査の完全を期すこと、なつた。即ち調査主任に小坂書記を、係員に關野丸野兩書記及加藤雇を命じ、林助役監督の下に準備を整へ、本町十三區を三十一調査區に分ち、十一月五日各調査員を囑託し、九日調査に關する打合會を催した。十日各調査員は擔當區域内の順路に依り準備調査をな

し、十四日世帶票並に個人票を各世帶に配付し、十五日早朝より之を蒐集して、直に整理し十七日迄に町に提出した。町は之を統計して十二月末その筋へ報告を了したのである。

本調査の結果は左の如くである。

各區別世帶及人口表

各區別世帶及人口表		區	別	世 帶 數	男	女	計
十	二						
淨	明	宇	三	三〇九	一四三	一四二	二八五
二	階	堂	三	三〇七	一三三	一三二	二六五
西	御	門	三	三〇六	一三一	一三〇	二六二
雪	ノ	下	毛	一〇三	五八	五七	一一五
扇	ヶ	谷	毛	一〇二	五九	五八	一一七
大	小	町	毛	一〇一	七〇	六九	一二〇
五	四	五	毛	一〇〇	七〇	六九	一二九
一	三	一	毛	九九	六八	六七	一二五
一	三	一	毛	九八	六七	六六	一二三
一	三	一	毛	九七	六六	六五	一二二

震災當時ノ所在地		震災當時ノ所在別世帯人口表		合計		亂橋材木座	
		世帯數	男		女		計
鎌倉市	鎌倉郡他町村	三七三	七、六八人	八、〇三人	一五、六九〇人	三四九	一、三三
横須賀市		二	元	毛	七六	一七〇	一、五七
横濱市		六	五	八	四三	一七〇	一、五七
其他町村		九〇	七七	三〇	四三	一〇〇	一、五七
川奈神縣	横濱市	〇	〇	〇	〇	〇	〇

		東京市		府京東		其他市町村		東京市		府京東	
業務別	失業者	失業者	失業者	失業者	失業者	失業者	失業者	失業者	失業者	失業者	失業者
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
震災ニ依ル失業者調											
合			三、四五二			九、二三			八、六五六		二、七六
其ノ他ノ府縣			五			三三			三四五		四一
靜岡縣				二	一		六		二	一	三
山梨縣						六			六	四	三
千葉縣							三六			二	一
茨城縣								三		一	三
埼玉縣									二	一	三
東京市										二六	三七
府京東										三五	四八

備考 埼玉縣以下の世帯數に比し人口の多きは、概ね諸職人の出稼人が難居してゐたことを證するものである。

(二) 工業及鑄業

3 飲食人店

二 九

1 紡織

4 行商

二

2 染色

5 其他

三

3 裝身具

(四) 通信運輸

一

4 機械器具

1 從自動車

一

5 製版印刷

2 運送業

一

6 食料品

3 車夫馬丁

一

7 嗜好品

4 官公吏

四

8 其他

5 僕婢

一

(二) 土木建築

6 (六) 雜業

三

1 左官

7 (五) 戶內使用人

三

(三) 商業

8 事務員

三

1 店員

9 看護人

二

2 商店雜役

一

一

本調査に從事したる調査員及豫備員は左の如くである。

4集金人		5配達人		6理髪		7娛樂場雇	
區別	調査員	同豫備員	同豫備員	二合計	8其他	人	人
雪ノ下	西御門	淨明寺	高木誠之助	一	一	一	一
黒川忠太郎	牧野金之助	二階堂	林兵藏	一	一	一	一
黒川利吉	松岡勝次郎	山田守太	鈴木市太郎	シ	シ	二	二
大町	大町	小町	扇ヶ谷	二	8其	人	人
菅野増五郎	菅野増五郎	岡本福次郎	島村勘四郎	三	他	一	一
西川吉雄	宮本慶次郎	石渡豊治	錦喜一	一	究	一	一
山田義一	山田義一	ナシ	杉山金治	一	三	一	一
					合	7	7

由比ヶ濱	木村兼吉	綿谷忠次郎	古川龜次郎	進藤武三郎	矢澤友吉	瀬野芳太郎
青木清吉	木村兼吉	綿谷忠次郎	古川龜次郎	進藤武三郎	森野久太郎	瀬野利右門
	兵藤三之助	鈴木平太郎			長谷	井上龍次郎
	極樂寺	坂ノ下			谷	
					松澤直作	矢澤安太郎
					竹田福太郎	前田恭三郎
					小坂幸時	
					矢澤安太郎	岩澤安右門
					三留一郎	

その三 罷災者の救護

第一章 鎌倉町の應急處置

第一節 處務概況

鎌倉町役場では、二日取りあへず倒潰廳舎の古材で立闈前の空地に假小屋を建て事務所に充てたが、四日更に電車通りに面して六坪ばかりの假小屋を設け破損した卓子や椅子を列べて、之に事務所を移した。而して役場吏員の外、小學校教員の總動員を行ひ、各部署を定め、尙臨時雇員並に人夫を雇傭して、罹災者の救護、避難者の救濟、病傷者の處置等に、懸命の活動を開始した。

當時の事務分掌及吏員の配置は、概ね左の如くである。

一、庶務係

書記 北村治太郎 同小坂藤若

イ、文書の收受、發送、情報、會議に關する事項

ロ、罹災狀況の調査並に救濟に關する事項

ハ、罹災證明、避難者の輸送に關する事項

ニ、軍隊並に各官公衙の聯絡に關する事項

ホ、其の他他係に屬せざる一切の事項

二、糧食係

書記 久保田穆松、同 吉原佐太郎、同 大木信太郎、臨時雇 山口儀平

イ、食糧の調達及配給に關する一切の事項

三、小屋掛係

書記 小林保五郎、同 關野虎之助、同 鎌田長太郎、同 丸野數嘉

イ、避難所の調査及家屋の徵發に關する事項

ロ、救護班及軍隊の宿舎に關する事項

ハ、罹災者收容バラツク及役場廳舍の急造に關する事項

四、衛生係

書記 村岡一學、同 熊山定藏、同 北郷資延

イ、死者の處置に關する事項

ロ、救護班の聯絡に關する事項

ハ、傳染病豫防並に隔離病舎に關する事項

五、會計係

收入役石井延太郎、書記石黒和吉

イ、出納事務に關する一切の事項

右の外道路橋梁等交通機關に關する事項は、土木係主任志村錦太郎が負傷の爲勤務を缺き、他に分擔する者なき爲、臨時人夫を雇傭して之を使役し、又は各區の任意處置に委せたが、後軍隊殊に工兵隊の出動するに及んで、其の作業に一任する事となつた。

小學校教員は主として情報及諸種の調査を分擔した。又師範學校教職員及有志等の應援を得て、情報の敏速なる傳達、町内罹災者を探究する者の案内等に活動した。

町會議員は變災の當初より個々に役場に出頭して、町長の諮詢に應じ、吏員の活動を督勵してゐたが、七日午後三時始めて協議會を招集し、應急善後策に付鳩首凝議して、尙議員の勤務割を定め、八

日より毎日五名宛役場に出張して、救援救護に關する事務の應援をなすこととなつた。

各區に付ては、區長を督勵し役場と絶えず連絡を取つて罹災者の救濟其の他の事項に付遺憾なきを期するところがあつた。

越へて十四日町會を招集し、災害復興に關する諸般の政務を調査審議する爲、臨時災害復興調査委員規程を設けた。之に依つて、町會議員中より大庭國重、志和池榮介、清川來吉、森駿藏、鶴見彌三郎、河野兼吉、鈴木慶藏の七氏、町公民中より陸奥廣吉、荒川已次、黒岡帶刀、田中善立、泉策太郎、莊清次郎、野村淳治、石橋湛山の八氏が同委員に擧げられたが、九月二十七日の町會で、同規程の一部を改正し、委員の外顧問を置くこととなり、顧問に莊清次郎、荒川已次、陸奥廣吉、黒岡帶刀、富士川游の五氏を推薦し、尙委員に石黒弘毅、千早正次郎、深谷郁郎、阿多廣介、箕田定吉の五氏を補充した。本委員並に顧問は隨時會合して、本町の復舊復興に關する諸般の調査をなし、又町理事者の諮詢機關となつて、町勢恢復、自治振興の爲に貢獻するところが多かつた。

此の外十四日の町會では、臨時廉賣所設置規程を設定し、物資及物價調節の爲、各區毎に臨時廉賣所を設け、生活必需品の廉賣を行ふこととなつた。これによつて、物資の不足を補ひ物價を調節して、罹災者の救濟に尠からざる功績を挙げた。

當時の早川町長は變災の始めより必死的努力を以て専ら罹災者の救援救護に盡されたが、十一月末病氣の故を以て辭職を申立てたので、十二月四日林助役は町會を招集し、會議に諮つて之を認むること、なつた。同町會に於ては、尙臨時震災救護事務整理委員規程を設定し、町會議員中より清川來吉、志和池榮介、鶴見彌三郎、鈴木慶藏、森駿藏の五氏を委員に擧げ、異常の混亂に際し、少數の吏員が懸命に奔走し、決死的努力を傾倒したる配給其他諸般の救護事務を、擔當吏員と共に迅速に整理すること、なつた。而して翌年三月二十九日、整理完了して之を町會に報告されたのであつた。

第二節 炊 出 し

九月一日午後二時頃、辛うじて救ひ出された町長助役を始め、居残つた數名の吏員は、倒壊廳舎の前庭に一團となつたが、一時は唯茫然として事態の推移を眺むるの外手の下し様もなかつた。而しこの際一刻も速に各方面の災害状況を知ることが最も必要であつたから、町長は先づ一二の吏員をして附近を巡視せしむると共に、通行人を因へて各區の情報聽取に努めた。之に依つて停車場附近より八幡前に至る火災の外、由比ヶ濱通り及長谷の焼失、坂の下、長谷新宿、材木座各海岸の海嘯、其の外全滅に等しき慘害を知ることが出來た。此に於て町長は、事態の容易ならざるを看取し、罹災者救濟

のため吏員を督して活動に着手した。

當時罹災者の多くは午餐前であり、それ等の人々に食物を給することは、最も緊急を要することであつたから、第一に食物の蒐集に奔走すると共に、炊出しの準備に着手した。而し僅か數名の吏員では如何とも手の下し様がなく、辛くも停車場より白米三俵、大町立川光造方より白米五俵を蒐集した外、小町角屋より玄米二十俵の寄附に接したにすぎなかつた。

翌二日も専ら食糧の調達に努めたが、異常の混亂に際し、前途如何になりゆくや全く豫想を許さぬので、人心は洶々として極度の不安に襲はれ、自衛に汲々として亦他を顧みるの餘裕なきため、當局の奔走も意の如くならず、従つて其の得る所も僅少であつた。即ち其の日調達し得た食糧は小町飯島屋より玄米二十俵、大町三九商店より玄米二十三俵、停車場滯貨中より玄米五俵、白米三十七俵にすぎなかつた。然し罹災者の救濟は寸時も猶豫が出來ないので、幸ひ未だ休暇中であつた師範學校に交渉して、炊爨具の中から大釜三個を借り入れ、之を役場前電車通りに据え付け、漸く炊出しを開始するに至つた。尙各區に於てもそれべく炊出しに着手したが、何れも食糧缺乏し、更に調達の途なき爲、町當局に向つて之が補給を要求するものもあつた。

當時鎌倉には猶多くの避暑客が残つてゐた。彼等は既に鎌倉を引拂つて歸つた家庭の残りの者か、

又は將に鎌倉を立たんとする者たちであつた爲、自づと食糧の貯へも渺なかつた。故に彼等は震災の直後に於て最も生活の窮迫を感じたもの、如くであつた。一般民家に於ても、月末を越へたばかりであつたため、之も同じく米櫃の内容を充す餘地のなかつた者が渺くなかつた様であつた。各商店に於ても、盛夏殷賑の後であつた爲、未だ其の在米の缺乏を補ふに至らなかつた。故に、突如として未曾有の大變災に遭遇するや、忽ちにして生活上の不安に陥つたのも、亦宜なるかなと謂ふべしである。

斯くて炊出しの通報が、一度町内に宣傳さる、や、遠近を問はず、老若男女雲集して、さながら門前市をなすの盛況を呈した。而して、或は飯櫃、或は笊或はどんぶり等と、雜多の容器を抱へて、配給を待つ有様は、實に奇異の光景と稱すべきであつたが、一面生活上の脅威に悩み苦しむ者の心裡に想到すれば、知らず識らず熱淚の滂沱として下るものがあつた。彼等の容器に盛られた玄米飯……：噫此の玄米飯こそは、人も吾も未だ嘗て経験した事のない食餌、然も前代未聞の變災に直面して、生死の境に喘ぐ人類の無二の糧であつたのだ。然し之を擁して三々伍々歸り行く人々の如何に嬉しけであつたことぞ。

此の炊出しの宣傳が行き亘るに従つて、配給を受けんとする者、次第に其の數を増して、遂には一回の配給に二釜の飯も不足を告ぐるやうになつた。従つて人數の多い時は各自の配給量が減じ、少し

遅れて來た者には行き瓦らぬことがあり、尙一ヶ所の炊出しでは遠隔の者を潤すことが出來ないと云ふので漸く「公平を缺く」との批難を聞くやうになつた。

一方食糧の調達については、町内はもとより、附近村落に向つても大いに奔走するところあり、尙二日公布された非常徵發令に依り、四日縣より徵發事務の委任を受けたので、尠なからず便宜を得たが、更に横須賀鎮守府關係方面及岩崎男爵の救援並に縣の大量配給の途も講ぜられたので、大に安堵の思をなしたが、之に依つて各區への配給も豊富になつたので、五日限り炊出しは之を廢止し、爾來極貧者に對する施米を開始することとした。

因に一般に對する炊出しの外、避難や尋ね人等にて通過する者の爲、役場前に机を持出し「むすび」を山盛りに積んで、自由に彼等の食用に供したが、中にはみすぼらしい避難姿で丁寧に合掌して頂いて行く様な者もあつた。此の自由な炊出しは五日以後尙數日間續行した。

第三節 物資の調達

本町は前述の如く、僅少の食糧を蒐集するや直に之を炊出し、罹災者の焦眉の急に應じたが、町内各戸はもとより各商店の食糧貯藏の狀況は、毫も安心を許さず、此の儘にして數日を過ぎんか、二萬

の罹災者は悉く飢餓に呻吟せざるを得ないので、町當局は大いに憂慮し、八方に救援を求むると共に、要すれば非常徵發を行つて、極力物資の調達に奔走した。

當時鎌倉には多くの海軍軍人が住居し、加ふるに疾くより海軍警備隊の派遣された關係で、町の慘狀を傳ふる上に便宜が多かつた爲、海軍の援助を期待することが出來た。又扇ヶ谷在住の莊清次郎氏及加藤恭平氏の斡旋に依り、同所に別邸を有せらるゝ男爵岩崎小彌太氏の救援を懇請する便宜を得た。即ち海軍に對しては二日逗子戒嚴地區本部の電話を以て『速に軍艦を關西地方に派遣して本町三萬の罹災者救濟に充つべき食糧を購入し提供せられたき旨』鎮守府に交渉し其の承諾を得たが、翌日『大藏省との關係が思ふ様に運ばぬ』故を以て遺憾ながらお断りするとの回答に接し大に失望した。而し六日海軍軍需部よりまづ白米二十五袋、押麥三十袋、罐詰三十五箱、逗子海軍戒嚴地區本部より押麥百袋を配給せられ、續いて八日には白米二十五袋、十日十一日の兩度に乾麵麪百四十七箱、十一日二十日二十五日の三回に罐詰類約四百五十個、越へて十月一日には朝鮮白米五百俵等多大の救援に預つた。岩崎男爵に對しては、四日其の避暑先靜岡縣江尻の別邸に特使を派遣して救援を求めた。その使者は、岩崎男爵直に快諾せられ、住吉丸に救濟品を満載して清水港を出帆すべく準備に着手したとの吉報をもたらし、復命に及んだので、當局は再生の思を爲した。即ち八日左の如き印刷物を町内に撒布

して、此の威大なる救援を宣傳し、感謝すると共に、無上の喜びを二萬の罹災者に分つべく努めたのであつた。

『男爵岩崎小彌太氏盡力により江尻より米三百俵、味噌醤油梅干等明九日夕刻迄に鎌倉着の豫定なり。尙第二回以後の救援も引續き行はる筈』

岩崎男爵に對しては、引續き救援を求むる爲、更に第二回の物資輸送方を懇請すべく、八日再び之が特使を派遣したが、今回は大阪に於て米穀其の他の食糧品及日用品を調達し、三瓶山丸に登載して大量輸送の計畫であるとの快報を得た。而して之が鎌倉着は、十二日の豫定であると稱せられたが、罹災者は均しく鶴首して其の到着を待つた。

一方郡當局は、郡内被害状況を調査し、之が報告と共に、罹災者救護に付縣當局に對して具陳する所があつたが、七日伊東郡長は、縣より玄米三百二十石の配給を得たる旨の通牒をもたらして來町し、之が輸送方に付協議を遂げた。當時鐵道は、大船以北が開通し數日の後には鎌倉まで延長される見込があつたので、十二日横濱倉庫に赴き縣の配給米を受領することとなつた。

又附近の村落に對しては、吏員若くは團體の幹部を派遣して、救助を求めた。當時大船驛には渺なからざる滯貨があつた。此の事實を知つた町當局は、鎌倉驛長を介し、又驛專用の電話を利用して、

再三大船驛長と交渉を遂げ、漸く其の幾部分かを譲り受けることが出來た。即ち町は四日大木書記を出張せしむると共に、青年團に依頼して三十餘名の團員と十臺の荷車とを派遣した。之が大船に着いた時はすでに日が暮れてゐたが、一行は夜暗に乘じて突如驛構内に立入つたので、貨車の警戒に從事してゐた鐵道工夫等は大に驚き、之を掠奪と誤解して拒絕に努めた爲、忽ち爭鬭を惹起し、あはや血の雨を降らさんとしたが、まもなく眞相が判明し且つ驛長の諒解によつて物資は供給されたので、漸く事なきを得た。此の日受領した玄米は七十俵であつたが、小袋坂の遮断により、山の内踏切より隧道を抜け、鐵道の枕木の上を必死になつて荷車を曳き漸く歸來したのであつたが、かくの如き苦心慘憺の思も、かかる非常の場合でなければ、到底經驗の出來ない事であつたらうと思はれる。大船よりは之を始めとして尙左の如く供給を受けたが、更に深澤村、藤澤町よりも次の如く購入することが出來た。

大船驛、

五 日——玄米六十五俵

十 日——佃煮十樽

十一日——玄米百五十九俵

深澤村

八日——玄米百二十七俵

藤澤町

十二日——小麥粉二十袋、いんげん豆十俵

十六日——甘藷二十俵

十日午前十一時、岩崎男の救護船住吉丸、勢力丸の二艘が飯島沖に到着した。待ちに待つた救護船の到來と聞いて、罹災者は恰も離れ小島から救助船を發見したかの様に喜び勇んだのであつた。同船の積荷は左の如くで、陸軍兵卒二名監視の下に、一時材木座海岸に揚陸し、次で役場及停車場構内に格納した。

住吉丸積載品

品 目	數	量	品 目	數	量
			品 目		
白 米	一 三 一 俵		メ リ ケ ン 粉	五 〇 袋	
シ ヤ ム 白 米			樂 京		
二 〇 呎					
鱈 寸					
一 箱			五 〇 袋	一 〇 樽	

勢力丸積載品

味噌		大二樽	蠟燭	一、五〇〇本
醤油		二〇樽	梨	九〇箱
鰯節		一〇樽		
品目	數量	品目	數量	
玄米	二九一俵	梅干		
白米	八〇俵	物		
鹽鮭	一〇箱	蠟燭		
		一箱		

續いて十二日には横濱倉庫に於ける縣の配給米受領に赴いた。當時汽車は既に開通してゐたが、鎌倉發一番列車は七時五十分と云ふ遅い發車であり、倉庫へは八時到着と云ふことになつてゐた爲、その列車を利用する事が出来ず、午前三時出發徒步連絡を以て、大船より乗車した。此の日町は小坂書記を代表者として派遣し、三團隊は總動員をなし内二百名は在郷軍人分會副長石井紋次郎、消防組副組頭河内龍吉、青年團副團長關佐平次等の各代表者に引率されて横濱に赴き、殘餘は町に残つて本日

到着豫定の岩崎男救護船の荷揚げに備へたのであつた。横濱に赴くべき一行は凡て無蓋貨車に搭乗し、まだ夜の明けきらぬほの暗い頃大船を出發し、七時頃東神奈川驛に着いた。是で途中から同車した戸塚町及其の近郷の受領員と一緒になつて倉庫に向つた。倉庫は川を隔てゝ、倒潰したもの、半潰のもの、よだけたもの等慘憺たる姿で横たはり、入口の橋には看守が嚴重に監視してゐた。やがて横濱市内各町の受領員等も續々と詰めかけ、夥しい人數になつたが九時頃漸く橋を渡り倉庫地帶に入る事が出来た。而して郡當局の指示に基き、指定された倉庫から玄米及外米を運搬して貨車に積込んだ。貨車は縣郡當局の斡旋により、東神奈川驛にて特に仕立てられ、倉庫内の引込線に停車してゐた。此の日殘暑酷しく、ぢりくと容赦なく照りつける太陽のもとに、必死になつて活動してゐる人々は、悉く汗みどろになつた。喉が喝く、飢餓が迫る、而し水がない、食物の用意もない。唯僅に乾麵麪一罐を携行したが、これとて二百餘名に對しては、一片づゝも渡らぬ様なあはれな有様であつた。如何に困苦缺乏に堪へねばならぬ非常の際であつても、兵糧なしで活動は續くものでない。されば最初玄米一俵輕々と運んだ者も、後には之をもてます様になり、外米一袋を運んだ者も、後には數人して辛うじて運ぶと云ふ状態になつた。將に力は盡きんとしたのである。而し飢餓に瀕して尙缺乏に堪へつてある二萬有餘の町民が、今日の配給米受領に大なる期待をかけつゝあることを思へば、死んでも其の

總てを引取らねばならなかつた。即ち當の責任者たる小坂書記を始め、三團隊の幹部は、自ら先頭に立つて運搬に從事すると共に、一同に對して大に激勵を加へ、一同も克く堪へ克く盡して遂に全部を貨車に積載することを得た。時に午後四時であつた。

斯くして十二輜の特別貨車が仕立てられたのであるが、一同は積込みの終了と共に歸途につき、貨車には小坂書記と三團體より監視の爲に残つた十數人の者が乗り込んで、日没頃此の地を發車、八時鎌倉に歸着した。此の日受領した配給米は、内地玄米六百五十俵、外國白米九百袋であつたが、尙海には三瓶山丸の到着するあり、物資は漸く充實するに至つた。

此の日正午三瓶山丸が到着した。同船は吃水の關係で、海岸に近づく事が出來ず、飯島の遙か沖合に碇泊したので、揚陸には非常に難澁した。即ち當日は三團體の人數を以て揚陸に從事したが、海に馴れぬ者が多い爲、更に進捗しないので、翌十三日以後は地元の材木座區長に依頼し、海に馴れたる區民を煩はし、尙船十艘を徵發して、極力揚陸に努めた。一方揚陸した物資は、光明寺の山門、役場、停車場等に格納し、要すれば直に各區に配給したが、格納物資には特に衛兵を附し、運搬には町の撒水自動車を、タンクを除去して貨物用に變更し、之を使用した。而して前後三日に亘り揚陸した物資は左の如く夥しき數量であつた。

		品目		数量		品目		数量		品目		数量	
		朝鮮白米		七三五俵		國光漬		(四打箱)		ミルク		五〇〇斤	
小刀		內地白米		二五〇ヶ		鹽		一〇箱		醣油		國光漬	
三二九ヶ		梅干	大一五ヶ	一六四	一〇樽	味噌	大一五ヶ	一五〇ヶ	一六四	海苔佃煮	一五二枚	澤庵	一千
タルル		毛布	カルケツト	一九五ヶ	九五〇枚	水砂糖	栗おこし	一六貫	一六貫	及ズボン下シャツ メリヤス	四打箱	一五二枚	鏡
六〇〇枚		衣類(古着)	キヤラメル	八	三箱	一六〇箱	一八ヶ	六〇箱	八	三〇八挺	三三五枚	櫛	鋸
針金		尺上モノ	亞鉛引浪板	下駄	ベケツ	提灯	藥罐	七二〇足	三三〇個	六同尺	六〇〇枚	一二五點	三二九ヶ
一三卷		八五五〇ヶ	一三五五ヶ	一五二枚	七二〇足	七二〇足	七二〇足	三六個	一二〇個	八尺	六同尺	一二五點	六〇〇枚

罐	切	一四八本	木綿絲	五〇〇シメ	三杉間モノ太	五五七本
塵紙	一〇包	煙草	二、〇〇個 <small>(三箱)</small>	同	一丈モノ上	一、二〇〇
コツブ	五〇〇個 <small>(三箱)</small>	仁丹	六、〇〇〇包 <small>(二箱)</small>	米杉四分板	二五〇束	
燐寸	一〇箱	懷中電燈	七九本 <small>(六小トリマゼ)</small>	檜材長二間五分	三〇〇本	
蠟燭	二八ヶ	亞鉛引浪板 <small>六尺モノ</small>	七、一一六枚	杉長一角	一五〇ヶ	

物資殊に食糧の調達については、以上述べたる所に依り、其の大略の状況を知ることが出来るが、茲に些細のことながら、當時重要事項の一として看過することの出来なかつた燈火の状況と寝具の調達について、聊か述べて置きたい。

震災の勃發と共に諸機關の停止するや電燈も消滅して容易に復舊すべくもなかつた。

九月一日のその第一夜より、電燈の光明を奪はれた罹災者は、何人も異常の寂寥と不安に囚はれた。全く暗黒は普通の場合に於て最も人心を臆病ならしむるものである。故に人々は一層警戒を嚴重にして、自己防衛に苦心せねばならなかつたので、その精神的打撃は跡くなかつた。かかる際に於て、唯一のたよりとなつたものは、即ち蠟燭の火であつた。而し各戸何れもその用意を缺き、各商店又商品

に缺乏を來してゐたので、之が調達には頗る苦心した。茲に於て町は郡當局に向つて之が補給方に付交渉する所があつたが、幸にして保土ヶ谷町日本油脂工場の在庫品中より十一日大箱二十九個、十五日同五十九個の供給を受くること、なつた。又之に先立つて、十日到着した住吉丸救濟品の中にも若干の蠟燭を發見し、續いて十三日三瓶山丸の到着によつてもその多量を供給された。之によつて各區の配給と各戸の需要に應ずることが出來たが、當時かかる一些事によつても精神的に救はるゝ處が妙くなかつたのである。

次に寝具及衣類の調達であるが、時未だ殘暑の折からであつた爲、之に對する要求は稀であつた。而し焼失や流失の災厄に罹つた者は、殆んど寝具や衣類を喪失してゐたので、當然之が要求の起るべきを看取し、町は其の調達に付努力するところがあつたが、最も緊急を要する食糧の蒐集に追はれた爲、之を急速に調達すべき適當の方便を得なかつた。そこで先づ郡當局に交渉し、一方海軍當局にも懇請したが、幸にして十七日縣より毛布七百枚、海軍水雷學校より毛布三百枚を供給さるるに至つた。尙二十一日に到來した名古屋市の慰問品を始めとして、各地の救恤品並に町内有志の寄附物件中に尠ながらざる衣類や寝具があつたので、之が配給によつて辛くも缺乏を補ふことを得た。

かくして物資就中食糧は漸時充實するに至つたが、時日の經過と共に、縣當局の救護施設も完備し、

食糧その他の生活必需品も續々として配給せられ、加ふるに各地の救恤品も尠なからず到來し、又有志の金品寄附の申出も増加したので、罹災者救助の途は遺憾なく開拓せらるゝに至り、町當局は始めて愁眉を開く事が出来るやうになつた。而して物資の配給、廉賣の開始、救恤慰問品の分配、續いて建築材料の購求及假小屋の建築等罹災者救濟の爲に必要な施設に付ては、萬遺漏なきを期して努力したが、かくの如きは啻に町當局の懸命の奔走のみならず、在郷軍人分會、消防組、青年團等三團體の協力に俟つところが極めて多かつた。蓋し四日三團體の幹部が役場に集合して鳩首協議を遂げたことに端を發し、爾後罹災者救護の爲に、町當局を援けて物資蒐集の大任に就くべく奮起したのであつた。次で九日には、當時鎌倉高座兩郡警備隊司令官であつた、陸軍少將柴山重一閣下の指示に基き、町在住の豫備騎兵大尉箕田定吉氏を煩して三團體の總指揮を委任することとなり、一層の便宜を得た。而して四日以降、大船、藤澤、逗子、田浦等より食糧の運搬、十日住吉丸、勢力丸救濟品の揚陸、十二日横濱倉庫に於ける配給米の受領、同日三瓶山丸救護品の揚陸、その他物資配給の使役に至るまで、何れも三團體總動員の活動によつて、遺憾なく遂行されたのであつて、その功績は將に殊勳に價するものがあつた。

第四節 施 米

役場前の炊出しは五日限り之を停止し、翌六日より正米の配給に代へたが、當時未だ食糧の供給は潤澤でなかつた爲、戸々に就いてその需要を満すに至らなかつた。殊に無制限の配給は、窮乏せる町の財政に影響する所極めて甚大なるものあり、到底長期に亘り此の状態を繼續することを許さぬので、十四日郡當局の發したる「物資の配給は貧窮にして購買資力なきもののみに止むること」の警告に基き、爾今物資の配給を停止した。而して十八日より各區に一ヶ所宛臨時廉賣所を設けて、食糧その他日用必需品の廉賣を開始したが、一方に於ては尙廉賣品の購入に因難を訴ぶるが如き、貧窮の者も渺くなかつた。茲に於て町當局は、貧窮又は傷病其の他の事由により、自活の道に窮する罹災者救濟の爲、米及副食物を施與すること、なつた。即ち十五日招集したる區長會議に於て、各區内罹災者の状況を聽取するところがあつたが、十七日早川町長は林助役及久保田、關野、小坂三書記を招致して、要救助者の救濟に付、施米實施に關する具體的協議を遂げたが、當日決定した事項は左の如くであつた。

(一) 区長に對し可及的迅速に要救助者の調査を依頼すること

(二)右調査の完了と共に施米を實施すること

(三)施米は一人一日三合を限度とし、一時に二日分以内を給與すること

(四)施米券を發行すること、施米券は一戸一枚のこと

(五)施米場所は役場とすること、役場に施米臺帳を備付くること

(六)要すれば味噌、醤油、鹽その他の副食物の施與をなすこと

右の決定に基き、十八日各區長に對し要救助者の調査方を依頼したが、之に應じて申告された要救助者の數は、實に百〇二世帶、三百七十八人であつた。之等要救助者の認定に付ては、區長の調査に信賴して更に審査を遂ぐる必要を認めなかつたのであるが、尙正確と公平を期する爲、主として老齡者、年少者、傷病者、不具廢疾者等、獨力を以て生計を立つる上に困難を訴ふべき者を標準として、再調したる結果、四十五世帶、百二十八人を要救助者として認めたのであつた。而して二十二日區長を經て施米券を交付し、尙左の如き注意書を發して、周到なる準備のもとに二十三日より施米に着手した。

(一)施米は明二十三日より役場でいたします

(二)施米券は其の都度必ず持參して役場の係員よりお米を受取り下さい

(三) お米の入物は必ず持参して下さい

(四) 一度に二日分なり、三日分なり施米券に書いてある日数だけまとめて上げますから、其の日数が終つてからでなければ、次の分を上げませぬ

施米に用ひた米は概ね内地米四分、南京米六分の割合であつたが、傷病者に對しては特に内地白米のみを施與したことがあつた。又時々味噌、醤油、鹽を始めとして梅干、佃煮、罐詰、樂京等の副食物も施與した。施米時間は役場執務中なればその遅速を問はず取扱つたが概ね午前中に施與を受くる者が多かつた。之は施米を受けて始めてその日の糧とする者の多かつたことを證明するもので、その心情は寔にあれむべきものがあつた。又年はもゆかぬいたいけ盛りの小供や杖にすがつた老人や綿帶をした負傷者等、辛くも窮乏に堪へつゝある慘めさを、あからさまに見せつけられるので、係員も知らず識らず同情の涙にかき暮れたのである。

かくて時日の経過に伴ひ食糧充實し、生業の途も開かるゝに至り、被施米者も自然的に其の數を減するに至つたので、十月末日限り施米を停止した。

第五節 配 紿

前に述べたる如く、本町は逸早く炊出しを開始し、罹災者の焦眉の急に應じたが 手舟の夏潮を上
較的遠方の者にまで普及せしむることが出來なかつた。加ふるに姑息な局部的炊出しを以て満足し得
る程、事態は輕易でなかつたので、町は五日限り之を停止し、代ふるに糧米の直接配給を以てした。

當時京濱地方の罹災者は續々として本町に避難し來り、尙姻戚故舊を尋ねて來往する者頻繁を極め、
爲に町内は極度の混亂を呈し、人口も夥しく増加して、糧食の需要も激増した。然しながら、輸送機
關の停止と交通上の障礙のため、町外より物資の輸入を仰ふぐべき望みもなかつたので、勢ひ町内商
店に對し、糧米の徹底的徵發を敢行するに至つた。而して辛くも蒐集した糧米は直に各區に配給した
が、始めはその日の蒐集糧米も各區の要求を滿すに至らず、故に罹災者の多くは何れも困苦缺乏のど
ん底に呻吟しなければならなかつたのであるが、之がため一面に於ては、大に人心を激勵し、連日物
資の調達と、輸送とに奮闘せしめたのであつた。此の狀態は略二週間に亘つて繼續されたが、其の互
助的精神と勞務をいとはぬ心情とは、實に得難い尊とさと、うるはしさとがあつた。

かくて不足勝の配給も、罹災者自らの勞務によつて、その收獲の多寡に係らず、自ら慰めらるゝと
ころがあつたが、十二日横濱倉庫の配給米並に三瓶山丸救濟品の到着するに及び物資も稍豐富になり、
從つて各區に對する配給も増加したので、罹災者は大に安堵の思をなしたが、之と同時に連日の苦闘

の跡は、いつしか忘れ去り、人心は次第に緊張を失ふに至つた。茲に於て、無制限の配給はかへつて人心遊惰の誘因となるべき恐れあり、且つ無償の直接配給は、窮乏せる町財政を一層危地に陥らしむる所以なるを看取し、十四日郡當局の發したる警告により機會を得て、爾後慰問救恤品の外、無償配給を廢止し、代ふるに廉賣所を開設して、購買能力の助長と生活必需品の普及とを圖り、一方購買資力なき貧窮者に限り糧米を施與してその救濟に備ふることとした。

一、米麥類

小麥粉

一

一九四ヶ

一

二、米穀類以外の食糧品

品名	數量	品名	數量	品名	數量	品名	數量
味噌	大三三樽	醬油	大三四樽	鹽	大一四樽	樂京	一大一四樽
砂糖	一一八呎	三〇俵	乾鮓	罐詰	一〇樽	大二箱	乾麵
梅干	大八一樽	大八一樽	鮓罐	節	二六ヶ	甘子類	麵麌
佃煮	三八ヶ	馬鈴薯	鮓罐	一〇ヶ	梨	菓子類	豆
コツブ	四箱	一六一俵	一〇ヶ	九〇箱	五九箱	甘藷	五六ヶ
下駄	品名	下	品名	下	品名	品名	數量
五箱	數量	一	數量	一	數量	一	一四二罐

三、日用品及雜品

鍋	品名	數量
一捆	品名	數量
コツブ	品名	數量
四箱	品名	數量
下駄	品名	數量
五箱	品名	數量

四、衣類及寢具

第六節 廉賣

一時は窮乏の極に達し前途多大の不安に囚はれたる物資の調達も、當局の奔走と各地の同情とにより、漸次圓滑に赴くに至つた。茲に於て町は、物資の配給は貧窮にして購買資力を有せざる向に止め、その他は之を逐次販賣組織に移すを以て、機宜の措置なることを察知し、無制限の配給を停止する爲、深甚の考慮を致すところがあつた。即ち九月十四日町會に於て臨時廉賣所設置規程を設定し、物資の販賣組織に關する方針を確定した。本規程の條文は左の如くで、十八日之を公布し、即日實施するに至つた。

臨時廉賣所設置規程

第一條 物資及物價調節ノ爲左ノ方面ニ臨時廉賣所ヲ設ケ生活必需品ノ廉賣ヲ行フ

各區ニ一ヶ所

第二條 前條廉賣所ノ位置ハ町長之ヲ定ム

第三條 廉賣品ノ價格ハ本縣發表ノ物價標準ヲ參酌シ町長之ヲ定ム、但シ當分ノ内本縣發表ノ物價

標準ニ依ラズ臨機之ヲ定ムルコトヲ得

第四條 本經濟ハ特別會計トス

附 則

本規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右規程の設定と前後して、郡當局より食糧品の販賣組織に關する件に付

「現下食糧品ノ配給ハ漸次潤澤ニ響クノ状況ニアルヲ以テ此際罹災救助ノ方法ニ依ル物資ノ配給ハ貧窮ニシテ購買資力ヲ有セザル向ニ止メ他ハ之ヲ順次販賣組織ニ移シ、配給ノ普及ヲ圖ルハ最モ必要ノ事ト被認今般之ヲ實施スルコトニ決定シ候趣」

の通牒に接したので只管その準備を進むこととなつた。即ち十五日區長及衛生組合長會議を招集して、各區長に對し臨時廉賣所設置に關する旨趣を告げその諒解を求むると共に、事務萬端を委任するところがあつた。越へて十七日早川町長は林助役及久保田、關野、小坂三書記を招致して特に廉賣に關する事務の打合せをなしたが、之に依つて決定した事項は概略左の如くであつた。

(一)廉賣は明十八日より開始すること

(二)廉賣所開所時間は午前十時より午後四時までのこと

(三) 廉賣所には左の標札を掲ぐること

「鎌倉町第一乃至第十三廉賣所」

(四) 廉賣價格は役場掲示場並に各廉賣所に明瞭に掲示すること

(五) 廉賣數量は米は一日一人三合の割合にて一時に三日以内を限度とすること
味噌は一日一人に付二十匁、醤油は一合、鹽は五匁を限度とすること

(六) 代價は當分左の如く定むること。

内地白米	一升に付	金四十一錢
同 玄米	同	金三十六錢
朝鮮白米	同	金三十八錢
外國米	同	金二十四錢
味噌	百匁に付	金八錢
醤油	一升に付	金五十錢
鹽	同	金十錢

價格は規程第三條但書に依り臨機の措置を採つたのであるが、之を定むるに當り参考となつたもの

は、九月十一日横須賀戒嚴地區指揮官より大谷逗子戒嚴地區指揮官に當てた通牒である。之は同日午後五時半、本町警備の任に當つてをられた瀧田中佐より指示せられたもので、その全文は左の如くである。

『來ル十三日ヨリ當横須賀ニテハ米ヲ賣却シマス。米一日一人三合ノ割ニテ二日以内、代價ハ左ノ通

白　　米　　一升　　金四拾壹錢

玄　　米　　同　　金參拾六錢

朝　　鮮　　米　　同　　金參拾八錢

米　　國　　米　　同　　金參拾參錢

外　　國　　米　　同　　金貳拾四錢

來ル十七日ヨリ施米ヲ止メマス、尙困ル人ハ市役所ニテ調べタ上證明を與ヘシ者ニ限り之ヲ行フ。

逗子葉山田浦方面ノ情況ニ應ジテハ右ニ準ジ之ヲ行フ事ニ訓令ガ出マシタカラ逗子方面へ送米ノ都合モアル事故之ガ連絡ノ爲、人ヲ一名送ラレタシ』

右事項の決定と共に町は直に之を告示し、併せて各區長に對し廉賣所開設に關する通牒を發し、廉賣事務の分掌を委任した。各區に於ては直に區長事務所消防器具置場又は公會堂等を廉賣所に充て、何

れも十八日より所定の價格を以つて食糧品の廉賣を開始した。

廉賣價格については、九月二十一日左の如く第一回の改正を行ひ、爾後物價の變動に伴ひ、屢々之を改訂して、専ら需要者の便宜を計つた。

内 地 白 米	一升に付	金 三十五 錢
同 玄 米	同	金 三 十 錢
朝 鮮 白 米	同	金 三十二 錢
外 國 米	同	金 十 八 錢

廉賣に供すべき物品の内、各區に分配することの出來ないものが、尠ながらあつたので、之等は特に役場に於て廉賣すること、なり、九月二十五日より之を開始した。而して漸次人心は安定し、生業に就くものも増加し、尙各商店に商品供給の途も開かる、様になり、罹災者の購買資力も向上するに至つたので、町の廉賣も左程必要ならざる様になつた。加ふるに十月末より各商店に於て白米を賣出す様になつたので、町は月末限り廉賣を廢止した。

廉賣した物資の中米穀の數量は左の如くである。

品名	儀數	袋(呴)	端數	量數
玄米	五七三儀	一二三四袋	一	
白米	五二九々	一七〇袋	二斗	
外國米	三々			
朝鮮米	五六々	四七二袋	一	

第七節 建築材料の調達

震災直後旬日ならずして、慘憺たる焼跡や倒潰家屋の跡地等に、みすぼらしいバラツク小屋が建ち始めた。それは焼けとたんや倒潰家屋の古材を組み合せ焼け釘や古釘を拾ひ集めて、辛じて雨露を凌ぐべき設備をなしたにすぎなかつた。それでも幸ひなことには未だ残暑の酷しい頃であつた爲、防寒の必要もなく、唯身を容るゝに足ればよかつたのであつた。而し時候は容赦なく變化し、やがて防寒の準備を整へねばならなくなつた。亦人心の安定に伴ひ、人情の常として速にバラツクの不自由から脱したいと云ふ欲求が湧然として擡頭して來た。故に町當局は、食糧問題に腐心すると共に、一方に

於てバラツク建築材料の調達に奔走せねばならなくなつたのである。

當時町内の各材木商及金物商には、多少の建築材料が保存されてゐたが、其の多くは特殊の取引關係に依る住宅復舊用に供せられ、亦町の營造物復舊用材として徵發せられ、一般罹災者の需要に應ずることが出來なかつた。

大阪品購入

茲に於て町は關西方面より木材、亞鉛板、釘等建築材料の購入を計畫し、熟考の上町會議員を派遣すること、なり、森駿藏、蒲野七五郎の兩氏が其の選に當つた。當時海軍に於ては關西方面就中大阪神戸等に屢々軍艦を派遣し、救護品の運搬に從事せしめてゐたので、本町もその便宜を得べく、十月六日前記兩氏を横須賀鎮守府に差遣し交渉せしめた。之に先立ち慰問救恤品の運搬其の他の公務を帶びて、靜岡及名古屋方面に出張中の小坂書記より、名古屋市救恤品の運搬方に付軍艦の派遣方依頼の電報に接してゐたので、之に對する便宜をも考慮したのであつた。而し一小自治團體の爲に、特に軍艦を出動せしむることは、到底許されざることであつたが、幸にして四日市港、清水港及大阪港に出動する軍艦の便があつたので、之を利用することになつた。此の旨名古屋市に在る小坂書記に打電したが、之と行き違ひに、十月六日夜同書記は一旦歸還した。依て翌七日森、蒲野兩氏を大阪市に派遣

すると同時に、小坂書記に對しても再び出張を命じた。

十月七日森氏等三名は鎌倉出發西下したが、名古屋市救恤品を四日市港に於て軍艦滿州に託したる上、十日森、蒲野兩氏は大阪市に先着し、小坂書記は更に清水港滯留の救恤品を同港に於て軍艦木曾に託したる上、十二日大阪市に到着した。先着の森氏等は直に同市役所に出頭し、商工課の斡旋に依り、市内の商店と取引せんとしたが、思ふにまかせず、依て直接取引をなすべく東奔西走したのであつた。けれども商取引に堪能にして利に敏い同市の商人に對しては震災罹災者たる立場に於て、吾人の求むる特殊の同情も一向に容れられなかつたので、種々の點について多大の不便と苦痛とを感じたのであつた。殊に最も打撃を蒙つたのは、現金取引でなければ斷じて應しられなかつたことで、多少の準備金はあつても、之を手付金として相當大量の材料を購入することは到底許されない有様であつた。之が爲に急速町に向つて送金方を打電し、十五日石黒書記に依て金壹萬圓を送り届けられ、始めて安堵したのであつた。勿論此の金額で全部の支拂を済ますことは出來なかつたのであるが、木材の取引については、當時東京に支店を開設した某商店と取引を結んだので、その分の代價は大部分直接町に於て支拂ひをなすの便宜を得た。かくして豫定に近い程度の建築材料を購入することが出來たのであつたが、當時その救護用と否とを問はず、此の種の商取引をなすには、既に時期を失してゐたので、

各方面の注文が殺倒し、又は巧に買締や賣惜みが行はれてるものゝ如くであつた爲、同市及近郊の各工場に於ける生産は不足し、商店の在庫品も拂底で、爲に其の價格は分秒を争ふて高騰しつゝあつたかくて苦心慘澹の結果、漸く購入し得た材料は、角材八千百六十本、四分板二千九十五束、六分板五百三十四束、中貫二千六百十七丁、中三一千五百七十二丁、亞鉛生子板一萬枚、同平板一千枚、釘百三十五樽で、其の價格は四萬六千五百貳圓七拾參錢である。

右の材料は十月十四日及十五日の兩日に亘り、大阪港に於て軍艦神威に積込んだ。森氏等派遣員は終日艦上に在つて積込の監視に任じたが、兩日共天氣晴朗海上靜穩であつた爲、順調に積込を了することが出來た。

かくて建築材料の調達を果した一行は、直に歸還の準備を整へ、森氏は神威に便乗して十六日朝大阪港を出港、十七日横須賀に歸着、蒲野氏外二名は十六日夜行にて出發、十七日夜歸還した。

大阪品の處分

軍艦神威に依て横須賀軍港に到着した建築材料は、田浦横須賀間汽車不通の爲、止むなく船便を以て田浦に揚陸し、同驛より貨車を以て鎌倉に輸送することとした。

此の材料の陸揚げ並に輸送については、町は専ら丸野書記をして其の衝に當らしめた。然し乍ら鐵

道は未だ常態に復するに至らず、加ふるに救恤品の輸送が絶へなかつたので、貨車の運轉は意の如くならず、ために之が輸送については意外の日數を要したのであつた。

一方役場に於ては、限りある材料の處分に付、最も公平を期する爲に種々考慮し、遂に十月二十一日、建築材料の所要額調査方を各區長に依頼した。即ち一戸當りの要求額標準は、角材十三本、板十坪、中貫七丁、釘二貫目と制限しなるべく多くの罹災者に供給することに努めた。けれども此の制限を以てしては、罹災者の要求を満足させることが出來ないであらうこと豫期し、甚だ遺憾に堪へなかつたのであるが、無制限の供給は却つて多くの弊害を伴ふ恐れがあつたので、餘儀なくかゝる手段を講じたのであつた。而して各區長より報告された要求總額は、果して豫定額を遙かに超過してゐるので、町は個々に付いて査定し、削減して要求に應ずることとした。

代價は運賃その他本品購入上の諸雜費を原價に附加して單價を割出したもので、全くの實費供給であつた。其の賣價は左の如くである。

品 目	單 價	品 目	單 價
四時半角 一丈モノ	一本二付	一圓九十五錢	中 三
			二丁ニ付
			二十八錢

中 貫		板	材	丈同 三モノ	丈同 二モノ	丈同 一モノ	丈同 二モノ	丈同 一モノ	丈同 二モノ	丈同 一モノ
六 分 板		四 分 板	二 同 丈 モノ	四 丈 付 モノ	二 丈 付 モノ	同 付 角	二 丈 付 モノ	同 付 角	二 丈 付 モノ	同 付 角
一 丁 二 付			一 坪 二 付	一 坪 二 付						
二 十 五 錢		二 圓		一 圓 六 十 錢	三 圓 五 十五 錢		一 圓 九 十五 錢	四 圓 十 錢	二 圓 六 十 錢	
釘 へ 大 小 ニ 依 リ 高 低 ヲ 設 ケ タ リ		板	鉛	亞	生	尺	子	板	一 板 二 付	一 圓 七 十 錢
釘		六 尺 モ ノ	六 尺 巾 廣 板	八 尺 モ ノ	同 付 角	七 尺 モ ノ	同 付 角	六 尺 モ ノ	一 板 二 付	一 圓 九 十 錢
百 匁 二 付				一 圓 九 十 錢						一 圓 十 五 錢
十二 錢 乃 至 十五 錢				二 圓						

右の諸材料は停車場貨物ホーム外の空地に積み込んで置いたが、其の現場で毎日吏員二名人夫數名を配置して需要に應じた。現品は豫め傳票を發行して代金を納入せしめ、其の領收證を證票として供給したのである。

三瓶山丸登載品

大阪より購入した諸材料の外、三菱商事會社の三瓶山丸登載品中にも、多くの建築材料があつた。その内譯は左の如くである。

亞鉛引生子板

九千九百八十三枚

同 平板

八千五百五十枚

杉 丸 太

一千七百五十七本

米杉四分板

二百五十束

檜及杉角材

四百五十本

本品は主として神社佛閣、官公衙、夜警舎、公共事務所等の修繕及建築用として、無償或は有償を以て提供し、一部は一般罹災者の住宅復舊用として有償提供した。

寺島宇璕美氏提供品

同氏の盡力により大阪方面にて購入され、本町に提供された材料は左の如くである。

亞鉛引生子板

一千三百枚

同 平板

一千三百枚

釘 十 二 樽

此價格金四千八百二十五圓也

同氏其の他の有志に依り静岡方面にて購入され、本町に提供された材料は左の如くである。

亞鉛引生子板 二千九百五十枚

此價格四千四百二十五圓也

右の兩提供品は本町購入の大坂品と同時に同値を以て賣却したのである。
鎌倉郡役所提供品

亞鉛引生子板 三 千 枚

釘 一 樽

此價格金五千四百拾圓也

本品も本町購入の大坂品と同時に同値を以て賣却した。

第二章 各地の慰問救恤品

帝都及横濱の慘状が、無線電信及飛行機によつて、遅早く大阪方面に傳へられ、罹災者救助の活動を敏速ならしめたことは、世人周知の事實であるが、本町の災害状況も亦之と均しく、先づ大阪方面にそれより各地に報導されたのであつた。其の大坂及名古屋方面に傳へられたもの、うちには、「全町悉く泥海と化す」など、云ふ慘憺たる字句も用ひられてゐたもの、如くである。その一例をあげれば、九月十四日、信濃毎日新聞に、「鎌倉町民は今でも粥を啜る」と云ふ題下に

「大震災の鎌倉町は食糧缺乏其の極に達し町民全戸へとくとなつて歩行すら自由にならぬと云ふ有様だが、十日夜同町長は神奈川縣廳に赴き交渉の結果米一千俵を貰ひ受くることとなつた云々」の記事さへ掲載された位であつた。之がために各地の同情は翕然として本町に集中し、直接間接に慰問救恤品を贈らるゝものが多かつたので、本町罹災者救濟上に與へられた福利は極めて莫大であつた。次に本町に直接到着した各地の慰問救恤品を擧げて感謝の意を表することとする。

一、名古屋市慰問品

九月二十二日名古屋市長發左の電報を受理したが、尙同日夕刻同市社會課長外一名來町せられ、慰問品輸送方に付打合せをなした。

『二十二日朝汽車便にて清水港へ向け貴地震災慰問品として衣類五十梱、茶碗皿類四十梱、梅干三樽、慰問袋百梱、毛布八梱を送つた』

而して九月二十一日名古屋市長川崎卓吉氏の名を以て、左記の如き送附書と共に慰問品は清水港に送られたが、折から同地方に出張中であつた平井雅尾、松谷平次兩氏等の盡力に依り、同港に於て神力丸に積込まれ、九月二十九日由比ヶ濱海岸に到着した。

關東地方震災愛知縣救濟會ヨリ貴町ニ對スル慰問品左記ノ通リ本日鐵道便ヲ以テ及送付候條御受領相成度候也

記

衣
類

五
十
梱

茶
碗
皿
類

四
十
梱

味
噌

二
十
四
樽

鍋
釜

二
十
一
梱

十三樽

百箱

八樽

七樽

梅干 慰問袋

毛布 品

雜品

右の内茶碗皿類二十樽、味噌二十四樽、梅干十三樽は、神力丸に積み切れず清水港に残されたが、

更に輸送の途もなかつたので、町長は之が引取の爲に、小坂書記を同地に派遣する事となつた。同書記は十月一日出發、翌二日清水港に到着して、殘留品の存否を確かめ、之が輸送方に付極力奔走したが船舶は悉く徵發されてゐたので之を傭ふことが出來なかつた。又海軍救援部出張所に對しても懇請するところがあつたが、軍艦出動の便もなかつたので、遂にその輸送を斷念するの外なかつた。茲に於て同書記は直に此の地を引揚げ他の用務の爲に名古屋市に直行した。而して翌三日同市役所に到り、

田坂助役に面接して慰問品寄贈の謝辭を述べ、次で當町災害状況を詳細に陳述して、更に救援を得たき旨懇願する所があつたが、同助役は直に快諾を與へられ、多くの慰問品を寄贈せられた。即ち同書記は此の懇篤なる同情に感泣しつゝ、助役室を退下したが、直に此の吉報を町に向つて打電した。其の電文は左の如くである。

『名古屋慰問品衣類其の他貰ひ得る、とりあへず横須賀へ清水又は名古屋迄軍艦派遣方交渉たのむ。

六日歸り委細語る』

之に折返して町は六日早朝名古屋市長宛左の如く打電した。

『軍艦滿洲七日午後二時横須賀出港、四日市に行く筈故、目下慰問品積込方を艦長に交渉中に付決定次第打電す。宜しく御配慮願ふ。併せて當町より出張の小坂書記へ御傳へを乞ふ』

六日夜小坂書記は用務を果して一先づ歸町したが、同日横須賀鎮守府に交渉中であつた軍艦の便を得る事になつたので、之を利用して慰問品の輸送をなし、併せて建築材料購入の爲、町會議員森駿藏蒲野七五郎兩氏が、大阪市へ出張すること、なつた。兩氏は七日早朝出發したが、小坂書記も再び出張を命ぜられ、主として慰問品輸送のため兩氏の後を追つて發足した。

八日朝三氏は靜岡驛にて邂逅し、相伴つて名古屋市に赴き、同市役所に出頭して慰問品を引取る事になつた。けれども軍艦滿洲は三重縣四日市港に入港し、名古屋へは寄港しないので、名古屋四日市間の輸送に困難したが、幸ひ同市の盡力により輸送及積載に至るまで悉く便宜を與へられた。而して同日受理した同市の送付書は左の如くである。

關東震災愛知縣救濟會ヨリ貴町ニ對スル慰問品左ノ通り本日軍艦滿洲及木曾ニ積込ミ及送付候條御

受領相成度候也

記

品目	數量	品目	數量	品目	數量
衣類	三八捆	提灯	一捆	刃物	一捆
慰問袋	一五三捆	ローソク	三ヶ	荷車	一輛
焼麸	三〇ヶ	白米	八俵	醤油	一〇樽
味噌	三〇ヶ	雜品	五捆	學用品	一捆
マツチ	二ヶ	佃煮	一二箱	板	五三〇束
漬物	三樽				

九日朝森議員外二名は、名古屋市慰問品の軍艦滿洲に積込まる、現場を確むる爲四日市港に赴いた。軍艦滿洲は遙か沖合に碇泊してゐたが、同港信號所の信號に依つて、慰問品の積込み中であることを確むることが出来たので、大に安堵した。此處で森蒲野兩氏は大阪に赴き、小坂書記は清水港に戻つて同港に殘留する慰問品輸送のため、西と東に袂を分つた。

之に先立つて、軍艦木曾が名古屋港に入港したので、三氏は九日朝同港築港事務所を訪れ、同所の

厚意に依つて、木曾と無線電信の交換をなし、同艦乗組鬼塚中尉等の上陸に際し、之に面接して清水港殘留の救恤品積込み方を懇請承認を求むることが出來た。

十日小坂書記は清水港に到着したが、此の巨荒天のため遂に木曾は入港せず、翌十一日入港し鬼塚中尉等に會見することを得た。即ち同中尉を通じて、同港海軍救援部出張所に對し、滯貨輸送方を懇請するところがあつたが、此の日同出張所は閉鎖して、横須賀に引揚ぐる爲、その貨物が夥しくあつたので、中々詮議がむづかしかつたのであるが、當町の窮情に通ぜらる、諸氏の同情に依つて、特別の便宜を與へられ、殘留救恤品の全部を積載輸送方承認を得た。即ち小坂書記は町に向つて左の如く打電すると共に、森氏等を追つて大阪に急行したが、其の心勢は尋常のことではなかつた。

『名古屋慰問品梅干と味噌三十二樽皿二十梱木曾に積んだ十二日午後二時横須賀着豫定至急荷揚げ
頼む』

木曾及滿州積載の慰問救恤品は十二日横須賀軍港に到着したが、當時田浦横須賀間の汽車は、未だ不通であつたため、凡て駁船を以て田浦に回漕し、同驛より汽車に積んで輸送したのである。

二、三重縣救恤品

九月二十五日付林第一〇八二號を以て、左記の通り救恤品を寄贈された。本品は平井雅尾氏等の盡

力に依つて、名古屋市救恤品と共に、神力丸の便船を以つて二十九日由比ヶ濱海岸に到着したのである。而して十月四日小坂書記名古屋市往訪の序を以て同縣廳に出頭し、懇に謝辭を述べるところがあつた。

本縣震災救護會寄贈救恤品左記目錄ノ通り貨車ニ積込ミ九月二十四日管下四日市驛ヨリ清水港經由ニテ送付候間可然御取計相成度候也

目 錄

一、白	米	百	俵
一、味	噌	十	樽
一、梅	干	五	樽
一、衣	類	十	包

三、靜岡縣義捐品

九月十五日付を以て靜岡縣震災救濟會清水出張所主任同縣理事官松村光麿氏の名を以て、左の如き義捐品を寄贈された。同縣は管下伊豆方面に多大の罹災者を有するにも拘らず、當町災害の甚大なるに同情を寄せられ、かくの如く速に義捐品を寄贈せられたことは誠に感謝に堪へざるところである。

震災救助ノ爲左記義捐品送付致候條御受領ノ上ハ領收書送付相成度候也

記

品 目	數 量	主 タ ル 義 捐 者 名
白 米	五 二 俵	濱名郡可美村北庄内及庵原郡興津
梅 干	五 六 樽	庵原郡富士川町庵原村
澤 庵	七 樽	庵原郡富士川青年團
衣 類	三 六 包	靜岡市愛國婦人會
日 用 品	二 箱	濱名郡新所青年團
南 瓜	七 呎	小笠郡笠原村
馬 鈴	六 俵	引佐郡都田村
蔬 菜	一 俵	同 上
甘 薯	二 七 俵	濱名郡伊佐見村中野町小口村
菓 子 類	一 箱	濱名郡吉津町古見青年團
履 物	一 捆	濱松市

大 豆	三 俵	庵 原 郡
果 實 (梨)	一〇箱	志太郡役所

右義捐品は九月十七日便船を以て由比ヶ濱海岸に到着した。尙十月二日小坂書記清水港へ出張の折同縣廳に出頭して之が謝辭を述べる所があつた。

四、大阪市慰問品

十月十五日、大阪市長發の左記電報を受理した。

『十六日當地發軍艦神威(横須賀行)ニテ寄贈品トシテ衣類等八十六箱、九十四包送ル受取方手配ヲ乞フ』

次で十六日には、同市出張中の森議員より左の如き電報があつた。

『大阪市慰問品百八十梱神威ニ積ミ同市吏員附添ヒ横須賀ニテ渡ス由受取ノ爲吏員ヲ向ケラレタシ蒲野小坂ハ十七日朝立ツ』

右慰問品寄贈に就いては、當時同市に出張中の松谷平次氏が斡旋の勞をとられたので、其の盡力は大に感謝するところである。同氏は十月初め同市に出張し市役所に出頭して、當町の慘状を陳述し同

情を求めたのであるが、其の五日には、該慰問品の寄贈方に付き諒解を得たので、其の旨町に通報があつた。町は之に折返して同市に謝電を發し、尙十日にはその輸送方に付左の如く打電した。

『御寄贈ノ慰問品ハ軍艦阿蘇十七日後貴市へ入港スル故搭載方御配慮ヲ乞フ。又鎌倉町ヨリ派遣ノ委員貴廳へ參ル故左ノ事ヲ御傳ヘヲ乞フ。軍艦阿蘇ハ搭載方承知ス、神威ハ出港後直接交渉セヨ』之に先立つて、森議員より阿蘇神威二艦長に對し、大阪に於ける貨物搭載方の交渉依頼の入電があつたので、町は横須賀鎮守府に向つて交渉をなし、右電文の如く決定したのである。尤も森蒲野兩氏は、十月十日大阪市に到着し、同市役所に出頭して、慰問品引取方に付交渉するところがあつたが、十二日小坂書記の來阪するに及び更に打合せを遂げたる結果、同市の費用を以て軍艦に積込み、尙吏員を附添はせ、横須賀まで輸送せらるゝこと、なつたのである。而して軍艦神威は、十七日横須賀に到着、同市吏員の手に依つて本町に引渡された慰問品の數量は左の如くである。

一、木箱八拾九個——内譯左の通り

塵	ネル	手拭類	四個	堅	パ	ン	三個	文房具	一〇個
	二々	ミルク	二々	・	・	・	・	・	・
	葉	子	三々						

杓子 タワシ等	一々	ネル 反物	四々
慰問袋	三五々	ソーダ水	一三々
下駄	一々	猿股シヤツ	一々
一、菰包六拾六個——内譯左の通——		雜品	四々
塵紙其他	二個	毛布(三十枚包)	六個
キヤラメル	一々	(十五枚包)	文房具
ネル反物	四々	雜誌	一個
アンベラ包(草履)	五々	ズック包 <small>(文房具袋)</small>	雨傘
莫蘆包(古着物)	一々	一五々	手拭其他
叭(白米)	三々	樽(梅干)	新着物
		一々	古着物
		一二々	一二々

五、大阪市南大江女子尋常高等小學校寄贈品

十月八日付大阪市南大江女子尋常高等小學校長草生三郎氏の名を以て、左の如く當町罹災兒童に對し學用品の寄贈があつた。

別紙目録の通り本日市役所教育部宛送付、同所より回送せらるゝ都合に相成候間、不日輸送の運に相成事と存じ候に付爲念御通知申上候

鎌倉罹災兒童へ寄贈目録

一、練習帳	七百冊
一、鉛筆	一千七百本
一、半紙	一千枚
一、畫用紙	壹百枚
一、筆箱其他	五拾點

右本校兒童より寄贈致し候に付罹災兒童に可然御配與被下度候

右寄贈品は、大阪市慰問品と共に軍艦神威に積載され到着したのであるが、同校兒童の温情は、我が罹災兒童の胸に深く感銘するところがあつた。

六、姫路佛教各宗聯合會寄贈品

十月十六日發を以て姫路市西絹屋町光蓮寺内姫路佛教各聯合會の寄贈品が同市役所の手を經て十一月一日當町に到着した。其の數量は左の如くである。

一、木箱入學用品（二百三十入）

一 個

一、同（二百七十一入）

一 個

一、同（二百五十一入）

二 個

七、山梨縣北巨摩郡役所取扱慰問品

山梨縣韋崎町本町三丁目池田一布氏の盡力により蒐集された慰問品、左記の如く北巨摩郡役所の手を経て、十一月十九日本町に到着した。

一、大人衣類

八十三點

一、シャツ股引小供衣類

百八十一點

八、愛知縣下慰問品

本町復興委員田中善立氏の斡旋を以て氏の郷里愛知縣下の有志より、左の如く慰問金品を寄贈された。

一、金五拾圓也

早田千代吉氏

一、金拾圓也

加藤重次郎氏

一、金貳拾圓也

墨岸太郎氏

一、金五圓也

一、金貳拾圓也

松原倉吉氏
墨宇吉氏

右現金は反物を買入れ寄贈せられたのである。

一、縞五拾反

一、縞拾反

一、縞四反

一、縞拾反

一、縞五反

一、縞拾五反

栗田正三郎氏
伊藤谷三郎氏
長瀬重兵衛氏
岩田富二氏
横山貴一氏
渡邊萬吾氏
瀧本金一氏
早田喜市氏

右の外日本赤十字社廣島支部、大阪市山田芳太郎氏、靜岡市小野田文化堂、松井、平沼、堀江、森岡の六文房具店、大阪市東區汎愛、集英、船場、清堀、森宮各小學校より學用品を寄贈せられ、又全國專門學校以上學生聯盟會より樂器理科實驗用器械等の寄贈があつた。

此の外縣郡當局の手を経て寄贈せられた慰問救恤品は莫大の數量を示し、中には海外よりの救恤品や慰問袋も専なからず配給されたが、その廣く暖かき同情に恵まれた本町罹災者は唯々感泣の外なかつたのである。

第三章 恩賜金の傳達

今回の震災に付賑恤の恩召を以て、天皇陛下より御下賜あらせられたる御内帑金壹千萬圓は、普く罹災者をして聖恩に浴せしめむるため現金を以て配分することとなり、十一月十三日鎌倉郡長より配分に關する通牒に接した。その全文は左の如くである。

鎌倉郡長通牒

今回ノ震災ニ付賑恤ノ思召ヲ以テ、天皇陛下ヨリ御下賜在ラセラレタル御内帑金壹千萬圓ハ普ク罹災者ヲシテ聖恩ニ浴セシムル爲現金ヲ以テ配分スルコト、相成候ニ就テハ左記分配方法ニ依リ配分致度候條該當者御取調本月二十日迄ニ御回報相成度

恩賜金分配方法

一、恩賜金ヲ交付スヘキ罹災者ノ範圍ハ左記ニ依ルコト

1. 今回ノ震災竝ニ之ニ伴フ水火災ニ因ル死亡者、行方不明者、負傷者及住宅（船舶内ニ世帯ヲ構ヘタル者ニ付テハ其ノ船舶ヲ住宅ト見做ス）ヲ全潰全焼全流失又ハ半焼半潰半流失シタル者

トスルコト

前項負傷者ハ一週間以上醫師ノ治療ヲ受ケタルモノニ限ルコト

住宅ノ全潰ハ震火災ノ爲家屋全部ヲ新ニ再築スルニ非ザレバ居住スル能ハザルニ至リタルモノ
ヲ謂ヒ、半焼半潰半流失ハ大修繕ヲ加フルニ非ザレバ居住スル能ハザルニ至リタルモノヲ謂フ

2. 住宅ノ罹災ニ付テハ罹災當時震災地ニ世帯ヲ構ヘタル者に限り、死亡者負傷者及行方不明者
ニ付テハ世帯ヲ構ヘタルト否トヲ問ハズ罹災當時震災地ニ居住又ハ滯在シタルコトヲ以テ足ル

コト

3. 恩賜金ハ内外人ヲ問ハズ總テ之ヲ下付スルコト

二、各罹災者ニ對スル恩賜金交付金額ハ大體左記ノ金額ヲ標準トシ豫メ不足ナキ様決定スルコト

1. 死亡者行方不明者ニ付テハ一人當金拾六圓
2. 負傷者ニ付テハ一人當金四圓
3. 住宅ノ全焼、全流失ニ付テハ一世帶金拾貳圓
4. 住宅ノ全潰ニ付テハ同金八圓
5. 住宅ノ半焼半潰半流失ニ付テハ同金四圓

三、恩賜金ノ交付ニ付テハ凡ソ二ヶ年ノ申告期限ヲ附シタルモ豫メ適當ノ周知方法ニ依リ可成速ニ
手續ヲ爲サシムルコト

四、其ノ管内ニ於テ罹災當時居住又ハ滯在シタル罹災者タル確證ヲ有スル者ニ對シテハ速ニ恩賜金
ヲ交付シ其ノ他ハ判明次第順次交付セシムルコト

罹災者タルヤ否ヤ疑ハシキ者ニ付テハ市町村吏員警察官吏方面委員差配人等ヲ以テ組織セル審査
機關ヲ設ケテ其ノ有無ヲ審査セシムル等適當ノ方法ヲ講シ遺漏ナキヲ期スルコト

五、住宅ノ罹災ニ對スル恩賜金ハ世帶主ニ死亡者行方不明者ニ對スル恩賜金ハ遺族ニ（遺族ノ順位
ハ遺族扶助法ノ規定ニ準ス）負傷者ニ對スル恩賜金ハ其ノ本人ニ交付スルコト

但シ已ムヲ得サル事情アル者ニ付テハ代理者ニ交付スルモ差支ヘナキコト

六、恩賜金ノ傳達方法ニハ十分ノ注意ヲ用ヒ不敬ニ瓦ラサル様處理スルコト

七、市町村長ハ恩賜金拜受者名簿ヲ作製セシムルコト

本町は右の通牒に基き、十一月十七日各區長に對し、恩賜金拜受資格者の調査を依頼し、尙小學校
長にも各教員をして、最寄區長の調査を應援せしむることを命じ、之が事務は主として林助役、及江
川書記に擔當せしめた。而して各區長の報告を取纏め郡長に報告した該當者數は左の如くである。

一、死亡者行方不明者	二百十九件
一、負傷者	二百八十七件
一、住宅全潰	八百六十五件
一、同全流失	六十八件
一、同全焼	三百件
一、同半潰	一千二百八十八件
一、同半流失	七件
一、同半燒	三件
合計三千〇三十七件	

右罹災者に付ては、更に罹災申告書を提出せしむると、なり、十一月二十四日郡長の示された申告書様式に依り、用紙を印刷して各區長に交付し曩に調査した罹災者に付、之を提出せしむると、した。此の罹災申告の有效期限については、十一月四日神奈川縣告諭第一號を以て大正十四年十一月末日までと定められたが、更に大正十五年三月三十日まで延期された。町は右通牒の趣旨を各區長に移牒し、之を周知せしめて、未申告により皇恩に浴せざるが如きもの、なき様注意するところがあつた。

本町に對する恩賜金配當額は、十一月三十日郡長の通牒により、金四萬五千七百六拾四圓と稱せられ、十二月十七日日本銀行に於て之を受領したが、十二月二十五日に至り、内金四百圓を削減され、結局四萬五千參百六拾四圓と決定した。茲に於て本町は一日も速に之を傳達して、聖恩に浴せしめんことを欲し、極力罹災申告書の蒐集に努めた結果、十二月中旬に至つて其の大部分の提出を見たので、同月二十八日及二十九日の兩日に亘り、之が傳達を行ふことになつた。即ち二十八日早晨、逸早く參集した罹災者を集めて傳達式を挙げ、直に受付を開始した。罹災者は何れも待ちに待つことではあるし、當地方の一般民衆にとつては、前例なき恩典に沿することにて、該當罹災者は朝來殺倒し、役場の内外は混雜を極めたが、さすがに謹慎を旨とし、毫も喧騒不敬に亘るが如き行動がなく、何れも聖旨の優渥なるに感泣し、中には震災の利那を回想してそゝろ暗涙に咽ぶ歿死者の遺族などもあつた。此の兩日に亘り、傳達した恩賜金の額は金壹萬八千六百四拾四圓で、その罹災別件數は左の如くである。

死 亡	行方不明	負 傷	全 燒	全 流 失	全 潰	半 燒	半 潰	合 計
一四二	三	二二四	三三三	六一	八三三	二	一〇五一	二六二六

右の第一回傳達に洩れた罹災者に對しては、第二回を翌年二月一日より三日間、第三回を四月一日より三日間、第四回を同月十五日より三日間、第五回を五月十五日より四日間に亘り傳達をなし、尙その間に於ても又その以後に於ても、申告に應じて傳達を續けたのである。而して第一回以後に於ける傳達の狀況は、毎月之を郡長に報告したが、その件數は左の如くである。

同 二月 年	一 二	一 一	一 二	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一
計	三五	一	二五	三三	五	三五	一	一	一
△大正十四年中傳達數	六	一	六	九	一	三	一	一	一
至十二月	自 十一月	三	一	一	一	一	一	一	一
總 計	三五	四	三九	四五	八	一、八二	三	一	一

△大正十五年中傳達數

至十二月	自 十一月	三	一	一	一	一	一	七	四
總 計	三五	四	三九	四五	八	一、八二	三	一	一

本町に於ける罹災者にして、罹災後管外に轉居した者に對しては、その申告に從つて住所地の市町村長に傳達方を依頼したが、その件數は實に九十六件に及んだ。その府縣市別件數は、東京府市四十四件、横濱市八件、岐阜、大阪、兵庫各五件、廣島、京都各四件、埼玉、栃木、新潟、靜岡各三件、千葉二件、和歌山、長崎、群馬、鹿兒島、茨城各一件、其の他二件であつた。又管外罹災者にして、罹災後本町に轉居して來た者に對して、罹災地より傳達方を依頼して來た件數は、東京市十三件、横

濱市五十九件であつた。

かくて大正十五年三月三十一日限り、恩賜金傳達に關する事務を閉鎖したが、四月十四日郡長に對して、恩賜金收支精算書を提出すると共に、殘金を返納した。其の收支精算は左の如くである。

△收 入

一金四萬五千參百六拾四圓 恩賜金配當額

一金壹千七百六圓六拾八錢 同 預金利子

合計金四萬七千七拾圓六拾八錢

△支 出

一金貳萬八千九百拾貳圓 恩賜金傳達額

差引殘金壹萬八千百五拾八圓六拾八錢

恩賜金の使途については、勿論何等の拘束もなく、又何等の注意をなすにも及ばなかつたことであるが、未曾有の大震災に當面して、困苦缺乏の底に呻吟する民草の上にいたく御軽念あらせられた大御心の廣大にして深厚なるを拜察すれば、何人も無益の消費を慎しみ、有意義の使途を選んだことは、言ふまでもないことである。

第四章 傷病者の救護

第一節 傷病者救護の概要

罹災者に對する食糧問題に次いで、最も困難を感じたのは、傷病者の救護であつた。當時震火災の直接負傷者と困苦缺乏又は餘儀ない不攝生とから起る疾病患者とは、實に夥しいものであつたが、社會の秩序未だ整はず、人心亦安定せざる時に於て、之等の疾病者救護の實を擧ぐる事は、眞に至難の事であつた。けれども町在住の醫師は各自自らの危難を忘れ、醫療材料の乏しきにも拘らず、或は巡回に、或は自宅に、診療を開始して、最善の努力を傾注された。又長谷諸戸邸、由比ヶ濱武久醫院庭内、下馬所在の町有自動車小屋等に假救療所を開設し、附近の醫師相集つて一般診療に從事し、焦眉の急に應じたが、五日至り大林郡醫師會長は、諸戸邸内に町在住醫師會員の集會を催し、種々協議の結果、茲に組織立つた鎌倉町醫師團の獻身的救療が實施されることになつた。即ち諸戸邸を救療所本部に充て、更に由比ヶ濱翠紅園に第一支部(後由比ヶ濱公會堂に移る)八幡宮社頭小池方に第二支部(後二ノ鳥居に移る)大町本興寺境内に第三支部(後材木座公會堂に移る)を置き、最寄の醫師を夫々配

屬して、毎日無料診療を行つた。尙大林會長は、五日の集會の決議をもたらして、町當局と種々交渉を遂げ、取り敢へず救療用薬品及材料人夫等の徵發を求めたが、同會長は常に町當局と連絡をとり、亦各救療所を巡回して、傷病者救護に付遺憾なき様注意と鞭撻とを怠らなかつた。

一方本町災害の特に激甚にして慘鼻を極むることが、廣く世上に傳播されたため、各地より續々救護班が到着したので、救護能率は大に向ふ上さるゝに至つた。其の最初に到着したのは日本赤十字社栃木縣支部救護班で、同班は九月六日來着、直に停車場構内に治療所を開設したが、八日には、横須賀海軍病院より軍醫看護卒來着役場前電車停留場に救療所を設け、共に一般の診療に從事した。續いて九日には第七師團派遣の衛生班來着し、諸戸邸救療所本部に入つて大々的救護に從事し、爾後日本赤十字社廣島縣支部、同山口縣支部、同富山縣支部、新潟京都兩醫科大學等の救護班交る替る來着した。之等救護班は、十二月十五日諸戸邸に於ける救療所本部閉鎖に至るまで、實に眼覺ましき活動をなし、本町傷病者救護上に多大の業績を遺されたことは、眞に感謝に堪へざる所である。

右の如く傷病者の救護については、各救護班の活動に依り多大の便宜を得たが、かかる異常の混亂と窮屈の忍苦とに因り生ずる當然の結果として、傳染病患者の發生を豫期し、之が對策を考究することなつた。即ち九月十二日倒潰した隔離病舎の一部にバラツク病舎を急造し、傳染病患者收容の準

備を整へたが、十四日開會の町會に於て、大林醫師會長は防疫委員の組織を提唱し、委員長以下の決定を見た。

次で翌十五日大町妙本寺に於て區長及衛生組合長連合會を招集し、防疫委員平井雅尾氏出席して委員組織の趣旨を述べ且つ委員會に於て決議すべき實行要目に付豫め諒解を求め、尙各區の衛生組合長を實行委員として、之に一名の醫師を配屬し、防疫に努むること、なつた。一方救護所本部に於ても此の日委員會を開き、(一)傳染病患者の發見及隔離、(二)糞便及塵芥の處分、(三)防疫宣傳等に關する實行要目を決議し、直に之を各區の實行委員に傳達して其の普及に努むること、なつた。然しながら豫期の如く傳染病患者は續々として發生し、救療所開設期間に於て隔離病舎に收容した患者は、腸チブス二十九名、バラチブス三名、赤痢九名、同疑似症一名、疫痢十名計五十四名の多きに達し、内腸チブス四名、バラチブス二名、赤痢四名、疫痢十名計二十一名死亡するに至つたのは甚だ遺憾であつた。

斯くして時日の経過に伴ひ、漸次社會の秩序整ひ人心亦安定するに至つたので、各救療所支部は漸次之を撤廢し、諸戸邸内救療所本部に於ける町醫師團員の診療も九月二十七日を以て打切り、その業務は之を救護班に引繼ぐこと、なつた。而して本部の業務も十二月十五日之を閉鎖するの運となつた

が傷病者の處置に就ては、之を醫師團並に各地救護班の活動に信頼し、敢て不安を感じるところがなかつたので、町當局は専ら一般罹災者の救護に奔走することを得たのであつた。

次に本町醫師團並に各地救護班の狀況に付左に之を記述しやう。

第二節 鎌倉町醫師團の活動

倏忽の間に幾百の横死者を出したほどの災變であるから、負傷者に至つては實に容易ならぬ數、其の後整理のついた曉にさへも、猶其の實數は精算し得なかつた。加ふるに、災前よりの病人も是亦尠なからざる數にのぼつてゐたので、之等幾千と云ふべき肉體的無能力者が、同時に醫師の救護を寸時ももどかしと翫望して居た時に當つて、本町在住醫師の狀況は如何であつたか。

吾妻勝剛博士は山階宮御別邸に於て、本島藤七郎氏は小町の某患家に於て、日下八郎氏は自宅藥室に於て、何れも無殘の壓死を遂げ、大林二郎氏は令閨及二兒を、武久徳太郎氏は母堂を失ひ、安保隆彥、堤良太郎、飯室立、坂田主一の諸氏は負傷し、飯室、堤、松本(昂)久代(孝齋)の四氏は全焼し、鎌倉病院では看護婦數名壓死を遂げ、其の外の者と雖も全潰半潰等、慘害を蒙らざるものはなかつた。然も救を求むる負傷者は、夫々最寄の醫師に殺倒したので、各醫師は自らの慘害に對する應急處

置を施すべき遑もなく、之等要救助者のために、ありあはせの布片を拾ひ集めて縫帶となし、壊れた薬局の隅をあさつて薬品の零れ残りを求めるべからぬ有様で、その周章困惑は蓋し想像にありあるものであつた。

此の時にあたり、長谷方面の醫師は平井醫師の主唱によつて連合し、二日諸戸氏邸の自動車小舎を開放せしめて救療所を設け、焦眉の急に應じたが、四日には更に邸内的一部を開放せしめて、重傷者の收容に充てた。由比ヶ濱方面に於ても、二日武久醫院の庭前に救療所を設け、飯室、本田(正知)兩醫師交互に出張し、同院の黒田看護婦を補助として、附近患家の急に應じた。當時鎌倉郡醫師會長の任にあつた大林醫師は、斯業活躍の先頭に立つべく、自家の倒潰に依り犠牲となられた妻子の收容を終るや、五日遽長谷救療所に出動し、廻狀を飛ばせて町在住醫師全部の參集を求めた。之に應じて集るもの二十餘名、園内芝生の上に蹲踞して、千古未だきかざる大災厄を控へて、如何に善處し、無數の傷病者をして、醫師の恩恵に浴せしめ、せめてもの慰安を與ふべきかに付、極めて高潔尊敬に值すべき協議を開いた。席上大林會長は左の如き挨拶をなし、悲壯の決意を示すところがあつたが、衆口一致之に應じ、茲に犠牲的奉公の心を以て邦家の大事につくことになつた。

「むしろ全滅とも云ふべき本町の慘害が如何なる現況にあるか亦同業の上の被害が幾何程度に及んで

居るかは、既にお互の目睹するところ、然も、早急の問題は無數の傷病者の上にあらう。彼等は、雨露に晒さる、慘苦と、食糧缺乏の不安との上に、更にその病苦の爲に、苛まれつゝ吾人の救護を待つてゐる。忌憚なく云へば、吾人も等しく救濟を受くべき一般罹災者に外ならぬのは明かであるが、唯特殊の技能を有して居るだけに、而してその技能が目下に於ては何物よりも以上に、社會の緊急必須とする所である關係よりして、此の際唯、自己の計に急に、是等の慘状を看過せんは、到底忍び得ない處である。吾等は相結んで、茲に一大決心を以て犠牲奉公の志を奮ひ起し、先づ之等傷病者のために、救療の事を完ふせねばならぬ。お互一身上の計は二の次である」

此の會議で決した事項は左の如くである。

一、町當局を促して、所々の薬局の殘存薬品、呉服店の白木綿及手拭地、その他石灰の如きも全部徵發提供せしむること

一、右交渉委員として飯室、平井、坂田、大林の四氏を選む

一、諸戸邸を徵發して救療所本部とし、更に第一支部を由比ヶ濱翠紅園跡に、第二支部を八幡前小池茶店に(後數日にして二の鳥居脇に移す)第三支部を大町本興寺庭内に(後材木座公會堂に移す)開く

こと

實際に臨んでは、支部に於ては、外科の重傷者は本部に送り、輕症者は應急手當をする。内科は當番醫の署名せる處方箋を交附し、患者は本部の調劑所に就いて投薬を受くる、内科重症者は往診して同様の手續をとる。從つて災前、同業の診てゐた患者にも、投薬は殆んど皆此の方法によることとなつた。

一、各救療所に於ける醫師の配屬は左の通定めた

(イ) 本 部

坂田主一、竹内正修、塙田俊夫、持木丈二郎

(ロ) 第一支部

飯室立、武久徳太郎、本田正知、松本昂

(ハ) 第二支部

清川涉、安保隆彦、上野正義、關長次郎

(ニ) 第三支部

小倉知秀、靈山智空、德田壽太郎、保利富雄

「以上各時間を定めて毎日交替に出動した。尙茲に寧ろ奇縁とも云ふべきは、災變の當日新に開

業せられた唯一の外科専門松元清善氏には、特に毎日本部に詰めて、手術を擔當して貰ふことゝした。又大林會長は治療に従はず、連日本部に詰めて執務し、各支部並に救護班及關係當局との連絡統制に當り、平井醫師も毎日本部に出動して、會長の補助に任じた」

一、薬剤師側に對し、各店交替に本部に日勤して、調劑の事を掌らるゝ様交渉すること

右會議終了後、交渉委員は相携へて町當局を訪れ、決議事項中の徵發を明日早朝より斷行すべきこと及藥局の徵發に付ては、醫師一名立合ふべきことを交渉直に決定を見た。次で傳染病患者の收容に付意見を交し、尙警察署長の意見も徵したが、當時隔離病舎は殆んど破壊して收容に適しなかつたので、署長は署員を派して病舎の現狀を精査せしむると同時に、町は火急に之が修理復舊に努むることゝなつた。

一方患者は日に日に増加するので、六日本部收容所を擴張し、洋館階上を事務室に、階下を病室に充て、更に別棟のヴエランダに調劑室を設け、尙庭園にトタン屋根を葺いて急造手術室となし、蒸汽消毒器や手術臺を備へた。又垣根を壞し植込の松を伐り拂つて擔架の搬入に便する等々……然も此際人夫は容易に得べくもなかつたので、之等の作業は悉くこれ患者を運び來つた近親附添の者をして取り行はしむる狀態であつた。

各救療支部もそれより區長及衛生組合長と協力して開設の運をつけ、直に治療を開始した。

薬剤師側も交渉を決諾せられ、早川、吉野、奥津三薬局から交替に一名宛出勤、調剤を擔當せらるゝこと、なつた。又早川薬局を始めとして、吉野、奥津兩薬局等より薬品其の他の醫療材料を徵發した。

かくて統一ある救療事業は早くも緒についたが、同時に全町にポスターを掲げ之を一般に周知せしむることを忘れなかつた。而して七日には鎌倉同人會の厚意により使丁の便を得て、片瀬、腰越方面及山の内方面の醫師に對し、情報を交換し救療事業に對する盡力方を依託した。

かくの如く、内に於ける傷病者の救護に付ては、多大の辛苦と戰ひつゝあつたが、本町災害の豫想外激甚なることが、廣く世上に傳播された爲、各地救護班相次いで來着し、大に救療能率を増進すること、なつた。即ち先づ六日には、日本赤十字社栃木縣支部救護班來着、停車場構内に救護所を開設せられたので、大林會長急行挨拶をなし連絡を取つたが、八日夕刻には横須賀衛戌病院に分遣中の陸軍々醫學校生徒二名來着、本部に滯在して應援せらるゝこと、なつた。次で翌九日には第七師團派遣衛生班到着、幹部は直に救療所本部を訪れ、協議の結果聯合して救療に從事せらるゝこと、なつた。

かくて連日連夜の奮闘のため、疲憊の極に達し、醫療材料の乏しきに悩みつゝあつた我が醫師團も始

めて救はれ、甦生の恩をなしたのであつた。尙其の後に於ても立ちかはり入りかほり多くの救護班が來着し、救療に從事せられたので、本町傷病者は尠なからざる恩恵に浴し、その寄與せられたる功績も多大であるが、之等の状況は別に採録し茲には省略する。

救療事業の進捗と共に、從來の事業遂行の實績に鑑み、救療防疫に關する全權を收むる必要を感じたので、十日大林會長は町當局に提議し「救療及防疫ニ關シ本職(町長)ノ權限内ニ在ル事ハ凡テ貴下ガ(會長)救護及防疫ニ關シ買收使用セラレタル物資ノ代金ハ必ズ町ニ於テ負擔支拂可申事」の認證を得たので、事業遂行上多大の便宜を得た。

此の頃に至つて、罹災當初より危惧の念に驅られてゐた傳染病が、遂に増發の勢を呈して來たので、一般の脅威を感じる甚だしいものがあつた。加ふるに災前より既存病院に入院してゐた、チブス患者七名と云ふものは、今や一般患者及び健康者と漫然雜居せる状態にあつて、危險此の上もないので早急之が隔離を斷行せねばならぬのであるが、然も從來の隔離病舎は破壊して用をなさる爲、本部開設當初より之が修理を強硬に督勵してゐたが、十二日漸く完成を見るに至つた。即ち十四日養生院及鎌倉病院のチブス患者及新に本部附近に發生した二名の同患者を、漸くにして之に收容した。而して保利醫師が專任として治療に當ることを諾せられ、數日後には溝川醫師も之に加はり、隔日往診

せらるゝこと、なつた。當時の隔離病者は、一部は破壊した舊建物に應急修理を加へ、一部は急造バラツクであつた、め、古トタンを以て葺いた屋根からは釘穴を通して眞直ぐに雨が洩り、羽目板の空隙からは容赦なく風が吹き込むと云ふ様な有様であつた。故に隔離患者の苦痛は云はずもあれ、醫師側としてもかゝる病室へ重篤なる患者を強制的に收容する事は、衷心の苦惱まことに忍ぶべからざるものがあつたのであるが、如何せん蔓延の危險日に日に迫るものがあるので、公衆の利益のため涙を呑んで隔離を斷行したのである。

一方大林會長は、傳染病増發の現狀より推して、その防過のために特殊機關を設置し、最善を盡して之に當るの緊切なるを感じ、十四日妙本寺に於て町會の開かるゝや、之に臨席して大に主張する所があつた。その結果として左の組織の下に委員會を特設し、防疫の事、擧げてその指揮の下に施設すること、なつた。

鎌倉町臨時防疫委員會

委員長

鎌倉郡醫師會長

大林二郎

委員員長

鎌倉警察署長

加藤助七

同

鎌倉町會代表町會議員

清川來吉

同 鎌倉郡醫師會副會長 飯 室 立
 同 鎌倉郡醫師會評議員 平 井 雅 尾
 同 鎌倉警察署警察醫 石 崎 治 郎
 参 第七師團派遣衛生班長 白 形 昌 業
 與 陸軍三等軍醫正

翌十五日救療所本部に於て臨時防疫委員會第一回會合を開いた。席上大林委員長は、從來の救療事業の經過及防疫事務の状況を報告し、且つ匆卒の際、既往を顧みて遺憾の點が多いけれども、今後は系統々制ある組織の下に、一致協力して大に業績を擧ぐべきことを切望した。尙協議は委員長案に基いて進め、決定した事項は左の如くである。

第一、傳染病患者の發見及隔離

(一) 医師は傳染病患者又は其の疑ひある者を診察したるときは即時委員會本部(諸戸邸)に通報すること、確診のものは報告書二通を提出すること

赤痢疑似症は神奈川縣令の定むる所に依り即時隔離病舎に收容すること
 腸チフス疑似症は一般に努めて早く確診を下さむことを主とし、能ふ限り他醫(なるべく本部に通報して警察醫又は軍醫)の参考診斷を求むること

腸チフス疑似症に對し臨時傳染病豫防法を適用する縣の命令を發せしむる様交渉すること

傳染病發生の箇所に警戒木標を立て、收容後十日にして撤すこと

(二)警察官に於ける檢病的戸口調査を行ふこと

(三)縣に對し防疫委員の派遣を求むること

(四)更に三十名位收容し得る隔離病舎を建設すること

附、町に於て此の事業を進め監督者一名を附すること

(五)傳染病患者及疑似症發生報告は本部に於て受付け、役場又は警察官吏に報告すること

第二、糞便の處分

各區をして能ふ限り多數(少くとも十ヶ所位宛)の共同便所を新設せしむること

糞槽は板にて作りたるものにて足る(陶磁器なれば一層可なり)

之に電灯の設備をなすこと

糞便充溢するときは人家を離れたる適當の空地に埋むること、なるべく多量の灰を混すべし

此の項の事業は總て區に於て防疫幹事統轄の下に分擔すること

以上は十二所、淨明寺、二階堂、西御門、扇ヶ谷、極樂寺、大町の一部亂橋材木座の一部を除く(大

町及亂橋材木座の除外區域は當該幹事の決定に任すること) 戸口調査に際し、便所外の用便禁止を嚴達すること

附、普通石灰は有る限り徵發し置くこと

第三、塵芥の處分

塵芥は糞便に準じ取纏めて適當の空地に埋むること

此の事業は凡て區に於て當該幹事の統轄の下に分擔すること

塵芥焼却所を速に修理すること(此の項は町に於て實施すること)

第四、左の如き防疫宣傳ビラを配布し、且つ要所に大なるポスターを掲ぐること

▲傳染病が出来ましたから次の事をお守り下さい

一、生水を呑むな

一、煮ないものは食ふな

一、蠅を捕れ

一、寝具をよく日光に晒せ

一、寝冷えをするな

一、下水をよく流せ

一、病氣に心付いたらすぐ醫者にかゝれ

一、大小便は必ず便所に

一、塵芥は空地に埋めよ

一、傳染病の出た所には札を樹てるから立寄るな

附帶決議、

一、凡て本會の決議は通知を受けたる町及區に於て火急に實行處理すべきこと

一、決議の實行に付瑣末のことは委員長の專決に委すること

一、上項に付町及警察署は極力應援すべきこと

一、軍隊救護班には主として救療のことを囑すること

一、第二回以下の會合は必要に應じて委員長之を招集すること

此の日午前中妙本寺に於て、區長及衛生組合長の聯合協議會が開かれた。此の會合は防疫委員會終了後に開き、委員會決議の實行について協議する筈であつたが、時間の翻訛から行違ひを生じたので、平井委員、委員會を代表して出席し、委員會案に付豫め諒解を求むるところがあつた。

次で十六日防疫委員會の決議に基き、各區に防疫幹事二名宛を置くこととなり、左の如く之を依嘱した。

防疫幹事

極樂寺

五木田倉吉

竹内正修

坂ノ下

安齊縫次郎

坂田主一

長谷

水野治助

窪田俊夫

由比ヶ濱

野間榮三郎

本田正知

大町

石黒城助

徳田壽太郎

亂橋材木座

藏並宇之助

小倉知秀

小町

金子定次郎

安保隆彦

扇ヶ谷

河内彌三郎

關長次郎

雪ノ下

黒川久藏

清川

西御門

石渡啓藏

同人

二階堂

石渡市五郎

同人

淨明寺

十二所

關口音次郎

高木市太郎

同

同

人

人

更に各區に三名乃至五名の防疫員を置き幹事に統轄せしめた。

斯くの如くにして防疫事業は爾後統制ある組織の下に、關係方面總て一致協力して極力之に努めたため、さしも猛威を奮ひ日毎數名の新患者を發しつゝあつたものが、二十二日を最後としてヒタと終熄し、その後は隔離するに及ばざる程度の新患者二三名を出したに止まり、極めて好成績を以て防遏の事を完ふし得たのであつた。此の一事は自他共に眞に満足愉悦に堪えざるところで、要するに幸運に恵まれた點もあらうが、實際の衝に當られた區長並に防疫幹事が、忠實に活動せられたのと、一般公衆が委員會の意のあるところを諒解して、各自相戒めて苟もせられなかつたお蔭ではあるのは云ふまでもないことである。尙災變の當初、鎌倉同人會と鎌倉俱樂部とが協同して、應急救護事業中最も緊急必須のものとして醫療藥品を購入し、一般のために寄獻せらるゝこととなつて、人を關西に派し之を求められつゝあつたが、現品到着して、十七日醫師團に交付さるゝこととなつたので、大林會長鎌倉俱樂部に於て開かれた會合に臨み之を領收したが、此の寄附行爲たるや醫師團の活動を助け、本町救療事業に貢獻するところ極めて多大なるものがあつたのである。

かくて二十四日第七師團衛生班は、日本赤十字社廣島支部救護班に業務を引継ぎ、二十七日歸還の途についたが、同時に醫師團も全員集合し、救護所本部の階上に會議を開き、救療事業の閉鎖を議したが、衆議之に決して二十七日限り本部を撤退した。日を隔つる二十有餘、同じ諸戸邸の然も園内芝生の上に座して、悲愴極まる光景裡に犠牲を覺悟して奮起した醫師團の奉公的救療事業もかくて全く終りを告げたのである。

第三節 各地救護班の活動

一、日本赤十字社板木縣支部救護班

同班は醫師看護婦等七名より成り、九月六日來着、直に停車場構内に治療所を設け、傷病者の診療を開始した。尚翌七日より十一日當地引揚に至るまで町醫師團と連絡をとり、毎日町内を巡回して施療に從事した。同班は到着の速かであつたのと、町内を巡回して戸別診療に従ひ、其の區域も十二所、淨明寺、二階堂、西御門、雪ノ下、扇ヶ谷、小町等の七區に亘つたので、罹災者の受けた恩恵は甚だ多きものがあつた。

二、陸軍々醫學校派遣班

陸軍々醫學校入校中なりし第九師團步兵第六十九聯隊附三等軍醫北條和達及三等軍醫鯛瀬國一は、臨時第一師團附として横須賀衛戍病院に派遣中、同地より第二派遣班として、九月八日來着、直に救療本部に入り醫師團に應援したが、九日第七師團衛生班の到着するに及び、同班の救護業務に服し、十四日横須賀に歸還した。

三、横須賀海軍病院派遣軍醫

横須賀海軍病院派遣の軍醫二名看護卒六名は九月八日到着、直に役場前電車停留所の電車内に治療所を設けたが、十一日日本赤十字社栃木縣支部救護班の歸還するに及び、その後を受けて停車場構内に移つた。而して十三日其の業務を撤廢し横須賀に歸還した。

四、第七師團派遣衛生班

同班は軍醫五名藥劑官一名看護長六名看護卒五十七名擔架卒十二名計手一名計八十二名より成り、陸軍三等軍醫正白形昌業引卒の下に九月九日到着、直に救療本部に入つた。

當時救療本部に收容した患者は六十七名であつたが、醫師團は連日の活動に依り疲勞困憊し、加ふるに衛生材料缺乏して、救療看護共に意の如くならざる状況にあつた。依て同班は直に救療本部の業務を繼承し、先づ諸戸邸内を收療本部、病室、手術室、調剤室等に區分使用し、由比ヶ濱公會堂に於

ける救療所第一支部、材木座公會堂に於ける同第二支部に各收療所を分設して、軍隊的規律ある救護作業に從事した。一方警察署、町役場及郡醫師會と連絡をとり、同班來着診療業務開始の旨を一般に宣傳した。而して患者の收容運搬には同班の人員材料の外地方人夫及材料を使用し、重症患者にして入院加療を要するものは、諸戸邸内收療本部病室に收容し、其の他は主として外來治療を施し、收容患者の看護は看護卒の外患者家族を附添はしむることゝし、以て醫療の完全を期した。同所の收容患者は外傷を主とし、次に榮養器病患者で、毎日六十名を突破し、開設より閉鎖に至る迄の收容總員は一千百六十九名の多きに達したのである。

尙同班は本町傷病者の救療に從事せられたのみでなく、六浦莊小坂深澤の各村に對しても必要に應じ班員を派遣し、又戸塚町には分班を特に設け、軍醫以下八名を配屬して一般の診療に當つた。而して九月十九日本赤十字社廣島縣支部救護班の來着するに及び、二十四日同救護班に業務を引繼ぎ、二十七日歸還の途に就いたが、同班の活動は罹災者に對し極めて多大の感銘を與へたのであつた。因に同班の衛生部士官は歩兵第二十七聯隊附三等軍醫正白形昌業、輜重兵第七大隊附一等軍醫山村恵伴、歩兵第二十五聯隊附二等軍醫樋口兼義、旭川衛戌病院附二等軍醫千葉治作、歩兵第二十六聯隊附三等軍醫鈴木清、旭川衛戌病院附三等藥劑官中城省治の六名である。

五、日本赤十字社廣島支部第二、第三救護班

第二救護班は醫員二名看護婦八名書記二名使丁一名計十三名編成で、九月十九日來着、材木座公會堂に入り、同所救療所に應援し、一般診療に從事した。同二十四日第七師團衛生班より其の業務を受け、翌二十五日長谷諸戸邸内救療本部に移つた。當時同本部には猶入院患者二十八名、外來患者二百三十九名があつた。同班は九月二十八日同支部第三救護班と交代して翌二十九日歸還の途に就いた。

第三救護班は、醫員一名書記二名看護婦八名使丁一名計十二名編成で、九月二十八日來着し、第二救護班と交代、救療本部の業務を繼承し、十月十日本町を撤退小田原に赴いた。

六、新潟醫科大學診療班

同班は班長同大學教授上野道故以下十一名より成り、十月六日より戸塚町に於て診療に從事してゐたが、本町の救護狀態不備なりとの報に接し、八日班員を二分して本町に出張、下馬の町有自動車小舍に診療所を開設して診療に從事した。然るに同日京都醫科大學救護班來着、翌九日より診療を開始したので、合議の結果之に後事を引継ぎ戸塚町に歸還した。

七、京都醫科大學救護班

同班は同大學助教授林良材以下醫員三名、看護婦五名、事務員一名計九名より成り、十月八日來着、西御門島村邸を宿所に宛て、同日隔離病舎を視察し、翌九日より下馬の町有自動車小舎に救療所を設け、一般診療を開始した。而して十月二十四日當町を引揚げ歸還したが、同班の施療延人員は一千百六十四人の多きに上つた。

八、日本赤十字社山口縣支部救護班

同班は醫員以下十三名より成り、(班長醫員小泉秀博)十月十日來着、諸戸邸救療本部に於て一般診療に從事し十一月十四日歸還した。

九、日本赤十字社富山縣支部救護班

同班は醫員以下十名より成り(班長醫員佐藤亥治)十一月十三日來着、救療本部に於て一般診療に從事し、十二月十五日當救療所を閉鎖することとなつたので業務を廢し、翌十六日歸還した。

右の外九月十九日には日本赤十字社本部より笠田勝太郎氏當町衛生狀況視察のため來町、各救療所を視察せられた。尙十月六日には新潟醫科大學救護班來着し、小町大橋邸に於て一般診療に從事せられた。

第五章 物價及勞銀の狀況

一、物 價

震災直後に於ける本町各商店の食糧その他商品の貯蔵高は、もとより之を知悉することは出来ぬが、罹災者が何れも窮乏のどん底に呻吟しつゝあつた事に徵すれば、如何に缺乏窮迫しつゝあつたかを察知することが出来る。當時多少の食糧其の他の商品を貯蔵する者もないではなかつたが、之を一部の者に賣却することは義に於て忍びざるものがあつたので、彼等は進んで無償譲與し又は公共の用に提供し、若くは役場の徵發に應じたのであつた。一方購買資力を有する者も、資力あるが故に乏しきを顧みず之を專有するが如き行爲は大に慎んだのであつた。勿論些少の例外はあるが、かくして美はしき相互扶助乃至犠牲的公共觀念が、遺憾なく發揮されたのであつた。

然しながら幾何ならずして、かくの如き高潔なる觀念も、あさましき人情の常として人心の安定に伴ひ漸次稀薄となり、剩へ利慾觀念擡頭して、寧ろ此の災變に乘じ暴利を貪らんとする不徳を敢へてする者さへ現はるゝに至つた。茲に於て政府は七日勅令第四〇五號を以て暴利取締令を公布し、震災

に依て物資の缺乏せるに乘じ、買占或は賣惜しみをなして、暴利を貪る者を嚴重取締ること、なつた。本町に於ては幸に此の法令に抵觸し檢舉されたものはなかつたが、軍隊又は警察官の注意若くは地元有志者に依つて、精神的制裁を受けた者は二三あつた様である。けれども物資の需要は日に日に激増するのみ、之が供給は更に圓滑ならず、缺乏は容易に満さるゝに至らなかつたので、遂に物價の暴騰は自然の勢をなし停止するところがなかつた。故に巷間傳へらるゝところの物價は、實に災前の五割乃至十割を稱せられ、然も一定の標準なく朝夕動搖不同であつた。

當時罹災者の最も難澁したるものは、勿論米麥等生活必需品の需要であるが、之等は運輸の途絶へて未だ商店に入荷せず、役場の配給品を以て辛うじて要求の一部に充つる有様なので、供給不足の必然の結果として、白米に代ふるに玄米を以てするが如き、生活の窮迫は想像に餘りあるものがあつた。されば米穀商は九月中旬頃より、震災地外の產地に出張して、之が買付けと、輸送の爲に奔走するところがあつたが、鐵道及船舶は救護品運輸の外に餘力なく、一般貨物の取扱ひは殆んど停止状態であつた、め、折角の奔走もその效果渺く、買付品の到着賣却の運びに到つたのは、實に十月下旬であつた。

一方店舗を失ひ生業に離れた罹災者の中には、臨機の策として、最も簡易なる方法により糊口の途

を求め、飲食店を開業する者續出し、停車場前並木敷又は交通頻繁の街衢には、之等の假店が盛んに開かれた。其の最も早きは九月十三日頃で、其の種類も「すいとん」うどん、精進あけ、きんつば、さつま芋、キヤラメル、牛乳等であつたが、避難者の往來、労働者の移入又は一般罹災者の簡易生活の具となりなか／＼繁昌した。當時各家庭に於ける朝の眼覺め、午後のおやつに、菓子や果物を與へられた小兒は、災變の勃發と同時にかゝる恵みを奪はれたので、無心の彼等をはぐくむ上にその親は多大の苦痛を感じたが、かゝる假店の開業によつてその苦痛を輕減することが出來たなど、之も震災の生んだ悲惨なる一話題として残されたのであつた。

食糧品に次で建築材料も大に逼迫を告げ、一本の柱、一握の釘、一枚の亞鉛板を得ることも至難の状況で、僅に雨露を凌ぐべき假小屋の造築、又は剥落した屋根瓦に代ふるに亞鉛板を以てする修繕の如きも、蓋し容易の業ではなかつた。さればその焼跡に、又その避難場所に、團々として營まれた假小屋は、或は赤錆びた焼とんを張りめぐらされ、或は黒焦げになつた木材が柱となり、或は龜裂甚だしき板が張られ、而して焼け釘が拾はれ、打れ釘がのばされて、辛うじて家屋の態をなすもののみであつた。然も之等の所謂バラツクは早きは災後數日にして營まれ、その稍永久的構造をなせるものは、十一月以降に於て建築されたのであるが、何れも物價勞銀の暴騰に際し、多大の辛苦を舐

め且つ自らの努力の限を盡したのであつた。

此の時に當り本町は先づ無償配給に代ふるに、廉賣制度を以てし、九月十四日町會に於て臨時廉賣所設置規程を定め、同十八日より各區に廉賣所を開設して、物價の調節に備ふるところがあつたが、其の廉賣價格も格別市中の相場に影響する處がなかつた。建築材料についても、十月初旬本町は特に人を大阪に派遣し、木材、亞鉛板、釘等多量に購入せしめ、十一月中之を廉賣に附して、罹災者の急に應じたが、之に依て需要を満し、市價の低落を誘致することは出來なかつた。

十月下旬に至り、米穀類輸送の途開け、市内二三の商店に入荷あり、やがて販賣も開始されたが、續いて亞鉛板、木材等も輸入され、罹災者は多大の便宜を得て大に安堵の思をなしたが、同時に購買資力減退し、忍苦せざるべからざる狀態に陥る者多きを加へたので、生活の基本たる米穀類を除いては市況漸次萎靡するに至つた。就中建築材料の如きは生産過剩に陥り、販路の爭奪激甚を極むるものあり、爲に市價漸落して、翌年二三月頃には本町購入品の廉賣價格を下るが如き變化を見、その他の物價も從つて低落するの趨勢を示し、遂に未曾有の財界不況を現出するに至つたのである。

二、勞 銀

災後二週間に亘つて罹災者の多くは町及各區の救援救護作業の爲、尊い犠牲的勞務に奉仕し、日夜

全力を擧げて活動したのである。蓋しあらゆる生業が停止し、何等生産を得るの途がなかつたので、勢ひ相互扶助乃至公共救濟のために、専ら奔走せねばならなかつたのである。

而し一面に於ては、夫々自家の被害を顧み、之が復舊に努むるため、やがて焼跡や倒潰建物の整理、假小屋の急造等に着手せねばならなかつたのである。然も之等は概ね自力を以て努むるの外、諸職人等雇傭の途は實に至難であつた。

當時役場の如きも、倒潰廳舍取片付の爲に、相當人夫の必要に迫られてゐたのであるが、之を求むること極めて難く、五日に至つて始めて若干の雜役夫を雇傭し、加ふるに塵芥掃除人を使役して、辛くも廳舍の整理並に唯一の犠牲者三橋巡視の死骸を收容し得た位であつた。故に道路橋梁等の復舊、配給品の輸送等に要求せらるゝ諸織人雜役夫の如きも充分雇傭すること能はず、幸ひ配給品の輸送に就ては、概ね罹災者各自の獻身的活動に依て遺憾なきを得、道路橋梁等交通上の應急處置も、附近町民の勞力奉仕並に軍隊の救援作業に依て完成せられたので、本町の蒙つた福利はまことに莫大であつた。

九月中旬以降、漸次人心の安定に赴くと共に聊か生業の途も展かれ、十一月頃より半永久的乃至永久的建築が開始せられ、之に伴ふて諸種の事業も起るに至つたので、諸織人を始め雜役夫等の需要は夥

しく増加した。従つて其の勞銀も高騰し、災後未だ一定の標準をなすに至らなかつたゝめ、雇傭に當り交渉を遂げ若くは雇傭者側より利を以て招くの状態であつた。故に各労働者は豫想外の收入を得、蒼間労働者全盛の聲さへ聞くに至つた。斯の如きはもとより自然の現象と云ふべきであるが、此の現象は灾害地以外の地方労働者を刺戟し、爲に彼等は東京横濱その他比較的被害激甚の都市に殺倒したるに災後幾何ならずして建てられた應急バラツクや半永久的建物の造築が一段落を告ぐると共に、罹災者の復舊能力は疲弊し、政府又緊縮方針を持する爲、復舊事業は容易に其の緒に就かざるものあるに至つたので、労働者の需要は忽ち激減した。一方物價は生産過剩の結果日に日に低落しつゝあつたので、労銀も亦従つて低下し、やがて災前の標準に近き定率を見ることとなつた。

その四 警備の状況

第一章 治安維持の概況

大地震と大火災と更に海嘯の襲来とに依り本町は名状すべからざる慘害を蒙り、一時は殆んど無警察に均しき混亂に陥つた。此の時に際し横須賀海軍水雷學校は速く兵員を派遣せられ、本町の秩序恢復に努められたが、頻々たる餘震の脅威は、更に大地震の再來を危惧せしめ、前途如何になりゆくや全く豫想を許さず、生活の不安に驅られ、人心怯々として毫も安心はなかつた。加ふるに、一日夜より横濱市の罹災者避難し來り、引續いて東京市の避難者も來着し、兩市全滅の兎報を傳へ尙不逞鮮人の跳梁とか、不平團體の蜂起とか、驚くべき流言蜚語が疾風の如く宣傳され、瞬く間に全町に波及したので、一層町内の混亂を増大し、人心の不安を誘發して、事態益々容易ならざるものがあつた。

此の時政府は二日東京市及其の附近に戒嚴令を布き、三日には本縣下にも之を擴張されたので、罹災者は軍隊の威力に信頼し、大に安堵の思をなした。而して福田戒嚴司令官は、三日左の如き告諭を

發して、災害の防止に努むると共に、流言浮説によつて、却つて紛亂を増加するの不利なることを警告された。

關東戒嚴司令官告諭

今般勅令第四〇一號戒嚴令ヲ以テ本職ニ關東地方ノ治安ヲ維持スルノ權ヲ委セラレタリ。本職隸下ノ軍隊及諸機關（在京部隊ノ外各地方ヨリ招致セラレタルモノ）ハ全力ヲ盡シテ警備救護、救恤ニ從事シツ、アルモ此際地方諸團體及一般人士モ亦極力自衛協同ノ實ヲ發揮シテ災害ノ防止ニ努メラレントヲ望ム

現在ノ狀況ニ鑑ミ特ニ左ノ諸件ニ注意スルヲ要ス

- 一、不逞團體蜂起ノ事實ヲ誇大流言シ却テ紛亂ヲ增加スルノ不利ヲ招カサルコト
帝都ノ警備ハ軍隊及自衛團ニ依リ既ニ安泰ニ近ツキツ、アリ
- 二、糧水缺乏ノ爲不穩破廉恥ノ行動ニ出テ若クハ其ノ分配等ニ方リ秩序ヲ紊亂スル等ノコトナカルベキコト

右告諭ス

次で四日鎌倉郡長は震災被害の情報と共に左の通牒を發して之れ又流言浮説に對する警告をなした。

鎌倉郡長通牒の一節

一、不逞鮮人襲來ノ報頻々タルモ恐ラクハ其ノ事實ナシト認ムルモ之ガ爲人心惄々トシテ安定セザルヲ以テ不取敢軍隊ノ出動ヲ求メツ、アリ、愈々出動ヲ見ルニ至ラハ戸塚町ヲ中心トシテ郡内一般ニ巡察セシムル等ノ方法ヲ講ズル見込ナルモ各町村ハ此際警戒上遺憾ナキヲ期セラレタシ

二、郡内各地所在ノ鮮人勞働者ハ當分ノ内其ノ居所ニ屏居セシメ少量ノ食事ヲ給シテ此レヲ慰撫鎮壓シ彼是ノ連絡ヲ絶チ合同シテ團體的威力ヲ形成セシメザルト共ニ京濱方面ニ於ケル不逞鮮人ノ煽動ヲ受ケシメザル様特ニ留意セラレタシ

又五日には、第一師團司令部の發したる左の如き宣傳文が各所に貼付され、尙同日海軍戒嚴地司令官の發したる治安維持に關する告諭に基き、本町滯在の海軍警衛隊に於ても、戒嚴令旨趣の普及と人心の鎮靜とに努むるところがあつた。

戒嚴令とは何?

今回布告されたる戒嚴令と云ふのは災害に基く安寧秩序を保つ爲地方の行政司法事務中安寧秩序維持に關係ある事件を限り、戒嚴司令官に指揮權を委任せられ一定の土地を兵力を以て警戒せしむると共に市民の慘害を軍隊の實力を以て救護救恤せしめらる、緊急勅令であります。

而して四日海軍水雷學校兵員の増派、次で九日歩兵第四十九聯隊の兵員到着するに及び、本町の警備は漸く充實するに至つたが、尙各區に於ては夫々自警團を組織し徹宵警戒の任に當つた。亦在鄉軍人分會及青年團に於ても、早くより役場前に事務所を急設し、役場の指揮に従つて罹災者の救援救護に盡力したが、十日よりは夜警を開始し、尙十八日よりは消防組員も之に協力して、一層警戒を嚴重ならしめた。一方政府に於ては、七日治安維持に關する勅令を公布して、流言浮説の徹底的取締をなしたが、兵力の充實と餘震の減退並に不逞鮮人の跳梁或は不平團體蜂起の眞相が判明するに従つて、漸次人心は安定し治安は維持さるゝに至つた。

當時本町には若干の朝鮮人労働者が居住してゐたので、不逞鮮人跳梁の流言に脅ゆる一般罹災者を始め當局は怠らず之が監視に努めた。而し彼等は何等不穩の言動がないばかりでなく、却つて周圍より警戒の目標となることを恐れ、其の小屋に閉ぢ籠つてゐた位であつた。又大船にも數十名の朝鮮人労働者が集團雜居してゐたが、早くより警察官の監視を受け之も平穏無事であつた。而し流言浮説の宣傳せらるゝに及び、彼等に對する罹災者の憎惡の念は日に日に著しきを加へ、復讐的觀念さへ醸成さるゝに至つたので、警察は萬一を考慮し、機を見て靜岡方面の安全地帶に移送したと云ふことであつた。

七日には、由比ヶ濱に海賊船襲來し民家を脅すとの報が町内に流布され、尠ながら人心を刺戟したが、まもなく乗組員は逮捕され、石油發動機船二艘押收されたと云ふことで、之もまづ大事に至らなかつた。又十三日には由比ヶ濱沖合に外國軍艦一艘碇泊し、再び罹災者をして驚異せしめたが、之は北米合衆國の軍艦で、鎌倉逗子葉山等の在留外國人の安否を氣遣ひ、萬一の場合之が保護に任すべきことを知らしむるため、横濱より廻航碇泊したものであることが判明し、安堵した。

次に罹災者各自の自守自衛の状況に付、聊か述べてをきたい。

前述の如く、京濱兩市の避難者到來するに及び、驚くべき兩市の慘状や、不逞徒の暴行等が傳播されたので、益々人心の動搖を深からしめた。茲に於て各罹災者は、軍隊の警備に信頼すると共に、自守自衛の必要を痛感し、直に武装が整へられた。即ち或る者は刀剣を帶し、或る者は竹槍を携へ、又は獵銃を擔ふ等、恰も戰國時代野武士の横行するが如き異様にして、殺伐極る光景を呈した。その武器は勿論家庭に於ても座右を離れることがなかつた。

此の武装については、始めの程は警察官も軍隊も強て之を咎めず、一般罹災者も當然の防衛であるかの如く思つて、聊かも怪しむところがなかつたが、軍隊警備の充實し、治安維持令の公布さるゝに及び、すべて之が解除を命ぜられた。故に武装の期間は極く短時日で、幸ひ之に依る事故も發生しな

かつたが、一時は殺氣横溢して今にも争闘が演じられはせぬかと案じられた程であつた。

次に震災と同時に電燈が悉く消滅し、蠟燭の火さへ恣に得られず、夜中暗黒に閉されたことは、罹災者の心をして異常に不安ならしめたもの、一つであつた。然しながら「燈火」は又一面に於て、罹災者の心に警戒の惱みを深からしめたもの、一つであつた。何となれば、破壊された家屋や急造小屋に於ては夜中燈火を認識されることは、一面に於て外敵の侵入に利便を與ふべきことを危惧されたからである。故に各戸概ね燈火は之を滅して寝に就いたのであるが、何れも全家庭を擧げて熟睡するところなく、風の音にも虫の聲にも、極めて周到銳敏なる注意を拂ふことを忘れなかつたのであつた。

かくして震災直後に於ける無警察同様の時期に際しても、特筆すべき程の事故も見ず、警備の充實と救護施設の完備するに従つて、本町の治安は維持され、人心は安定に歸して、生業も漸次緒に就き、やがて復舊復興の機運に到達したのであつた。

第二章 軍隊の警備

第一節 海軍の警備

九月三日戒厳地域を本縣一圓に擴張せられたが、横須賀市及三浦郡は、横須賀鎮守府司令長官其の警備の任に就いた。即ち野間口鎮守府司令長官は、其の戒嚴地區を横須賀、逗子、浦賀、三崎の四區に分ち、五日左の如き告諭を發すると共に、管下住民生活の安定と人心の鎮靜を圖り、以て治安の維持と罹災民の救護に努められた。本町は、逗子戒嚴地區に近接し且つ多數海軍々人の居住し、被害の甚大なる關係を以て、其の警備及救護に付、特別の便宜を與へられた。

告諭

今般勅令第四〇一號戒嚴令ヲ以テ本職ニ横須賀市並ニ三浦郡全部ノ治安ヲ維持スルノ權ヲ委セラレタリ

今回ノ震災ニ關シテハ關係陸軍各部地方官公衙諸團體及一般人士並部下海軍各部隊ハ日夜全力ヲ盡

シテ應急策ヲ講シ警備救護救恤ニ從事シツ、アルモ尙此ノ際一層協心戮力最善ノ努力ヲ盡シ一刻モ速ニ其ノ實績ヲ舉クルニ遺憾ナカラソコトヲ切望ニ堪エス

之に先立ち九月一日大震災勃發の直後に於て、横須賀海軍水雷學校は、海軍大尉山田義一氏の指揮する兵員二十名を本町に急派せられ、役場前電車停留場に警衛隊本部を置き、諸所に哨員を配置して町内一般の警備に任じ、治安保持に努むると共に、海軍々人の住宅の救援に從事した。次で追濱航空隊も兵員を派して、専ら當町御滯在中の山階宮殿下の御警衛に當つた。尙追濱に於ては、九月二日より連日三浦半島東京灣相模灘方面及附近の偵察飛行をなし、災害の状況を蒐集報告して、各地の救援事業に一大貢獻をなしたが、當町罹災者は、天の一隅に爆音をきく時、或るたのもしさを感じて、自重自衛の思を深からしめたと云ふことであつた。而して四日に至り、水雷學校は當町被害の甚大なるに鑑み、更に兵員約七十名を増派し、一般警備の外、死體の發掘、急造小屋の建設、倒潰家屋内の貴重品搬出等に當つた。又八日には警備の必要上水雷學校兵員の手によつて、學校と鎌倉間の應急軍用電話を架設したが、之に依つて警衛上は勿論一般救護上に多大の利便を得たのであつた。

かくて八日歩兵第四十九聯隊の兵員來着するに及び、山田海軍警衛隊指揮官はその職務を交代し、九日一部の兵員を残して撤退したが、殘留兵員は歩兵部隊と協力して依然從來の職務を繼續し、十八

日に至り全く撤退した。

右の如く海軍警衛隊の滯在は、比較的短期間であつたが、震災直後遅く派遣せられ、極度の混亂裡にあつて、克く秩序の恢復と治安の保持並に救援作業に従事せられたので、罹災者は何れも満腔の敬意を披瀝して之を信頼し大に安堵の思をなしたが、其の効果は極めて多大なるものがあつた。

第二節 陸軍の警備

九月三日戒厳地域を東京北部、同南部、神奈川及小田原の四警備區に分たれたが、更に地域の擴張に伴ひ、千葉中仙道及藤澤の三區を増加された。之に依つて、本町は藤澤警備區の所管に屬したが、九日同警備部隊司令官柴山少將藤澤に到着し、直に命令を發して、此の方面に於ける警備救護及交通機關の復舊等に對する部署を定められた。その命令は左の如くであるが、之に依るも本町災害の激甚にして、其の警備に重きを置かれた事實を知ることが出来る。

藤澤方面警備部隊命令

- 一、震災地方一般ノ情態ハ警備ノ充實ニ伴ヒ逐次平靜ニ復シツ、アリ
- 二、當方面警備部隊ハ神奈川縣高座鎌倉兩郡ニ於ケル治安維持並ニ住民ノ保護ニ任せントス

三、各部隊ノ擔任區分左ノ如シ

1、歩兵第四十九聯隊

下鶴間國分ノ線以南ノ地區

但シ鎌倉附近ニハ比較的多クノ兵力ヲ配備シ速ニ民心ノ平靜ヲ恢復セシムルコトニ努ムヘシ

2、騎兵中隊

下鶴間國分ノ線以北（線上ヲ含ム）

但シ主力ヲ國分附近ニ配置シ特ニ横濱水道工事ノ保護ニ任シアル神奈川方面警備隊ニ屬スル工兵小隊ト交代シ其ノ保護ニ注意シ且ツ在八王子部隊及小田原方面警備隊ト連絡スベシ
傳騎二ヲ司令部ニ殘置スベシ

3、工兵第十六大隊

管内主要ナル道路ノ復舊作業

4、通信隊

主トシテ東海道沿線及鎌倉ニ通信架設

5、救護班

鎌倉附近ニ開設シテ其ノ方面ノ救護ニ任ス、歩兵第四十九聯隊救護班ト連繫スヘシ

四、此際各部隊速に流言蜚語ヲ撲滅シ民心ニ安定ヲ與ヘ且ツ罹災民ノ保護ヲ徹底セシムルコトニ努ムヘシ

五、予ハ藤澤ニ在リ

柴山少將は右命令と同時に左の如き諭告を發して、同部隊の使命を宣傳し、極力治安の維持に努むるところがあつた。

諭 告

一、今回の災害に付治安維持の爲既に戒嚴令が布告せられ予は高座鎌倉兩郡に於ける治安の維持並住民保護の目的を以て本日當地に到着せり。此の災害に際して種々虛構の事實を流布して人心の動搖を企圖せんとする者ありと聞くが軍隊は極力之等虛構の事實を宣傳するものに對しては相當の處罰を爲し鎮靜に努むるを以て諸氏は軍隊を信賴し決して虛無の流言に惑はず安堵せらるべし
二、若し夫れ自ら虛構の事實を流布し、或は之等のことを煽動する者あらば速に當司令部へ通報せらるべし、尙在鄉軍人分會其他自衛各團體は速に軍隊と連絡を探られ協同動作せんことを希望す
三、東京地方は漸次秩序維持せられ平靜に復し罹災者は總て救助せられつゝあり

藤澤警備部隊所屬兵力の内、本町に配備された部隊は、歩兵第四十九聯隊第三大隊で、兵員は大隊本部五名、第十中隊九十八名、第十一中隊の一小隊約三十名であつた。本隊は歩兵少佐石黒外男氏の指揮するところであつたが、九月八日歩兵中尉中島利雄氏の率ゐる第十一中隊の一小隊先づ來着し、十日石黒少佐以下の主力が到着した。茲に於て海軍警備隊は交代することとなり、同隊指揮官山田大尉は中島中尉にその職務を引継ぎ、翌九日一部の兵員を残し撤退したので、同中尉は直に部署を定め警備の任に當つた。同隊の本部は、海軍警備隊の後を承けて依然役場前電車停留場に之を置き、雪の下、大町、長谷の三方面に分班を配置し、町内の各要所即ち小袋坂、扇ヶ谷、淨明寺、亂橋材木座、名越坂、御用邸、佐助ヶ谷、大佛坂、極樂寺等に哨兵を配備し、尙別に巡察を派遣して街衢を巡視せしめた。而して十月二十四日本町撤退に至るまで、極力警備に任じ、治安の維持に努められた爲、本町罹災者の蒙つた恩恵は極めて多大であつた。尙九月十日來着した工兵第十六大隊及同二十一日來着した工兵第一大隊は、専ら道路橋梁等の修復並に官公衙及罹災者收容バラツクの急造に從事し、直接警備の任に當らなかつたが、之等兵員の滯在は罹災者をして大に安堵せしめ、治安維持上妙らざる效果を與へた。又横須賀憲兵分隊よりは、隨時憲兵を派遣して巡察に當らしめたが、その後本町に憲兵分遣所を設置せらるゝことなり、鶴岡八幡宮境内にその屯所を急造せられ、十月十一日多數の憲兵

並に補助憲兵を分遣駐屯せしめた。十月二十四日、歩兵部隊撤退の後は、罹災者信頼の目標となつて、専ら警備に任じたが、十二月二十二日閉所撤退に至るまで、克く治安を維持し人心を安定する上に多大の寄與をなした。

第三章 自 警 の 狀 況

避難者の往來、流言蜚語の傳播等に依り、本町は異常の混亂に陥り、人心亦動搖を來し、爲に事態益々紛糾の惧あるに至つたので、軍隊は一層警戒を嚴重にしたが、罹災者自らも萬一に備ふるため、當局と相俟つて、夫々自警自衛の途を講ずるところがあつた。其の状況は概ね左の如くである。

一、三團體の警戒

九月九日、藤澤地方警備隊司令官柴山少將は、本町在郷軍人分會に對し、罹災者の救援救護並に警戒に任じ、安寧秩序の維持に當らしむるため、種々指示するところがあつたので直に之に従ひ、騎兵大尉箕田定吉氏を指揮官に仰ぎ、翌十日役場前の松並木に假小屋を急造し、之に本部を置き事務所を開設した。

之に先立つて、本町青年團は遅早く役場内に事務所を設け、町當局の指示に従つて活動してゐたが、分會事務所の開設と共に之に合同し、箕田大尉の指揮の下に入つたが、十八日には更に消防組も之に參加し茲に三團體は全く合同協力するに至つた。即ち箕田大尉は更めて三團體の指揮に任じ、町當局

を輔けて罹災者の救援救護に付、統一ある活動を開始した。尙各團體よりは、毎日當直員二名宛を出動せしめ、各役員も交互に出動して本部に詰め、晝間は主として避難者の指導、視察員の案内、又は各區團體員との連絡に當つた。又必要あれば町當局乃至軍隊指揮官の傳令となり、懇切に、敏速に且つ正確に、其の任務を果し、夜間は交互に不寢番をなし、時々町内を巡回して事故の未發に努め、要すれば警察當局の指示に従つて密行に當つた。

十一月十四日、驛入口の小町橋脇に半永久的の事務所を建設して、之に移轉し、役場前の假小屋は之を撤廃した。同月下旬に至り、消防組は各分隊毎に恒例的夜警に従事すべき時期が到來したので、協議の結果、十二月四日三團體の合同より脱し、獨立の部署に着いた。同月二十八日には、二團體も本部を撤し、單に事務所のみを存置して越年したが、翌年一月六日解散式を擧げ、茲に三團體合同の終局を告げた。

かくて本町罹災者の救護上に多大の貢獻をなしたが、治安の維持についても、軍隊の警備と相俟つて、警戒よろしきを得、事故の未發に努め、以て罹災者に安堵の思を與へた功勞も亦沒すべからざるものがある。

二、各區自警團の狀況

△十二所

當區は本町の内で最も奥まつた地域であるから、軍隊の警備も此の方面までは充分及ばなかつた。故に區民は早くより各戸主を以て自警團を組織し夜警に從事した。始めは區を上中下に區分し三ヶ所に假小屋を設けて之を夜警詰所に充てた。詰員は毎夜一ヶ所に二名宛出動し、八時より翌朝明方まで交互に區内を巡回した。十月末日より詰所を中の一ヶ所に縮少し、詰員も四名に減じ、十二月二十日を以て撤廃した。

當區は土地が偏鄙であるのと、避難者の來往が尠く、住民の生業が殆んど農であり食糧に窮しなかつた、め、最初より比較的の人心が安定してゐたので何等の事故もなかつた。

△淨明寺

當區も土地の狀況並に區民の生活様式が十二所に類似してゐるので、其の保安狀況も大同小異であつた。

自警團は九月十五日之を組織し、青年團員の手に依つて區の中央に假小屋を建て、之を詰所とした。詰員は毎夜八名宛出動し、二名宛二手に分れ一時間おきに區内を巡回した。勤務時間は午後八時より翌朝五時まで、詰員は自ら夜食を携行し、薪炭の類は有志の寄附を仰いだ。當區の自警團

は翌年の二月末日之を撤廃した。

△二階堂

九月三日在郷軍人消防組員青年團員合同して、區内を二分し、一は向荏柄、杉本、荏柄方面、一是覺園寺谷、龜ヶ淵、瑞泉寺谷、稻葉越方面とし、前者は歌ノ橋白井方、後者は鎌倉宮前濱谷方を詰所として、区内を巡回し警戒に當つた。その後三團體員の外に各戸より一名宛(但し別荘は除く)出動、自警團を組織し團長に區長を充てその他の幹部には各團體の役員を以てし、毎夜役員一名その他九名出動し、三班に分れ、終夜金棒を曳き警戒に努めたが、十一月下旬之を撤廃した。

△西御門

九月四日師範學校寄宿舍東側の道路上に假小屋を建て之を自警團詰所に充てた。詰員は毎夜區内各戸輪番を以て六人宛出動し、抽籤にて二人宛三組を作り、一組は區内を巡回し、一組は小屋前の道路上にて監視に當り、一組は巡回番の至る迄休息することゝし、之を時間制度にて繰返し、午後九時より翌朝五時まで勤務した。巡回の順路は頼朝公墓前より東御門に至り引返して師範學校裏塀に沿ふて大臣山下島村邸より西御門一圓に到るのであつた。詰員の夜食は一人當り十錢とし、薪炭等に要する経費は凡て區内有志の自發的寄附に依つた。警戒中數回不良鮮人が師範學校内に忍入つ

たと云ふ情報に接し、大倉の自警團及警備中の海軍水兵等と協力して搜索に當つたが、幸に虚構の説であつた爲、何の事故もなかつた。詰所は翌年三月二十日に撤廃した。

△雪ノ下

九月三日遅早く自警團を組織し、置石、横町、岩谷堂、大倉、坂町の五ヶ所に詰所を設けた。詰員は毎夜一ヶ所に六名宛出動し、二名宛一組になつて部内を巡回した。勤務時間は午後八時より翌朝五時まで、十一月三十日之を撤廃した。

當區は置石の目抜きの場所が焼失し、倒潰家屋も極めて多く、加ふるに料理、旅館、飲食店、商舗等、震災に依り一時其の生業を失つた者が多かつた、め、食糧に窮し住居に困難し、尙避難者の往來頻繁にして雜踏を極めたので、區内の治安維持については容易ならぬ苦心を要したことであつた。而し軍隊の警備、警察當局の警戒宣しきを得、尙八幡宮境内に憲兵分遣所が設置され、軍隊撤退後と雖も警戒上に多大の便宜を得たので、幸に事故と稱すべきものがなかつた。

△扇ヶ谷

當區は所謂伍長制度の舊慣に依り、區内を十組に分ち、各組より毎夜三名宛出動し、八坂大神境内に假小屋を設け之を詰所兼自警本部とし、齋田區長團長となつて専ら警戒に努めた。始めのうち

は各自竹槍や棍棒を携帶したり思ひくの武装をなし、齋田園長の如き腰に石油の空罐をぶらさげ、之を敲き異様の音響を立て、各團員を激励したなど特筆すべき熱心さであつた。夜食は配給品のパンや區長の寄贈に依るふかし芋などを以て辨じた。

當區は鐵道の隧道と龜ヶ谷坂とに依りて山の内大船方面に聯絡し、小袋坂の閉塞によつて避難者は凡て此の兩道を往來したので、流言浮説の盛に流布される頃は、之が警戒に非常な苦心を要した。而して十一月下旬自警團を解散し、その後は區の傭使する火番人をして夜警に當らしめたが、幸に事故はなかつた。

△小町

當區は本町交通上の中心で、且つ救護警備等應急施設の策源地であつたため、一時は名狀すべからざる混雜を呈した。従つて警戒は最も嚴重なるを要したのであるが、軍隊警察等の警備本部は概ね當區内に之を置かれたので、區民は他區に比し大に安堵の思をなした。而し種々の流言浮説は避難者通過の關係上、最も速に流布される位置にあつたので、災後罹災者の武装状況は、當區が最も早く且つ最も殺伐であつた。

自警團は有志の部分的夜警に始まり、まづ驛前は構内自動車小屋、驛裏は御成小路四ツ角附近、

瀬戸耕地は濱野方、警察署前は松並木、下町は石渡與太郎前等に詰所を設け、其の部内各戸より十名宛出動、在郷軍人消防組員青年團員等の應援を得て、徹宵警戒に努めた。九月九日瀬戸耕地飯島屋の物置を事務所として、此の方面三ヶ所の詰所を之に統一し、更に二十七日瀬戸橋南の焼跡に移した。下町上町中町は依然舊位置を動かず、何れも毎夜各戸輪番にて十八人宛詰め、午後九時より巡回し、翌朝六時解散する掟であつた。詰所は翌年一月末日撤廃したが、幸にして事故はなかつた。

△大町

震災直後主として青年團員が自發的に警戒の任に當つたが、十月一日より統制ある自警團を組織した。即ち米町、辻魚町、傘町、名越、松中、町小路の六町内に、夫々假小屋を建て之を詰所に充てた。詰員は一ヶ所に付毎夜輪番にて四名宛出動し、一時間おきに二名交替で部内を巡回した。

勤務時間は午後八時より翌朝五時まで、詰員の夜食に充つるため區から一人當り十錢宛支給された。各詰所は一齊に十二月末日限り撤廃した。

當區名越坂には當時十數名の朝鮮勞働者が居住してゐたので、警察官は日夜監視に努め一般區民も亦それとなく警戒したので、自警團の夜警に於ても注意を怠らなかつたが幸に至極平靜であつた。

△亂橋材木座

上町、海岸通、火見櫓の下及光明寺前の四ヶ所に詰所を設け早くより警戒に當つた。その始めに於ては、青年團員在郷軍人消防組員等によつて、自警團が組織され、日夜多數出動して警戒及物資の配給等に努力したが、十月よりは各戸輪番を以て一ヶ所に付毎夜六名宛出動し、専ら夜警に當つた。勤務時間は午後八時より翌朝四時半まで、六名の内二名宛一組となり町内を巡回し、その歸るを待ちて次の一組が出動すると云ふ方法をとり、夜中巡回しない時間のない様に努めた。十二月下旬に至り、區の雇傭する火番人に夜警を譲り詰所は之を撤廃した。

當區光明寺境内には三菱の救恤品が格納されたので、之が警戒に付ては軍隊が専らその任に當つたが、又區の自警團員の警戒を煩はすことが妙くなかつた。

九月十三日には沖に外國軍艦が碇泊したので人々は驚異の眼をみはり、自警團員は直に之を軍隊に報告したが、まもなくアメリカ軍艦で怪しきものでないことが判明し安堵した。又九品寺附近でどこから來たものか朝鮮人四人を發見し人だかりがして騒が大きかつたが、自警團員は之を穩かに取扱ひ警察署に引渡した。之に對して何等苛酷の行爲のなかつたことは、當時の殺氣立つた人々の氣持としては珍らしく沈着溫順の處置であつたと云ふことが出來る。

△由比ヶ濱

當區は逸早く公會堂に區の事務所を開設して之を本據とし、公會堂前、海岸通仁尾邸及間島邸前、下馬松並木等に自警詰所を設け、武井區長總指揮者となり在郷軍人消防青年の三團體役員が所屬團體員を指揮し、之に區役員其の他の有志も加はつて晝夜警戒に努めた。又鎌倉劇場附近の有志は、塔ノ辻三角點に小屋を設け自警に任じた。

始めは主として三團體員が各部署を受持ち、師範學校より借受けた教練用の小銃で武装した警戒哨を配置したりして物々しい警戒振りを發揮したが、まもなく之を廢した。後各戸より輪番出動した男子一日約三十人を各詰所に配置し、晝間は配給品の給與、避難者その他の旅行者の宿泊及区内の案内等に從事し、夜間は區内を巡回して専ら事故の防止に努めた。當區は他區に比して別荘居住者その他の移住者が多い爲、之等の家庭の見舞訪問等の來往者が頻繁を極めたので、その應接案内等に忙殺される有様であつた。

十二月二十五日自警團を解散し、その後は三團體のみ夜警に任じた。警戒中劇場附近の出火一件を大事に至らしめず消し止め、九月七日由比ヶ濱海岸に海賊船襲來し、當區内に乗組員が潜伏したとの報が傳はり、大騒ぎしたがまもなく虚報であることが判明して安堵した外、幸にして事故と稱すべき程のものがなかつた。

△長 谷

當區は遅早く神明前消防器具置場に救護事務所を設け、區役員及有志等之に詰め臨機の措置を講じてゐたが、次で自警團詰所をも之に併置した。詰所には在郷軍人消防青年各幹事が指揮に當り、各戸より男一名宛輪番出動し毎夜二十名宛詰め、始めは三人を一組としが、後四人を一組として區内を巡回し、軍隊及警察官と連絡を保つて不眠不休警戒に努めた。區民に對してはなるべく深夜の往來を避けしめ、避難者其の他の旅行者に對しては詰所に宿泊せしめたり、村境又は隣區の詰所まで附添ひ案内をなす等、専ら事故の防止に努めた。然るに九月七日由比ヶ濱に見馴れぬ石油發動機船が二艘碇泊したので、時節柄忽ち海賊船襲來の報が流布され、人々は愕然色を失つた。自警團は時を移さず海岸に出動し、船體を砂濱に曳き揚げ發動機の要部を除去して航行不能に陥らしめ、乗組員は詰所に引致して警察官の處置を求めた。かく敏速嚴重に行動したので附近の人々は大に安堵したが、一時は全町内に傳播され異常の刺戟を與へたのであつた。此の外當區が大佛坂を以て深澤村に境し、藤澤方面に對する交通上の要所に當り人車の往來頗繁なるにも拘はらず、此の方面の事故は皆無であつた。

△坂の下

當區は區の配給事務所の隣地及消防器具置場の二ヶ所に詰所を設けた。始めは在郷軍人消防組青年團等に依つて自警團を組織したが、十月十日よりは各戸より輪番出動することゝし、晝間は八名夜間は十五名宛詰めた。晝間は主として詰所にあり通行人の地理指導尋ね人の案内等に努め、夜間は三名一組となり區内の巡視に當つた。當區海岸寄りは海嘯の爲慘害を蒙つたので罹災者の救護には非常に困難したが、又その混亂裡に於ける治安の維持に努めた自警團の勞苦も尋常ではなかつた。而し幸にして格別の事故もなく十二月二十日詰所を撤廢した。

△極樂寺

上下の二ヶ所に詰所を設け震災直後より三週間、人心の最も浮動した時期に於て極力警戒に努めた。その出動延人員は約百五十名である。

第四章 流言蜚語

九月一日夜より本町にはまづ横濱市の罹災者が避難し來り、續いて東京方面の避難者及避暑に居残つた家族の安否を氣遣つて尋ね來る者等續々入り來つたので、町内は非常の混雜を呈した。然るに之等外來者の口から、期せずして京濱兩市の慘狀が傳へられ、町罹災者は今更驚異の眼をみはり、一層不安の度を深からしめたのであるが、之と同時に、種々の流言蜚語が傳播されたので、何れも戰慄を禁じ得なかつたのである。而してその最も驚異に價するものは、横濱市に於ける不逞鮮人の暴狀と、東京市に於ける不平團體の跋扈とであつた。

當時人々は震災に對する恐怖の爲、既に自己の存在にすら危惧の念を抱いてゐた位であるから、かかる沒常識の流言浮説に對しても、之を冷靜に批判するの沈着を缺き、其の脅威に打勝つの勇氣に乏しかつたことは、争ふべからざる事實であつた。故に、傳はれば直に之を信じ、而して直に之が對策に惱む有様で、人心は愈々惑亂するに至つた。茲に於て、海軍警備隊は流言蜚語の傳はるに従つて直に之を否定し、町當局も印刷物の散布又は掲示等に依つて、極力其の妄信すべからざることを宣傳し

た。

一方關東戒嚴司令官は、三日告諭を發して、「不平團體蜂起の事實を誇大流言し却つて紛亂を増加するの不利を招かざること」を警告し、尙同日山本首相も對鮮人問題に就て告諭を發し、「民衆自らみだりに鮮人に迫害を加ふるが如きことはもとより日鮮同化の根本主義に背戻する」旨を警告したが、更に七日には左の如き治安維持に關する勅令が公布された。

勅令第四〇三號

出版通信其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス暴行騒擾其ノ他生命身體若ハ財產ニ危害ヲ及ボスベキ犯罪ヲ煽動シ安寧秩序ヲ紊亂スルノ目的ヲ以テ治安ヲ害スル事項ヲ流布シ又ハ人心ヲ惑亂スルノ目的ヲ以テ流言浮説ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右勅令の公布に依り、流言浮説の徹底的取締を見るに至つたので、罹災者は大に安堵の思をなした。當時如何なる流言浮説が宣傳され、治安を害し人心を惑亂したか、左に一二の例を擧げて後日の参考に供すること、しやう。

一、横須賀鎮守府司令部の發表した九月三日及四日の情報に、左の如き事項が掲げられ如實に流言浮説の内容を示してゐる。

△當地方ニ於ケル朝鮮人ニ關スル噂ハ概々虚報ナリ。彼等ト雖モ皆惡人ニ非ス妄ニ虐待スルナ

△大島ノ陥没海嘯ノ噂等アル由ナルモ囁言ニダマサル、ナ

△先日來不逞鮮人襲來ノ噂ガ喧シカツタガ何レモ虚言デアル實例二三ヲ舉グレバ

(イ) 長井村ニ怪シキ船來リ鮮人ガ上陸シタトノ通知ガ頻リニアツタガ、陸軍ガ偵察ノ結果其ノ
船ハ安房方面ノ船デ薪ヲ他地方ニ送ル途中水ヲ貰ヒニ來タノヲ鮮人ト誤ツタノデアル

(ロ) 佐野方面ニモ不逞鮮人六十名ガ入ツタトノ噂デアツタガ、是レ又陸軍ノ偵察ノ結果虚言デ

アツタ

(ハ) 野島ノ方カラ鮮人百名ガ襲來トノ警報ガアツタガ、海軍デ偵察ノ結果コレモ全部虚言

尙横須賀戒嚴地司令部に於ては、對鮮人問題の宣傳に伴ひ、罹災者の反撥的敵愾心から、彼等に
危害を加ふべきことを憂慮し、善良なる朝鮮人保護の爲、朝鮮人收容所を設けたが之に付て前記情
報中に左の如く傳へてゐる。

△朝鮮人收容所ヲ不入斗練兵場ニ設ケアリ朝鮮人ハ同所ニ行ケ安全ニ保護シテヤル。

二、横濱市に於ける不逞鮮人は、殺人掠奪強盜強姦等狂暴の限りを盡した如く傳へられた。當時同市には住所不定の鮮人労働者が多數糊口の途を失ひ、路頭に迷ふに至つたが爲に、窮餘或は如上の狂暴を敢行した者があつたかも知れないが、後日の調査に依れば、世上に流布された程、重大事件を惹起しては居なかつた様である。而し九月十二日横濱倉庫に配給米の受領に赴いた時、倉庫前の川中には未だ一個の死體が浮いてゐたが、附近の住民は「あれは朝鮮人で、ぶち殺されたんですよ。」と小氣味よけに吹聴してゐた。それが果して朝鮮人であるかどうかは確證を得なかつたが、之によつても一部鮮人の暴行とそれに對する復讐的の殘忍なる制裁の行はれてゐたことが想像されるのである。

本町に傳はつた鮮人問題の多くは、同市に於ける暴行が誇大に流布されたものであるが、又前記鎮守府司令部の情報中にある流言と大同小異のものであつた。即ち鮮人何百名鎌倉方面に向つたとか、何街道では婦人が襲はれたとか、何村に鮮人何名現はれたとか、何村では遂に鮮人を殺戮したとか云ふ類のものであつた。又井戸に毒薬を投入するから夜は井戸の蓋を嚴重にしろ、と云ふ様な警告も流布され、罹災者をして戰慄せしめたのであつた。故に罹災者は常に鮮人の襲來に對する警戒を怠らず、夜間は燈火を滅して注視を避け、バラツク居住者の中には、わざく要害の地に居を

移す者などもあつた。されば聊かの異變に際しても、直に鮮人の暴行を聯想し、見馳れぬ異風の人を見ては、鮮人と誤り恐れ「それ朝鮮人が……」と云へば、泣く子もだまる有様であつた。

三、鮮人問題と共に罹災者を戰慄させたものは、放免囚人の暴行説である。横濱刑務所は焼失したため、在監囚人を放免したが、彼等は起居に自由を得たが、所詮糊口を得るの方便を失ひ、且つわが身の處置に窮した結果、諸所に流浪徘徊して狂暴を敢行するが如く流布されたものである。

四、東京に於ける不平團體の暴動は、その實質に於て鮮人問題より遙かに重大で且つ恐るべきものであつた。何となれば、彼等一味はまづ帝都に於て蜂起し、關西地方に於ける同係團體の共鳴を得、尙海外の思想團體とも連絡あるが如き、計畫的暴舉であると流布されたからである。彼等は市中到る所に於て爆弾を投じ、火を放ち、掠奪を行ひ、尙軍隊と衝突して市街戦が開始されたとか、日本銀行が爆破されたとか、國家的重大の暴動を敢行したと云ふことであつた。又彼等は鮮人集團とも機脈を通じ、盛に之を煽動したとも傳へられた。就中最も奇抜なことは、彼等はこの大震災を豫知し、其の混亂に乗じて、計畫的暴動を敢行し、日頃の鬱憤を晴し、其の所信に邁進しやうとしてゐたのだと云ふことさへ流布された。而し當局は震災の勃發と同時に、其のラツクリストに採録された注意人物に對しては嚴重なる監視をなし、一時は彼等の中の主要人物を

して、安全地域に退去せしめたとも傳へられた位で、之も鮮人問題と同様、何等根據のない流言にすぎなかつた。

五、右の外震源及被害状況に關する憶説として

イ、大島や江之島の陥没

ロ、富士山の爆發

ハ、海嘯及地震の再來

ニ、火山島の出現

ホ、海賊の横行

等が傳へられたが、何れもその事實はなかつた。

かくして一時は震災地を風靡し、罹災者をして寸時の安眠をも與へなかつた流言蜚語も、軍隊警備の充實と當局取締の普及とによつて、何時とはなく消散し、人心は漸次安定に赴いた。

參 考 編

一、罹災者救濟金品寄附者

震災罹災者救濟費寄附額は金七萬九千六百五拾五圓拾六錢五厘で、其の芳名は左の如くである。(敬

稱を略す)

金壹千五百圓也	山 階 宮 家	金貳 千 圓也	鎌倉 銀 行
金參 萬 圓也	岩 崎 小 彌 太	金貳 千 圓也	莊 清 次 郎
金五 千 圓也	岩 崎 早 苗	金貳 千 圓也	村 田 久 吉
金五 千 圓也	池 田 仲 博	金壹千五百圓也	廣瀬 利 兵 衛
金五 千 圓也	島 村 環	金壹千五百圓也	諸 戸 清 六
金參 千 圓也	岩 崎 俊 彌	金壹 千 圓也	石 川 賢 治
金貳 千 圓也	富 岡 俊 次 郎	金壹 千 圓也	數 江 三 左 衛 門
金貳 千 圓也	川 崎 正 治	金壹 千 圓也	松 方 正 義

仁尾惟茂 長鋒郎 田村藤四郎
 箕田定吉 本多正憲 荒川已次
 本多正憲 荒川已次 箕田定吉
 磯見喜代松 永松熙載 谷爪生
 永松熙載 谷爪生 野々口光之助
 泰家 磯見喜代松 永松熙載

金貳百圓也 金貳百拾圓也 金貳百圓也
 金貳百拾圓也 金貳百圓也 金貳百圓也
 金貳百圓也 金貳百圓也 金貳百圓也
 金貳百圓也 金貳百圓也 金貳百圓也
 金貳百圓也 金貳百圓也 金貳百圓也

島津忠重 森岡平右衛門 島津忠承 伊東秀之介
 林健 橋木太吉 陸奥廣吉 大谷嘉兵衛
 串田萬藏 柳原愛子 前田利爲 下坂藤太郎
 伊井直安 春田源之丞

金壹千圓也 金壹千圓也 金七百圓也 金五百圓也
 金五百圓也 金五百圓也 金五百圓也 金五百圓也
 金五百圓也 金五百圓也 金五百圓也 金五百圓也
 金五百圓也 金五百圓也 金五百圓也 金五百圓也
 金五百圓也 金五百圓也 金五百圓也 金五百圓也

金參百圓也 金參百圓也 金參百圓也 金參百圓也
 金參百圓也 金參百圓也 金參百圓也 金參百圓也
 金參百圓也 金參百圓也 金參百圓也 金參百圓也
 金參百圓也 金參百圓也 金參百圓也 金參百圓也
 金參百圓也 金參百圓也 金參百圓也 金參百圓也

金參 拾 圓也

辻 茂 吉

金貳 拾 圓也

菱 谷 誠

金參 拾 圓也

鍋 倉 梅 子

金貳 拾 圓也

助 川 貞 利

金參 拾 圓也

志 和 池 榮 介

金拾 五 圓也

柴 山 矢 八

金貳 拾 圓也

石 橋 湛 山

金拾 圓四拾九錢五厘

建 長 寺

金貳 拾 圓也

金 塚 隱 居

金拾 圓 也

長 與 善 郎

金貳 拾 圓也

加 藤 六 藏

金拾 圓 也

相 原 幾 太 郎

金貳 拾 圓也

寺 内 時

金九 圓 也

メソヂスト教會

金貳 拾 圓也

市 川 幸 太 郎

金五 圓 也

谷 鐵 吉

金貳 拾 圓也

秋 庭 義 次

金五 圓 也

齋 藤 シ ゲ

金貳 拾 圓也

佐 藤 進 三

金五 拾 錢

上 村 長 貞

金貳 拾 圓也

島 田 勇 次

金貳 拾 圓也

寺 内 時

金五 圓 也

メソヂスト教會

金貳 拾 圓也

市 川 幸 太 郎

金五 圓 也

谷 鐵 吉

金貳 拾 圓也

秋 庭 義 次

金五 拾 錢

齋 藤 シ ゲ

金貳 拾 圓也

佐 藤 進 三

金五 圓 也

上 村 長 貞

憾とするところである。

食糧品衣類寝具等救護用物品を寄附せられたものも少くなかつたが、之等の物品は受領するや直に罹災者に配給した爲、記録を逸したものが多く、僅に左記十數氏を拾録し得るにすぎないのは甚だ遺憾とするところである。

公爵	氏名	罹災ノ場所	死傷別	罹災原因	石渡吉治
松方正義		一、亂橋 六木座			助川貞利
別邸		五木座			菱谷誠
	負傷				
		家屋倒漬ノ爲			

二、名士の罹災状況

本町に別邸又は住宅を有し若くは當時居住せる名士の、罹災状況は概ね左の如くである。

名士の死傷

侯爵	池田夫人仲博亨子	長谷五七五別邸	壓死同上
伯爵	故芳川夫人顯正貞子	一亂橋材木座	死同上
子爵	京極高德春	一〇一別邸	
男爵	野崎定義	九四九別邸	
文學博士	母堂泰子	長谷自邸	
醫學博士	厨川辰夫	亂橋材木座	
文學博士	上杉勝剛	七九二別邸	
議院院長	富士川勝憲	亂橋材木座	
文學博士	小泉策太郎	七九二別邸	
文學博士	游	七九二別邸	
子爵	同	七九二別邸	
谷ヶ扇	半瀆	七九二別邸	

名士の別邸及住宅の被害

谷ヶ扇		下ノ雪		地在所		爵官職名		氏名		被害別	
子爵	侯爵	議院院長	文學博士	子爵	上杉	上	上	吾妻	勝剛	山階宮邸ニテ	亂橋材木座下河原
本多正憲	花山院親家	小泉策太郎	富士川勝憲	同	同	同	同	同	同	同	同
破損	半瀆	半瀆	半瀆	同	同	同	同	同	同	同	同
谷ヶ扇		別在所		爵官職名		氏名		被害別		別在所	
侯爵	同	實業家	銀行業	男爵	岩崎小彌太	同	同	同	同	海岸橋通行中	死同上
鍋島直映	莊清次郎	串田萬藏	土岐儀	同	同	同	同	同	同	山階宮妃殿下拜診中	死同上
半瀆	破損	同	同	同	同	同	同	同	同	倒瀆ノ爲	死同上

由			町 大						町 小			
侯爵	同	公爵	文學博士	海軍中將	顧宮問官中	男爵	子爵	子爵	實業家	陸軍中將	議貴族員院	男爵
徳川義親	島津忠重	松方正義	佐々木信綱	船橋善彌	吉田要作	柴山昌生	園池公致	木下利玄	相馬半治	中田時懋	黒岡帶刀	郷誠之助
半潰	同	全潰	同	同	同	半潰	同	半潰	全潰	半潰	同	全潰

濱 ケ 比

陸軍大將	同	同	男爵	子爵	同	同	同	伯爵	二位局	同	同	侯爵
山梨半造	辻太郎	高橋新八	山本達雄	東園基光	松平基光	戸田承	芳川氏共	柳原寛治	島津廣吉	細川愛吉	中山忠子	輔親子
半潰	全潰	燒失	半潰	全潰	同	半潰	同	全潰	破損	同	同	全潰

濱 ケ 比 由

同	同	同	同	實業家	農學博士	同	醫學博士	法學博士	工學博士	議眾議員	同	議貴族員院
井坂孝	長鋒郎	間島弟彥	浅野總一郎	安田善次郎	大串菊次郎	小川劍三郎	土肥慶藏	穗積重威	福井松雄	田中善立	山本悌二郎	仁尾惟茂
同	全潰	半潰	同	同	同	同	同	同	全潰	燒失	同	全潰

材 橋 亂

濱 ケ 比 由

文學博士	議貴族員院	大元大臣藏	同	男爵	伯爵	同	同	同	同	同	同	同
厨川辰夫	水町袈裟六	勝田主計	三井高修	西竹一	伊達宗紀	林健	伊地知虎彥	富岡貞吉	日高榮三郎	伊東秀之介	米山梅吉	麻生二郎
全潰	半潰	全潰	半潰	全潰	半潰	全潰	同	燒失	同	同	同	同

谷長								木座			
同	同	同	子爵	同	侯爵	同	公爵	實業家	醫學博士	工學博士	法學博士
井伊直安	大浦兼一	內藤賴輔	高辻宣麿	前田利爲	池田仲爲	佐々木高志	三條實憲	堀越秀麿	岡田和次郎	今岡純一郎	上杉慎吉
半瀆	同	同	同	同	同	全瀆	半瀆	流失	同	同	同

谷長								男爵			
同	實業家	法學博士	議衆議員院	議貴族員院	同	同	同	同	同	同	同
藤田謙一	大橋進一	高根義人	前田米藏	小林暢	久保讓	森村開	池田作	九鬼一	内鬼勝二	鍋島勝藏	都筑忠陸
流失	同	同	同	同	全瀆	半瀆	同	全瀆	同	同	半瀆

坂ノ下		谷長		實業家		岩垂邦彥		破損	
工學博士	議族院員	侯爵	伯爵	池田	田中	益田	孝政	全潰	
真野文二	犬塚勝太郎	酒井	大村	純	英	同	半潰		
		全	橋	橋					
半潰									
寺樂極		醫學博士		小宮悅造		同			
法學博士	農學博士	衆議院員	海軍中將	岡崎邦輔	上田萬吉	同	半潰		
	法學博士	新渡戸稻造	山縣文藏	同	同				
青木徹二									
同									

三、鎌倉同人會と鎌倉俱樂部の活躍

鎌倉俱樂部の建物（小町二百八十七番地所在）は第一震と共に倒潰してしまつた。

震災直後、流言蜚語の喧しき折柄、罹災者の中には自衛の爲、兵仗銃器を携帶する者渺からず、却て事故を醸すの惧があつたので、鎌倉同人會は率先して各自警團又は持児器者に對し、之が解除を警告し、町内の治安維持に努めた。

九月六日及九日の兩日に亘り、鎌倉俱樂部後庭松林中に同人會理事及俱樂部幹事の聯合協議會を開

き、陸奥俱樂部會長の發議により、兩會員中の有志から臨時寄附金を募集し、當時缺乏の極に達した薬品及衛生材料を購入して、傷病者救護の爲に提供することを決議した。その寄附金は左の如くである。

金五百圓	伊東米治郎	金百圓	荒川巳次
金貳百圓	岩永郷子	金百圓	池田豊作
金百圓	陸奥廣吉	金百圓	森駿藏
金百圓	春田源之丞	金百圓	村田久吉
金百圓	西幸廣	金百圓	上野昭道
金百圓	箕田定吉	金百圓	川上直之助
金百圓	堀井元紀	金百圓	富岡周藏
金百圓	栗田傳兵衛	金百圓	川崎正治

九月十日、薬品其の他購入のため、鎌倉小學校訓導寺内時二、市川幸太郎兩氏に委嘱し、名古屋市に出張せしめた。兩氏は田浦町船越まで徒步同所より軍艦關東に便乗し、清水港に上陸、汽車にて名古屋に赴き、同市の愛知醫科大學教授酒井繁氏の斡旋に依り、金壹千圓を以て所要の薬品其の他を購

入し、清水港より軍艦に搭載して、九月十六日當町に廻送せられたので、直に之を鎌倉郡醫師會に寄附し、傷病者救護上に一大貢獻をなした。寄附した薬品其の他の種目は左の如くである。

品	名	數量	品	名	數量
クレゾール	石鹼液	一〇〇号	ヒ	マシ油	一五〇号
石炭	酸	一〇〇号	苦味丁	幾	五〇本
稀鹽	酸	五〇本	デキタリス葉末	三号	
藥用葡萄	酒	一〇〇本	デキタリミン	二百五十五本	
赤			タナナルビン	五号	
昇汞	酒	一〇〇号	過酸化水素水	三〇号	
イヒチオール	鉛	三〇本	繩帶木綿	三〇〇反	
醋酸	鉛	一〇号		一〇〇反	
次硝酸蒼鉛		二〇本			

圖數十部を寄贈し、守備警衛配置の上に便宜を與へた。

又寫眞師山邊善次郎をして社寺其の他重要地點の被害狀況を撮影せしめ、之を各方面に寄贈し希望者には實費を以て頒與し前古未會有の震災記念たらしめた。尙震災直後より救護に警備に日夜盡瘁したる當町青年團、在鄉軍人分會、消防組に對し、金壹千圓を寄贈して慰勞の意を表した。

鎌倉同人會理事長 荒川巳次

鎌倉俱樂部會長 陸奥廣吉

四、御用邸内避難民團狀況

御用邸内に避難した罹災者は一團となつて救護警備等専ら自衛に努めたが、九月四日事務所を設けて自治的組織を形成し、統一ある救濟を受くること、なつた。而して九月十九日事務所を解散し、同邸内を退去するに當り其の狀況報告書を本町に提出されたが、當時の最も意義ある參考資料の一として茲に採錄する。

報告書

大正十二年九月一日ノ大天災ニ當リ、當御用邸内ニ避難シ來リタル者ハ、七十三世帶此人員三百六十名ニシテ假小屋ノ數三十七戸ニ及ビ、雜然トシテ各戸其ノ頼ル處ヲ知ラズ(以下數行略)

茲ニ於テ九月四日朝有志相謀リ御用邸避難民ノ一團ヲ作り、事務所ヲ設ケ下名等其ノ役員ニ就任シ改メテ町役場御用邸役人海軍警備隊本部等ニ届出デ、統一アル救濟ヲ受クルコトトナシタリ。

爾來町役場ヨリ配給サルル救恤品ノ受授ヲナシ、揭示告示サレタル事項ヲ轉載シテハ、各人閱覽ノ便ニ供シ、郵便物集配ノ代行ヲナシ、醫員ハ懇切ニ傷病者ノ診療ニ從事シ、又避難者中吾人ノ舉ヲ多トシ、金品等ノ寄贈ヲ受ケタルモノハ、事務所用ローソクヲ買入レ、或ハ生活必需品ノ一部ヲ買入レ分配シ、寄贈ヲ受ケタル菓子類ハ子供等ニ分與シ、邸内數ヶ所ニ便所ヲ設ケ、衛生ニ注意スル等、本團組織ノ目的ノ爲ニ努力シ、幸ニ大過ナク今日ニ及ベリ。

此ノ間避難者ノ退去新入等常ニ増減アリ、九月九日ニハ假小屋四十三戸八十一世帶人員四百六人ニ及ビタルモ、爾後漸減シテ本日現在ハ假小屋二十八戸三十五世帶人員百六十四人トナリタリ。

前古未會有ノ大災害モ、各行政當局臨機ノ措置其ノ宜シキヲ得、舉國互助ノ精神大ニ發揚セラレタル爲、人心漸時安定ニ赴キ、當團又如此人員世帶數ヲ減シ、尙追日退去スル者多キノ狀況ニ鑑ミ今大正十二年九月十九日ヲ以テ、當團事務所モ解散スルコトトナシタリ。依テ町役場ヨリ配給サレタル救恤品ノ殘品

一、立米約八斗、一、外米約二石四斗、一、鹽、醬油、溫餉粉、芋、ローソク等若干、一、種油一罐

一、石油二罐

ハ各世帶各人員ニ割當テ配分シ、尙一時當御用邸内ニ避難サレタル三井高達家ヨリ、當事務所用トシテ寄贈セラレタル蒲團四枚蚊帳一張藤椅子三脚其他ハ、罹災避難者中ノ希望者ニ相當價格ヲ定メ入札ノ形式ヲ以テ賣却讓渡シ、金五十七圓四十五錢也ヲ得テ、立退後ノ清潔費其ノ他ニ充當シタリ。(但シ此收支明細書別表ノ如シ)

又事務所開設以來金員其ノ他ノ寄贈ヲ受ケタルモノ左ノ如シ。

一、金拾 圓也 無名氏 一、石油乳劑三罐 山階宮家

一、金五 圓也 橫田軍醫 一、ハイトリ紙五十ヶ 同上

一、菓子若干 三井高達家 一、ローソク 同上

一、藤椅子三脚外數點 同上 一、醬油一樽 同上

一、菓子若干 豊島屋

尙九月十六日、賀陽宮大妃殿下御引揚ゲ、山階宮妃殿下靈柩東京ニ向ケ御發向ニ際シテハ、左右田信二郎、島田勇次避難民ヲ代表シテ停車場ニ奉送申シ上ダタリ。

(別表) 收支決算書

(收入ノ部)

一、金拾五圓也

一、金參拾六圓四拾五錢也

一、金貳拾壹圓也

合計 金七拾貳圓四拾五錢也

(支出ノ部)

一、金參圓參拾五錢也

一、金參圓六拾錢也

一、金參圓貳拾五錢也

一、金參拾錢也

一、金六拾五錢也

一、金拾八圓七拾錢也

一、金五圓也

石油買入代金

事務所雇員謝禮

事務所手傳人謝禮

特志家寄贈金
寄贈品入札賣得金

同入札外賣得金

漂餡買入代

味噌買入代

菓子買入代

ローソク代

葛蘿代金

一、金貳拾貳圓六拾錢

合計 金七拾貳圓四拾五錢也

右ノ通ニ候也

以上當團事務所解散ニ當リ開設以來ノ事務概況ヲ錄シ報告スル事如件

附 記

本報告ハ鎌倉町長竝ニ御用邸管理人ニ提出シ後日ノ参考ニ供スルモノ也

大正十二年九月十九日

鎌倉御用邸内避難民團事務所

團 長	左 右	田 信 二 郎
副團長	石 橋 漢	山
事務長	島 田 勇	次
事務係	松 宮 三 郎	
同	毛 馬 內 貞 造	
同	藤 村 彌 作	

醫員 飯室醫學士
同久代醫師
同橫田軍醫

五、日本メリヂスト鎌倉教會の被害とその復舊

教會々堂及牧師館は全潰し、婦人事業館のみ辛うじて倒潰を免れた。其の損害見積高は三萬余圓に及んだが幸にして一名の死傷者もなかつた。

九月三日約八坪の假小屋を建て、一時の避難所に充て、同九日日曜學校を開き禮拜説教を試みた。

當日の禮拜獻金九圓余は震災後に於ける獻金の初穂なれば、本町罹災者救濟費として之を役場に寄附した。

十月末に到り半永久的建物を築造し、別に天幕二十張を用意して、簡易托兒所及幼稚園を開始した。然るに托兒所には一名の申込もなかつたが、幼稚園には二十數名の申込があつた。其後日曜日毎に、日曜學校及禮拜説教を繼續して、精神的慰安及獎勵を與へんことを努めた。十一月末假牧師館を建築し、翌年二月倒潰を免れた婦人事業館に修理を加へ、更に家政館教職靜養館を新築し、正門石垣等の修理をなした。

大正十五年三月一日復興會堂の起工式を擧げ、九月末日鐵筋コンクリート造スレート葺の會堂を完成し、十月十日落成式獻堂式を擧げた。又昭和二年三月十七日牧師館を完成したが、是等應急復興施設に要した經費は實に五萬圓を越え、日本メソヂスト教會震災救濟會の見舞金、同教會復興事業委員の助成金、其の他教會員及篤志者の寄贈金等を以て之を支辨した。

六、特別保護建造物及國寶の修造

罹災社寺の特別保護建造物及其の所藏に係る國寶の保存については、震災直後文部省の技師中川忠順氏等の巡視或は當該管理者の周到なる用意に依つて全きを期せられた。次で之が修造については權威ある各専門家の手に依り、經費は概ね國家之を補助し、大正十三年十一月初より夫々着手された。その模様は概ね左の如くである。

一、特別保護建造物たる建長寺の佛堂昭堂及唐門の復舊については、當時の知事清野長太郎氏内務部長市村慶三氏以下の關係官吏委員となり、文部省の安間技師等工事監督其他の要務に任じた。昭堂は全潰を免れたので大正十四年十月先づ竣工し、佛殿及唐門は翌十五年五月に至り工を竣へた。

二、特別保護建造物圓覺寺の舍利殿も前者同様の計畫に依り大正十四年十月重修工事を完了した。

同寺所藏の國寶虛空藏菩薩繪像北條時宗右文書軸は東京の經師遠藤三左衛門氏の手に依り修理され

た。

三、特別保護建造物鶴岡八幡宮一の鳥居は、巨材の要部破碎して復舊の見込立たず、未だに殘骸を曝してゐるのはまことに遺憾に堪へない。

四、佛像の修造は奈良美術院より派遣された明珍恒男、藤村新治郎、榎本義春、酒依清太郎、新谷徳松、藤田直三、川邊留吉、野間清三、三善光雲、白石宗雄氏等の彫工、漆工、木工が從事し、文部省の技師中川忠順、古社寺保存會委員新納忠之介兩氏が監督の任に當つた。修造場は始め鶴岡八幡宮境内に急造された憲兵隊駐屯所のバラツクを充當し、大正十四年四月中旬より寶戒寺に移轉した。而して昭和三年五月末日を以て一先づ修造を了したが、此の時修造された佛像は左の如くである。

名	稱	員數	所 有 者	名	稱	員數	所 有 者
木造釋迦如來立像	一軀	同	極樂寺	木造夢窓國師坐像	一軀	同	瑞泉寺
木造釋迦如來坐像	一軀	同	木造北條時頼坐像	一軀	同	建長寺	
木造不動明王坐像	一軀	同	鬆漆須彌壇	一基	同		
木造十大弟子立像							
拾軀							
同							
木造閻魔王坐像	一軀	同					
圓應寺							

木造地藏菩薩立像	一軀	覺園寺	木造初江王坐像	一軀	圓應寺
木造地藏菩薩坐像	一軀	寶戒寺	木造俱生神坐像	二軀	同
木造歡喜天立像	一軀	同	木造地藏菩薩坐像	一軀	淨智寺
木造阿彌陀如來坐像	一軀	淨光明寺	木造聖觀音像	一軀	東慶寺
木造兩脇侍坐像	二軀	同			

五、高徳院の國寶銅造阿彌陀如來坐像即所謂大佛は、東京市の戸田組之を請負ひ、佛體は特に帝室技藝委員新海竹太郎氏主任となつて、十三年十二月より修補を加へ、翌十四年五月復座及鑄工兩工事を完了し舊觀に復した。修理の際頬及顎のあたりに金箔の殘存せるを發見したが、創建當時は佛身全部を金箔にて彩つたものではなからうかと云はれてゐる。

七、圓覺寺佛殿柱の記録

倒潰した圓覺寺佛殿の柱の臍幅一尺五寸に墨書せる左記記録が發見された。之に依れば、元錄十六年十一月の鎌倉大地震に、同寺佛殿の倒潰したこと、並に其の復舊に三年を要したと云ふことがわかる。

奧元錄十六癸未稔霜月念二日之夜月明星稀山鳴谷響大地震動誠未曾有也吾山遇此殃殿堂門廬無而不傾例(二字不明)山中老若相議普借末派之衆力(二字不明)寶永二年乙酉春三月如竟珠日再修造之功者也矣

本寺東堂月思軒大機是倫和尚

參暇續燈庵芳州法蘭西堂

都寺龍隱軒太原省岳前堂

監寺桂昌庵法信首座

維那佛日庵裏周龜首座

同正傳庵正應首座

加奉行壽德庵白堂昌清前堂

同白雲庵要谷惠闡前堂

幹綠役者

黃梅院義海昌宣西堂

歸源庵東嶽是岱西堂

寶永貳乙酉年三月吉祥日

奉行景福軒厚林中敦前堂

同松嶺院是琨首座

龍隱軒太原省岳前堂

富陽庵文令首座

統領大工

高階隼人 行年七十歲

同姓次郎兵衛行年三十歲

八、元録十六年の地震

圓覺寺佛殿柱の記録にあらはれた元祿十六年十一月二十二日の大地震に關する古記録の一部を茲に抄錄して参考に供しやう。

武江年表記事。

『戸障子たぶれ、家は小船の大浪に動くが如く、地二三寸より、所によりて五六尺ほど割れ、砂をもみ上、あるひは水を吹出したる所もあり。石垣壞れ家藏潰れ、穴藏搖あけ、死人夥しく、泣さけぶ聲、漸くに囂し、また所々毀たる家より失火あり、八ツ時過津浪ありて、房總人馬多く死す。内川一ぱい差引四度あり、此度より數度地震あり。相州小田原は分て夥しく、死亡のもの凡そ二千三百人、小田原より品川まで一萬五千人、房州十萬人、江戸三萬七千余人、合計十五萬四千三百余人』

震災年表記事

十一月二十二日夜丑之刻大地震にて(中略)同日同刻相州鎌倉大地震にて山内離山より建長寺まで在家のこらずつぶれ圓覺寺東慶寺明月院淨智寺建長寺大半破損、山々所々五丈づゝづれ候雪の下八幡石のきざはし樓門より下まで半分破損社堂のこらず石くちゆりちがひ山くづれ民家十分一はそんに及び候、金澤朝比奈切通往來もたへ候、金澤も大半そんじ候、由比濱大鳥居破損このとり居まで

津浪入申候、あらひ圓應寺ゑんま堂大破いたし候、光明寺津波入山々ゆりくづし破損致し候、こつ村(小坪村か)切とをし破損民屋のこらず津波にとられ、江の島辨才天岩穴は何事なく山々所々だけ津波入候、片瀬在家のこのず破損津波にとられ候』

九、役場の犠牲者

三橋喜三太郎君は坂の下六十番地千代松氏の長男で當時三十二歳であつた。衛生係に屬し掃除巡視で至つて實直な男だつた。

同君は巡視から戻ると何時もそのまゝの姿で使丁室の土間で、晝食をとるのが例になつてゐたが、その日も常の如く晝食をとり、しばし雑談の後右手の扉口から衛生係の室に向つて便所の前の廊下に出た所あたりで地震に遭ひ、表玄關の方向へ三間ばかり逃げた所……丁度會計室の入口のところで壓しつぶされたのである。同君から二間ばかり離れて表玄關の中程で下敷になつた者の話に依れば、初め蚊の鳴く様な微かな助けを呼ぶ聲を二言ばかり聞いたと云ふことであるが、恐らくはそれが同君の最後のものであつたらう。同君は建物の倒れた方向即ち南の方に向つて左を下にし横に倒れ、實に足部腰部頭部の三ヶ所を、みぢろぎも出來ないまでに壓しつけられ、殊に腰部は最も強く壓されたと見え裂傷を生じ鮮血は白ズボンを染め眞に痛々しい有様であつた。

因に同君の弟即ち千代松氏の三男浪太郎君(當時十七歳)は大町八百七十二番地共信銀行に勤務中同じく壓死を遂げたが、同時に二人の愛兒を失つた同家の悲嘆は如何ばかりであつたらう。

高橋理君は之も衛生係で書記兼掃除監督であつた。同君は大町宇塔ノ辻に住み、當日は事故の爲に缺勤してゐたが自宅は不幸類焼の厄に遭つた。之がために引續き缺勤してゐたが、五日始めて出勤し直に命を受けて藤澤町へ食糧引取の爲出張することになつた。その歸途は夜に入るべき豫定であつた爲、流言蜚語喧しき折柄護身用として知人から短銃を借り受け出發しやうとしたが、どう誤つたか突然發砲して胸部に命中したら一命をおとした。

同君は元巡查であつたが有名な粗忽者で宿直勤務中重大犯嫌疑の留置人に避けられ、それがため免職され後役場に奉職したものであるが、剽輕にして奇矯のある好人物で、町内でも衛生係の高橋さんと云へば、小學校兒童までがよく知つてゐると云ふ名物男であつた。生來のそゝかしさが災ひして不慮の死を招いたとは云へ、妻と五人の子女を残した同君の最後は實にいたましいもので一掬同情の涙にくれざるものはなかつた。

十、救護班補遺

本町の傷病者救護の爲に活躍した各地救護班の状況は本文中に詳述しておいたが、それら關係者の

書簡や報告書中本文に洩れた二三の事項を茲に採録して参考に供することとする。

林良材氏書簡(京都醫科大學救護班)

拜復震災誌編纂につき資料御蒐集の内左に當時を回顧しながら御問合せの件御回答申上候小生鎌倉日誌として詳細の日誌を認め居候間尙必要あらば何なりとも御回答に應じ申すべく候小生事其後官を辭し歐米漫遊昨年四月より當所に於て開業仕居候當時の診療班一行皆々健全にて各地に於て奮闘仕居り時々會合當時の追憶談に貴役場及御地方人より受けたる御厚意を感謝致居候（昭和三年一月二十六日）

第七師團軍醫部長報告の一節

業務ヲ援助シタル諸氏ニ就テ

鎌倉醫師會長大林二郎氏及同評議員平井雅尾氏ノ兩氏ハ非常ナル熱心ヲ以テ業務ヲ援助セラレタリ、大林氏ハ家屋崩壊妻及二子ヲ失ヒ僅ニ自身ノ危害ヲ免レ、平井氏ハ家屋全壊醫療器械ヲ失ヒ兩氏共ニ大ナル慘害ヲ蒙リシニ拘ラス日夜寢食ヲ忘レ救護事務ニ鞅掌シ當班ノ業務ニ多大ノ援助ヲ與ヘラレタルハ洵ニ奇特トスル所ニシテ此ノ舉ハ藤澤方面警備隊司令官ヨリ表彰セラル、而シテ鎌倉町醫師諸氏モ亦同シク業務ヲ補助セラレタリ、又鎌倉町搾乳業柴崎梅吉氏ハ當班入院加療中ノ傷病者ニ對シ

一人一合宛牛乳ノ救恤ヲ繼續セラレシハ奇特トスル所ナリ。

日本赤十字社富山支部報告ノ一節

救療ニ關シ特記スヘキハ感冒ヨリ誘引セラル、肺炎其他ノ呼吸器疾患ニ移行スルモノ及兒童殊ニ乳兒ノ營養不良患者絶無ナリシコトニシテ、幾度カ班員ニ奇異ノ感ヲ抱カシメシガ、之レ素ヨリ一般衛生思想ノ普及ニ外ナラズト雖モ、當時稍々回復シ且ツ氣候溫和ナルノ關係ニ依ルモノト思料セラレタリ。

當支部救療開始當時ハ物資缺乏シ且ツ浴場ノ開業セルモノナク稍々困難ヲ感ジタルモ漸次恢復シ差シタル窮乏ニ遭遇セザリシモ閉鎖迄晝夜ヲ問ハズ救療ニ從事シ且ツ其ノ間休日ヲ得ザリシ爲休養シ能ハザリシモ町當局有志ハ當班ニ對シ頗ル好意ヲ寄セラレ人情又濃ヤカニ或ハ健康ヲ考慮シ運動場ヲ設備セラル、如キ殊ニ警察當局ハ終始班員ノ動靜ヲ憂慮シ時々當班ヲ訪問セラル、等諸事多大ノ援助ヲ受ケタルハ克ク班員ノ志氣ヲ振作シ任務ヲ遂行スルニ多大ノ便宜ヲ得タリ、尙歸還出發ノ際ハ救護所附近ニ患者等螺集シ別離ヲ惜マル、アリ、驛ニハ多數官民有志患者ノ見送リアリタル等至ル所美シキ人情ノ發露ヲ見受ケタルハ誠ニ感謝ニ堪へザル所ナリ。

十一、拾遺五節

(一) 電燈の點火

小坂村川口村腰越津村の一部は九月十三日、鎌倉町は翌十四日配電點火されたが、之に依つて罹災民は非常に安堵の思ひをなした。『灯あかり』は實にたのもしいものである。

(二) 電車の運轉

七里ヶ濱の津浪、極樂寺隧道口の崩壊、その他全線軌道の被害の爲運轉休止中の江の島電車は、應急復舊工事を了し、九月二十四日より運轉を開始した。

(三) 名士來録

九月九日、臨時震災救護事務局中金事務官被害狀況視察

同日、陸軍大臣代理某騎兵中佐(逸名)宮家及松方公その他名士慰問並一般狀況視察

九月十三日、内務省技師中川忠順氏各社寺及所藏國寶の被害調査

九月十九日、帝國在郷軍人會本部より永沼中將及甲府聯隊區司令部より小關中佐被害狀況を視察し

本町分會を慰問す

同日、東京憲兵隊司令部副官岩佐憲兵中佐及赤木内務省監察官鎌倉警察署に付被害狀況調査
九月二十日、山内鐵道大臣扇ヶ谷川上別邸に避難中の松方公爵慰問

九月二十三日、名古屋市社會課長慰問

九月二十四日、戒嚴司令官山梨大將被害狀況視察

九月二十五日、金森內務省技師視察

九月二十六日、在鄉軍人會甲府支部三宅大尉慰問

九月三十日、大塚內務省警務課長被害狀況視察

十月二日、三矢內務省監察官震災後の一般狀況視察

十月四日、後藤内務大臣、財部海軍大臣、山内鐵道大臣、安河内知事の案内にて被害狀況視察

(四) 慰問行軍隊來鎌

壯丁出身地の慰問を主とし、次で民心安定の情況視察を兼ね、甲府歩兵第四十九聯隊より鎌倉郡出身者を以て編成したる行軍部隊將校以下三十名、九月十五日午前十時半到着、本町出身者には家族を呼び寄せ面會せしめた。本部隊は此の日本鄉村に宿泊、翌日高座郡各町村を慰問して歸隊した。

(五) 慰安活動寫眞會

罹災者慰安のため本縣聯合青年團主催のもとに、十一月十九日午後六時より停車場廣前で活動寫眞會を催し、帝都の震災實況その他の映寫をなした。當時もとより此の種興行物の慰安は全く之を奪は

れてしまつたので、非常に歓迎され老若男女雲集して實に盛會を極めた。

十二、町名譽職其他芳名

罹災者の救援救護其の他復舊復興施設等に對する直接間接の功勞者たる震災當時の町名譽職及有給吏員、各官衙の長、學校長、各種團體長等は左の如くである。

官 職 術

鎌倉警察署長	加藤助七
鎌倉郵便局長	大久保爲次郎
天田茂藤次	
秋岡保治	

官 國 币 社

官幣中社	鎌倉宮	宮司
國幣中社	鶴岡八幡宮	宮司
上井榮雄		

諸 學 校

神奈川縣師範學校長	永瀬伊一郎
鎌倉高等女學校長	田邊新之助
鎌倉小學校長	相澤善三
鎌倉同人會長	

鎌倉町在郷軍人分會

△會長	糸井金之助	雪ノ下	荒川已次
△副長(二名)	大扇町福本喜輔	黒川利吉	
二階堂石井紋次郎	小扇ヶ谷金子治三郎		
十ニ所高木誠之助	大町鈴木軍治		
△班長(十三名)	由比ヶ濱山ノ上園吉		
十二所宮内金藏	谷石渡德次郎		

鎌倉町消防組

三〇八

鎌倉町青年團

鎌倉町處女會

三一〇

△會長 由比ヶ濱田道子 △副會長 由比ヶ濱溝口慶子

町會議員

震災當時大正十三年九月改選後

安	島	鈴	蒲	大	香
齊	野	木	野	庭	山
三	森	慶	七	國	新
之	一	藏	五	里	之
助	同	同	郎	同	助
同	河	牧	鈴	小	小
	野	野	木	町	町
	兼	常	慶		
	吉	吉	藏		
	同	同	同		
	大	町			
相	河	石	濱	鈴	香
澤	野	橋	野	木	山
善	兼	溝	音	慶	新
三	吉	山	次	藏	之
助	利	由	郎	同	助
同	八	比	大		小
	同	ヶ			
		濱			
加	山	石	濱		
藤	田	渡			
榮	慶	惣			
助	三	左			
同	同	衛			
		門			

區長、區長代理人、衛生組合長

安	齊	宗	一	同	村	田	久	坂	ノ	下
高	橋	長	次	極	樂	寺	岩	澤	春	吉
△	一	名	缺	員			高	橋	長	次
							同			

小 町	字 別	區 長	區 長	代理 者	衛 生	組 合	長			
廣 瀨 利 兵 衛	十 二 所	山 口 良 造	宮 内 嶋	吉	高 木 市	太 郎				
廣 瀨 利 兵 衛	淨 明 寺	關 口 彌 三 郎	蒲 曾 右 衛 門		關 口 音 次 郎					
廣 瀨 利 兵 衛	二 階 堂	小 牧 源 之 助	村 田 市	太 郎	石 渡 市	五 部				
廣 瀨 利 兵 衛	西 御 門	鈴 木 銀 藏	鈴 木 安 太 郎		石 渡 啓 藏					
廣 瀨 利 兵 衛	雪 ノ 下	久 保 田 久 治 郎	多 忠 五 郎							
關 和 助	扇 ヶ 谷	齊 田 孫 三 郎	菊 地 爲 次 郎							
金 子 定 次 郎		河 内 彌 三 郎	黑 川 久 藏							

大

町

宮内喜代藏

三

留富藏

石

黒城助

亂橋材木座

羽太久七

吉崎九郎兵衛

藏

並宇之助

由比ヶ濱

坂ノ下

谷石渡惣左衛門

武井鑑

三郎兵衛

長谷

安齊保之助

加藤久吉

野間榮三郎

藏並宇之助

極樂寺

岩澤春吉

金田庫造

五木田倉吉

安齊縫次郎

備考

由比ヶ濱區長、林和三郎氏震災ノ爲死去セラレシニ依リ武井鑑三郎氏區長ノ事務ヲ執掌シ目丸慶三氏臨時區長代理ノ事務ニ從事セリ

役場吏員及備員

書記	久保田穆松	助役	石井延太郎	町長	早川義雄	職名	氏名
志村錦太郎							
同	同	同	同	同	同	同	同
小林保五郎							

同					關野虎之助	同			
同					熊山定藏	同			
同					鎌田長太郎	同			
同					北村治太郎	同			
同			高橋理						
同		小坂藤若							
石黒和吉									
工夫	給仕								
永澤梅吉		湯澤只次郎							
		近藤キサ							

備考、大正十二年十二月三日早川町長辭職、大正十三年一月十二日清川來吉町長ニ就任。大正十五年七月十
一日林助役辭職、八月二日沼田弘三助役ニ就任。大正十三年五月二十三日石井收入役辭職、同年七月
十日森駿藏收入役ニ就任。大正十五年三月三十日小坂書記主事ニ就任。

編 後 に

△本町震災誌編纂のこととは、大正十四年八月六日町會に於て其の調査費支出方を承認され、次で編纂委員を設けられたことに始まり、同月十九日第一回委員會が開かれたのである。委員は参考資料蒐集上の便宜を慮り、町會議員及團體の代表者を擧げ之に小學校長と役場の庶務係を加へることになつて、其の顔ぶれは左の如く決定した。

町會議員

石 橋 澄 山

同

相 澤 善 三

在郷軍人分會長

中 野 孝 一 郎

消防組頭

三 橋 左 一 郎

青年團副團長

小 坂 藤 若

鎌倉町役場書記

北 村 治 太 郎

小學校長

山 口 萬

△私は青年團を代表する者であるが、一方役場に勤務する關係で種々の場合に便宜がよいと云ふ理

由から幹事に互選され、總ての資料を統一編輯することになつた。

△蒐集すべき資料の項目は石橋氏と私との間で協議して立案し委員會の承認を經、之に基いて夫々關係方面を辿つて調査蒐集に努めた。然し種々の困難……例へば關係範圍があまりに廣汎なこと、残された参考記録の極めて尠いこと……などの困難が伴つて、容易に所期の目的に添ふことが出来なかつた。

△始め各區の資料蒐集のため、九月五日各區長を役場に招集し、調査項目を指示して先づ其の區の震災實記を記録することを依頼した。區長は其の旨を含んで夫々記録に従事したが、就中坂の下長谷由比ヶ濱等は主として相澤氏が記録し、扇ヶ谷へは幹事が出張して區長其の他より聽取し、他の各區提出の分についても、幹事が自身調査し又は特に事項を指示して回答を求むる等、入念に之を修補した。

△社寺の被害については、相澤氏及北村書記に於て一々出張し、社寺管理者について調査を遂げた。各軍隊又は救護團體等に對しては公文を以て照會を發し、比較的精確な資料を得ることが出來た。

△かくして一部の資料は纏つたのであるが、これだけ纏めるに於いても尠ながらざる日數を費し、加ふるに幹事に於てもつい公務に妨げらるゝことが多く、更に最も重要な役場關係の資料が、参考書類の不揃や關係吏員の淘汰等のため意の如く調査出來なかつたりしたので、之が編纂のことはいつか疎

かになつてしまつた。然し私はどうしても此のまゝ放棄してしまふ氣になれなかつたので、他の委員に對しては済まないが、一つ委員を離れて獨力完成せしめたいと考へ、大正十五年晚秋の頃より自分の體験を基礎にして、勇敢に筆を執つた。

△然るに其の歳末に及んで、最も哀悼すべき國家的大不幸のために、記念すべき大正の御代を送り新に昭和の元號を迎へることになつて、私は茫然自失せざるを得なかつたのである。何となれば大正大震災の其の名に於て記念すべき此の記録を、其の年號を冠する時代に完成出來なかつたことが、極めて深刻な憾みに思はれたからである。

△此の大きな刺戟に依つて、私は尠なからず執筆上の勇氣と興味とを殺がれたので、しばらくは筆も進まなかつた、然し翻つて改元の事實を思へば一刻も猶予する場合でないので、翌年早春の頃より晚秋の間に於て、主として公務の餘暇殊に夜間を利用して執筆し、辛うじて大體の脱稿を見るに至つたのである。

△前にも一寸しるしたが最も重要な役場關係の資料が、かかる大混雜の折からであつたため、關係書類が充分残つていなかつたり、又不整理であつたりしたため、此の中から必要な事項を拾ひ出すことは非常に困難であつた。然し幸なことには私自身が震災の體験者であり、又比較的重要な事務を執掌

してゐたゝめ、之に依つて参考書類の不充分な點を補ふことが出来た。従つて此の記録が一面に於て私自身の私的記録に惰するの嫌あるを免れぬ點の尠くないことを自認して、甚だ心苦しく思ふものである、が希くばその僭越と無禮とをとがめざらんことを。

△ △

△本書は大體昭和二年中に脱稿し、翌三年には専ら修補に從事、四年春漸く町理事者に提示報告を了し、昭和五年九月震災滿七周年を期して印行すること、なつてゐたが更に遅延し、今日漸く完成を見るに至つた次第である。記事は昭和三年を以て打切つたので、その後の事項で重要なものの、洩れたものもあるが、それは止むを得ないこと、御諒承願ひたい。

△尙本書の編纂に付ては、特に石橋湛山相澤善三兩氏の御盡力を賜つたことを茲に附記して感謝の意を表します。（昭和五年十月、小坂藤若識）

△ △

△本誌の「客編」は震災の記録が色々あつても割合民間に普及されてゐないので、本誌に依て本町の被害状況を知ると共に、本町以外の事項も併せ知らしめた方が、將來便宜が多からうと存じ斯くの如くその概況を記録した次第である。之に付ては二三の方から本町震災誌の性質から見て不必要ではない

かと云ふ御注意もあつたことなので、茲に念の爲お断りして置く。

△本誌所載の被害状況の寫眞は鎌倉同人會の撮影に係るものであり、復舊及復興状況の分は編者にて撮影したものである。

△表紙及扉の文字は清川町長の執筆である。

△昭和五年國勢調査の結果は未だ確定に至らぬ點もあり公表されないが、特別調査區に關する分を除いた本町の戸口は、五千三百二十五世帯二萬六千六百四十三人で、之を大正十四年の中間調査に比較すると實に一千〇五十二世帯五千六百三十人の增加である。而して縣下に於ては、横濱川崎横須賀の三市を除く町村としては、須馬町を合併した平塚町の次に位し、小田原及藤澤兩町を凌駕するの勢を示すに至つたことは、眞に欣快に堪へぬ次第で敢て茲に附記する所以である。

(昭和五年十二月追記)

鎌倉震災誌 終

昭和五年十二月二十日印刷
昭和五年十二月二十五日發行

非賣品

編集兼發行人

鎌倉町

右代表者 清川來吉

複不許

印 刷 者

牛込區鎌倉町七

堀 塚

修 道

鎌倉震災誌

發行所

神奈川縣鎌倉町

鎌倉町役場

圖書館藏